平成 19 事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間（平成 16～19 事業年度）に係る業務の実績に関する報告書

平成２０年６月

国 立 大 学 法 人
島　根　大　学

○ 大学の概要

（１）現況

①大学名　国立大学法人島根大学

②所在地　本部（松江キャンパス）島根県松江市
　　（出雲キャンパス）島根県出雲市

③役員の状況

学　長　本田　雄一（平成１８年４月１日～平成２１年３月３１日）
理事数　６名
監事数　２名

④学部等の構成

【学部】
法文学部，教育学部，医学部，総合理工学部，生物資源科学部

【研究科】
人文社会科学研究科，教育学研究科，医学系研究科，総合理工学研究科，生物資源科学研究科，法務研究科

【学内共同教育研究施設等】
附属図書館，保健管理センター，教育開発センター，入試センター，キャリアセンター，国際交流センター，生涯学習教育研究センター，総合情報処理センター，汽水域研究センター，産学連携センター，総合科学研究支援センター，外国語教育センター，島根大学・寧夏大学国際共同研究所，ミュージアム，プロジェクト研究推進機構，工作センター

⑤学生数及び教職員数（平成１９年５月１日現在）

学部・研究科等の学生数
　学部生数　　５，３７７名（うち留学生数　２５名）
　大学院生数　　７９１名（うち留学生数　８６名）
教員数（本務者）　　７４３名
職員数（本務者）　　８６１名

（２）大学の基本的な目標等

島根大学の理念・目的

大学の使命は，人類共有の財産である知的文化を継承し，さらに創造的に発展させるとともに，大学が有する知的資産と知的創造力を活用した人材育成，学術研究活動を行い，これらを通じて地域社会・国際社会の発展と人類の福祉に貢献することである。

新生大学は，このような大学の使命を果たすために，「教育重視の大学」，「知的活力ある大学」及び「開かれた大学」として，競争的環境の中で豊かな個性をもった大学を目指す。

①学生が育ち，学生とともに育つ大学（教育環境）

学生の多様な個性と夢を重視した教育を行い，変動する現代社会の要請に応え得る豊かな教養と高い倫理観を備え，かつ，科学的探求心に富む人材を養成する。

②知的活力ある大学（研究活動）

アクティブな知的集団として，常に自らを点検・評価しつつ，地域に密着した個性的な研究及び国際水準の独創的な研究を推進する。

③地域とともに歩む大学（地域との連携）

山陰・環日本海という地域の歴史的・地理的特性を活かし，大学が有する知的財産を活用することにより，教育・研究・文化の拠点として地域社会の発展に貢献する。

④世界に開かれた大学（国際貢献）

最先端の学術や文化に関する情報を発信・受信し，加えて，研究者，技術者，学生等の人的交流を活発に行うことにより，地域における国際学術交流の拠点として機能する。

⑤大学構成員の声が反映される大学（管理運営）

学長のリーダーシップと補佐体制の充実によって，企画・立案機能を向上させるとともに，教職員や学生の声が反映される透明性のある管理運営を行う。

【島根大学憲章の制定】

島根大学では，本学の使命，管理運営上の基本方針及び養成する人材像等の目標を示すため，平成１８年４月に「島根大学憲章」を制定・発効した。

【島根大学憲章】

島根大学は，学術の中心として深く真理を探究し，専門の学芸を教授研究するとともに，教育・研究・医療及び社会貢献を通じて，自然と共生する豊かな社会の発展に努める。とりわけ，世界的視野を持って，平和な国際社会の発展と社会進歩のために奉仕する人材を養成することを使命とする。

この使命を実現するために，島根大学は，知と文化の拠点として培った伝統と精神を重んじ，「地域に根ざし，地域社会から世界に発信する個性輝く大学」を目指すとともに，学生・教職員の協同のもと，学生が育ち，学生とともに育つ大学づくりを推進する。

1．豊かな人間性と高度な専門性を身につけた，自ら主体的に学ぶ人材の養成

島根大学は，深い教養に裏づけられた高い公共性・倫理性の涵養を教育の基礎に置き，現代社会を担う高度な専門性を身につけた人材の養成を行う。

島根大学は，学生が，山陰の豊かな自然，歴史と文化の中で，学修や関連する諸活動を通して積極的に社会に関わりながら，自ら主体的に学び，自律的人格として自己研鑽に努めるための環境を提供する。

2．特色ある地域課題に立脚した国際的水準の研究推進

島根大学は，社会の多面的要請に応えうる多様な分野の研究を推進するとともに，分野間の融合による特色ある研究を強化し，国際的に通用する創造性豊かな研究拠点を構築する。

島根大学は，社会の要請に応え，地域課題に立脚した特色ある研究を推進する。

3．地域問題の解決に向けた社会貢献活動の推進

島根大学は，教育・学修，研究，医療を通して学術研究の成果を広く社会に還元する。

島根大学は，市民と連携・協力して，地域社会に生起する諸課題の解決に努め，豊かな社会の発展に寄与する。

4．アジアをはじめとする諸外国との交流の推進

島根大学は，地域における国際的な拠点大学として，アジアをはじめとする国際社会に広く目を向け，価値ある情報発信と学術・文化・人材の交流を推進することによって，国際社会の平和と発展に貢献する。

5．学問の自由と人権の尊重，社会の信頼に応える大学運営

島根大学は，真理探究の精神を尊び，学問の自由と人権を尊重するとともに，環境との調和を図り，学問の府にふさわしい基盤を整える。

島根大学は，学内外の意見を十分に反映させつつ透明性の高い，機動的な運営を行う。

(3)大学の組織図

■平成19年度

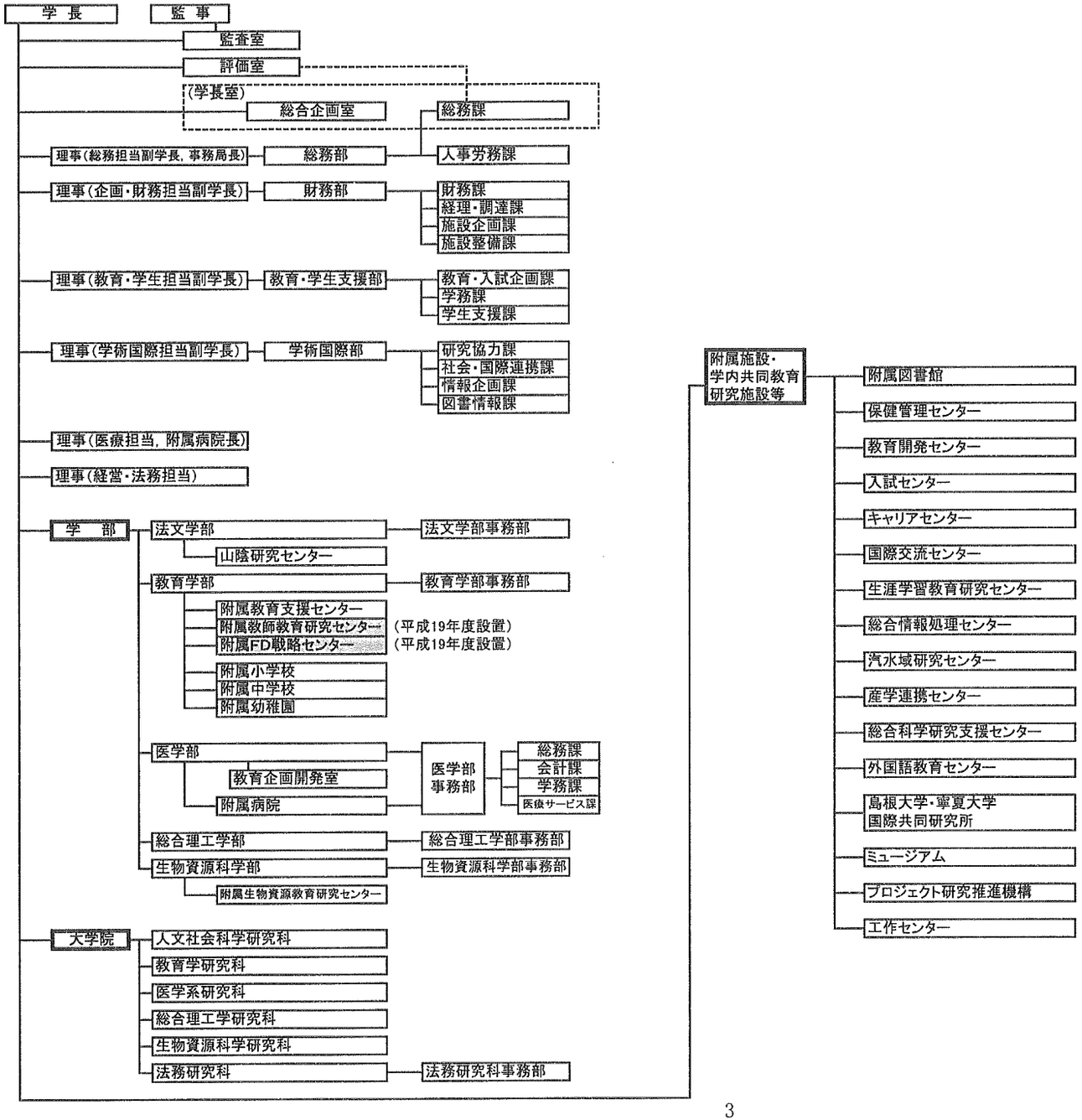

■平成18年度

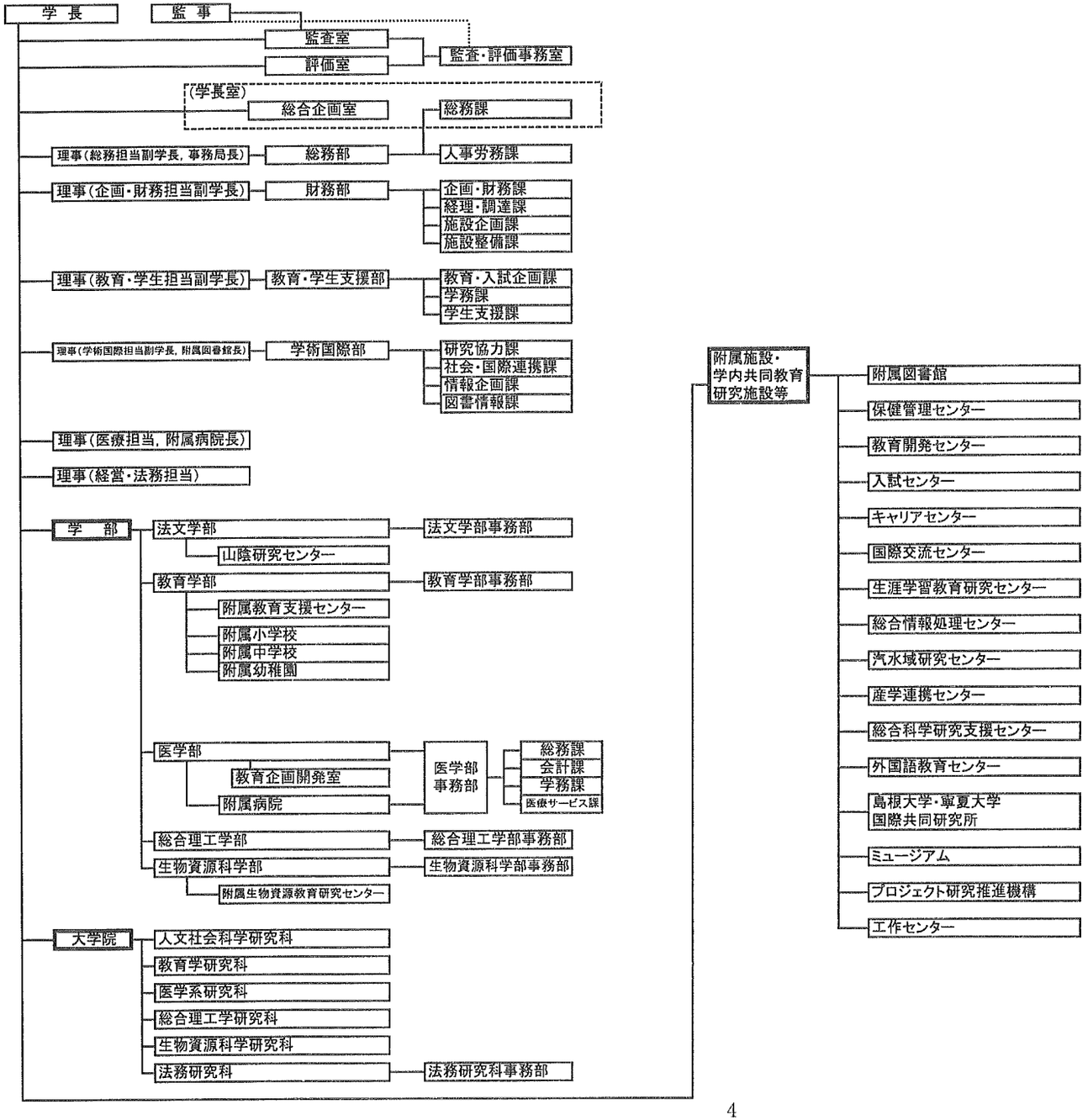
学長
監事
監査室
評価室
監査・評価事務室
(学長室)
総合企画室
総務課
理事(総務担当副学長，事務局長)
総務部
人事労務課
理事(企画・財務担当副学長)
財務部
企画・財務課
経理・調達課
施設企画課
施設整備課
理事(教育・学生担当副学長)
教育・学生支援部
教育・入試企画課
学務課
学生支援課
理事(学術国際担当副学長，附属図書館長)
学術国際部
研究協力課
社会・国際連携課
情報企画課
図書情報課
理事(医療担当，附属病院長)
理事(経営・法務担当)
学部
法文学部
法文学部事務部
山陰研究センター
教育学部
教育学部事務部
附属教育支援センター
附属小学校
附属中学校
附属幼稚園
医学部
教育企画開発室
附属病院
医学部事務部
総務課
会計課
学務課
医療サービス課
総合理工学部
総合理工学部事務部
生物資源科学部
生物資源科学部事務部
附属生物資源教育研究センター
大学院
人文社会科学研究科
教育学研究科
医学系研究科
総合理工学研究科
生物資源科学研究科
法務研究科
法務研究科事務部
附属施設・学内共同教育研究施設等
附属図書館
保健管理センター
教育開発センター
入試センター
キャリアセンター
国際交流センター
生涯学習教育研究センター
総合情報処理センター
汽水域研究センター
産学連携センター
総合科学研究支援センター
外国語教育センター
島根大学・寧夏大学国際共同研究所
ミュージアム
プロジェクト研究推進機構
工作センター

全体的な状況

旧島根大学と旧島根医科大学の統合(平成１５年１０月)により設置した新生「島根大学」は,地域社会に欠かせない個性輝く大学としての発展に取り組み,平成１８年４月には「島根大学憲章」を制定し,「地域に根ざし,地域社会から世界に発信する個性輝く大学」として,本学の目指すべき方向を広く内外に示した。

教育分野では,地域社会や地域医療等に貢献できる高度専門職業人の養成を推進するため,大学教育改革支援プログラム事業にみられるような特色ある取組を実施している。このような取組は組織全体に根付き,平成１９事業年度も５件の新規事業の採択につながっている。

学生支援体制としては,本学独自の奨学支援体制を確立するとともに,学務情報に「電子カルテ」システムを整備するなど,修学支援体制を強化した。

研究分野では「重点研究プロジェクト」における,統合によって創出された分野横断的な研究をはじめ,学内の政策的配分経費を重点的に投入した研究が,国際的にも注目される成果を上げ,本学の特色ある研究として育成されてきている。

さらに,地域社会との連携を重視し,地方公共団体との包括的連携協定の締結など,地域社会の要請に対応できる体制を構築した。医学部附属病院では,「都道府県がん診療連携拠点病院」の指定を受け(平成１９事業年度),地域のニーズに応じる診療機能の充実を図った。

大学運営にあたっては,学長のリーダーシップのもと,①学長裁量ポストとしての戦略的な教員配置,②役員体制及び事務組織の再編による機動的・効率的な運営に向けた改善,③環境マネジメントシステムを導入し,附属病院を含む全学でのＩＳＯ１４００１の認証取得(国公私立大学の中で初)を実現した。

さらに,学長によるキャンパスミーティングの実施,経営協議会の外部有識者からの提言,島根県経済４団体との懇談会の開催など学内外の意見を反映する取組を実施するとともに,社会への説明責任を果たすため,内部監査機能の充実や,月１回の定例記者会見による情報発信を行った。

以下,本実績報告書の項目順にしたがって,中期目標期間(平成１６～１９事業年度)における,本学の全体的な状況(主要な取組)を記述する。

Ｉ．業務運営・財務内容等の状況

１．業務運営の改善及び効率化に関する目標

○　機動的な組織体制の強化

【平成１６～１８事業年度】

・学長のリーダーシップの下,「常任理事懇談会」を毎週開催し,運営の重要事項について実質的な責任ある協議を行うこととした。

・学長室の戦略的な企画立案機能を強化するため総合企画室を組織して体制の充実を図った。

【平成１９事業年度】

・各委員会に事務職員を積極的に加える見直しをして,教員と事務職員が一体となって計画立案・執行に参画する教職協働の推進を図った。

○　業務改善及び効率化の推進

【平成１６～１８事業年度】

・学外の有識者を構成員に含めた「事務機構改革推進会議」において,役員構成を含む運営組織を見直すとともに,「事務機構改革３ヵ年計画」を策定し,人件費の削減,法人業務の整理・縮小,外部委託等を推進することとした。

・事務系幹部職員で構成する事務連絡会議の下に検討作業グループを設置して,業務改善や業務の外部委託を検討し,実施した。

・大学運営に反映させるため各学部教員,事務職員,学生等を対象に学長主催のキャンパスミーティングを実施した。

【平成１９事業年度】

・業務改善の推進に資する目的で,特に優れた業務改善の取組を選考し,学長表彰を行った。

・全学の業務の集約化と効率化を図るため「全学業務支援室」を設置することとした。

○　外部有識者の積極的活用

【平成１６～１８事業年度】

・外部有識者が構成員である経営協議会を積極的に活用し,外部有識者の意見を本学の運営に反映させた。

・専門的職能が求められる総合企画室及び国際交流センターの専任教員並びに学術国際部研究協力課に知財の専門職員をそれぞれ民間から採用した。

○　戦略的・効果的な資源配分

【平成１６～１８事業年度】

・平成１６年度から各部局の退職教員の人件費の３分の１を全学管理（学長裁量ポスト）とし，全学機能の充実に充当した。
・評価システムによる評価結果データを用いて「評価（競争的）配分経費」の配分を行い，また，学内の政策的配分経費による各プロジェクトの進捗状況の検証を行い，配分経費の補正を行った。
【平成１９事業年度】
・学長の裁量において直接執行可能な経費枠（学長裁量経費）を別枠として設けた。

○　監査機能の充実・強化
【平成１６～１８事業年度】
・内部監査の独立性を担保するため，監査室を事務局から独立させ，学長直属とした。
・被監査部局の負担軽減を図る観点から，各々の独自性を維持しながら監事監査と監査室監査を合同で実施し，効率的な監査を行った。
【平成１９事業年度】
・公的研究費等の不正防止を徹底するために新たに組織した「公的研究費等不正防止計画推進室」と監事及び監査室が連携する体制を整備した。

○　教育研究組織の見直し
【平成１６～１８事業年度】
・山陰地域における法化社会の進展に寄与し，地域で育ち地域で活躍する法曹の養成に対応するため法務研究科（山陰法科大学院）を設置した。
・教育学部を教員養成に特化した学部として再編し，全国初の試みである１０００時間体験学修プログラム等新しい教員養成プログラムを実施した。

２．財務内容の改善に関する目標
○　外部資金獲得の強化
【平成１６～１８事業年度】
・寄附講座，寄附研究部門等に関する体制を整備したうえで寄附研究部門（島根県連携新技術研究開発部門）を設置した。
・「島根大学支援基金」を創設し，募金を開始した。
・「外部資金獲得支援チーム」の支援による公募型補助金の獲得増に向けた全学的な取組みを行った。
【平成１９事業年度】
・科学研究費補助金の申請増に向けて個人へのインセンティブ・ペナルティ制度及びアドバイザー制度を導入した。
・臨床研究費の受入れについて契約方法の改善等を行った。
・出雲市からの寄附金（５年間）により，地域のがん医療水準の向上を図るため附属病院腫瘍センターに「腫瘍臨床研究部門」を設置した。

○　管理的経費の削減及び資金の運用
【平成１６～１８事業年度】
・契約金額の低減及び契約事務の平準化を図るために複数年契約方式を導入した。
・資金管理方針に基づいて資金運用計画を策定し，余裕資金を運用した。
【平成１９事業年度】
・オンラインにより航空券を手配するシステムを導入し，経費を節減した。

３．自己点検・評価及び情報提供に関する目標
○　自己点検・評価に関する取組
【平成１６～１８事業年度】
・大学評価評議会を設置し，大学評価の基本方針を定め，評価結果の共有や活用について全学的に対応する体制を整えた。
・個人評価及び第三者評価機関等による評価に関する全学的な基本方針を策定した。
【平成１９事業年度】
・大学教員の個人評価を本格的に実施し，その評価結果に基づき，平成２０年１月の処遇（昇給査定）に反映した。
・一般職員，医療系職員及び附属学校教員の個人評価を本格的に実施した。

○　情報公開の推進
【平成１６～１８事業年度】
・マスメディアを通じた大学情報発信を強化するため月１回の定例記者会見を開始した。
【平成１９事業年度】
・卒業生同士あるいは在学生との相互交流を促進するため「ホームカミングデー」を開催した。
・本学の諸活動を紹介し，本学の取組に対する意見，要望を聴くため「島根県経済４団体との懇談会」を開催した。

４．その他の業務運営に関する目標
○　環境マネジメントシステムの推進
【平成１６～１８事業年度】

・環境への負荷を低減するよう常に配慮・改善するため環境マネジメントシステムの導入を決定し，その構築に向け学生・教職員が一体となり取り組んだ。

【平成１９事業年度】

・環境に配慮した活動を引き続き推進し，国公私立大学を通じて全国初の医学部及び医学部附属病院（出雲キャンパス）を含む全学でのＩＳＯ１４００１の認証を取得した。

○　危機管理への対応

【平成１６～１８事業年度】

・総合的な危機管理への対応方針を取りまとめ「危機管理体制整備に関する基本的な考え方」及び「国立大学法人島根大学危機管理方針」を制定した。

・３段階の危機レベルを想定した総合的な「危機管理マニュアル」及び個別の危機に対応する「災害対策マニュアル」を作成した。

【平成１９事業年度】

・島根県が国民保護法に基づき初めて実施した原子力防災に係る情報伝達訓練，緊急避難訓練に本学も関係機関と連携して実施した。

Ⅱ．教育研究等の質の向上の状況

１．教育に関する目標

○　大学教育改革支援プログラム採択事業等にみられる特色ある取組

【平成１６～１８事業年度】

《「戦略的ＦＤによる資質向上スパイラルの実現－地域教員養成基幹学部のミッションを達成する『協同』の構築」の取組》

・「１０００時間体験学修」を中核とする教員養成カリキュラム改善や学生指導に活用する「プロファイルシート」を開発した。

《「夢と使命感を持った地域医療人の育成－日本版WWAMIプログラム－」の取組》

・米国WWAMIプログラムの医学教育現場視察や地域医療教育ＦＤを実施するなど，へき地医療を担う地域医療人育成と指導医の意識改革に取り組んだ。

・医学部医学科で島根県内のへき地出身者を対象とする独自の地域枠推薦入試を実施した。

《「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」の取組》

・へき地を含む県内の医療・福祉施設と双方向通信を活用した医学・看護学統合型ｅ-ラーニングの教育モデルを構築した。

【平成１９事業年度】

・特色ある大学教育支援プログラム採択事業
教育学部がこれまで実践してきた取組みを基盤として教育を再構造化し，確かな「教師力」を有する人材を育成するプログラムを実施

・社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム採択事業
若年者層を対象とした「体験学習」「討論型授業」「企業体験」などの体験と協働を核とする実践的なキャリア教育プログラムを実施

・新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム採択事業
学生の正課外の諸活動への参加に対してインセンティブ・ポイントを付与し，大学が積極的に課外活動等を評価するプログラムを実施

○　ＪＡＢＥＥ教育プログラムの充実

【平成１６～１８事業年度及び平成１９事業年度】

・理工系学部（総合理工学部，生物資源科学部）において日本技術者教育認定機構（ＪＡＢＥＥ）の教育プログラムの整備・充実を図り，ＪＡＢＥＥによる認定取得を推進した。

○　学生支援体制の強化・充実

【平成１６～１８事業年度】

・本学独自の奨学支援制度として「授業料奨学融資制度」を導入した。また，法科大学院生を対象とする奨学金制度「法務研究科奨学ローン」を導入した。

・「成績優秀者に対する授業料免除制度」を平成１８年度から導入・実施した。

・学務情報システムに学生の履修情報や就職情報を一元的に管理できる機能を追加して学生の「電子カルテ」システムを整備した。

・学生に付与する学内資格認定制度（資格名称：環境マネジメントシステムリーダー等）を導入した。

【平成１９事業年度】

・学生支援プログラムの取組の一環として，学生による「学生サポート・スタッフ」を立ち上げ，先輩学生による学生生活支援を開始した。

・大学院生の学会発表旅費等を補助する制度を設けて経済的支援を充実した。

２．研究に関する目標

○　プロジェクト研究推進機構における重点研究プロジェクトの推進

【平成１６～１８事業年度】

学部・研究科の枠を越えた新たな研究組織として「プロジェクト研究推進機構」を設置した。機構に複数の「重点研究プロジェクト」を立ち上げ，顕著な研究成果を上げた。

《健康長寿社会を創出するための医工農連携プロジェクトの成果》

・折れた骨を固定するためのスクリュー（ネジ）に患者本人の骨（自家骨）を使用する新しい骨折治療法を開発した。(UBS Special Award Innovation Japan 2005 医療・福祉部門賞受賞。)
・ＤＨＡ（ドコサヘキサエン酸）とＥＰＡ（エイコサペンタエン酸）による神経幹細胞のニューロンへの神経新生効果を明らかにし，「神経再生促進剤」の開発，国際特許公開に至った。
《Ｓ-ナノテクプロジェクトの成果》
・次世代照明装置の開発につながる酸化亜鉛（ＺｎＯ）ナノ粒子を使った青色発光素子及び白色面発光デバイスの開発に成功した。
・鉛フリーな次世代圧電体として注目される新規チタン酸バリウムに関する特許を出願した。
【平成１９事業年度】
《Ｓ-ナノテクプロジェクトの成果》
・安価な青色発光ダイオード（ＬＥＤ）材料として期待されている酸化亜鉛薄膜の量産対応装置「酸化亜鉛系薄膜成長用ＭＯＣＶＤ装置」を共同開発した。
・世界初となる酸化亜鉛単結晶薄膜の本格的な量産装置を開発した。
(「Microsoft Innovation Award 2007」ナノテク・材料部門賞受賞。)

○　研究支援のための制度設計
【平成１９事業年度】
・研究方法及び研究意欲の向上を図るため，本学の優れた研究実践を顕彰する「研究功労賞」による表彰を実施した。
・研究能力及び資質の向上を図るため，教員自らが主体的に研究に専念する「サバティカル研修制度」を導入した。

３．社会連携・国際交流に関する目標
○　国際交流の推進
【平成１６～１８事業年度】
・国際協力銀行（ＪＢＩＣ）の円借款による「中国・内陸部人材育成事業」と連携し，寧夏大学及び寧夏医学院から寧夏特別研究員を受け入れるとともに，研究拠点として寧夏大学との間に国際共同研究所を設置した。
・島根県と米国テキサス州の産業技術交流を「学」の立場からバックアップするため，「テキサスプロジェクト」（プロジェクト研究推進機構の特定研究部門）を立ち上げた。
【平成１９事業年度】
・テキサス州立大学ダラス校との間で教育・研究活動に関する交流協定を締結した。

○　地域社会との組織的連携の推進
【平成１６～１８事業年度】
・地域社会の発展や人材育成に寄与することを目的とした包括的連携に関する協定を複数の地方公共団体等と締結した。
・地域中小企業及び地域社会の発展に貢献することを目的とした「産学連携の協力推進に関する覚書」を複数の地元金融機関との間で締結した。
・島根県内主要図書館の蔵書がインターネット上から一元的に検索できる「島根県内図書館横断検索」を構築し，また，島根県立図書館及び松江市立図書館との相互協力協定を締結し，地域の学術情報拠点としての役割を果たす体制を整備した。
【平成１９事業年度】
・大学の知的資源と金融グループのネットワークを組み合わせ，地域の発展につなげていくことを目的とした「包括連携協力に関する協定」を山陰合同銀行グループと締結した。

４．附属病院に関する目標
○　質の高い医療人育成や臨床研究の推進等，教育・研究機能の向上のための取組
【平成１６～１８事業年度】
・「夢と使命感を持った地域医療人の育成－日本版ＷＷＡＭＩプログラム－」，「地域医療等社会的ニーズに対応した医療人育成支援プログラム」の取組を開始した。
【平成１９事業年度】
・島根大学，鳥取大学，広島大学の３大学コンソーシアムによる「がんプロフェッショナル養成プラン」を基盤に，高度な知識・技術を持つがん専門医及びコメディカルの養成に着手した。
・質の高い女性医療職を養成するモデル事業の「新しいキャリア継続モデル事業」により，女性医師・看護師の臨床現場定着及び復帰支援体制を整備した。

○　質の高い医療の提供のための取組
【平成１６～１８事業年度】
・がん治療専門の「腫瘍科」を新設し，平成１６年に「地域がん診療拠点病院」の認証を受けた。また，抗癌剤ミキシング室の設置やがん専門薬剤師の配置を実現し，日本病院薬剤師会「がん専門薬剤師研修施設」に認定された。
・地域医療機関から直接初診予約ができる「初診紹介患者予約サービス」を導入した。

【平成１９事業年度】
・がん医療推進のため，複数診療科間で相互支援を行い集学的治療が可能となる「腫瘍センター」を設置した。
・がん相談部門を備えた「医療相談支援室」を設置し，医療相談機能の強化を図り，「都道府県がん診療連携拠点病院」の指定を受けた。
・インターネットを介した「島根地域医療情報ネットワークシステム」利用による２４時間患者紹介予約受付システムを構築し，運用を開始した。

○　継続的・安定的な病院運営のための取組
【平成１６～１８事業年度】
・地域医療の問題解決に有用な連絡会議として「島根大学医学部附属病院関連病院長会議」を設立し，さらに，地域医療機関との連携強化を図るため近隣８医療機関が参加する「島根大学医学部附属病院医療連携会議」を設置した。
・後発医薬品の採用，医療材料の購入品目の見直し，市場価格調査・分析，価格交渉等を行って経費削減を図った。
【平成１９事業年度】
・一層の経営改善を図るため，外部有識者２名を加えた「附属病院運営経営懇談会」を設置した。
・値引交渉及び購入物品の再点検を行い，高額な医療材料や検査試薬の経費削減を図った。

５．附属学校に関する目標
【平成１６～１８事業年度】
・三附属学校園における教育の一貫性を向上させる目的で，４歳から１５歳までの１１年にわたる教育課程を継続して一体的にとらえ，４-３-４制による幼・小・中一貫教育の制度改革案を立案し，一部改革試行案を実施した。同時に，「幼・小・中一貫教育校」を平成２０年度に導入することとした。
・教育学部附属の教育支援センター及びＦＤ戦略センター等と協働し教育実習体制の整備を行い，各学年において附属学校園を活用した，４年一貫の教育実習プログラムを構築した。
【平成１９事業年度】
・「幼・小・中一貫教育」の実現に向けた体制の整備を行い，これにより，少人数教育を実現するとともに，三附属学校園の教職員組織を束ねた一体的マネジメントによる一貫した教育指導体制を実現した。

項目別の状況

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
（１）業務運営の改善及び効率化
①　運営体制の改善に関する目標

中期目標	①　学長がリーダーシップを発揮しつつ，全学的な支持と創意工夫を結集して，総合大学としての自立的かつ機動的な大学運営を行う。 ②　教員と事務職員等が一体となり，共同して業務運営が行える体制を整備，強化する。 ③　法人の持つ学内資源（資産，財源，人員等）を，全学的な視点に立って戦略的に運用し，法人全体の個性ある魅力的な大学を創造する。 ④　学部等の運営について機動性と戦略的な視点から効率化を図る。

中期計画	平成１９年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中期	年度	平成１９年度までの実施状況	平成２０～２１年度の実施予定	中期	年度
【１４３】 学長は，法人の運営体制の点検を平成１８年度末までに行い，必要な改善を行う。		Ⅳ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） ①　平成１６年度に監査室を設置し，規則の制定及び管理運営組織の確立など，国立大学法人として運営体制に重要な事項について重点的に点検した。 ②　「学長室」を設置して戦略的企画の立案・実施，全学的課題のマネージメント，スポークスマン機能・秘書機能の充実を図った。 ③　学長のリーダーシップによる総合的な企画立案に機動的かつ柔軟に対処するために設置した「総合企画室」において役員会，常任理事懇談会（平成１８年３月に副学長懇談会を改組），ブレーン会議，全学委員会，新設センター等について組織ごとの役割・課題等を点検・評価し，その結果を踏まえて，審議の簡素化・効率化を図る一方で重要事項の十分な審議時間の確保，会議構成員の見直しなどの改善を図り，学長を中心とした経営戦略・意思決定システムを確立した。 ④　附属病院長を医療担当理事に登用し，地域医療と先端医療が調和する大学病院を目指す体制を強化し，また，事務局長を総務担当理事に登用し，各理事の下に部長を配置し効率的な業務運営が可能な組織再編を行うなど，運営体制の改善を行った。 ⑤　学長が，教職員，学生の意見を広く聴く機会を設け，大学	計画なし		

				運営に反映させるため，各学部教員，事務職員，学生など１６区分に分けて学長とのキャンパスミーティングを実施し，大学運営に対する６１項目の要望に係る改善案を整理した。			
	【１４３】 平成１８年度に設置した学長室の機能を強化・充実させる。		Ⅳ	（平成１９年度の実施状況） 学長室を構成する「総合企画室」に，私立大学で理事長のブレーンとして大学の企画・立案を担当していた者を専任教員に採用し，民間的視点での企画・立案機能を強化するとともに，総合企画室会議を定例で開催することによって学長からの諮問等に迅速に対応した。			
【１４４】 統合後間もない状況をふまえつつ，医学部と他学部の関連組織の調整，再編をさらに進め，全学一体となって，合理的かつ機動的運営を可能にする環境を整備する。		Ⅳ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 部局連絡会議を「部局連絡協議会」に再編し，従来からの連絡調整機能に加え，部局間の重要事項を審議・決定するなど，実質的な協議を行う体制にした。 テレビ会議システム及び遠隔講義システムの利用を推進し，出雲キャンパスと松江キャンパス間の移動の軽減を図った。 役員会，経営協議会等の審議内容について，その議事要録をホームページで公表することにより，全学的な意志統一を図った。	計画なし		
	【１４４】 （平成１８年度に実施済みのため，１９年度は計画なし）			（平成１９年度の実施状況）			
【１４５】 企画戦略部門を担当する副学長のもとで，中期計画執行の総括的管理体制を確立し，情報収集・伝達体制を整備するとともに，計画遂行に向けて，教員・職員の資質の向上及び学内諸組織の活性化を図る。		Ⅲ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 法人評価を担当する副学長の下で中期計画の進捗状況を一元的に管理し，学長，常任理事で構成する常任理事懇談会で総括的な検討を行い，その検討結果を踏まえ，各計画の主担当副学長等の下で計画遂行に向けた改善を行った。 中期計画執行の管理体制を強化するため，役員会の下に「法人評価部門」を設置し，中期計画の実施状況の分析，改善状況の検証を行い，計画達成に向けた提言を行った。	引き続き中期計画の達成状況，教育研究の質的向上度について自己評価を行い，必要な改善を行う。		

	【１４５】 中期目標・中期計画の「暫定評価」に向けて学内体制を整備し，１６～１９年度の進行状況を検証する。		Ⅲ	（平成１９年度の実施状況） 法人評価部門において，大学評価評議会で決定した評価作業スケジュールに沿って中期目標期間における計画の達成状況，併せて教育研究の質的向上度について自己点検評価を行った。			
【１４６】 業務の適切な執行を点検するために，監査室を設置し，自主的な内部監査機能を充実させる。		Ⅳ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 内部監査機能の独立性を担保するため，監査室を学長直属の組織として監査体制の整備強化を図った。 被監査部局の負担軽減を図る観点から，各々の独自性を維持しながら監事監査と監査室監査を合同で実施し，効率的な監査を行った。 監事会（平成１７年６月設置）を定期的に開催して常勤監事，非常勤監事及び監査室との情報の共有化を図り，監査計画，監査調書及び報告等の作成について十分に協議し，各部局等に対して適切な指導・助言をした。 監査を実施するにあたっては監査マニュアルを作成し，また，監査結果に基づく検討課題を学内ホームページに掲載するとともに，措置を求める際には，担当理事や対応部局等の責任者を明確にし，かつ，具体的な方策の検討や提言を行うなどのフォローアップを行った。	平成１９年度実施した監事・内部監査の監査結果に対する今後検討を要する事項として「総合科学研究支援センター（物質機能分析分野）の専用スペースの確保」など９項目を当該部局等において，いかなる措置が行われたかに関し，引き続き追跡調査をする。 信頼性を著しく損なうリスクを回避・軽減するためこれまでの監査結果を踏まえ，リスクを伴う可能性のある事項，問題点等について，引き続き検証する。		
	【１４６】 監査がより一層充実し，かつ，生産性のあるものとなるよう，これまでの監査手続き等を双方向（監査担当者，被監査部局）から検証し改善を図る。 なお，定期監査においては各部局等毎のリスク管理の体制及びその方策・対処等について，重点的に実施する。		Ⅳ	（平成１９年度の実施状況） 被監査部局に対して監査結果の説明及び問題点の意見交換を密に行って相互理解を図るとともに，対処方策の観点等を示すなど，フォローアップに努めて被監査部局から迅速な措置を求めた。その結果，監査結果に基づき提示した２６件の検討課題に対して「医学部附属病院の経費削減の取組みについて」など計１７件の事項に対して改善を図ることができた。 定期監査で危険物質の保管・管理や附属病院滞留債権の回収などリスク管理の体制及び方策・対処等について監査を実施し，被監査部局に対して検討課題を示し，期限を付して報告させることとした。			

【１４７】 平成１６年度末までに企画室を設置し，戦略的・全学的企画機能を充実させる。		Ⅳ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 学長のリーダーシップによる総合的な企画立案に機動的かつ柔軟に対処するために企画戦略担当副学長（現企画・財務担当副学長）の責任体制の下，教員と事務職員とで室員を構成する「総合企画室」を設置し次の事項を実施した。 ①　「危機管理体制整備に関する基本的な考え方」及び「島根大学危機管理指針」を定め，危機管理に対する本学の方針と対応を文章化するとともに，大学が直面する危機に係る総合的な危機対応マニュアルとしての「危機管理マニュアル」を作成した。 ②　大学の使命を明確にすることを目的として制定した「島根大学憲章」の精神を一言で表すキャッチフレーズを学内外に公募して「人とともに　地域とともに　島根大学」に決定し，全ての構成員の行動指針とした。	学長のリーダーシップを補佐する観点から，機動的な大学運営に必要な企画を提案する。 平成２０年度末までに「島根大学憲章を推進するためのアクションプラン」実現に向けた実施計画を作成する。		
	【１４７】 総合企画室において，次期中期目標・計画をも見据えた，大学憲章を実現するためのアクションプランを１９年度末までに策定する。		Ⅳ	（平成１９年度の実施状況） 島根大学憲章に掲げる使命の実現に向けた取組みを具体化するための「島根大学憲章を推進するためのアクションプラン」を作成し，第一期，第二期の中期目標・中期計画と整合性を保って取り組むこととした。			
【１４８】 執行体制の明確化と効率的・機能的運営能力の向上のために，従来の委員会方式から，全学的視野に立って計画・実施に責任を負うセンター方式に計画的に移行させ，理事の業務分掌による執行責任体制を確立する。		Ⅲ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 全学的な施策について企画・立案し，自立的な大学運営に資するための組織として，理事を責任者とする総合企画室，評価室，教育開発センター，入試センター，キャリアセンター及び国際交流センターを設置し，それぞれの執行責任体制とともに専任教員の配置を含めた運営体制を整備した。 各組織の運営の状況，業務の自己点検評価を実施し，課題点を改善し，効率的，機能的な運営を図った。	計画なし		
	【１４８】 （平成１８年度に実施済みのため，１９年度は計画なし）			（平成１９年度の実施状況）			

【１４９】 大学構成員のすべての力量を法人の運営に活かすために，必要に応じて，教員と事務職員等が一体となって委員会を構成する等，計画立案・執行に参画する場を広げる。		Ⅳ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 全学的視野に立って計画の実施に責任を負う新設センター等において，教員と事務職員が協働して参画するとともに，広報・広聴委員会等，新設センター以外の委員会においても教員と事務職員が対等な権利・義務を担って委員会を構成する体制にした。 常任理事懇談会での実質の議論の場に各部長を加え，重要事項について課題を共有させることとした。 知財関係の専門職員に三菱農機（本社：島根県八束郡東出雲町）の知財部門所属の課長を採用し配置して，知的財産に関する経験を他の職員と共有できる体制にした。 文部科学省関係機関職員行政実務研修修了者の復帰後の配置先は，同研修で養った能力，経験を活かすことができるよう計画的な配置を行った。	引き続き，教員と事務職員が一体となって計画立案・執行に参画する教職協働の推進を図る。		
	【１４９】 教員と事務職員が一体となって構成される委員会を増やす観点から，既設委員会等の見直しのなかで，事務職員の専門性等を考慮し，必要に応じて事務職員を委員会の構成員とする。		Ⅳ	（平成１９年度の実施状況） 事務連絡会議において委員会の構成員に事務職員を積極的に加える見直しを行うこと，事務職員が会議に陪席する場合であっても審議に積極的に関与することを確認した。 ホームカミングデー実行委員会，施設検討委員会，医療相談支援室相談室会議（患者相談部門）など，合計８委員会（会議）に事務職員が新たに参画した。			
【１５０】 学内環境整備，図書館業務，福利厚生施設の運営等に，学生が参画できる制度を整備する。		Ⅳ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 環境マネジメントシステムの構築に向け，「島根大学環境マネジメントシステム（ＥＭＳ）実施委員会」に学生ＥＭＳ委員会（委員は学長が委嘱）の代表を参加させ，ＥＭＳ活動を学生とともに取組み，平成１８年３月に松江キャンパスでＩＳＯ１４００１を認証取得した。 附属図書館，保健管理センター等で学生が労務に携わる分野を増やすとともに，福利厚生施設（食堂，売店）の運営等に学生を活用した。	引き続き，学内環境整備，図書館業務，福利厚生施設の運営等に参画する学生を拡大する。		
	【１５０】 ○　学内環境整備，図書館		Ⅳ	（平成１９年度の実施状況） 構内清掃，放置自転車の撤去等，学内の環境整備を学生の参			

	業務，福利厚生施設の運営等への学生アルバイト活用を促進する。 ○　ＥＭＳ（環境マネジメントシステム）活動を行う学生を支援する。 ○　学生と職員が一体となり学内環境整備を行う。 ○　学生のニーズを取り入れ，計画的に福利厚生施設の整備を図る。			加協力を得て実施した。 附属図書館，福利厚生施設，保健管理センターでは引き続き学生アルバイトを活用した。 学生支援プログラム「学生の自主的活動の評価と教育効果の向上」の推進のため，在学生による「学生サポート・スタッフ」を募集（登録学生数：４８人）し，職員とともに新入生に対する入学前のアドバイスなどの支援活動を行った。 また，学生がＥＭＳ委員会等の学生委員として大学の企画・運営に関わる場合やボランティア活動等に参加したときには，その活動をポイント化して評価（可視化）するため「島大ビビットカード」を導入した。 福利厚生施設の整備については，年度計画【５３】の『計画の進捗状況』を参照。			
【１５１】 法人の中長期的な経営戦略や中期目標・計画の遂行のために，学長のリーダーシップのもとで，評価をふまえた学内資源の有効活用を行う。		Ⅲ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 学長直属の組織として大学評価の基礎となる情報収集，組織評価，評価結果を公表する評価室を，また，評価の基本方針に関する事項を審議する大学評価評議会を設置した。 島根大学における大学評価に関する基本方針を定め，評価結果を資産配分に活用することとし，評価システムによる評価結果データを用いて「評価（競争的）配分経費」を配分した。 学長が戦略的な教員の配置を行うため，各部局の退職教員人件費の３分の１を全学管理へ拠出することとし，法人化後の戦略的な組織である「総合企画室」「評価室」「教育開発センター」「キャリアセンター」「国際交流センター」「プロジェクト研究推進機構」へ順次教員を配置した。 施設の点検・評価を行い，「島根大学５ヵ年整備計画」を作成した。また，学部研究棟の改修に伴い，施設の有効活用のため共用スペースを確保した。	引き続き，評価を踏まえた学内資源の有効活用を行う。		
	【１５１】 「島根大学における大学評価に関する基本方針」を踏まえ，予算配分，施設設備の有効活用を行う。		Ⅲ	（平成１９年度の実施状況） 「評価（競争的）配分経費」の配分方法の検証を行い，部局の教育研究活動の事項毎の評価係数のうち社会貢献，ＦＤを重視する観点から，公開講座時間数，ＦＤ企画運営及び著書・論文等に関する係数を見直して予算を配分した。 その他に学長の裁量において直接執行可能な経費枠（学長裁			

				量経費）を別枠として設けた。 また，平成１８年度の剰余金について，学長のリーダーシップの下，各部局と大学本部における配分枠の割合を見直して全学的な施設等整備に充てる経費を増額した。 施設設備の有効活用について原則として特色ある教育研究に携わる者及びチームが共用スペースを利用できるように「共用スペース運用要領(学長決裁)」を定めた。			
【１５２】 予算配分については，全体の基盤となる教育・研究を対象とした「基盤的配分」に加えて，評価システムに基づく「評価（競争的）配分」及び教育・研究・社会貢献等の計画的な育成のための「政策的配分」を行う。		Ⅲ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 学長のリーダーシップの下，長期的視点に立った戦略的な資源配分及び社会的ニーズの変化等に機動的に対応する経費として「政策的配分経費」の配分を行った。 教育・研究のインセンティブを高めるため，評価システムによる評価結果データを用いて「評価（競争的）配分経費」の配分を行った。	学内資源を戦略的に運用するため，引き続き「評価（競争的）経費」，「政策的経費」の配分及び配分方法の検証を行う。		
	【１５２】 評価システムに基づく「評価（競争的）経費」の，配分方法について検証を行う。		Ⅲ	（平成１９年度の実施状況） 年度計画【１５１】の平成１９年度の『実施状況』を参照。			
【１５３】 全学的人件費枠を使って，教育・研究の活性化のために人的資源の流動化を進める。		Ⅳ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 人件費の全学的管理枠確保の方策を決定し，新設センター等及びプロジェクト事業における人員配置計画を作成した。 新設センター等の教員採用にあたり任期制を導入し，流動性を高めた。「プロジェクト研究推進機構」の重点研究部門には，全学的管理枠の人件費を使用することにより学部等から所属を変更して研究に専念できる教員を配置できる制度を構築した。 平成１８年度末までに全ての新設センター等に任期制の導入を完了し，人的資源の流動化と教育・研究や組織の活性化を図った。	計画なし		
	【１５３】 （平成１８年度に実施済みのため，１９年度は計			（平成１９年度の実施状況）			

	画なし)						
【１５４】 平成１７年度末までに,学部の意思決定の迅速化を図るための組織(代議制[教員会議](仮称)・企画委員会・副学部長の設置等)及び実施方法について検討を行い,可能なところから実行する。		Ⅳ		(平成１６～１８年度の実施状況概略) 機動的な学部運営を図るため，全ての学部において副学部長を設置した。 各学部，法務研究科において，学部等における意思決定の体制・仕組み等の現状分析，優れた点，問題点・課題，将来の改善策等について自己点検評価を実施し，副学部長と評議員の役割分担の明確化，各種委員会委員の選出方法の見直し，教授会・研究科委員会の審議事項を見直して各種委員会へ付託することによる意思決定の迅速化などの改善策を実施した。	計画なし		
	【１５４】 (平成１８年度に実施済みのため，１９年度は計画なし)			(平成１９年度の実施状況)			
				ウェイト小計			

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
（１）　業務運営の改善及び効率化
②　教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標	①　組織の改組転換を含め，教育機能，研究機能を再検討し，教育研究の進展や社会的要請に柔軟に対応する。

中期計画	平成１９年度計画	進捗状況 中期	進捗状況 年度	判断理由（計画の実施状況等） 平成１９年度までの実施状況	判断理由（計画の実施状況等） 平成２０～２１年度の実施予定	ウェイト 中期	ウェイト 年度
【１５５】 平成１６年度に設置された山陰地域に根ざす法律家を養成するための法科大学院を定着させ，平成１９年度にその再点検を行い充実を図る。また，平成１６年度に改組した法文学部及び大学院人文社会科学研究科をそれぞれ平成２０年度及び平成１８年度に再点検し，これらの一層の充実を図る。		Ⅳ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） （法務研究科） 法務研究科では，志願者数が入学定員（３０名）の３倍前後で推移し，また入学者の３分の１が山陰地域出身者であり，第１期修了生（２９名）の輩出によって山陰地域の法科大学院として定着した。 平成１８年度には，大学設置・学校法人審議会の履行状況調査の留意事項に対応し，平成１９年度からのカリキュラムの大幅な改善，見直しを行った。 教育課程は，その飛躍的充実が課題であったが，編成の改善・実施により整備された。厳格で客観的な成績評価，修了認定制度は確立過程に入った。 法務研究科内に設置した「地域法律相談センター」において，実務家教員が中心となり，地域住民からの法律相談（移動法律相談を含む。）に応じた。 また，この相談の場に法曹を目指す大学院生を同席させ臨床的な法曹養成教育（リーガルクリニック）を行い，地域での法科大学院の役割と地域定着を図った。	整備した教育課程の細部の修正（演習等の少人数双方向型授業の検討）を行うことによって，理論と実務基礎を連携させた実践的な教育に向け質をさらに高める。 地域に根ざした法曹養成機関としての役割を高めるため，山陰地域の大学出身者を安定的確保するなどの方策を検討する。 引き続き年度毎の自己点検評価，教員の自己点検評価を実施する。		
	【１５５】 （法務研究科） 法務研究科は，３か年の		Ⅳ	（平成１９年度の実施状況） （法務研究科） 法務研究科では，法曹養成教育の充実に向け，教育面では教			

	実績を踏まえ，最重点を置いてきた法曹養成教育と併せて，教育を支える教員の研究機能を高めること，さらには専門職業人養成教育の到達目標を地域・社会的要請と並行させ深めることができるように教育・研究内容及び組織の充実を図る。			育課程の授業科目群の再編・改定による系統的な教育の拡充，４学期制による段階的教育の充実，授業科目の原則２単位化による集中的教育，ＧＰＡ（Grade Point Average（グレード・ポイント・アベレージ））採用による成績評価・修了認定の厳格化により教育体系・内容の飛躍的改善を図った。 規則化したＦＤを定着させ，組織的な教育方法の改善を図り，教育機能を高めた。 専門職業人養成の到達目標を高めるため，地元法律事務所（山陰リーガルクリニック）との組織的連携を制度化し，理論と実務を架橋する組織的教育基盤を確立した。また，研究業績の公表，研究会参加等の成果によって教員が担う学術研究などの研究機能を高めた。 法務研究科内の地域法律相談センターは，島根県の消費者保護事業の委託を受け，大学院生同席で移動法律相談を行い，地域と密着・連動した専門職業人（法曹）養成教育の実践的な拡充を図った。			
		Ⅳ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） （法文学部） 法文学部では，社会福祉学教員及び考古学教員を（教育学部からの異動措置により）それぞれ１名増員し，教育組織を充実するとともに，高校福祉教員免許の課程認定を受けるなど，学生と地域社会の要請に応える体制を整備した。 大学評価基準に対する現状調査（学内試行）を実施し，また，学部改組の成果と問題点を検証するために，卒業生を対象とした学部教育・学生指導に関するアンケートを実施し，エッセンシャル・ミニマム（学科・コース）の策定，シラバスの改善などに取り組んだ。 法務研究科教員の学部教育における負担を軽減するため，専他（学内の他の学部または大学院の専任教員数に参入する専門職大学院の教員）を解消した。 人文社会科学研究科では，大学評価基準に対する現状調査（学内試行）を実施し，また，大学院生へのアンケートの実施・分析，入試状況，在籍状況等から改組後の総括を行い，「人文社会科学研究科の状況と問題点－平成１６年度の改組後の総括として－」として取りまとめるとともに，明らかになった問題点に対して「研究科担当教員の再審査制度」の制定，修論発	法文学部では，平成２０年度に改組後の教育と研究に関する成果と問題点を総括し，次期の中期目標・中期計画に反映させる。 人文社会科学研究科では，改組後の総括を踏まえ，広い視野に立って地域の課題に取り組む力量を育成することができるような授業科目を新たに設けるなど，カリキュラムの見直しを行う。		

				表会の開催，研究指導計画書，授業計画書提出の制度化，成績評価基準の明確化などの取組みにより，研究・教育体制の改善を図った。			
	【１５５】 （法文学部） ○　人文社会科学研究科では，平成１８年度に行った「中央教育審議会答申」への対応にともなう規則改正の実態化（修論発表会，シラバスの充実など）をはかるとともに，２年間の総括を踏まえ，カリキュラムや運営など再点検を行う。また，研究科としてのＦＤ活動を実施する。 ○　法文学部では，①平成１９年度から法務研究科との専他を解消したが，引き続き法務研究科教員の学部教育における負担の軽減に努める，②平成１９年度から認められた教員免許科目「福祉」教育の充実に努める，③学生アンケートや学生との意見交換会などを引き続き実施するとともに，平成１６年度の改組後の成果と問題点を点検するなど，総括を始める。		Ⅲ	（平成１９年度の実施状況） （法文学部） 法文学部では，法務研究科教員による学部の兼務教員数を１２名（平成１８年度）から６名（平成１９年度）に半減させた。 高校福祉教員免許の取得を目指す学生が専門分野の知識を広く修得できるように「福祉学原論」の講義を新たに設けた。 「成績評価に対する不服申し立て制度」の制定，エッセンシャル・ミニマム（学部）の策定，保護者からの相談体制の整備など，教育・学生指導体制の充実を図った。 人文社会科学研究科では，「成績評価に対する不服申し立て制度」を定めるなど，引き続き「中央教育審議会答申」に対応する措置を講じるとともに，改組後の総括と改善策を検討し，地域社会の要請に応えるために，平成２０年度から新たに社会福祉を専門とする学生を受け入れるため社会文化コースのカリキュラムを改定した。また，ＦＤの活動では，修論発表会を開催し教育方法の工夫・改善に関して意見交換を行った。		
【１５６】 教育学部は，山陰地		Ⅳ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） （教育学部）	中期目標・計画に掲げる内容は，各年度計		

域における唯一の教員養成専門学部として，「１０００時間教育体験学修」等を柱とする斬新な教育課程を編成して，２１世紀の教育改革を担う高度専門職業人としての義務教育教員の養成を行う。				平成１６年度から山陰地域における唯一の教員養成専門学部となった教育学部では，抜本的な教員養成改革を目指し，以下のような教育プログラムの改善と組織の改善を行ってきた。 １．教育プログラムの改善 １）主専攻・副専攻制の導入 小中一貫教育や特別支援教育などに対応するため，複数の得意分野を持つ義務教育教員を養成する主専攻・副専攻制を導入した。 ２）実習セメスター制の導入 教育実習の高度化を図るため，３年次後期を実習セメスターとし，教育実習および体験学修活動を充実させた（平成１８年度実施）。 ３）１０００時間体験学修の必修化 優れた教育実践力を育成する以下の新たな教育プログラムを柱とする１０００時間体験学修を導入し，卒業要件として必修化した。 ① 地域社会の中で基礎的な教育実践力の向上を図る「基礎体験領域」 ② ４年間を通して附属学校における教育実習を積み上げる「学校教育体験領域」 ③ 教育相談やグループエンカウンターの基礎を学ぶ「臨床カウンセリング体験領域」 ４）プロファイルシートの開発 学生の成績（ＧＰＡ得点），体験時間数などの客観的評価，教師力に関する学生の自己評価，指導教員からの他者評価という３つの評価を通じて，学生の「教師力」を可視化できる「プロファイルシート」システムを開発した。 ５）教育内容構成研究の構築とカリキュラム化 教職科目と教科専門科目の有機的連携を図るため，「教育内容構成研究」科目を構築し，全専攻においてカリキュラム化を行った。 ２．組織の改善 １）教育支援センターの整備 島根・鳥取両県の教育委員会から高水準の教育実践指導力を持つ小中学校教員４名を専任の准教授として３年の任期付きで配置した。また，島根県臨床心理士会から，スクールカウンセラーとしての豊富な実績を持つ臨床心理士１名を同様に専任として招聘することにより，５名の教	画の取組みにより達成できた。今後は，これまでの取組みを検証し，問題点や課題等があれば必要な改善を行い，社会的ニーズ等を踏まえた改革に取り組む。		

				育・臨床実践家を擁する「教育支援センター」を整備した。同センターには，「基礎体験領域」「学校教育体験領域」「臨床カウンセリング体験領域」の３部門を置き，約２０名の学部教員を各部門に兼任教員として配置し，１０００時間体験学修の企画，運営管理を担当する組織を確立した。 ２）ＦＤ戦略センターの立ち上げ 平成１７年度に学部独自の戦略的ＦＤによって，学生の教職能力を開発促進するとともに，これを支援する学部の教員養成カリキュラム全般を「教師力」に向けて統合していくことを目的に兼任教員１４名から構成されるＦＤ戦略センターを設置した。具体的には，プロファイルシートシステムの構築，プロファイルシートシステムを用いた学生指導，全授業科目及び体験学修領域の総点検（目標参照シートの作成），学部教員組織のＦＤ計画の立案実施（授業公開，シラバスの独自改善等），教育実習前の地域社会による学生面接（面接道場）の実施などである。なお，面接道場は，５分野（教育行政，学校教育，社会教育・青少年教育・スポーツ，芸術文化・ＮＰＯ，企業・報道関係・その他）の学外有識者計２４名によって実施した。 ３）教師教育研究センターの設置 教育学部の人的資源を生かし，全学の教職課程を一元的に管理・運営するとともに，教員免許更新制度へ対応するため，専任教員４名で構成する教師教育研究センターを設置することとした（平成１９年度）。 ３．改善の成果 １）本学部が申請した「戦略的ＦＤによる資質向上スパイラルの実現－地域教員養成基幹学部のミッションを達成する「協同」の構築－」が平成１７・１８年度「大学・大学院における教員養成推進プログラム」【教員養成ＧＰ】に採択された。 ２）本学部が申請した「確かな教師力を育む多角的評価の実現－「１０００時間体験学習」「学生プロファイルシート」「面接道場」で可視化する教師としての自己成長－」が平成１９・２０・２１年度「特色ある大学教育支援プログラム」【特色ＧＰ】に採択された。			

	【１５６】 （教育学部） ○　教育学部においては，全学の教職課程の充実を図るため，学部附属施設として「教師教育研究センター」を設置し，専任教員及び兼任教員を配置する。 　また，既存の教育支援センター，ＦＤ戦略センターと教師教育研究センターの連携を強化し，教育学部の教員養成教育プログラムの一層の改善を図る。 ○　平成２０年度の制度創設が予定されている「教職大学院」については，山陰地域の唯一の教員養成専門学部・大学院としての設置を目指して計画を策定する。「教職大学院」設置に伴い，既存教育学研究科の全面改組を実現し，教員組織，教育内容を刷新する。		Ⅳ	（平成１９年度の実施状況） （教育学部） 　教員免許更新に係る中国地区国立５大学協議会を開催し，「教員免許更新推進機構（仮称）」を立ち上げるとともに，機構事務局を本学へ設置し，平成２０年度免許状更新講習プログラム開発委託事業に取り組むこととした。 　文部科学省との協議を踏まえ，「教職大学院」の設置については引き続き検討するとともに，教職大学院の制度創設を踏まえ，学部教育との一貫性を高めるために教員組織を再編し，より高い専門性の習得を目指した教育内容に刷新するとともに，現職教員の資質向上に資する「１年短期履修コース」を新設することとした。			
【１５７】 　医学部は，医療人養成教育システムの改革を図り，最先端医療・地域医療・難病医療等に貢献する国際的な研究拠点の構築を図るための教育・研究組織の		Ⅲ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） （医学部） 　中期計画推進委員会を立ち上げ，教育・研究組織の改組について全教授にアンケートを実施し，回答を解析した。平行して地域医療教育学講座や腫瘍センターの設置について検討を進め，平成１９年度設置を決定した。 　平成１６年度から大学院教育・研究面の管理運営体制を強化するため，教育研究評議員と兼務していた副学部長を分離し，	がんプロフェッショナル養成プランと連動した，鳥取大学，広島大学との大学院コンソーシアム体制を確立する。 　重点研究プロジェクトの実績を基礎として		

改組を推進する。				業務分担体制を整備した。	グローバルＣＯＥ採択へ向けて，博士課程に医工連携に関する科目を設け，コース設置を検討する。日本家庭医療学会の定めた家庭医認定医を取得できる条件を満たす研修プログラムを大学院博士課程の中に組み込むため検討を進める。附属病院に地域医療教育センターを島根県との連携により開設し，県内医療機関で働く医療職の再教育とスキルアップに責任をもつ部署を開設する。		
	【１５７】 （医学部） 医学科に地域医療教育学講座を開設し，専任教員を配置するとともに，地域医療人育成のための入学から卒業に至るまでの教育カリキュラムの策定を行う。臨床腫瘍学教育及び専門医育成を中心とする卒前・卒後の教育研究体制を大学院（腫瘍専門医育成コース，高度臨床医育成コース）と附属病院に構築する。		Ⅲ	（平成１９年度の実施状況） （医学部） 教育・研究組織の改組の一環として，医学科に地域医療教育学講座を開設し専任教員を配置した。新たに設置した同講座を有機的に含む６年一貫教育システムを確立するため，教育企画開発室を再編し，地域医療人育成のための一貫したカリキュラムを策定し，さらに改善に向けて検討している。 博士課程に従来の研究者育成コースに加えて，腫瘍専門医育成コース，高度臨床医育成コースを新設した。 併せて，医科学研究の融合・総合化のニーズに対応した教育を行うため平成２０年度から従来の３専攻を医科学専攻に統合することを決定した。 附属病院に腫瘍センターを設置し，腫瘍専門医育成コースの臨床教育体制を整備した。			
【１５８】 総合理工学部及び生物資源科学部は，学科・講座の設置理念・目標を点検し，教育組織・研究組織のあり方を検討する。		Ⅲ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） （総合理工学部） 総合理工学部では，教育研究の進展や社会的要請に柔軟に対応するため，理念・教育目的を再点検した結果，ＪＡＢＥＥの認定基準を満たす高度な技術者教育・理工系教育体制を確立することが急務であると判断した。 各学科・分野で順次，ＪＡＢＥＥの認定に向けた教育コースの再編，カリキュラムや教育体制等の整備，ＰＤＣＡサイクルによる教育システムの恒常的な改善等に取り組んだ。 その結果，地球資源環境学科の「技術者教育プログラム」，数理・情報システム学科の「コンピュータサイエンス専修プログラム」，電子制御システム工学科の「技術者教育プログラム」が，それぞれ平成１５，１６，１７年度にＪＡＢＥＥを受審し，２年間の認定を受けた。 また，地球資源環境学科の「技術者教育プログラム」，数理・情報システム学科の「コンピュータサイエンス専修プログラム」が，それぞれ平成１７，１８年度にＪＡＢＥＥの中間審査を受け，認定期間の３年間の延長が認められた。	平成２０年度には，材料プロセス工学科の技術者教育プログラムがＪＡＢＥＥを受審予定である。また，地球資源環境学科の技術者教育プログラムが認定継続のためＪＡＢＥＥ受審を予定している。 平成２１年度には，数理・情報システム学科のコンピュータサイエンス専修プログラムが認定継続のためＪＡＢＥＥ受審を予定している。		

				総合理工学研究科では，教育研究の進展に対応して教育機能，研究機能を高めるため，研究科教員の資格審査に関する基準を見直し，助教に研究科担当の資格を与えることとした。	なお，各技術者教育プログラムは，平成２０，２１年度にもＰＤＣＡサイクルを実行し，教育システムのさらなる改善を実施する。		
	【１５８】 （総合理工学部） ○　物質科学科物理分野は，ＪＡＢＥＥ受審，教員による授業参観と相互評価，卒業生アンケート実施，教育の見直し・改善を実施する。 ○　物質科学科化学分野は，１８年度に実施した外部評価及びＪＡＢＥＥ事前相談等に基づき，教育プログラムの改善を行うとともに，ＪＡＢＥＥ受審を実施する。 ○　数理・情報システム学科情報分野は，平成１６年度受審結果及び１８年度中間審査結果に基づく改善事項を含めた継続的改善を実施する。 ○　電子制御システム工学科は，継続的な教育プログラムの改善を行い，中間審査を受ける。 ○　材料プロセス工学科は，平成２０年のＪＡＢＥＥ受審を目指し，指導員派遣によるコンサルタントを受けプログラムの修正，プログラムの外部評価とＪＡＢＥＥ情報の収集を実施する。		Ⅲ	（平成１９年度の実施状況） （総合理工学部） 物質科学科物理分野では，教員による授業参観と相互評価，卒業生アンケートの結果を踏まえ，教育プログラムの見直し・改善を実施し，ＪＡＢＥＥを受審した。 物質科学科化学分野では，平成１８年度に実施した外部評価及びＪＡＢＥＥ事前相談等に基づいて教育プログラムの改善を行い，ＪＡＢＥＥを受審した。 数理・情報システム学科情報分野では，平成１６年度受審結果及び平成１８年度中間審査結果に基づく改善事項を含めた継続的改善を実施した。 電子制御システム工学科では，教育プログラムの継続的な改善を行いＪＡＢＥＥの中間審査を受けた。 材料プロセス工学科では，平成２０年度のＪＡＢＥＥ受審を目指し，指導員派遣によるコンサルタントを受けプログラムの修正，プログラムの外部評価とＪＡＢＥＥ情報の収集を実施した。			

		Ⅲ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） （生物資源科学部） 生物資源科学部では，学部の設置理念及び各５学科・１３講座・附属生物資源教育研究センターの設置理念を改めて検証した。設置後１０年を経過したが，それぞれの理念は現在でも妥当であると判断された。 学部教育に係るエッセンシャル・ミニマムを策定し，それに適うカリキュラムを再構築するために，科目の統合，廃止，新設等１００授業科目以上について見直し，平成１９年度入学生から提供することとした。 地域社会からの生産環境整備に対する要請に応えて，地域開発科学科（工科系）のカリキュラム改革を実施し，ＪＡＢＥＥ教育プログラムに対応して技術士補の資格取得を可能にした。 生物資源科学研究科では，中央教育審議会答申「新しい時代の大学院教育」を踏まえた教育体制を構築するために，教育プログラムの再構成の必要性，学生ニーズの把握，組織のあり方について検討し，研究科を改組・再編することとした。 研究科教員の資格審査に関する基準を見直し，助教に研究科担当の資格を与えることとした。	生物資源科学研究科の改組初年度にあたり，組織，教育内容，教育方法等について学部との整合性を検証する。また，附属生物資源教育研究センター森林科学部門及び農業生産科学部門における教育・研究及び事業のあり方について，中長期的な計画策定に着手する。		
	【１５８】 （生物資源科学部） 引き続き平成２０年度以降の教育組織・研究組織のあり方を検討する。		Ⅳ	（平成１９年度の実施状況） （生物資源科学部） 中央教育審議会答申「新時代の大学院教育」を受けて大学院教育の実質化と学生の志向を考慮し，研究科の更なる実質化を図るために，生物資源科学研究科の現行５専攻各２コース制から３専攻各３コース制に改組し，教育組織も一部再編した。 高度専門職業人を養成する多様な教育プログラム（課題研究コース），博士課程への進学を目指す人材養成のための教育プログラム（学術研究コース），さらには地域の指導的役割を果たす人材を養成する教育プログラム（地域産業人養成コース）を提供することとした。 この改組により①学生からの多様なニーズに対応する教育プログラムの提供，②研究科内での柔軟な融合や連携を強化できる体制の構築，③時代の変遷に応じて生じる新しい課題に対する学際的な教育研究の推進，④地域産業人育成コースの設置により，社会人を積極的に受け入れるとともに，地域人材の育成や知の拠点プログラムなどへの対応による地域社会との連			

				携を更に進化させる体制を構築した。 　また，生物資源科学研究科において平成１９年度に採択された科学技術振興調整費「地域人材創出拠点の形成プログラム」は，改組後の地域産業人育成コースの教育プログラムを取り込んだ５年間に渡るプログラムであり，地域再生に貢献できる人材養成を更に推進できる体制となった。			
【１５９】 　各種センターについては，法人への移行期から「外国語教育センター」をスタートさせるのをはじめとして，「大学教育開発センター」，「国際交流センター」，「企画室」，「評価室」，「入試センター」，「就職支援センター」，「産学連携・支援センター」等を順次設置する。各センターの主な機能は以下のとおり。	【１５９】	Ⅳ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 　平成１８年４月に国際交流センターを設置し，計画していたセンター等の設置は全て完了した。 　各センター等の状況は以下のとおりである。			
			Ⅳ	（平成１９年度の実施状況） 　各センター等の状況は以下のとおりである。			
・「外国語教育センター」；学生の外国語運用能力向上のための教育プログラムの開発実施，外国語教育に関する学部間の調整，外国語教育を通した地域貢献・国際貢献等		Ⅳ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） ○外国語教育センター（平成１６年４月設置） 　学内共同教育研究施設として，また，本学の外国語教育の知的拠点として言語的コミュニケーション能力を培う教育，外国語教育を通じた総合的な人間形成，異文化理解と共生文化の創造に資する教育を推進するために「外国語教育センター」を設置し，次の事項を実施した。 ①　学生の外国語能力の向上に資するため，英語におけるＴＯＥＩＣ－ＩＰテストの導入，習熟度別クラス編成，補習教育，外国語教育ワークステーションにおける教員による授業外学生指導体制の充実，自学自習システムの整備をした。 ②　初修外国語科目における独自の統一テキストの作成，学生による授業評価の独自の実施，学生表彰の導入，留学生を含む学生との懇談会の開催等，教育内容・方法を充実した。	継続的に現代的ニーズに応える外国語教育を推進する。		

				③　人件費の効率的活用を図り，特別嘱託講師制度を活用してネイティブスピーカーの採用を促進した。 ④　法文学部と連携した山東大学からの留学生サポートプログラムや派遣留学生のための特別語学プログラムを実施するなど学生交流のための新しい事業に取り組んだ。また，県内の高等学校との連携による英語教育プログラムを実施して地域に貢献した。			
	（外国語教育センター） 平成１８年度に行った運営組織･教育内容の見直しを踏まえ，現代的ニーズに応える外国語教育を推進する。また，外国語教育センター特別嘱託講師と連携し，国際交流推進や社会貢献に資する外国語教育プログラムを企画し，実施する。		Ⅳ	（平成１９年度の実施状況） 特別嘱託講師の活用を推進し，英語において２名（日本人１名，ネイティブスピーカー１名），初修外国語において中国語１名（ネイティブスピーカー），韓国朝鮮語１名（日本人）の特別嘱託講師を増員し，運営組織の強化を図った。 「外国語としての日本語」の位置付けで，外国語教育センターが日本語教育の責任母体となり，教員を１名増員（法文学部から異動）し，基礎教育科目としての日本語及び共通教養科目としての日本事情科目を整理するとともに，日本文化研修生用の日本語教育プログラムを作成し，平成２０年度から実施することとした。 国際交流推進に資する活動としては，上級者向けのネイティブスピーカーによる英語サポートプログラムを実施し，早い段階から留学に繋がる語学指導を行った。また，特別嘱託講師の協力を得て，留学予定の派遣日本人学生に対して英語及び中国語の個別指導を行った。 社会貢献面では，島根大学を会場にＴＯＥＩＣ公開テスト（年３回），ドイツ語技能検定試験（年２回），実用フランス語技能検定試験（年２回）を実施し，学生及び一般市民へ外国語能力向上の機会を提供した。 公開講座への参画についても平成１９年度後期にドイツ語に関する２講座を企画した。			
・「大学教育開発センター」；ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）の計画・実施，教育の成果・効果の検証及び全学の共通教育の		Ⅲ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） ○教育開発センター（平成１６年１２月設置） 本学の教育全般に関する研究・開発及び企画並びに評価を行うとともに，教養教育等の全学共通教育の適正な運営を総括し，教育活動の充実を図るため「教育開発センター」を設置した。	ＦＤの計画・実施，教育の成果･効果の検証及び評価を引き続き推進する。		

企画・調整等				センターの業務を円滑に実施するため「企画部門」,「実施部門」及び「評価部門」を置き，次の事業を実施した。 １．ＦＤに関する事業の企画・実施 ①全学ＦＤ講演会 ②フィールド・シンポジウム ③教育改善のための学生との意見交換会（平成１８年度からは「教育を改善する学生座談会」に移行） ④授業公開（前・後期実施，外国語教育センターや一部の学部・学科と連携した開催） ２．教育の成果・効果の検証 ①平成１６-１８年度実施の検証調査 学生による授業評価アンケート調査（前・後期実施，平成１８年度前期 web 入力方式に変更） ②平成１８年度実施の検証調査 ・学生生活満足度調査（学部及び大学院の在学生対象） ・島根大学の教育と卒業生に関するアンケート調査（民間企業，官公庁等の就職先対象） ・島根大学における一年次教育の実態と教育改善に関する調査（１年生対象） ・島根大学の教育成果の検証に関する調査（卒業・修了時の学部卒業生・大学院修了生対象） ３.教養教育等の改善・充実 ①平成１８年度にカリキュラム改革，環境教育，フィールド学習に関するプロジェクトチームを設置 ②初年次教育，キャリア教育，情報教育，地域関連学，環境教育，島根の人と自然に学ぶフィールド学習等をテーマとする教育プログラムの開発 ③「島根の人と自然に学ぶフィールド学習教育プログラムの構築－島根大学から世界が見える教育の展開－」（文部科学省特別教育研究経費（教育改革）事業，平成１８-２０年度） ④「環境関連科目ガイド（平成１８年３月発行，ＥＭＳ環境教育作業部会と連携)」及び「学術情報リテラシー（平成１９年３月発行，総合情報処理センター，附属図書館と連携)」の新入生全員配布 ⑤理工系分野におけるＪＡＢＥＥ認定取得への支援 ４.教育に関するシステムの整備 ①「総合科目の開設手続及び嘱託講師委託申請手続に関する			

				申合せ」の改正（平成１７年１２月） ②「国立大学法人島根大学ティーチング・アシスタント実施要項」の改正（平成１７年７月） ③「島根大学教職課程運営協議会規則」の制定（平成１９年３月） ④「島根大学における成績の評価に関する取扱要項」の改正（平成１９年３月） ⑤「教員の教育表彰に関する取扱要項」及び「教養教育領域における教員の教育表彰に関する運用方針」の制定（平成１９年１月） ⑥嘱託講師制度，特別嘱託講師制度，特任教授制度の導入			
	（教育開発センター） センターを中心にして大学教育に関する課題意識を全学的に共有できる活動を進め，大学教育の企画･実施･評価，ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）の計画・実施，教育の成果・効果の検証・評価等の活動を推進する。センター活動に学生や教職員のニーズが反映されており，教育の質の向上や授業の改善に結びついていることを検証する。		Ⅲ	（平成１９年度の実施状況） 次の事業を実施した。 １．ＦＤに関する事業の企画・実施 ①全学ＦＤシンポジウム「学生調査（平成１８年度実施）に見る教育の現状と課題」 ②教育改善のための学生座談会 ③平成１９年度ＪＡＢＥＥ関連科目担当教員交流会 ④第１回全学ＦＤワークショップ「対話の中から紡ぎだす教育改善（ＦＤ）の課題と方向性」 ⑤フィールド・シンポジウム「グローカルな大学づくりに向けたフィールド学習教育プログラムの挑戦」 ⑥ＦＤ講演会＆ＴＡワークショップ「ＴＡを巻き込んだ組織的ＦＤの展開－大学院教育の重点化を見据えて－」 ⑦ＦＤセミナー（３回） ２．教育の成果・効果の検証 ①学生による授業評価アンケート調査（前後期）の実施とそれに基づく優良教育実践表彰候補者の推薦 ②授業公開の実施（前・後期） ③平成１５－１７年度卒業生・修了生に対する島根大学の教育成果の検証に関する調査 ④卒業時・修了時における島根大学の教育成果の検証に関する調査 ⑤公開授業受講者に対する社会人特別コースの設置等に関するニーズ調査			

				３.教養教育等の改善・充実 ①現代的教育課題に対応する科目群の編成と再編 ・初年次教育科目群 ・放送大学科目群（放送大学開講の基礎科目を５科目指定） ・国際理解科目群 ・キャリア教育科目群 ・総合科目の拡充 ・環境教育・フィールド学習の拡充 年度計画【１－１】の『計画の進捗状況』参照。 ②「体験と協働を核として社会力を育むキャリア教育プログラム」（文部科学省「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」平成１９-２１年度） ４.教育に関するシステムの整備 ①島根大学優良教育実践表彰の実施 ②成績評価に関する情報提供規定（評価方法と基準のシラバス明記）と学生の問合せ・不服申し立て制度の施行 ③法務研究科におけるＧＰＡ制度の全面的導入支援 ④成績評価区分を５区分とする「島根大学における成績の評価に関する取扱要項」の改正 ⑤大学院設置基準及び大学設置基準の改正施行への対応 ⑥「教育開発センターが開講する総合科目における嘱託講師の資格審査に関する申し合せ」の制定及びこの申し合わせの「教育開発センターが開講する総合科目又は展開科目における嘱託講師の資格審査に関する申し合わせ」の改正			
・「国際交流センター」；国際学術交流に関する事業の企画・推進と留学生受入・支援・派遣体制の整備等		Ⅲ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） ○国際交流センター（平成１８年４月設置） 本学の国際化及び国際交流の推進に向けた事業を企画・立案し，外国人留学生や派遣留学生に対して積極的な支援を行うため「国際交流センター」を設置した。 センターの業務を円滑に実施するため「学生交流部門」及び「学術交流部門」を置き，島根大学憲章に掲げる「アジアをはじめとする諸外国との交流の推進」のための国際貢献の規範の制定に着手するなど，国際交流の学内拠点として次の事業を実施した。	平成１９年度に作成した国際交流戦略に沿って，第１次目標である①国際交流の重点分野の選択と集中②内なる国際化③世界水準の教育提供④国際社会へ多言語による情報発信⑤国際開発国際貢献を推進・支援する人材バンク整備を進める。		

				①日英両言語による国際交流センターのホームページ開設による本学の国際化情報の発信を開始 ②国費による奨学金や冠奨学金等の推薦の公正・公明性の確保 ③外国語教育センター，各学部と連携した各種語学教育・文化体験プログラムの開設 ④協定校からの招聘講師による留学・研修プログラム紹介などによる海外留学の支援 ⑤国際交流・国際貢献を積極的に展開する教員への資金的支援制度の確立			
	（国際交流センター） ○　国際交流センターにおいて，専任教員が主体となり「学生交流部門」，及び「学術交流部門」の組織体制の整備を行う。 ○　国際交流センターにおいて専任教員が中心となって，諸活動の実施体制，及びセンター全体の管理運営体制を確立させる。		Ⅳ	（平成１９年度の実施状況） 大手重機械メーカーの国際戦略プロジェクトの統括部長として対欧・米・露の企業・国際機関とのプロジェクト推進の取りまとめを行っていた者を国際交流センター専任教員として採用した。 専任教員を学生交流部門・学術交流部門の部門長として配置し，本学の国際交流事業推進に向けた企画・立案の責任者とすることにより，実施体制及び管理運営体制を充実・強化した。 また，「島根大学の国際交流戦略」を定め，本学の国際交流のミッションを定義するとともに，具体的な目標や方策（国際交流アクションプラン）を作成した。			
・「企画室」；中期目標・計画，年次計画の全学調整，法人運営に関する重要事項の調査・研究・企画，大学改革の推進等		Ⅳ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） ○総合企画室（平成１６年１０月設置） 学長のリーダーシップによる総合的な企画立案に機動的かつ柔軟に対処するため「総合企画室」を設置し次の事項を実施した。 ①　「危機管理体制整備に関する基本的な考え方」及び「島根大学危機管理指針」を定め，危機管理に対する本学の方針と対応を文章化するとともに，大学が直面する危機に係る総合的な危機対応マニュアルとしての「危機管理マニュアル」を作成した。 ②　大学の使命を明確にすることを目的として制定した「島根大学憲章」の精神を一言で表すキャッチフレーズを学内外に公募して「人とともに　地域とともに　島根大学」に決定し，全ての構成員の行動指針とした。	①学長のリーダーシップを補佐するため，機動的な大学運営に必要な企画を提案する。 ②「島根大学憲章を推進するためのアクションプラン」の実現のため実施計画の指針を示すとともに，作成過程において部局等間の調整を行う。		

	（総合企画室） ○　大学運営に係る戦略的な取組みを推進するため，調査・企画・立案等を専門的に行う専任教員を採用する。 ○　平成１８年度に制定した大学憲章を実現するためのアクションプランを１９年度末までに策定する。		Ⅳ	（平成１９年度の実施状況） 本学の経営に係る戦略的な取組みを強力に推進するため専任教員に私立大学において理事長のブレーンとして大学経営に関する企画・立案を担当していた者を採用した。 島根大学憲章に掲げる使命の実現に向けた取組みを具体化するための「島根大学憲章を推進するためのアクションプラン」を作成し，これに沿って第１期と第２期の中期目標・中期計画に整合性を保って取り組むこととした。			
・「評価室」；大学評価にかかる情報収集，評価システムの開発，分析評価，評価の活用に対するサポート等		Ⅲ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） ○評価室（平成１６年１０月設置） 本学の教育，研究，管理運営等の大学評価の基礎となる情報を収集し，組織活動を評価するとともに評価情報及び評価結果を公開・提供するため「評価室」を設置した。 実施状況については，中期計画【１６１】，【１９１】の平成１６～１８年度の『実施状況概略』を参照。	教員評価システムについて必要な改善を行う。		
	（評価室） ○　平成１８年度の教員個人評価の試行結果を踏まえ，平成１９年度は，法人評価，認証評価を視野に入れ，大学評価・学位授与機構が定める評価基準を活用し，部局等の自己点検評価を実施する。 ○　同時に本学が実施する自己点検評価が組織的な教育・研究活動の活性化及び質的向上につながっているか，法人評価部門及び認証評価部門において検証する。		Ⅲ	（平成１９年度の実施状況） 年度計画【１６１】，【１９１】の平成１９年度の『実施状況』を参照。			

	○　平成１８年度に入力した教員の活動データを組織データとして集約し，本学の自己点検評価を実施する際の根拠データとして活用していく。						
・「入試センター」；入学試験の企画，広報，実施，評価，改善等		Ⅲ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） ○入試センター（平成１６年１２月設置） 本学の入学者選抜方法等の改善を図る目的で，入学者選抜に関する企画，広報，実施及び調査・分析・評価を行うため「入試センター」を設置し次の事項を実施した。 1．優秀な学生を確保するための広報活動の強化及び入学者選抜方法の改善について全学的な視点からの取組み ①入試情報の業者 Web サイトや携帯サイトへの提供 ②学生パーソナリティを活用したＦＭ山陰のラジオ放送による学内情報提供 ③進学情報雑誌へのオープンキャンパス情報の掲載 ④高校説明会，中国・四国・関西・東京地区の合同説明会の開催 ⑤選抜要項，募集要項，大学ホームページ，大学案内，学部案内等の改善 ⑥地域枠推薦（医学科）及びＡＯ入試（地球資源環境学科）の導入 2．全学的な入試情報の統一開示基準に沿った積極的な情報開示 3．島根県の離島である隠岐島で大学入試センター試験の実施 4．入試ミス防止の観点から問題作成及び推敲の実施体制を強化（「入試の適正な実施のために」を作成）	入学試験の企画，広報，実施，評価・改善に引き続き取り組む。		
	（入試センター） ○　専任教員を採用し，企画広報部門及び研究開発部門を確立する。 ○　入試の企画・広報・実施・評価活動を強化す		Ⅲ	（平成１９年度の実施状況） 専任教員の採用により企画広報及び研究開発に関するセンター機能を高め，入試の企画・広報・実施・評価に関する以下の取組みを強化した。 ①　全ての入試におけるアドミッション・ポリシーの系統的整備と公表			

	る。 ・すべての入試におけるアドミッション・ポリシーの系統的整備 ・入試の実施項目とアドミッション・ポリシーとの整合性の点検とそれに基づく入試改善 ・入試実施体制の適正化・効率化と中・長期的視点に立った入試改革の検討			② 入試の実施項目とアドミッション・ポリシーとの整合性の点検及び入試の改善 ③ 入試の実施状況の検証及び入試実施体制の適正化・効率化の推進 ④ 入試改革の中・長期的基本方針策定を見据えた平成２０年度入試センター事業の基本計画（案）の策定 ⑤ 全学統一基準としての面接試験実施要項として「面接試験の実施に当たって」を作成			
・「就職支援センター」；就職の開拓，就職相談，就職教育の企画・実施，就職情報の整理・活用等		Ⅲ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） ○キャリアセンター（平成１７年１０月設置） 学生の職業・進路選択及び就職活動を円滑に推進し，全学的立場から支援を行うため「キャリアセンター」を設置した。 センターの業務を円滑に実施するため「就職指導部門」及び「キャリア教育部門」を置き次の事業を実施した。 ① 「ジョブカフェしまね」相談員による就職相談 ② 就職ガイダンス等の参加者増を図るため，メールによる通知及び参加啓発 ③ アンケートに基づく学生の要望を取り入れた企画，ミニガイダンスの実施	学生の就職支援が適切に効率よく行えるよう，施設環境を改善・整備する。 就職の開拓，就職相談・就職ガイダンス・キャリア教育の企画・実施，就職情報の整理・活用等に引き続き取り組む。		
	（キャリアセンター） ○ キャリア教育の実施，就職ガイダンスの画・実施，就職相談，就職情報の整理・活用等が図れるように体制を整備する。 ○ 各学部・学科の就職支援活動との連携を深め，就職率の向上を図る。 ○ ３年生及び大学院修士課程１年生を対象にした就職ガイダンスを		Ⅲ	（平成１９年度の実施状況） ○キャリア教育，就職ガイダンス，就職相談，就職情報等 ・専任教員を中心に，教育開発センター，入試センター，総合企画室等と連携して，きめ細かな就職相談，就職ガイダンスや情報整理・活用対策が可能となる体制を整備した。 ・平成１９年度より，１年生向けにキャリア教育新授業科目「人と職業」を開講した。平成２０年度には，２年生向けに「キャリアデザイン」を開講することとした。 ・３名の指導員を配置して学生の就職相談体制を強化した。 ・地元を中心とする企業との懇談会を開催した。 ・１，２年生を対象に「自分の進路を考える」と題したキャリアガイダンスを実施し，意識付けを図った。			

	少人数を対象としたミニガイダンスとして実施するなどして更に充実させ，参加者の増加を図る。 ○　医学部学生を対象としたキャリア教育・就職ガイダンスを出雲キャンパスで実施する。また，松江キャンパスで実施するガイダンスについて，遠隔地講義システム及びテレビ会議システムを使用して出雲キャンパスから参加できるように工夫する。			・就職活動のスタートにあたり，企業・仕事発見及び企業研究等を目的とした「職種研究・業界研究セミナー」を開催した。 ○各学部・学科の就職支援活動との連携 ・各学部・学科と連携した取組みを実施した。 ・専任教員を中心に，各学部就職委員会への出席や就職委員長との定期的な情報交換会を通じて，各学部との就職支援活動に係る連携を密にした。 ・生物資源科学部２学科の授業の中で「就職活動の進め方」を講義した。 ○３年生・修士課程１年生を対象にした就職ガイダンス ・就職ガイダンスのアンケート結果等に基づき，追加ガイダンス及びミニガイダンスを計画・実施した。 ・３年生及び大学院修士課程１年生を対象に，ミニガイダンスとして模擬面接を実施した。 ○医学部学生を対象としたキャリア教育・就職ガイダンス ・遠隔地講義システム等による出雲キャンパスの学生に対する就職支援の実施を検討した結果，個別就職相談では対象者がごく少数に限られること，また職種についても医学部に固有であることから，出雲キャンパスにおいて直接対面する形で支援を行うこととした。 ・専任教員が出雲キャンパスに出かけ，医学系研究科修士課程の大学院学生に対する就職相談を継続的に実施した。 ・医学部看護学科４年生の養護教諭を希望する学生を対象として，「島根県教員採用試験説明会」を開催した。			
・「産学連携・支援センター」；産学連携活動支援，リエゾン機能強化，知的財産創出・管理・活用等	（産学連携センター）	Ⅲ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） ○産学連携センター（平成１６年１０月設置） 学内共同の教育研究施設として企業等との研究や知的財産の活用について連携を図り，地域社会の産業技術の振興と発展に資するため，既存の「共同研究センター」を改組・拡充し，リエゾン機能を強化するための「連携企画推進部門」，知的財産創出・管理・活用機能を強化するための「知的財産創活部門」を新たに整備した「産学連携センター」を設置し，次の事業を実施した。 ①　知的財産の創出及び活用等の強化 ②　日本弁理士会，島根県，松江工業高等専門学校と「知的財	産学連携センターに整備した連携企画推進部門のリエゾン機能を活用し引き続き共同研究を推進する。		

				産権の活用による産学連携の推進と産業振興施策等への支援に関する協定」の締結 ③　各種競争的資金への取りまとめ・申請業務及びコーディネート活動並びにシーズ集作成業務等，大学の具体的な研究・開発の事例に対するＭＯＴ解析をはじめとしたリエゾン活動の強化 ④　知的財産創出活動の多様化，迅速化			
	○　産学連携センターに整備した連携企画推進部門のリエゾン機能を活用し共同研究を推進する。 ○　産学連携センターに整備した４部門が教育研究の進展・社会的要請への柔軟な対応ができているか検証する。		Ⅲ	（平成１９年度の実施状況） 共同研究推進のため次の取組みを継続的に実施した。 ①　包括協定に基づく自治体等との協働による産学連携事業の推進 ②　学外で開催される産学官連携推進のための各種イベントへの参加 ③　ＪＳＴ新技術説明会について鳥取大学・島根県産業技術センター・鳥取県産業技術センターと共催で開催 ④　「平成２０年度都市エリア産学官連携促進事業（一般型）」に応募するための島根県，地域関係企業との協議 ４部門は，それぞれ産学連携の観点から知財教育を含めたＭＯＴ教育，セミナーの実施による啓発活動，地域社会との連携事業としてＪＳＴ新技術説明会の開催，産学官意見交換会などのリエゾン活動や知財活動を連携して行った。 学内，地域企業に向けた継続的な活動を行うとともに，センターの活動協議会を毎週実施し，本学の産学官連携活動を常時検証して必要とされる活動を常に洗い出す作業を行い，４部門が互いに強く関連・連携して柔軟な対応を行っている。			
【１６０】 センター方式に移行するまでの間は，当該業務担当の副学長の責任を明確にした上で，関係する既存の委員会で上記機能を担うこととし，学内合意と創意工夫により条件が整ったところから速やかに	【１６０】		Ⅲ	（平成１６～１８年度の実施状況概略） 本学の組織，制度，施設，運営等に関する戦略的な企画・立案を業務とする全学的組織として，それぞれの理事を責任者とする総合企画室，評価室，教育開発センター，入試センター，キャリアセンター及び国際交流センターを設置し，執行体制を明確にして効率的，機能的な運営を図った。 また，各組織の運営が当初の計画どおり実施できているか自己点検評価して，設置目的に沿った運営を遂行していることを検証した。	計画なし		

センターへ移行する。	（平成１８年度に実施済みのため，１９年度は計画なし）			（平成１９年度の実施状況）		
		ウェイト小計				

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
（１）　業務運営の改善及び効率化
③　人事の適正化に関する目標

中期目標	
	①　教員の活動に対する一元的に管理された多面的評価システムを構築する。 ②　教育研究を一層活性化させるために，教員の流動性を向上させるとともに，有能で多様な人材の登用を推進する。 ③　事務職員の専門性等の向上のため，必要な研修機会を確保するとともに，他大学等との人事交流に配慮する。 ④　教職員の処遇に本人の業績を適切に反映させる。 ⑤　教職員の人権意識，職場倫理及び社会的信頼をより一層向上させる。 ⑥　教職員が働く環境を改善する。

中期計画	平成１９年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中期	年度	平成１９年度までの実施状況	平成２０～２１年度の実施予定	中期	年度
【１６１】 「評価室」は，教員の教育，研究，社会貢献，国際貢献，管理運営等における諸活動を考慮し，多面的に評価するための評価基準を策定する。		Ⅲ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 学長，理事，学部長，法務研究科長で構成する「大学評価評議会」を設置し，組織評価，個人評価及び第三者評価等本学の評価に関する基本方針（島根大学における大学評価に関する基本方針）を制定した。 教員の個人評価について評価室で評価基準原案を検討し，これを基に「教育」，「学術研究」，「医療」，「社会貢献」，「組織運営」の５領域について「島根大学個人（教員）評価基準（骨子）」を大学評価評議会で定め，同基準を基に各部局で部局の特性に応じた評価基準を作成し，平成１８年度に教員個人評価の試行を実施した。 試行評価について評価結果を検証し，評価基準及び評価手法の改善を行った。	教員の個人評価システム（評価基準，実施方法等）について必要な改善を行う。		
	【１６１】 ○　平成１８年度の教員個人評価の試行結果を踏まえ，全学の教員評価基準，部局等における教員評価の実施方法等について必要に応じて改善を行う。		Ⅲ	（平成１９年度の実施状況） 教員個人評価に関する規則を制定し，評価スケジュールに沿って本教員の個人評価を実施した。 平成１８年度の試行評価及び平成１９年度の本評価を検証した結果を踏まえ，評価基準（骨子）の一部を改正し，「島根大学教員個人評価基準」として成文化することとした。 大学評価情報データベースの教員情報入力システムと学内の現有データとの連携を図るなど，個人の入力作業の軽減化を			

	○　教員情報入力システムにより，引き続き教員の活動データの入力を全学で行い，教員個人評価を実施する。			図った。また，教員情報入力システムを活用して評価に必要な全学の活動データを入力した。			
【１６２】 教育・研究活動の活性化を図るため，全学的に運用できる人件費枠を確保し，流動化を促進させる。		Ⅳ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 中期計画【１５３】の平成１６～１８年度の『実施状況概略』を参照。	計画なし		
	【１６２】 （平成１８年度に実施済みのため，１９年度は計画なし）			（平成１９年度の実施状況）			
【１６３】 教員採用は公募によることを原則とする。公募は可能な限り外国へも行う基準を確立する。		Ⅳ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 人事委員会において，教員の採用方法について公募を原則とすることを定めた「教員人事に係る公募並びに採用及び昇任の取り扱いについて（学長決裁）」の一部改正を行い，公募は外国へも行うこととした。 その際，人事委員会において公募先等も審査し，公募方法としては，研究者人材データベース(JREC-IN)へ掲載することとした。	計画なし		
	【１６３】 外国へ公募を行うための方策を策定する。		Ⅳ	（平成１９年度の実施状況） 日本語及び英語表記の公募文書を大学ホームページと研究者人材データベースに掲載することを人事委員会で審議承認し，部局連絡協議会の議を経て平成１９年１０月から実施した。			
【１６４】 特定の専門的職能が求められる分野においては，公募に限定することなく，最良の人材が得られる方策を講じる。		Ⅳ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 教員の採用方法について最良の人材が得られる方策を検討し，「教員人事に係る公募並びに採用及び昇任の取り扱いについて（学長決裁）」を制定した。 公募により学内外から広く適任者を求めることを原則とするものの，特別の資格・能力が求められる場合は，公募によらず選考できるよう一部改正を行った。	計画なし		

				〔公募によらず選考する場合〕 ・地方公共団体等との交流協定に基づくもの ・特定の専門的職能が求められる分野等で，その理由，公募に代わる方法等に合理性があるもの 〔公募によらず選考した具体例〕 ・法務研究科の教員及び実務教員（弁護士）の採用 ・寄附講座専任教員の採用			
	【１６４】 （平成１８年度に実施済みのため，１９年度は計画なし）			（平成１９年度の実施状況）			
【１６５】 選考基準・選考結果の公開を進める。		Ⅳ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 本学のホームページ上に教員選考基準を公表した。加えて全学の教員選考基準を踏まえ，各学部・研究科の細基準を制定した。	計画なし		
	【１６５】 個人情報保護法に係る問題等に配慮しつつ，一定の選考結果の公開ルールを定めて公表する。		Ⅳ	（平成１９年度の実施状況） 「選考結果の公表に関する申合せ」を定め，これに基づき平成１９年６月から本学のホームページ上に選考結果を公表した。 公表項目：①所属講座等，②公募した職名，③募集人員，④専門分野，⑤応募者数，⑥採用者数，⑦決定した職，⑧採用（予定）日			
【１６６】 教育研究を活性化させるために，大学全体として，任期付き任用制度の導入を検討する。		Ⅲ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 任用制を導入している部局は，医学部医学科，医学部附属病院，保健管理センター出雲，産学連携センター，総合科学研究支援センター（実験動物分野及び生体情報・ＲＩ実験分野）である。 新設センター等及びプロジェクト研究推進機構の任期制については，中期計画【１５３】の平成１６～１８年度の『実施状況概略』を参照。	任期制を導入しないこととした部局については，従来から行ってきた積極的な公募による人材の確保のほか，他大学，民間人，外国人の採用を積極的に行う等，流動性の向上させる具体的な方策について検討する。		
	【１６６】 任期制を導入していな		Ⅲ	（平成１９年度の実施状況） 任期制を導入しないこととした部局については，従来から行			

	い部局については任期制の導入について検討を進め，任期制を導入しないこととする部局，学科等については，教員の流動性を向上させるための任期制に代わる具体的な方策を検討する。			ってきた積極的な公募による人材の確保のほか，教育研究のより一層の活性化や有能で多様な人材の登用を推進させる観点から，民間人や外国人の登用ができる制度を構築した。 年度計画【１６３】,【１６４】の平成１９年度の『実施状況』を参照 一方，全国国立大学法人について任期制の導入状況について調査した。			
【１６７】 適正な能力評価をふまえて，教員総数に占める女性や外国人教員の比率を法人化以前よりも高める。		Ⅳ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 「男女共同参画推進委員会」及び同委員会の下にワーキンググループを設置し，女性教員の割合を高める方策等を具体的重要課題として位置づけ検討を開始し，「基本理念」，「基本方針」及び「当面の重要課題」を定めた。 基本方針で「実質的な男女共同参画推進の機会均等を達成するため，積極的に取り組む。」ことを定め，女性研究者（教員）を増やす取組みを当面の重要課題の一つとした。 外国人教員の雇用割合を高めるための取組みについては，中期計画【１６３】の平成１６～１８年度の『実施状況概略』を参照。	各研究領域における女性教員の占める割合について本学の状況に応じた適正な数値目標を検討し，その実現に向けて具体的な方策を検討する。 外国人教員の比率を高めるため，本学に外国人教員を受け入れやすい制度の導入について検討する。		
	【１６７】 男女共同参画推進委員会等において整理した取り組み課題に基づき，女性教員や外国人教員の比率を高めるための具体的な方策について検討する。		Ⅳ	（平成１９年度の実施状況） 男女共同参画推進委員会の調査・評価ワーキンググループで学内の実態調査・基礎データ（各分野の博士号取得者男女比等）を提供して部局長等に対してアンケートを実施した。 前内閣府男女共同参画局長を講師に迎え，「大学が男女共同参画に取り組む意義について」と題した講演会を開催した。 女性研究者の能力を十分に発揮しつつ研究活動を行える仕組みを構築するための「女性研究者支援モデル育成事業」を取りまとめ補助申請をした（平成２０年度：科学技術振興調整費採択）。 外国人教員の比率を高める方策として本学ホームページ及び研究者人材データベース(JREC-IN)おいて英文による公募を開始した。 ○女性教員の占める割合 法人化前（平成１６年３月３１日）　１０．７％ 法人化後（平成２０年３月　１日）　１２．６％			

				○外国人教員の占める割合 法人化前（平成１６年３月３１日）　０．９％ 法人化後（平成２０年３月　１日）　１．２％			
【１６８】 職員のコスト意識の涵養と企画・財務・労務管理・経営能力養成のため，定期的に財務会計業務，人事労務管理業務等に関する専門的な研修を実施する。		Ⅳ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 各セクションで必要とされる専門的能力及び研修について調査検討し，固有の専門知識や能力を高める研修については，セクション毎に計画・実施することとし，研修会等への派遣を積極的に行った。	引き続き専門性の高い研修を企画・経営，財務・会計，病院マネージメント，人事・労務等の体系別に実施・派遣し，受講させることとする。		
	【１６８】 専門的研修を企画・経営，財務・会計，病院マネージメント，人事・労務等の体系別に区分し受講させる。		Ⅳ	（平成１９年度の実施状況） 中国・四国地区人事担当課長研修会において中国・四国地区国立大学法人合同で法人化前に実施していた人事事務研修と同程度の研修を新たに実施することとした。危機管理，広報戦略，労務管理，共済・社会保険関係など，総務系の業務も横断的に取り込んだ研修内容の骨子を同研修会の当番校である本学が作成した。 中国・四国地区国立大学法人等財務担当部課長会議において財務担当の中堅職員研修を新たに実施することとした。本学は，５大学で組織する同研修準備会議の幹事校として実施要項（平成２０年３月制定）の作成に参画した。 平成１９年度の専門的研修の受講状況は次のとおり。 ○企画・経営関係 大学の知的財産管理体制構築支援セミナー　外４研修 ○国際交流関係 英語能力の向上・国際関連業務研修（夏期カナダ研修，春期アメリカ研修）　外４研修 ○図書情報関係 学術論文データベース Scopus 利用講習会　外４研修 ○病院マネージメント系 国立大学病院事務専門研修会　外７研修 ○専門技術系 中国・四国地区国立大学法人等技術職員研修　外１０研修 ○その他 情報システム統一研修（集合研修及びオンライン研修）　外１６研修			

【１６９】 学内異動人事との調整を図りつつ，他大学等との交流人事を定期的に行う。		Ⅳ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 山陰・島根地区における定期的，計画的人事交流については，従前から継続して行っており，組織改革等に伴って，独立行政法人国立高等専門学校機構松江工業高等専門学校及び独立行政法人国立青少年教育振興機構国立三瓶青少年交流の家と「島根地区三法人の人事交流に関する申合せ」を更新・締結した。 独立行政法人国立高等専門学校機構米子工業高等専門学校及び政策研究大学院大学と交流協定を締結し，計画的な人事交流の推進を図った。	山陰地区，島根地区について，引き続き交流人事を進める。また，交流の範囲を中国地区内及びその他の地域まで広げた人事交流を検討し推進する。		
	【１６９】 山陰地区，島根地区については交流協定に基づきこれまでどおり定期的・計画的人事交流を推進する。また，交流の範囲を中国地区内及びその他の地域まで広げた人事交流を計画的に推進する。		Ⅳ	（平成１９年度の実施状況） 平成１９年度には，独立行政法人国立高等専門学校機構松江工業高等専門学校との間で補佐級の人事交流を行い，２名を派遣した。 平成２０年度には，独立行政法人日本学術振興会へ１名派遣することとした。			
【１７０】 教職員の能力・業績評価を当該教職員の処遇に適切に反映させるシステムを検討する。		Ⅳ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 教員の業績評価については，大学評価評議会で「島根大学個人（教員）評価基準（骨子）」を定め，本学の評価の目的，評価の種類，評価結果の公表等の基本方針に沿って平成１８年度に試行実施した。 教員以外の能力・業績評価については，一般職員（事務系，技術系），医療関係職員，附属学校教員の３つの区分に分け，それぞれの特殊性を考慮した評価システムの導入について，ワーキンググループを設置して検討の後，試行実施した。 評価結果の処遇への反映については，評価結果の分析を踏まえ，検討することとした。	大学教員以外の職員の個人評価結果を利用して，処遇のへの反映を行う。		
	【１７０】 新評価制度の試行結果の分析を行い，評価結果を利用した処遇への反映方法を引き続き検討する。		Ⅳ	（平成１９年度の実施状況） 教員の昇給，賞与等の処遇に反映させるガイドラインの制定に向けて，評価結果の統計的分析並びに部局長等のヒアリングを実施し，「教員個人評価処遇反映のためのガイドライン」を制定し，平成２０年１月１日の査定昇給から適用した。			

				教員以外の職員個人評価については，試行実施した評価システムについて，被評価者からアンケートを基に見直しを行い，本実施に向けた所要の改正を行った上で，１２月から本格実施した。 これに連動して，処遇へ反映する場合のガイドライン制定に向けた検討を行い「大学教員以外の個人評価処遇反映のためのガイドライン」を制定した。			
【１７１】 国際的に競争力のある多様な教員構成を実現するために，年俸制等の導入等，多様な給与体系を検討する。		Ⅲ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 年俸制を導入するにあたり，労務管理コンサルタント会社の職員を交えて勉強会を実施し，他大学の状況について調査を行った。 年俸制の導入を予定しているプロジェクト研究推進機構，汽水域研究センターの担当教員を含めセンター長等と意見交換を行った。また，医学部においては，短期間のうちに人事異動が想定される助教等への年俸制の導入について検討することとした。 職種，条件，課題等の検討結果を整理し，教員に適用する年俸制の素案を作成した。	特定の研究分野について任期を付した教員に年俸制の導入を検討する。 医員・医員（研修医）の年俸制を導入する。		
	【１７１】 期間を限った研究に従事する教員，大学として重点的に取り組む研究開発に従事させる特に高度な研究業績，研究能力を有する教員を招聘する場合等の特定の教員に対し適用する年俸制度について検討を進める。		Ⅲ	（平成１９年度の実施状況） 年俸制の対象となる職種の決定及び規則整備について検討を行い，特定の分野に突出した能力や実績を有する人材の確保や医師の確保対策として就労環境を整備するため，寄附講座の専任教員，特定分野の任期を付した教員，医員について年俸制の導入を検討した。 平成２０年３月開催の常任理事懇談会において，これまで３回にわたり人事・給与制度ＷＧで検討した次の基本方針について審議・承認した。 ＜基本方針＞ ①適用職種，②給与の種類，③年俸額の決定方法			
【１７２】 事務職員等については，専門的な資格・能力の申告（申出）制による人材開発を実施し，適切		Ⅲ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 事務職員等の専門的な資格・能力の取得については，職務に有用なものに限り報告させ，また，語学能力を身上調書の記載事項に定め申告させ，これを人事配置の参考とした。 一般職の技術系職員に対し従来の昇任基準を見直し，資格，	専門的な資格・能力を踏まえて，自薦を含む推薦制による学内登用制度を引き続き検討する。		

な処遇・配置を行う。				能力の取得，研修の修了等の要件が適切に反映される基準を作成した。 一般職員の個人評価の試行を実施した結果，技術系職員及び教務職員に対しては，その評価項目中に専門性を評価する項目を設定して，評価結果を処遇へ反映できるように制度設計した。			
	【１７２】 本人が取得した資格等を申告させ，それに基づき必要に応じて処遇・配置に反映させる。		Ⅲ	（平成１９年度の実施状況） 専門的な資格・能力を踏まえて，自薦を含む推薦制による学内登用制度の検討を開始した。			
【１７３】 平成１６年度末までに倫理委員会を設置し，教職員のモラルの向上を図る。		Ⅳ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 職員倫理規程，ハラスメント防止規程及び内部通報に関する規則を制定するとともに，セクシュアル・ハラスメント防止委員会，ハラスメント対策委員会，倫理監督者の設置及び内部通報対応委員会の設置により，モラルの向上を図る制度・組織体制を構築した。 ハラスメントの防止に関する講演会や新規採用教職員研修を通じて職員の意識の啓発を図るとともに，２１世紀職業財団主催セクシュアル・ハラスメント担当者セミナー，セクシュアル・ハラスメント相談員研修に参加させモラルの一層の向上に努めた。	本学職員のモラル向上と法令順守のための研修，講演等を引き続き実施する。		
	【１７３】 既に設置している倫理に関する委員会（セクシュアル・ハラスメント防止委員会，ハラスメント対策委員会，内部通報対応委員会，男女共同参画推進委員会，利益相反マネージメント委員会，倫理監督者等）を中心に，本学職員のモラル向上と法令順守のための研修，講演等を実施す		Ⅳ	（平成１９年度の実施状況） セクシュアル・ハラスメント防止委員会において教職員のモラル向上と法令順守のための研修を計画し，８月から順次実施した。 公的研究費等の適正な管理・運営のため，「研究活動の不正行為の防止に関する規則」を制定し，あわせて「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に沿って不正防止への取組みに関する以下の６項目を公表し，ホームページに掲載した。 ① 機関内の責任体制の明確化 ② 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備 ③ 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・			

	る。			実施 ④　研究費の適正な運営・管理活動 ⑤　情報の伝達を確保する体制の確立 ⑥　モニタリングの在り方			
【１７４】 平成１６年度末までに，あらゆるハラスメントの防止を含め，教職員が守らなければならないガイドラインを定める。		Ⅲ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） セクシュアル・ハラスメント防止委員会等の設置により，セクシュアル・ハラスメント防止体制を確立した。 その他のハラスメントに対するガイドラインについては，具体的事例が発生した場合の対応も視野に入れ，個々の事例など情報収集するとともにガイドラインとして，「国立大学法人島根大学ハラスメントの防止等に関する規程」を制定した。	計画なし		
	【１７４】 （平成１６年度に実施済みのため，１９年度は計画なし）			（平成１９年度の実施状況）			
【１７５】 平成１６年度末までに，あらゆるハラスメントに対する苦情に関して，迅速かつ公正中立に対応するための学外者を含めた体制を構築する。		Ⅳ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） あらゆるハラスメントに対して学外弁護士の協力を得て対応する「ハラスメント対策委員会」を設置した。また，セクシュアル・ハラスメントの相談体制は，学外相談窓口を設置して学外の専門家が対応するなど，ハラスメントへの迅速かつ公正中立な対応を可能にした。	計画なし		
	【１７５】 （平成１６年度に実施済みのため，１９年度は計画なし）			（平成１９年度の実施状況）			
【１７６】 平成１８年度末までに，子供を持つ教職員のために学内保育環境を整える。		Ⅲ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 出雲キャンパスに認可外保育所として保育事業受託事業者に委託する方式で平成１８年４月に「うさぎ保育所」を開所し，運営を開始した。 松江キャンパスで平成１８年１２月及び翌年１月に職員及び学生に対し学内保育環境に関するアンケートを実施し，その結果を踏まえ，育児環境の整備・充実に向けた検討を行い，建	計画なし		

				物改修工事に併せて平成１９年度中に搾乳ができる設備・環境を備えた休養室を設置することとした。			
	【１７６】 １９年度計画なし		Ⅲ	（平成１９年度の実施状況） 松江キャンパスの本部棟，法文学部棟，教育学部棟に授乳・搾乳ができる設備・環境を備えた女性休養室をそれぞれ整備した。			
【１７７】 常勤カウンセラーを配置し，機能を充実させることにより，教職員のメンタルヘルスケア体制を整備する。		Ⅲ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 保健管理センターに臨床心理士の資格を有する常勤カウンセラー１名を配置し，松江・出雲の両キャンパスにおいて心理相談に当たる体制を整備した。 松江キャンパス（保健管理センター）専任教員２名及び出雲キャンパスの嘱託講師１名を加えた４名の専門家による相談体制の実現で全学の教職員，学生に対する心理相談体制の充実と保健管理センターの機能強化を図った。	計画なし		
	【１７７】 （平成１７年度に実施済みのため，１９年度は計画なし）			（平成１９年度の実施状況）			
				ウェイト小計			

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
（１）　業務運営の改善及び効率化
④　事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標	①　各種事務の集中化・電算化等により，事務処理の簡素化･迅速化を図るとともに，事務組織・職員配置の再編，合理化を進める。

中期計画	平成１９年度計画	進捗状況 中期	進捗状況 年度	判断理由（計画の実施状況等） 平成１９年度までの実施状況	判断理由（計画の実施状況等） 平成２０～２１年度の実施予定	ウェイト 中期	ウェイト 年度
【１７８】 平成１８年度末までに，教職員，学生の諸手続，申請等の受理を行うための学内 LAN の活用状況を点検し，処理の迅速化と効率化の一層の充実を図る。		Ⅳ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 学内ＬＡＮを活用した事務（業務）処理の状況を調査し，調査結果及び各課等からの業務改善計画案に基づき，業務処理の迅速化と効率化を図るために，次の取組みを実施した。 ①　資源の再利用を目的とした物品リユースシステムを導入 ②　財務会計システムと旅費システムとが連携する機能を導入 ③　職員の所属情報等について，学内公開を目的とした職員録データベースを導入 ④　事務用グループウェアのワークフロー機能による簡易な電子申請処理を導入 ⑤　共有ファイルサーバを利用した集計処理（勤労統計データ集計，行事予定表作成）を導入 ⑥　松江キャンパスにおいて授業を受ける医学部学生が松江キャンパスから授業評価アンケートを Web 入力できるよう改善	学内ＬＡＮの利用により事務処理の効率化と迅速化が可能な業務について，現在の処理方法の見直しを含めて検討を行い，可能なものから実現させる。		
	【１７８】 ○　平成２０年２月の事務用電子計算機システムの更新に向けて，これまで導入してきた学内ＬＡＮを利用したシス		Ⅳ	（平成１９年度の実施状況） 事務用電子計算機システムを更新してサーバ及びクライアント機器のスペックアップ，ソフトウェア（オフィススイート，グループウェア，文書共有ソフト等）のバージョンアップ及びグループの再構成などを行った。 ソフトウェアの更新による機能強化・充実などの効率化を図			

	テムのハード面のスペックアップ及びソフトウェアのバージョンアップを実施し，さらに事務処理の効率化と迅速化を図る。 ○　学内ＬＡＮを利用した事務処理が可能な業務について，処理方法の見直しを含めて検討を行い，可能なものから実現させる。			り，また，サーバ等の性能向上によって処理速度の改善など事務処理の迅速化を図った。 教員個人評価を行う上で必要な情報として教員が学内の委員会へ参画した頻度を一元管理する必要があり，学内ＬＡＮを利用した「委員会管理システム」を新たに導入し，学内各種委員会情報の入力及び議事録作成についてシステム化を図った。			
【１７９】 平成１６年度末までに，全学の事務について，業務量と処理方法の調査・点検を実施し，業務処理の効率化，簡素化，一元化の観点に立った機能的な組織の構築と人員の再配置を行う。		Ⅳ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 平成１６年度に合理的・効率的な事務組織の構築，勤務状況の改善，業務処理の簡素化・合理化・見直しの観点から役員による事務系職員全員のヒアリングを行い，事務職員配置の見直しを行った。 「事務機構改革推進会議」での検討を経て，戦略的経営を行う事務組織，効率性の高い事務組織，後継者が成長し，専門性と意識が高い事務組織，働き甲斐と展望の持てる事務組織への改革を目指したグループ制等への再編を行った。 「事務機構改革３ケ年計画（平成１８年度～２０年度）」を立て，人件費削減見通し，島根大学憲章に照らした組織・業務の整備，法人業務の整理，縮小，外部委託の実施の観点から検討を行い，順次導入することとした。	事務機構改革３ヶ年計画に沿って実施した事務組織再編の検証及び「島根大学憲章を推進するためのアクションプラン」を踏まえ，法人の理念・目的に照らした事務組織・職員配置の見直しを行う。		
	【１７９】 事務機構改革３ヶ年計画（１８年度～２０年度）に基づき，引き続き事務組織の再編・合理化について検討し，可能なものから実施する。		Ⅳ	（平成１９年度の実施状況） 「事務機構改革３ケ年計画（平成１８年度～２０年度）」を推進するための一方策として，高齢者継続雇用制度による再雇用職員を活用し，再雇用職員の経験と知識を活かした全学業務の集約化と効率化を図るため，平成２０年度に「全学業務支援室」を設置することとした。			
【１８０】 全ての事務組織を役		Ⅳ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 役員構成を含む運営組織の見直しを行い，各理事の下に各理	計画なし		

員が分担する業務に対応する専門職能集団として再編する。				事が分担する業務に対応した部・課を配置するとともに，全ての部に部長を配置し，各理事が分担する業務に効率的に対応できる事務組織の再編を行った。			
	【１８０】 （平成１８年度に実施済みのため，１９年度は計画なし）			（平成１９年度の実施状況）			
【１８１】 物品調達の効率化を図るため，他大学法人との共同購入等を検討する。		Ⅳ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 物品調達の効率化を図るための一方策として，平成１６年度に共同購入について他大学法人の実施状況の調査及び費用対効果等の検討を行い，地理的条件，経済性等の課題を整理した。 契約金額の低減及び契約事務の平準化を図るために，電気供給契約，事務用電子計算機及び複写機のリース契約等に対し２６件の複数年契約方式を導入した。 教員等発注制度を導入し，物品の早期納入及び予算管理の効率化を図るとともに，事務の効率化及び軽減を図った。	他大学法人との共同購入について鳥取大学等と共同購入可能な物品を更に検討・協議し，実施可能なものから導入する。 引き続き契約金額の低減及び契約事務の平準化できる事項を模索し，実施可能なものから推進する。 複数年契約の拡大（契約開始時期の分散を含む）を更に計画的に推進する。		
	【１８１】 複数年契約を拡大し契約金額の低減を図るとともに，契約事務の平準化を図るよう契約開始時期の分散を検討する。		Ⅳ	（平成１９年度の実施状況） 複数年の多様な契約期間を設定した契約を進め，松江キャンパスで１１件，出雲キャンパスで２件締結した。 役員及び事務職員を対象に，ＪＴＢのＷｅｂを活用してオンラインにより航空券を手配するシステムを導入し，業務の効率化を図るとともに，経費の節減（正規の運賃との比較で約１１６万円の節減）を図った。 他大学法人との共同購入ついて鳥取大学と協議した結果，平成２０年度から一部の物品について共同購入を行うこととした。			
【１８２】 可能なものから外部委託を拡大実施する。（例：給与計算，儀式・行事，郵便物収受・発送，自動車運転，守衛業務，健康管理，研修，		Ⅳ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 事務系幹部職員で構成する事務連絡会議の下に，総務系，会計系，学務系，医療サービス系及び図書系の５つの「業務改善及び外部委託に関する検討ワーキンググループ」を設置し，６２項目の業務改善・外部委託（うち外部委託９項目）を実施した。	コストパフォーマンス，法人業務の重点化・合理化・効率化等の観点から，業務改善・外部委託の検討を継続し，可能なものから順次実施する。		

旅費計算業務，ボイラー業務，大学構内環境保持業務（ゴミ集積場の管理や運搬，草刈，芝，樹木等の管理）等）	【１８２】 法人業務の合理化，効率化の観点から，業務改善・外部委託の検討を継続し，可能なものから実施する。		Ⅳ	（平成１９年度の実施状況） 業務改善及び外部委託等に関する検討ワーキンググループによる検討を引き続き行い，新たに１５項目の業務改善を実施した。また，更なる業務改善の推進に資する目的で，前年度までに実施した中から特に優れた業務改善の取組みを選考し，学長表彰を行った。 「事務機構改革３ケ年計画（平成１８年度～２０年度）」を推進するための一方策として，高齢者継続雇用制度による再雇用職員を活用し，再雇用職員の経験と知識を活かした全学業務の集約化と効率化を図るため，平成２０年度に「全学業務支援室」を設置することとした。			
				ウェイト小計			
				ウェイト総計			

〔ウェイト付けの理由〕

Ⅰ-(1)業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等

【共通事項に係る取組状況】

1．業務運営の改善及び効率化の観点

（1）戦略的な法人経営体制の確立と効果的運用

①戦略的な大学運営

（平成１６～１８事業年度）

・国立大学法人としての存在意義を鮮明にし，本学の目指すべき方向を明確に示した「島根大学憲章」を制定した。

・役員体制及び事務組織を再編し，役員について附属病院長を医療担当理事に登用し，地域医療と先進医療が調和する大学病院を目指し，また，事務局長を総務担当理事に登用し，大学運営に参画させ財務基盤の強化や事務組織改革を推進した。

・学長室を設置し，戦略的企画の策定・実施，広報活動の強化，また，秘書機能の充実を図り学長のリーダーシップが発揮できる体制を整備した。

・平成１８年４月に実施した組織再編に引き続き平成２０年度末までを見通した「事務機構改革３ヵ年計画」を立て，人件費削減，業務改善及び外部委託等を推進した。

（平成１９事業年度）

・「島根大学憲章」に掲げる使命の実現に向けた取組みを具体化するとともに，次期中期目標・中期計画を見据えた「島根大学憲章を推進するためのアクションプラン」を作成するなど，企画・立案に関する業務の推進を図った。

②機動的，効率的な大学運営

（平成１６～１８事業年度）

・学長が，教職員，学生の意見を広く聴く機会を設け，大学運営に反映させるため，各学部教員，事務職員，学生など１６区分に分けて学長とのキャンパスミーティングを実施し，大学運営に対する６１項目の要望に係る改善案を整理した。

・学長のリーダーシップが発揮できるよう，法人化後に設置した副学長懇談会を幹部職員が同席する「常任理事懇談会」に改め，運営の重要事項について実質的な責任ある協議が可能となる体制を構築した。

・執行部と部局間の効率的な大学運営を図るため，役員，学部長等で構成する部局連絡協議会に幹部職員（部課長，各学部事務長）を同席させ課題を共有させることにより機動的，効率的な協議ができる体制とした。

（平成１９事業年度）

・各委員会に事務職員を積極的に加える見直しをして，教員と事務職員が一体となって計画立案・執行に参画する教職協働の推進を図った。

③学長による部局長の評価を実施

（平成１６～１８事業年度）

・各部局の組織的な課題の達成に向けて，学長を中心とする役員会と部局長の連携を図るとともに部局長の管理職としての評価を試行的に実施した。

（平成１９事業年度）

・「教員個人評価に関する規則」を制定し，部局長に対して管理職としての評価を実施した。

④教育研究組織の中間評価

（平成１６～１８事業年度）

・法人化後に設置した新設センター等について運営状況，課題，改善を要する点及び優れた取組みについて設置目的に沿って自己点検評価を行った。この中間評価の結果を踏まえ運営方法，責任体制等必要な改善策を講じた。

・平成１６年度に設置した法務研究科では，平成１７年度に実施した日弁連法務研究財団のトライアル評価の結果及び年次計画履行状況等調査委員会の意見を受け，授業内容や成績評価基準の改善・見直しを行うとともに，平成１９年度から教育課程の大幅な改善を図ることとした。

（2）法人としての総合的な観点からみた戦略的・効果的な資源配分

①学長裁量ポストの促進

（平成１６～１８事業年度）

・平成１６年度から各部局の退職教員の人件費の３分の１を全学管理へ拠出することとし（３分の１ルール），学長裁量ポストとして戦略的な教員配置を行い，１８名（室・センター９名，重点研究プロジェクト９名）の配置を行った。

②戦略的・効果的な予算配分

（平成１６～１８事業年度）

・長期的視点に基づく戦略的な資源配分及び社会的ニーズの変化等に機動的に対応する経費として「政策的配分経費」の配分を行った。

・教育研究のインセンティブを高めるために，評価システムによる評価結果データを用いて「評価（競争的）配分経費」の配分を行った。評価にあたっては，部局の教育研究活動の事項毎に評価係数を設定し，全学的な視点から各部局に共通する事項を重視した。

（平成１９事業年度）
・学長の裁量において直接執行可能な経費枠（学長裁量経費）を別枠として設けた。

（３）法人内における資源配分に対する中間評価・事後評価，資源配分の修正
（平成１６～１８事業年度）
・予算編成に反映させるため，予算会議において，決算報告をもとに部局ヒアリングを実施した。
・政策的配分経費による各プロジェクトの進捗状況の検証を行い，各プロジェクトの中間評価をもとに配分経費を補正した。
（平成１９事業年度）
・プロジェクト研究推進機構が推進する研究プロジェクトに措置した政策的配分経費（重点研究推進経費）に対し，成果と外部資金の獲得状況等を勘案して次年度以降の配分経費を補正した。
・評価（競争的）配分経費の検証を行い，教育研究活動の事項毎の係数の見直しを行った。
・剰余金について学長のリーダーシップの下，各部局と大学本部における配分枠の割合を見直して全学的な施設等整備に充てる経費を増額した。

（４）業務運営の効率化
（平成１６～１８事業年度）
・事務局長を議長とする事務連絡会議の下，総務系，会計系，学務系，学際系，医学部の５つの検討作業グループを設置し，６２項目の業務改善を実施した。
・機動的に業務を遂行し，横断的な業務にも迅速に対応できるよう，柔軟な事務組織のあり方について検討し，グループ制を導入した。
（平成１９事業年度）
・検討作業グループでの検討を引き続いて行い，これまで改善項目を含め合計で７７項目の業務改善を実現した。また，更なる業務改善の推進に資する目的で，前年度までに実施した中から特に優れた業務改善の取組みを選考し，学長表彰を行った。
・高齢者継続雇用制度に基づき再雇用職員の経験と知識を生かし，全学の業務の集約化と効率化を図るため「全学業務支援室」を設置することとした。

（５）収容定員を適切に充足した教育活動
（平成１６～１８事業年度）
・平成１７年度の法人評価委員会からの指摘事項を踏まえ，入学者増加を焦点とした広報活動を各研究科で強化した。
・医学系研究科では大学院ホームページの内容充実を図り研究科紹介と学生募集のためのＴＶ番組を地元のケーブルＴＶで作成し放映した。また，博士課程での社会人募集のため卒後初期研修医にダイレクトメールによる大学院への勧誘を実施した。その結果，平成１８年度は大学院博士課程を含む全課程において９０％の充足率を確保した。
（平成１９事業年度）
・入試情報の積極的な開示に取組み，平成１９年度も全課程において９０％の充足率を確保した。

（６）外部有識者の積極的活用
（平成１６～１８事業年度）
・島根大学憲章の「本学が養成しようとする人材像」について経営協議会の外部有識者としての意見を反映させ，養成しようとする具体的な人材像の策定を開始した。
・本学の大学評価の基本方針を審議する大学評価評議会（平成１７年１０月設置）の構成員に学外理事（経営・法務担当）を入れ，組織評価，個人評価の審議に民間的発想を取り入れた。
（平成１９事業年度）
・専門的職能が求められる総合企画室及び国際交流センターの専任教員並びに学術国際部研究協力課に知財の専門職員をそれぞれ民間から採用した。

（７）監査機能の充実・強化
（平成１６年～１８事業年度）
・内部監査の独立性を担保するため，監査室を事務局から独立させ，学長直属とした。
・監事会（平成１７年６月設置）を定期的に開催し，常勤監事，非常勤監事及び監査室との情報の共有化を進め，監査計画，監査調書及び報告等の作成についても十分な協議を行った。
・監事監査及び内部監査は，年度初めに監査計画及び監査実施要項を定め，周知するとともに監査対象部局等の負担軽減を図るという観点から，各々の独自性を維持しながら監事監査と監査室監査を合同で実施し，効率的な監査を実施した。
・監査結果について，検討課題及び検討課題に対処する方策（観点及び例示）を役員会へ報告するとともに検討課題に対しては，担当理事や対応部局等の責任者を明確にし，期限を付して改善状況を報告させることとした。
（平成１９事業年度）

・被監査部局に対して検討課題として措置を求める際には，監査結果の説明及び問題点の意見交換を密に行って相互理解を図るとともに，対処方策の観点等を示すなど，フォローアップに努めて被監査部局から迅速な措置を求めた。
・監事監査等で実施した監査結果についてデータベース化し，学内ホームページに掲載して情報の共有化を図った。
・公的研究費等の不正の防止を徹底するために「研究活動の不正行為の防止に関する規則」を制定するとともに，新たに組織した「公的研究費等不正防止計画推進室」と監事及び監査室が連携する体制を整備した。

（８）教育研究組織の編制・見直し

（平成１６～１８事業年度）

①法務研究科の設置

・弁護士過疎を克服し，山陰地域における法化社会の進展に寄与し，地域で育ち地域で活躍する法曹の養成に対応するため法務研究科（山陰法科大学院）を平成１６年４月に設置した。

②教員養成学部の再編

・教育学部を教員養成に特化した学部として平成１６年４月に再編し，全国初の試みである１０００時間体験学修プログラム等新しい教員養成プログラムを実施した。

③新設センター等の設置

・本学の教育全般に関する研究・開発及び企画並びに評価を行うとともに，教養教育等の全学共通の適正な運営を総括し，教育活動の充実のため「教育開発センター」を平成１６年１２月に設置した。
・学内共同教育研究組織として企業等との研究や知的財産の等の活用面における連携を図り，地域社会の産業技術の振興と発展に資するため，既存の組織（共同研究センター）を改組・拡充し，「産学連携センター」を平成１６年１０月に設置した。

（平成１９事業年度）

①研究科の改組

・中央教育審議会の答申（今後の教員養成・免許制度の在り方について：平成１８年７月）を踏まえ，新たな時代の学校改革を担う人材育成，並びに教育改革の担い手を恒常的，組織的に輩出するため「高度な教員養成教育」の実現を目指し，既存の教育組織を抜本的に見直して教育学研究科を改組（平成２０年度）することとした。
・中央教育審議会の答申（新時代の大学院教育：平成１７年９月）を踏まえ，医科学研究の融合・総合化のニーズに対応した教育を行うため，３専攻を単一の医科学専攻とする医学系研究科に再編（平成２０年度）することとした。
・中央教育審議会の答申（新時代の大学院教育：平成１７年９月）を踏まえ，社会が要請する高度な専門知識と関連する基礎的素養を兼ね備えた人材を養成し，教育の実質化を図るため生物資源科学研究科を改組（平成２０年度）することとした。

②全学の教職課程の一元的管理・運営

・全学の教職課程を担当し，教職科目の改善を図り，教職課程関連カリキュラムを一元的に管理・運営するため「教師教育研究センター」を設置した。
・同センターは教員免許更新制度に対応することとした。
・中国地区国立５大学による「教員免許更新推進機構（仮称）」を立ち上げ，本学に機構の事務局を設置し，平成２０年度免許状更新講習プログラム開発委託事業に取組むこととした。

（９）学術研究活動の戦略的取組み

（平成１６～１８事業年度）

・本学が有する知的資産と知的創造力を活用し，地域に密着した個性的研究及び国際的な水準の独創的な研究を集中的かつ戦略的に推進するため，学部，研究科の枠を超えた組織として「プロジェクト研究推進機構」を設置した。
・推進機構の下に組織する重点研究部門，萌芽研究部門，特定研究部門及び寄附研究部門において研究を推進した。
・研究の進捗状況，今後の展望，成果の活用等の観点から学外者（外部専門委員，外部委員）を含む研究プロジェクト評価委員による評価を行い，評価の結果をホームページに掲載した。

（平成１９事業年度）

・第一期（平成１７～１９年度）重点研究プロジェクトを総括し，また，他の研究部門も含めた研究の成果を公表するため，研究成果報告会を開催した。
・大型の科学研究費補助金に採択された研究，外部からの評価が極めて高い研究，共同研究等の中で特徴的な研究を積極的に推進する「特別研究部門」を新たに設置することとした。

【その他特記事項】

２．教職員の人事の活性化

（１）個人評価の実施

①大学教員の個人評価

（平成１６年～１８事業年度）

・教員の諸活動の活性化を図るため，大学評価評議会において評価領域，評価項目，評価手法を定め教員の個人評価の試行を実施した。

（平成１９事業年度）

・「教員個人評価に関する規則」を制定し，個人（教員）評価基準（骨子）に基づき常勤の教員を対象にした個人評価を実施した。

・教員評価結果を昇給，賞与等の処遇に反映させる「教員個人評価処遇反映のためのガイドライン」を制定し，平成２０年１月からの昇給査定に適用した。

②大学教員以外の個人評価

（平成１６年～１８事業年度）

・組織全体の活力の向上，職員個々の主体的な能力の向上等を図るため一般職員及び医療系職員に対し個人評価の試行を実施した。

・教員としての資質や意欲の向上，組織の活性化等を図るため附属学校教員に対し個人評価の試行を実施した。

（平成１９事業年度）

・「一般職員及び医療職員の個人評価に関する規則」を制定し，職員の職務行動，役割達成度について個人評価を実施した。

・「附属学校教員の個人評価に関する規則」を制定し，業績評価及び能力評価で構成する勤務評価を実施した。

（２）教員の流動性の向上及び多様な人材登用

（平成１６～１８事業年度）

・新センター構想に基づき設置したすべてのセンター等及び新産業創出プログラムを推進するために設置した寄附研究部門，プロジェクト研究推進機構（重点研究プロジェクト）の教員に「任期制」を導入した。

（平成１９事業年度）

・専門的職能が求められる総合企画室及び国際交流センターの専任教員並びに学術国際部研究協力課に知財の専門職員をそれぞれ民間から採用した。

（３）男女共同参画の推進

（平成１６～１８事業年度）

・「男女共同参画推進委員会（委員長：学長）」及びその下に「企画推進・啓発部」，「調査・評価部」の２部門からなるＷＧを立ち上げ，女性教員の割合を高める方策等を具体的重要課題として位置づけるとともに，男女共同参画における「基本理念」，「基本方針」及び「当面の重要課題」を定めた。

（平成１９事業年度）

・前内閣府男女共同参画局長を講師に迎え，「大学が男女共同参画に取り組む意義について」と題した講演会を開催した。

・「女性研究者を増やすための方策」に関するアンケートを実施し，また，女性研究者の能力を十分に発揮しつつ研究活動を行える仕組みを構築するための「女性研究者支援モデル育成事業」を取りまとめ補助申請をした（平成２０年度：科学技術振興調整費採択）。

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
（２）　財務内容の改善
①　外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標	①　科学研究費補助金等外部研究資金その他の自己収入を積極的に増やし，活用するための組織的な取り組みを行う。 ②　収入を伴う事業の実施により，自己収入の拡充に努める。

中期計画	平成１９年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中期	年度	平成１９年度までの実施状況	平成２０～２１年度の実施予定	中期	年度
【１８３】 科学研究費補助金，受託研究，共同研究，奨学寄付金等外部研究資金を法人化前より１０％増加させる。		Ⅲ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） ①　外部資金獲得方策検討ワーキンググループ（科研費，受託研究等）を設置し，「科学研究費補助金申請マニュアル」，「外部研究資金獲得マニュアル」を作成し，学部において外部資金獲得に関する説明会を開催した。 ②　「科研費アンケート」を全学的に実施し，課題について調査分析し，結果を学内ホームページに掲載するとともに，アンケート結果を踏まえて「科学研究費補助金獲得向上のための取扱いに関する基本方針」を作成した。 ③　寄附講座及び寄附研究部門等に関する規則を制定し，寄附講座等の設置のための寄附金の受入体制を整え，本学初の寄附講座を設置した（平成１７・１８年度）。 ④　外部資金獲得の全学的な支援体制として学長の下に「外部資金獲得支援チーム」を設置し，科学研究費補助金，その他の公募型外部資金の申請件数を増加させる取組みをした。 ⑤　島根県との間に専門委員会（ＷＧ）を設置し，具体的なテーマについての検討を行い，科学技術振興調査費による「地域再生人材創出拠点の形成プロジェクト」を計画してＪＳＴに応募した（平成１９年度採択）。 ⑥　松江市及び国土交通省中国整備局と包括協定を締結し，連携事業として共同研究，受託研究を推進することとした。	インセンティブ及びペナルティ制度並びにアドバイザー制度を活用するとともに，事前調査やセミナーを実施して，科学研究費補助金のさらなる増加を図る。 外部資金導入啓発活動による説明会を引き続き実施して，外部資金の増加を図る。		

	【１８３】 ○　外部研究資金獲得方策検討ＷＧ（科研費）において科学研究費補助金の増加に向けて，平成１８年度に実施したアンケート結果に基づき増加策を検討する。 ○　平成１８年度に作成した「外部研究資金獲得マニュアル（受託等）」に基づき学部等に対して啓発活動を行う。		Ⅲ	（平成１９年度の実施状況） アンケート結果に基づき作成した「科学研究費補助金獲得向上のための取扱いに関する基本方針」をより実効性のあるものにするため，学長裁定に改めて科学研究費補助金の増加に向け次の取組みを行った。 ○インセンティブの導入 ・研究代表者として複数申請した者には，その件数に応じて一定額の研究経費を加算 ・研究代表者として申請した者のうち，結果が不採択ながら「Ａ評価」であった者に今後のさらなる取組みを期待して一定額の研究経費を加算 ○ペナルティの導入 ・申請しない者に理由書の提出を義務付け，必要に応じて個別のヒアリング等を実施 ○アドバイザー制度（個別指導）の導入 ・「科研費申請アドバイザー実施要項（学長決裁）」を平成１９年９月に制定し，助言制度の実効性を着実に上げる個別指導を実施 ・各学部に「申請アドバイザー（７０名登録）」を置き，指導を希望する者からの相談等に対応 産学連携センターと研究協力課とが共同して医学部，総合理工学部，生物資源科学部において外部資金獲得のため，受託研究，共同研究の受入れの促進に向けた啓発活動を行った。 臨床研究費について治験管理センター専門部会において契約相手方の負担を軽減する契約方法の改善等を行うなど，受入件数を増やす取組みにより，受入額は前年度実績額から倍増した。 この他にも科学技術振興調整費の採択により約２，６００万円を新たに受入れるなど，研究のための獲得資金額は，前年度と比べ増額となった。			
【１８４】 科学研究費補助金等への申請件数を法人化前より２０％増加させる。		Ⅳ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 科研費（等）の増加に向けての取組みについては，中期計画【１８３】の平成１６～１８年度の『実施状況概略』を参照。 科研費申請件数の直近５年間の推移は次のとおり。 平成２０年度：　７３０件（平成１９年度申請分） 平成１９年度：　６３５件	科研費申請アドバイザー制度を活用し，申請者からの相談に適切に対応し，申請件数の増を図る。		

				平成１８年度：　５７３件 平成１７年度：　６１３件 平成１６年度：　５４１件		
	【１８４】 ○　外部研究資金獲得方策検討ＷＧ（科研費）において科学研究費補助金の増加に向けて，平成１８年度に実施したアンケート結果に基づき増加策を検討する。 ○　科学研究費補助金の申請にあたって，各学部に申請アドバイザーを置く制度を確立し，申請者からの相談に適切に対応する。		Ⅳ	（平成１９年度の実施状況） 増加策の検討及び申請アドバイザーについては，年度計画【１８３】の平成１９年度の『実施状況』を参照。 アドバイザー制度の導入など，申請増に向けた取組みの結果，平成２０年度科学研究費補助金の申請件数（平成１９年度申請分）は７３０件に達し，法人化前との比較では１８９件増（３５％増），前年度との比較では９５件増（１５％増）となった。		
【１８５】 平成１７年度末までに，大学として外部資金担当部門を充実し，外部資金獲得・拡大のための組織と実務的な支援体制を整備する。		Ⅲ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 産学連携センターに専任教員を配置し，各種競争的資金への取りまとめ，申請，情報収集提供，コーディネート活動，シーズ集の作成及び具体的な研究・開発の事例解析を行い，リエゾン活動（広報活動）の強化を図った。 各種助成団体からの研究助成に係る公募情報を「研究助成等公募情報一覧表」に，また，各省庁から一般の研究者等を対象に研究課題を募る情報を「競争的研究資金制度公募一覧表」にまとめ，学内ホームページに掲載するとともに，随時，最新の情報（募集の概要，応募締切日等）を更新して申請希望者への便宜を図った。 本学の振興に資する目的で「島根大学支援基金」を創設した。島根大学支援基金については，中期計画【１８６】の平成１６～１８年度の『実施状況概略』を参照。 外部資金獲得の支援体制として学長の下に「外部資金獲得支援チーム」を設置した。外部資金獲得支援チームについては，中期計画【１８３】の平成１６～１８年度の『実施状況概略』を参照。	外部資金獲得のために整備した組織・体制の下，啓発活動，進捗管理などの取組みにより，外部資金の増加を図る。		

	【１８５】 ○　研究戦略会議の下に設置した外部研究資金獲得方策検討ＷＧにおいて，外部研究資金の獲得策について検討する。 ○　平成１８年度に作成した「外部資金獲得マニュアル（受託等）」により啓発活動を行う。		Ⅲ	（平成１９年度の実施状況） 増加策の検討及び外部資金獲得マニュアルによる啓発活動については，年度計画【１８３】の平成１９年度の『実施状況』を参照。 この他に島根県のコーディネータと協議し，平成２０年度以降の新たな連携融合プロジェクトとして「平成２０年度都市エリア産学官連携促進事業【一般型】」への応募を行うため，島根県，地域関係企業との協議・交流を重ねて企画書「環境にやさしい新機能材料と地域の連携による新産業の創出（宍道湖・中海地域）」を取りまとめ，補助申請した。			
【１８６】 平成１７年度末までに，学内外の協力により，教育支援，研究支援，留学生支援のために，財源を確保する組織を整備する。		Ⅲ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 平成１８年１０月に島根大学憲章に掲げる事項の実現のため助成し，もって本学の振興に資する目的で「島根大学支援基金」を創設した。 募金活動を含む同基金の管理運営のために，「島根大学支援基金委員会」を設置し，学外委員には，島根大学同窓会連合会の役員から２人を選任した。 平成１９年１月から学内関係者に対する募金を開始した。	支援基金の募金を学内外に引き続き行う。		
	【１８６】 平成１８年度に創設した「国立大学法人島根大学支援基金」の募金活動を推進する。		Ⅲ	（平成１９年度の実施状況） 島根大学同窓会連合会の協力を得て同窓生へ募金を開始した。さらに職員ＯＢ，卒業生，在学生及び合格者（新入生）の保護者など募金対象を学外へ拡大した。			
【１８７】 大学の人的・知的資源の活用及び社会貢献・地域連携事業を組織的に推進し，収入を伴う事業を拡充するための支援体制を強化する。		Ⅲ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 地元教育関係者が組織する松江コミュニティ・カレッジ協議会と連携して，新システムによる「松江コミュニティ・カレッジ」を開催した。その実績を基に収益事業への転換の試みとして，一般市民が受益者負担の立場で参加費を全額負担する「生涯学習ツアー」を実施した（３件）。 事業収入を拡充するため，生涯学習教育研究センターの公開講座専門部会で公開講座のあり方を見直し，有料講座・無料講座の体系化を図り，市民のニーズに対応した教育サービス事業の充実に取組んだ。	県・市町村の生涯学習・社会教育関係職員対象の研修の拡充と県，大学独自の単位認定，資格付与制度の導入を検討する。 県内の教育機関，市民大学等と連携拡大により公開講座を広域的に実施する。		

	【１８７】 市民の生涯学習活動となる講座の提供や研修事業は収益事業として，生涯学習教育研究センターが中心となり実施する。その上で，必要に応じて学内の関係機関と連携することで，連携協力体制の在り方を検討する。 また，本学の公開講座・公開授業の一部やその他の学習講座事業を収益事業として展開するための学外の地域拠点の設置も，生涯学習教育研究センターが中心となって必要な措置を講ずる。 なお，平成１８年度に引き続き，生涯学習教育研究センターの独自事業である「生涯学習ツアー」を「公開講座」として実施し，事業収益の拡充を図るとともに，生涯学習に係わる研究助成を受託し，事業の拡充を目指す。		Ⅲ	（平成１９年度の実施状況） 収益事業として公開講座，公開授業及び生涯学習ツアー（海外１件，国内１件）を実施した。 公開講座等の開講，学内の関係機関との連携については，年度計画【８２】の『計画の進捗状況』を参照。 島根県・市町村の生涯学習・社会教育関係職員の研修の一部有料化については，島根県教育委員会との連携で実施している生涯学習指導者養成研修を従来どおり無料で実施することとし，一方，平成２２年度までに方針が明らかになる予定の生涯学習指導者となるための公的資格（地域教育コーディネーター等）の講習については，有料化の方針で検討を継続することとした。 地域貢献のためのサテライト・キャンパスのあり方については， １　キャンパス機能として，地域社会人を対象に①公開講座やリカレント教育を始めとする多様な学習機会が提供可能であること②企業等への情報発信基地となり得ること③法律を始めとする各種相談に応じられること④これらの事業展開を通じて地域社会の持続的発展に貢献できることを基本として構想した。 ２　その機能が十分果たせる地理的条件とコストを勘案し，松江駅周辺に設置が望ましいとの結論を見出したところであるが，都心部も含めた広域圏内での設置を選択肢に加え，さらに検討を重ねることとした。 事業の拡充については，これまで３年間継続して助成を受けた生涯学習に係る研究事業「社会教育施設等の利用促進のための施設情報の映像化」に代わり，自治体や教育関係機関などで組織する「しまね再チャレンジ学習支援協議会」が，文部科学省から「再チャレンジのための学習支援システムの構築事業」の採択を受け，本事業を民間教育事業者の協力の下，生涯学習教育研究センターが中心的な役割を担って実施した。	市民学習者の利便性集客性を考慮し，収益事業となる公開講座やその他有料の新規講座を効果的，効率的に開講するためのサテライトキャンパスを地元自治体の協力のもと試行的に置き，学外の学習拠点の効果を測定する。 収益事業となる「生涯学習ツアー」（国内外）について収益のあり方，事業会計の在り方の検討及び事業の数量的な拡大と民間との連携を推進する。 生涯学習・社会教育の実践研究の推進及び委託研究，委託事業を拡充する。学外の関係機関（行政，民間）との連携，共同研究や共同事業を推進する。		
				ウェイト小計			

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
（２）財務内容の改善に関する目標
②　経費の抑制に関する目標

中期目標	①　管理的経費の抑制を図る。 ②　「行政改革の重要方針」（平成１７年１２月２４日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ，人件費削減の取組みを行う。

中期計画	平成１９年度計画	進捗状況 中期	進捗状況 年度	判断理由（計画の実施状況等） 平成１９年度までの実施状況	判断理由（計画の実施状況等） 平成２０～２１年度の実施予定	ウェイト 中期	ウェイト 年度
【１８８】 管理的経費は，毎年１％ずつ削減し，事務等の効率化・合理化により計画的な削減に努める。 総人件費改革の実行計画を踏まえ，平成２１年度までに概ね４％の人件費の削減を図る。		Ⅳ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 事業年度ごとの計画予算において学内の「共通経費」について毎年２～４％の削減を明示した。 「管理的経費削減検討委員会」を設置し，また，清掃契約，複写機リース契約，電気供給契約等に複数年契約を導入し経費削減を図った。学部においては「光熱水料等対策委員会」，「節電対策委員会」を設置し，光熱水料の経費節減を図った。 松江キャンパスでは，電気使用量等の削減を目指す「環境マネジメントシステム」を構築した。 「人件費管理に関する当面の対応と中期的方針」に基づき計画的に削減を図った。 人件費所要額の詳細なシミュレーションを行い，総人件費改革の実行計画について年度計画を上回る削減を実現した（平成１８年度）。	事務等の効率化・合理化を図り，引き続き管理的経費を削減する。 総人件費改革の実行計画に沿った人件費の削減を引き続き図る。		
	【１８８】 ○　予算配分において管理的経費を引き続き１％削減する。 ○　総人件費改革の実行計画を踏まえ，概ね１％の人件費の削減を図る。		Ⅳ	（平成１９年度の実施状況） （管理的経費削減） 平成２０年度計画予算において「共通経費」の総額を対前年度比で２％減とした。 （電気使用量の削減） 松江キャンパスの「環境マネジメントシステム」の取組みにより，電気使用量の削減に努めた。 直近３年間の使用電力量の推移は次のとおり。			

				平成１７年度　１０，６７５，６２８ｋｗｈ 平成１８年度　１０，５２１，４８５ｋｗｈ 平成１９年度　１０，２４９，３９３ｋｗｈ （人件費削減） 平成１７年度計画予算における「総人件費改革」に係る削減の対象となる人件費総額１１，８９９百万円に対して，平成１９年度決算額は１１，１３９百万円であり，７６０百万円（６．３９％）の削減となった。			
				ウェイト小計			

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
（２）財務内容の改善に関する目標
③　資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標	①　資産の効率的活用を図る。

中期計画	平成１９年度計画	進捗状況 中期	進捗状況 年度	判断理由（計画の実施状況等） 平成１９年度までの実施状況	判断理由（計画の実施状況等） 平成２０～２１年度の実施予定	ウェイト 中期	ウェイト 年度
【１８９】 平成１７年度末までに，資産の適切かつ効率的な運用を図るための組織体制の整備を行い，資産運用管理計画を策定する。		Ⅳ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 産学連携センターに知的財産創活部門を設置し，研究成果などの知的創造資産を特許などの知的財産に結びつけ，社会での活用を促進する体制を整備して知財権の譲渡により収入を得た。 平成１６年度に「島根大学資金管理方針」を制定し，資金管理の権限と責任を明らかにし，資金の運用を開始するときは，役員会の議を経て行うこととした。また，資金管理に関する業務の分担を明確にして，透明性を確保する体制を整備した。 資金運用計画を作成した上で，保有資金有高の状況を基に運用が可能な額を適時算定し，効率的な資金運用を行い，運用益（平成１８年度：１，５７５万円）を獲得した。 資金の運用益は予算に計上し，教育・研究経費等に充てることとした。	引き続き資産の適切かつ効率的な運用を図る。		
	【１８９】 引き続き資産の適切かつ効率的な運用を図る。		Ⅳ	（平成１９年度の実施状況） 資金管理方針に基づき安全性を第一に，流動性，効率性を確保する資金運用計画を作成し，国債による中期運用と定期預金による短期運用の結果，４，４１１万円（対前年度比２，８３６万円の増）の運用益を得た。			
【１９０】 適切な利用目的を有		Ⅲ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 学内施設を学外者に貸付ける場合の手続きに関する「島根大	計画なし		

する学外者に対する学内施設・教室の有料貸与を行う。				学固定資産貸付要領」を制定し，その活用を図った。 施設利用を希望する学外者のために，ホームページに施設の一時利用に関する問合せ先を掲載し，あわせて「固定資産貸付要領」，「施設の一時利用における貸付料」及び「固定資産貸付申請書」を公開した。		
	【１９０】 （平成１７年度に実施済みのため，１９年度は計画なし）			（平成１９年度の実施状況）		
				ウェイト小計		
				ウェイト総計		

〔ウェイト付けの理由〕

Ⅰ-(2)財務内容の改善に関する特記事項等

【共通事項に係る取組状況】

1．財務内容の改善・充実

（1）外部資金の獲得

（平成１６～１８事業年度）

・学長の下に「外部資金獲得支援チーム」を設置し，各部局の外部資金獲得状況を分析した。また，平成１７年度の法人評価委員会からの指摘を踏まえ，外部研究資金獲得マニュアルをもとに学内説明会を実施した。

・本学の財政基盤を強化するため平成１８年１０月，「島根大学支援基金」を創設し，役員及び教職員を対象に募金を開始した。

（平成１９事業年度）

・「外部資金獲得支援チーム」の支援による公募型補助金の獲得増に向けた全学的な取組みにより，新規に大学教育改革支援プログラム事業から５件，また，科学技術振興調整費から１件の採択を受けた。

・「島根大学支援基金」の募金の対象を職員ＯＢ，卒業生，在学生及び合格者（新入生）の保護者など学外へ拡大した。

・「科学研究費補助金」への申請を義務付けるとともに，個人へのインセンティブやペナルティを制度として導入した。また，アドバイザー制度を導入して申請増加に向けて取り組んだ結果，申請件数は３５％の増（法人化前：平成１５年度比）となった。

・臨床研究費の受入れについて契約相手方の負担を軽減する契約方法の改善等を行った結果，対前年度比で受入額が倍増した。

・平成２０年２月に出雲市から寄附金（５年間）により附属病院腫瘍センターに「腫瘍臨床研究部門」を設置した。

・出雲市乙立里家診療所を医学部附属病院のサテライト診療所として位置づけ，医学部学生（５年生）のクリニカルクラークシップの一環として診療所臨床教育研究を行い，地域医療教育に貢献するとともに，出雲市における効果的な保険事業のあり方に関する研究を出雲市と本学とが共同で実施するため，平成１４年度から引き続き出雲市から共同研究を受け入れた。

・産・官・学の連携により医学部が一層発展するために必要な支援を行うことを目的として出雲市，出雲市議会，ＪＡいずも及び出雲商工会議所により設置された「島根大学医学部支援協議会」から医学部の教育研究事業に関する支援経費を平成１４年度から引き続き受け入れた。

（2）管理的経費の抑制

（平成１６～１８事業年度）

・予算編成において，共通経費については，対前年度比２～４％の削減を図った。

・実験系無機廃液の処理については，これまで学生の教育実習用として，廃液処理施設内での中間処理（年５～８回）を外注業者に委託していたが，平成１８年度から全面引取り処理に変更し，処理経費を約３０５万円節減した。

・平成１６年度から複数年契約を導入し，経費節減を図った。

（平成１９事業年度）

・オンラインにより航空券を手配するシステムを導入し，経費を節減（正規の運賃との比較で約１１６万円の節減）した。

・複数年契約の導入件数をさらに増加させ，年間で約９２８万円の節減を図った。

（3）財務データの分析・活用

（平成１６～１８事業年度）

・年度決算の財務諸表を基に「財務の安全性(健全性)，効率性，収益性，成長性(発展性)，活動性」の５つの視点から分析して，本学と同規模の大学との比較を行った。成長性（発展性）に関して外部資金の獲得状況を示す指標の改善に向け，学長の下に外部資金獲得支援チームを設置し，科学研究費補助金の申請件数の増に向けた支援，その他外部資金の獲得に向けた全学的な取組みを行った。

（平成１９事業年度）

・分析指標毎に対前年度との推移及び他大学（同規模大学）との相対順位の変動を調査し，外部資金比率などの財務分析に活用した。

・財務基盤の確立に向けて多角的な外部有識者の意見を運営に反映させるため，経営協議会において財務資料を活用し，財務指標の状況，予算状況の推移，外部資金の状況，運用資金の状況等について協議した。

（4）契約の適正化

（平成１６～１８事業年度）

・契約事務取扱要領（学長決裁）を定め，予定価格が５００万円（工事請負契約については２５０万円）以上の随意契約の情報について公表することとした。

（平成１９事業年度）

・契約に係る情報の一層の透明化を図るため，予定価格が５００万円（工事請負契約については２５０万円）以上の全ての契約の情報について公表することとした。
・随意契約見直し計画により，締結した随意契約について点検・見直しを行い，随意契約によることが真にやむを得ないものを除き一般競争入札等に移行するものとし，その方針をホームページに掲載した。

（５）資産の運用

（平成１６～１８事業年度）
・資産の運用に当たっては，島根大学資金管理方針に基づいて安全性を第一に流動性，効率性を確保する運用計画を策定し，余裕資金の運用を図り，運用益（平成１８年度：１，５７５万円）を得た。
・運用益は予算に計上し，教育・研究経費等に充てることとした。

（平成１９事業年度）
・運用計画に基づき国債による中期運用と定期預金による短期運用を行い，４，４１１万円の運用益（対前年度比２，８３６万円の増）を得た。

２．人件費等の必要額を見通した財政計画の策定，適切な人員管理計画の策定等を通じた人件費削減に向けた取組

（１）人件費削減計画

（平成１６～１８事業年度）
・人件費削減目標を確実にするため，財政改革検討会議の下に人事・給与制度ＷＧを設け，詳細な人件費シミュレーションを行い，この結果を基に各セグメントで策定した人事計画を検証し，引き続き人件費削減に取り組むこととした。
・事務職員については，人件費の伸びを抑制するため，定年退職後の再雇用職員を配置する場合は常勤職員のポストを不補充とすることとした。

（２）人件費の削減

（平成１６～１８事業年度）
・役員給与について，平成１８年度から給与改定による下げ幅を上回る平 成１７年４月ベースに比して１０％の減額を行った。
・教員の人事計画に基づき，欠員の不補充，採用時期を遅らせる等の取組みを行った。
・定年退職教員を特任教授（非常勤職員）として給与額を抑えて採用し，教員陣容の強化に努めた（特任教授６名を採用）。
・外国語教育センターでは専任教員の採用を見合わせ，「特別嘱託講師制度」を活用することによって，人件費を抑制した。
・俸給の特別調整額の定額化に伴い，適用役職について人件費を抑えるよう見直しを行った。

（平成１９事業年度）
・平成１９年度の事務職員採用計画に基づき，単純作業業務や直接雇用職員が担当する必要がない業務等の洗い出しを行い，非常勤職員や派遣職員等に転換した。
・１７年度計画予算における「総人件費改革」に係る削減の対象となる人件費総額１１，８９９百万円に対して，平成１９年度決算額は１１，１３９百万円となり，７６０百万円を削減（削減率６．３９％）した。

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
（３）自己点検・評価及び情報の提供
①　評価の充実に関する目標

中期目標	①　評価の効率性・適切性・透明性の向上，評価手法の改善に努める。 ②　自己点検・評価を積極的に行うとともに，第三者評価を厳正に受けとめ，評価結果を大学運営の改善に十分に反映させる。

中期計画	平成１９年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ｳｪｲﾄ	
		中期	年度	平成１９年度までの実施状況	平成２０～２１年度の実施予定	中期	年度
【１９１】 平成１６年度末までに新設を計画している「評価室」で，研究・教育・経営に関する情報を収集し，評価手法の開発・改善を図る。		Ⅲ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 「評価室」を設置し，大学評価情報データベースシステムの一部である教員情報入力システムを開発した。教員情報については，平成１８年度から「教育」，「研究」，「医療」，「社会貢献」，「組織運営」の活動データの入力を全学一斉に開始した。 評価手法の開発・改善については，中期計画【１６１】の平成１６～１８年度の『実施状況概略』を参照。	引き続き教員の活動データ及び大学情報基礎データ（組織データ）を収集するとともに必要に応じて大学情報データシステムの改善を行う。 教員の評価システム（評価基準，実施方法）について必要な改善を行う。 自己点検評価の体制，手法等について必要な改善を行う。		
	【１９１】 ○　平成１８年度の教員個人評価の試行結果を踏まえ，平成１９年度は，法人評価，認証評価を視野に入れ，大学評価・学位授与機構が定める評価基準を活用し，部局等の自己点検評価を実施する。 ○　同時に本学が実施する自己点検評価が組織的な教育・研究活動の活性化及び質的向上につながっているか，法人評		Ⅲ	（平成１９年度の実施状況） 法人評価，認証評価を視野に入れ，「教育の実施体制・内容・方法・成果・就職の状況」，また，「研究活動の状況・成果」等の分析項目について各学部，研究科における現況分析を行った。 各学部，研究科等部局における現況分析を基に部局における教育・研究の水準及び質的向上を検証し，併せて大学全体の教育・研究の質的向上度を検証した。その結果，組織としての力量形成，強化がなさたこと及び学部等の改善計画への重要な貢献等についての掘り起しができ，組織としての強化等につながっていることが確認できた。 その他，年度計画【３８】，【７７】の『計画の進捗状況』を参照。			

	価部門及び認証評価部門において検証し，改善を図る。						
【１９２】 「評価室」は点検・評価及びそのための情報分析を行い，その結果を全学に公開するとともに学長はこれを大学運営に反映させる。		Ⅲ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 認証評価への対応に向けて全学の評価スケジュールを作成し，大学評価・学位授与機構の評価基準を基にして各学部，研究科等の現況調査を行い，評価基準に照らした問題点の洗い出しを行った。	点検・評価結果に関する情報を引き続き積極的に公開する。 認証評価に向けた全学の自己評価を実施し，平成２１年度受審への準備を行うとともに，自己点検評価を踏まえ次期中期目標・計画を立案する。		
	【１９２】 法人評価部門及び認証評価部門と各部局の自己評価等委員会等との合同連絡会議を定期的に開催し，以下の計画を実施する。 ・　法人評価部門においては，年度計画及び実績報告書の分析，改善状況の検証を行い，役員会に対し現況及び課題を報告するとともに，具体的な改善策を提言する。 ・　認証評価部門においては，各部局の自己評価等委員会と連携し，認証評価に係る現状分析，改善状況の検証を実施する。		Ⅲ	（平成１９年度の実施状況） 法人評価部門のワーキンググループにおいて全学の年度計画・実績報告書の中間分析・検証をして進捗状況の確認を行い，学長ヒアリングを実施し，検討課題を提言した。 また，学部等が作成した自己評価報告書について，ワーキンググループでの検証内容を拡大合同連絡会議（学長が委員長）で報告し，課題等について各部局（自己評価委員会）と共有を図りながら全学的な見地から改善を図った。 その他，年度計画【１９１】の平成１９年度の『実施状況』を参照。			
				ウェイト小計			

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
（３）自己点検・評価及び情報の提供
②　情報公開等の推進に関する目標

中期目標	①　教育研究活動の状況等大学に関する情報提供の充実を図る。

中期計画	平成１９年度計画	進捗状況 中期	進捗状況 年度	判断理由（計画の実施状況等） 平成１９年度までの実施状況	判断理由（計画の実施状況等） 平成２０～２１年度の実施予定	ウェイト 中期	ウェイト 年度
【１９３】 平成１６年度に，学外者も参加する広報委員会を発足させ，既存のホームページ・広報誌等の点検見直しを行うとともに，マスコミ等への情報の提供も含め，平成１７年度末までに新たに島根大学広報プランを策定する。		Ⅳ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 平成１６年度に広報機能に加えて広聴機能を併せ持ち，学外者や学生の参加について明確にした「広報・広聴委員会」を設置し，広報・広聴活動計画（広報プラン）を立案した。 同計画に基づき受験生向け広報誌，一般向け広報誌，学内向け広報誌を発行するとともに，ホームページのリニューアルを行い，情報発信の強化を図った。 マスメディアを活用した情報発信の強化のため，月１回の定例記者会見を開始したほか，広報プロジェクトの一環としてラジオ放送を利用した広報活動を実施した。 制定した島根大学憲章の精神を一言で表すキャッチフレーズ「人とともに　地域とともに　島根大学」をすべての構成員の行動指針とするとともに本学の魅力を社会に積極的にアピールすることとした。また，キャッチフレーズと学章をセットにした「島根大学ロゴマーク」を決定し，広報誌や封筒等に使用することにより，本学のアピールに活用した。	広報・広聴活動計画（広報プラン）に基づく，広報・広聴活動を実施する。		
	【１９３】 ○　広報プランに基づく，平成１９年度の広報・広聴活動計画により，広報・広聴活動を実施す		Ⅳ	（平成１９年度の実施状況） 平成１９年度の広報・広聴活動計画に基づき，次のとおり広報・広聴活動に取り組んだ。 ①　平成１８年度に引き続き，月１回の定例記者会見を実施 ②　広報・広聴活動の強化を図るため，広報・広聴委員会に「学			

	る。 ○　広報・広聴委員会に学外アドバイザーを迎え，広報・広聴活動について必要な改善を行う。			外アドバイザー」を選任し，広報・広聴活動計画に意見を反映 ③　大学紹介や大学歌のコンテンツをホームページに掲載するための準備に着手 さらに広報・広聴活動の充実を図るために次のとおり取り組んだ。 ①　本学の諸活動を紹介し，本学の広報活動に対する意見を聴く機会として「島根県経済４団体との懇談会」を開催 ②　本学卒業生に現在の大学の様子や教育研究活動を紹介し，卒業生同士あるいは在学生との相互交流の場とする「ホームカミングデー」を同窓会連合会と共催で企画・実施 キャッチフレーズ「人とともに　地域とともに　島根大学」及び「島根大学ロゴマーク」による広報活動が認められ，第３２回島根広告賞「ＣＩ（Corporate Identity）部門」で金賞を受賞した。			
【１９４】 平成１７年度から，学生等の参画を得て，広報部門を強化するためのプロジェクトを開始する。		Ⅳ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 学生参加の広報プロジェクトとして，学生とともに作成した学生向け広報誌「ｂｅ」を発行した。 また，ラジオ放送を利用した広報活動として，学生がパーソナリティーとして参加する番組を平成１８年９月から２月の間実施した。	学生参加の広報プロジェクトとして，学生とともに作成する広報誌「ｂｅ」を学生視点の学生向け大学紹介誌として引き続き発行する。		
	【１９４】 学生参加の広報プロジェクトとして，学生とともに作成する広報誌「ｂｅ」を学生視点の大学紹介誌として発行する。		Ⅳ	（平成１９年度の実施状況） 平成１８年度に引き続き，学生と協働して作成した学生向け広報誌「ｂｅ」を発行し，学生の視点を取り入れた活動を展開した。			
【１９５】 大学の持つ知的情報を一元的に把握し，データベース化を推進し，社会の求めに応じて情報を提供する。		Ⅲ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 中期計画【１９１】の平成１６～１８年度の『実施状況概略』を参照。 学外に対して情報提供を行うため，教員の活動状況を掲載した「教員情報検索機能」を試行的に学内限定で構築した。	引き続き本学の評価情報データベースについて必要な改善を行う。また，学外への情報提供に向けた制度を制定する。		

	【１９５】 大学情報データベースと機関リポジトリ等他のデータベースとの連携を図り，学内の自己点検評価を実施する際の根拠データとして，また，学外に対する教育・研究活動の情報提供に資するため，検索機能等を含めた使いやすいデータシステムの構築を引き続き進める。		Ⅲ	（平成１９年度の実施状況） 学術情報リポジトリとの連携機能を追加し，今まで以上に入力が容易で使いやすいデータベースに改良した。 大学評価情報データベースの組織データ（大学基礎データ）を一元的に収集し，学内の自己点検評価を実施する際の根拠データとして提供した。 教員情報検索機能について試行を踏まえ，検索方法や表示方法などの改善点を整理した。			
【１９６】 役員会・教育研究評議会・経営協議会等の議事要旨をホームページ等で学内外に公開する。		Ⅲ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 平成１６年４月の法人化にあわせて，本学ホームページのトップページに「各種委員会議事要録」の項目を設け，役員会，経営協議会，教育研究評議会の議事要録の学内外への公開を開始した。	計画なし		
	【１９６】 （平成１６年度に実施済みのため，１９年度は計画なし）			（平成１９年度の実施状況）			
				ウェイト小計			
				ウェイト総計			

〔ウェイト付けの理由〕

Ⅰ-(3)自己点検・評価及び情報提供に関する特記事項等

【共通事項に係る取組状況】

1．情報公開・情報発信の取組み

（1）情報公開の促進

（平成１６～１８事業年度）

・本学の諸活動を学内外に積極的に公開するために，組織，業務，財務，評価及び監査に関する情報を本学のホームページに掲載した。

・本学の自己点検評価の進捗状況を学内外に開示するため，島根大学のホームページ上に大学評価専用のページを設け，これまで全学で実施した自己点検評価の結果，部局等で実施した自己点検評価の結果を掲載した。

・教員データ入力システムの入力環境を整備し，リポジトリの公開システムと連携を図ることにより研究業績のデータベース化を進めた。この２つのシステムの連携により教員個人の研究業績をホームページに掲載した。

（平成１９事業年度）

・教員の選考基準をホームページに掲載（平成１８年度）し，選考結果の公表に関する申し合わせに沿って選考結果をホームページに掲載した。

（2）情報発信の促進

（平成１６～１８事業年度）

・地域社会への情報発信として，地域向け広報誌「広報しまだい」を作成し，本学の諸活動のアピールに活用した。また，学生への情報発信のため，学生主体の編集委員会を組織し，学生向け広報誌「ｂｅ」を発行した。これにあわせ，大学構成員に対する「ニューズレター」を発行することで，透明性の高い運営を目指した学内外への情報発信を推進した。

・毎月１回，総合企画室長（企画・財務担当副学長）による定例の記者会見を実施し，教育・研究・医療に関する話題，学生の活動状況等の情報発信を行うとともに本学の運営への意見も聞く公聴の機会とした。

・研究活動に関する情報提供の一環として，実績のある研究を学外にわかり易く紹介した「島根大学のお宝研究（特色ある島根大学の研究紹介）」を発刊するとともに，ホームページに掲載した。

（平成１９事業年度）

・平成１８年５月から平成１９年４月までの１年間，地方紙（山陰中央新報社）の紙面に所蔵する化石，考古資料，記録資料などのコレクションを紹介する記事を連載した。ミュージアムでは「学舎（まなびや）のお宝展」などの一般公開を企画・開催した。

・同窓会連合会と共催で本学卒業生に現在の本学の様子や教育研究活動を紹介し，卒業生同士あるいは在学生との相互交流の機会にする「ホームカミングデー」を実施した。

・「島根県経済４団体との懇談会」を開催し，本学の諸活動を紹介するとともに，本学の取組みに対する意見や要望を聴く機会とした。

・島根大学憲章の精神を一言で表すキャッチフレーズ「人とともに　地域とともに　島根大学」と学章を組み込んだロゴマーク等を用いた広報活動が，地域とともに発展することを目指す本学のコンセプトが伝わるものとして評価され，第３２回島根広告賞「ＣＩ（Corporate Identity）部門」で金賞を受賞した。

【その他特記事項】

2．大学評価の充実

（平成１６～１８事業年度）

・教員の個人評価，法人評価等第三者評価に対応するため教員の諸活動に関するデータ入力を全学一斉に開始し，平成１６年度，平成１７年度の教育，学術研究，医療，社会貢献，組織運営に係る活動データの入力を行った。

・法人評価，認証評価に関する情報を学内構成員で共有するため，平成１８年１０月に大学評価・学位授与機構から講師を招き部局等の自己評価を担当する教職員約１００名を対象に説明会を開催した。

・評価者が共通理解の下で公正，適切かつ円滑な教員の個人評価が実施できるよう平成１８年７月に個人評価の目的，内容，方法について本学の学長及び他の国立大学法人の役員を講師に各部局長等約３０名を対象とした評価者研修会を実施した。

・一般職員，医療系職員，附属学校教員に係る評価者研修会については，平成１８年１１月に人事労務コンサルティング会社から講師を招き評価者である各部局長，部課長，看護部長，附属学校長等約７０名を対象に実施した。

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
（４）　その他業務運営に関する重要事項
①　施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標	①　施設・校地の点検・評価に基づき，教育研究スペースの適正化・活性化を図り，長期的な施設整備の構想を立案し，計画的な整備と管理を行う。 ②　キャンパスアメニティの向上，エコロジーキャンパス，キャンパス緑化等を推進し，豊かなキャンパスづくりを図る。 ③　ユニバーサルデザイン，環境保全等の社会的要請に十分配慮する。 ④　民間資金等の導入による施設整備やその管理運営等を含め，特色ある施設整備や施設管理の推進を図る。

中期計画	平成１９年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ｳｪｲﾄ	
		中期	年度	平成１９年度までの実施状況	平成２０～２１年度の実施予定	中期	年度
【１９７】 平成１７年度末までに，全学的な施設の整備･利用状況に関する点検･評価を実施し，それに基づいて施設整備の長期構想を見直す。		Ⅲ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 平成１６年度及び平成１７年度に実施した施設整備及び利用状況に関する点検・評価の結果を踏まえ，施設の有効活用を促進するために「施設の有効活用に関する規則」を制定した。 文部科学省第２次国立大学等施設緊急整備５ヵ年計画の方針に沿った「島根大学５ヵ年整備計画」を作成した。	施設整備事業の計画及び整備後スペースでの教育研究活動に対する事後評価を行う施設検討委員会を各学部に設置し，その検討結果を全学の施設整備委員会で評価するシステムを構築し，施設の有効活用を一層推進する。		
	【１９７】 平成１９年度末までに，１８年度に作成した資料に基づき，松江キャンパス施設整備マスタープランを作成する。		Ⅲ	（平成１９年度の実施状況） 施設に関する目標，基本方針，整備方針及び施設マネジメント方針を定めた「島根大学（川津）キャンパスマスタープラン」を作成した。			
【１９８】 教室の全学管理による効率的運用を図る。		Ⅲ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 教養教育に使用する教育設備（学生机等）の整備のために「教育設備整備計画」を作成し，計画に基づき整備を行った。 教養講義室棟及び各学部の教室配置実態を踏まえ，老朽化した教育設備を順次整備するための「教室現代化年次計画」を作成し，全学経費で計画を実行することとした。	引き続き教室の全学管理による効率的運用を図る。		
	【１９８】 ○　教室現代化年次計画		Ⅲ	（平成１９年度の実施状況） 教室現代化年次計画に沿って教養講義室棟１号館２０２教			

	に沿って平成１９年度教室整備計画を実施する。 ○　法文学部棟及び教育学部棟の同時改修実施に伴い，講義及び入試の円滑な実施のために松江キャンパス全学部の教室等の効率的運用計画を策定し，実施する。			室の固定机・椅子（１５６席）を更新し，平成１９年度の整備を計画どおり完了した。 法文学部棟及び教育学部棟の改修工事により，講義室の使用が不可能になることへの対処策として，後期の授業から他学部及び教養講義室棟で両学部の授業を実施できるよう使用計画を作成し対応した。			
【１９９】 設備・機器の共同利用による有効活用を推進する。		Ⅲ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 「研究設備整備に関する基本的な考え方（役員会決定）」に基づいて総合科学研究支援センターが中心になって次のことを実施した。 ①　研究機器及び研究設備の整備計画の策定，共同利用のルール作り及びアンケート調査の実施 ②　機器使用者の教育・研修の実施 ③　共同利用を踏まえた設備の整備及び現有設備の有効利用の推進 ④　新規に導入した設備について，利用規定の周知と説明会の開催 ⑤　共同利用機器のリストをホームページに掲載 また，同センターの各分野等においても次の取組みを実施した。 ①　「生体情報・ＲＩ実験分野」で，新規購入機器及び次年度の政策的経費に関わる要求機器の選定に際して，２回の学内アンケート調査を実施し，機器の緊急性，汎用性，生産性や利用者が広範囲であることを考慮し選定 ②　「物質機能解析分野」で，研究設備整備委員会における検討の基礎資料となる機器導入の要望調査を行い，平成１８年度から１９年度までの設備整備計画を策定 ③　共同利用を円滑に進めるため，ＲＩ実験施設機器利用のマニュアル外４件のマニュアルや機器使用説明書の整備，既成の利用マニュアルを改訂 ④　利用者の便宜を図るため、実験や機器操作等の講習会及び	現在整備中の学外への機器開放に係わる規則・制度を Web などで公開するとともに，実質的な運用を開始する。 研究設備の有効利用について一層推進するとともに，共同利用機器整備を進め，利用のための基本情報の管理・公開を強化する。		

				説明会の開催（遺伝子実験講習会外９件の利用者講習会や実験技術講習会を開催）			
	【１９９】 ○　「島根大学における研究設備整備に関する基本的な考え方」（役員会決定）に基づく共同利用を踏まえた設備整備，有効利用を一層推進する。 ○　共同利用機器整備のための基本情報の管理・公開システムの見直しを行うとともに，長期的な施設整備構想を検討する。		Ⅲ	（平成１９年度の実施状況） 「研究設備整備に関する基本的な考え方（役員会決定）」について，本学で整備する設備と概算要求する設備とを明確にする等の見直しを行うとともに「島根大学設備マスタープラン」を制定し，平成１９年度の研究整備計画を作成した。 化学系研究設備有効活用ネットワークに登録されている研究設備について，大学等間において相互に利用できる体制を構築した。 共同利用機器の利用促進のための各種講習会・セミナーを開催した。 共同利用機器の整備検討のため，基礎資料となる基本情報（現有設備のリスト）を管理・公開するとともに，新規導入及び更新希望の基盤設備について見直しを開始した。			
【２００】 平成２１年度末までに校地の利用に関する点検・評価を実施し，校地利用計画を策定し計画的・重点的整備を行う。		Ⅲ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 施設の整備及び緑化対策等の見直しを行い，また，その点検・評価を実施して松江キャンパスの駐車・駐輪等の整備計画を作成し，駐輪場及び駐車場を整備した。 出雲キャンパスで「病院再開発計画」を作成し，この計画に整合した駐車場等の整備計画の検討を開始した。	松江キャンパスについては，キャンパスマスタープランに基づき，道路，歩道，駐輪場，駐車場等の整備を計画的に実施する。 出雲キャンパスについては，病院再開発計画及び交通計画に沿ったキャンパスマスタープランを作成し，道路，駐車場等の整備を計画的に実施する。		
	【２００】 ○　松江キャンパスにおいては，ゾーニング計画に基づき，メインストリートへの自転車の進入禁止を実施し，安全で快適なキャンパスを目指す。また，駐車場の整備計画と共にその管理運営方法について検討を行う。 ○　出雲キャンパスについては，病院再開発に絡		Ⅲ	（平成１９年度の実施状況） 校地の計画的・重点的な整備を行うため，松江キャンパスでは，緑化・交通のゾーニング案を基に，キャンパスゾーニング計画，緑化ゾーニング計画及び交通ゾーニング計画を体系化した。 松江キャンパスの構内の安全対策として自転車を含む全ての車両のメインストリートへの進入禁止を実施した。その結果，接触事故防止の対策を確立し，また，万一の場合に緊急車両が進入する導線も確保し，キャンパス環境の改善を図った。 出雲キャンパスについては，病院再開発に絡めたゾーニング計画の検討を開始した。			

	めて，校地の利用・ゾーニング計画の検討を開始する。						
【２０１】 学生の教育や福利厚生に関する環境整備については，キャンパス間及び部局間のバランスに配慮して整備を進める。		Ⅲ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 施設の整備及び利用状況に関する調査を行い，その結果に基づき，学部間の施設充足率のアンバランスを是正するため，関係学部及び授業担当教員等からのヒアリングを実施した。 快適な生活環境改善の一環として，学生等の利用頻度が高いトイレを優先的に整備する年次計画を策定し，順次整備を行った。	松江キャンパスで，引き続き学生支援センター，教養講義室棟，学部研究棟の改修の実施など教育環境の整備を図る。 出雲キャンパスについては，医学部臨床・共同研究棟改修時に大学院生研究室の生活環境整備を図る。		
	【２０１】 ○　教養講義室棟２号館２階，教育学部３，４，５期棟及び法文学部棟の衛生面の改修を行う。 ○　ＬＡＮ及び空調設備について順次整備を行う。		Ⅲ	（平成１９年度の実施状況） 教養講義室棟２号館，教育学部３，４，５期棟及び法文学部棟の衛生面の改修を行った。 教育学部３，４，５期棟及び法文学部棟のＬＡＮ及び空調設備の整備を行った。			
【２０２】 附属病院の施設・設備計画を策定し，計画的に推進する。		Ⅲ		（平成１６～１８年度の実施状況概略）	病棟増築工事に着手するとともに，既存建物の改修計画等の検討を進める。		
	【２０２】 平成１９年度計画なし			（平成１９年度の実施状況） 平成２０年度以降の附属病院の再開発を含む施設・設備の整備を推進するため新たに中期計画を申請し，平成２０年３月３１日に認可			
【２０３】 平成１９年度末までにキャンパス環境を見直し，歩車道，駐車・駐輪場，緑化等の屋外環境の見直しとともに，省エネルギー，廃棄物対策等の環境マネージメント計画を策定する。		Ⅳ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 松江キャンパスにおいて環境マネジメントシステムの体制を整備し，国際規格であるＩＳＯ１４００１に基づくシステムを構築・運用し，平成１８年３月にその認証を取得した。 平成１９年３月にＩＳＯ１４００１規格による外部審査を受審し，大輪地区及び本庄地区における範囲拡大審査についても認証を取得した。 松江キャンパスの環境及び屋外環境の見直しをキャンパス・アメニティ作業部会で，省エネルギー計画をエネルギー作	両キャンパスにおいて「環境マネジメントシステム」のＰＤＣＡサイクルによる継続的改善活動を行う。		

				業部会で，廃棄物対策等の計画を実験系作業部会において，それぞれ目標，方針及び実施計画を作成した。 松江キャンパスにおいて附属図書館前のキャンパスプラザを自転車進入禁止区域として整備した。 出雲キャンパスの省エネルギー対策として，ＥＳＣＯ事業（２年次計画）を導入し，貫流ボイラー４台，冷凍機３台の設置及び配管等の１年次目（平成１８年度）の事業を完了した。			
	【２０３】【２０４】 ○　松江キャンパスにおいては，平成１７年度（川津地区）及び平成１８年度（大輪地区及び本庄地区）に取得したＩＳＯ１４００１の規格に基づき，環境マネジメントシステムの運用を行い，環境目的の達成に向けた活動を実施する。 ○　出雲キャンパスにおいては，平成１９年４月から本格的な環境マネジメントシステムの運用を行い，平成１９年度末の認証取得を目指す。 ○　出雲キャンパスＥＳＣＯ事業の２年次計画の２年次目を整備する。		Ⅳ	（平成１９年度の実施状況） 松江キャンパスにおいてＩＳＯ１４００１の規格に基づき定期審査を受審し，引き続き認証を取得した。 ＰＤＣＡサイクルによる環境マネジメントシステムの継続的改善活動を実施し，その活動実績を環境報告書として，広く学内外に公表したなかで，環境配慮促進法に基づく活動実績が認められ，「島根大学環境報告書２００７」が，第１１回環境コミュニケーション大賞の環境報告書部門優秀賞（環境配慮促進法特定事業者賞）を受賞した。 出雲キャンパスにおいて松江キャンパスのＩＳＯ１４００１の規格定期審査に併せて，医学部及び附属病院を含めた拡大審査を受審し，全国の大学に先駆けて全キャンパスでＩＳＯ１４００１の認証を取得した。附属病院を設置する総合大学としては，国公私立大学を通じて全国初の認証取得を果たした。 出雲キャンパスのＥＳＣＯ事業では，２年次計画の２年目の整備として老朽化したボイラーを小型化した設備に更新した。また，冷凍機を高効率の機器に更新するとともに，電力の削減を図るためガスエンジン発動機による自家発電を導入した。			
【２０４】 平成２０年度末までに環境管理システムを確立する。		Ⅳ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 中期計画【２０３】の平成１６～１８年度の『実施状況概略』を参照。	【２０３】の平成２０～２１年度の『実施予定』を参照。		
	【２０３】【２０４】 ○　松江キャンパスにおいては，平成１７年度		Ⅳ	（平成１９年度の実施状況） 年度計画【２０３】の平成１９年度の『実施状況』を参照。			

	(川津地区)及び平成１８年度(大輪地区及び本庄地区)に取得したＩＳＯ１４００１の規格に基づき，環境マネジメントシステムの運用を行い，環境目的の達成に向けた活動を実施する。 ○　出雲キャンパスにおいては，平成１９年４月から本格的な環境マネジメントシステムの運用を行い，平成１９年度末の認証取得を目指す。 ○　出雲キャンパスＥＳＣＯ事業の２年次計画の２年次目を整備する。						
【２０５】 広く開かれた大学として身体障害者や高齢者等に配慮した施設を整備する。		Ⅲ		(平成１６～１８年度の実施状況概略) 「高齢者や身体障害者等に配慮した施設の整備計画」を作成し，計画に基づいて学生センターの階段に身障者用リフトを，保健管理センターにスロープ及び駐車スペースを整備し，また，教育学部Ⅲ期棟の身障者用トイレ改修等の整備を行った。	引き続き身体障害者や高齢者に配慮した施設(身障者対応トイレ，エレベータ，スロープ等)の整備を行う。		
	【２０５】 法文学部棟，附属図書館医学部分館及び本部棟エレベーターを身障者対応用に改修する。		Ⅲ	(平成１９年度の実施状況) 本部棟，学部研究棟及び附属図書館(医学部分館)のエレベーターを身障者対応用に改修し，キャンパスアメニティの向上を図った。 松江キャンパスにおける身障者用エレベーターの整備は，改修対象施設のうち８０％の整備が完了した。			
【２０６】 学生寄宿舎，福利厚生施設，保育施設，駐車場等の整備方法や管理方法の見直しを実施する。		Ⅲ		(平成１６～１８年度の実施状況概略) 出雲キャンパスの非常勤講師宿泊施設の一部を保育施設に改修整備し，平成１８年４月に乳幼児の保育を開始した。 松江キャンパスの教職員，学生の保育環境を整えるため，構成員にアンケート調査を実施し，授乳室の設置等の具体的な方策を検討した。	学生寄宿舎の整備については，民間資金の活用を視野に入れて整備計画を作成していく。 福利厚生施設，保育		

				駐車場等の整備方法については，中期計画【２００】の平成１６～１８年度の『実施状況概略』を参照。 学生寄宿舎については，民間事業者に対して整備事業計画の検討・具体化のため，民間資金等の活用による業務の参入についての意向調査を行った。 民間資金等の導入による施設整備として，出雲キャンパスの冷熱源設備改修工事をＥＳＣＯ事業（２年次計画）により１年次目の整備が完了した。	施設，駐車場等の整備方法や管理方法の見直しについてさらに検討する。		
	【２０６】 ○　学生寄宿舎の整備については，民間資金活用による整備の可能性の是非について市場調査アンケートを行う。 ○　両キャンパスの駐車場の管理運営等については，有料化を検討する。 ○　食堂，売店等の管理運営方法及び福利厚生施設の民間資金活用による整備等について引き続き検討する。		Ⅲ	（平成１９年度の実施状況） 学生寄宿舎の整備について，民間資金活用による整備の可能性の是非について民間事業者にヒアリングを実施し，民間資金を活用した場合の実現性を検討した。 出雲キャンパスでは，駐車場の維持管理経費の確保，一般外来者や病院の患者に対する駐車場の確保等を趣旨として，駐車場管理システムについて検討した。 構成員に対する駐車場の有料化等のアンケート調査結果を踏まえ，松江キャンパスの駐車場有料化も含め，今後両キャンパスとの調整をとりながら具体策を検討することとした。 食堂，売店等の管理運営方法及び福利厚生施設の民間資金活用による整備等について引き続き検討することとした。			
				ウェイト小計			

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
（４）その他業務運営に関する重要事項
②　安全管理に関する目標

中期目標	①　研究・実験施設，教室，附属病院等における，安全衛生管理を徹底して，教職員の健康と安全を守る環境整備と，学内での事故防止に努める。 ②　化学物質，ＲＩ，実験廃液及び廃棄物処理等の安全管理を図り，安全で快適な教育研究環境の確保を図る。 ③　自然災害や人的災害及び原発事故等に対する安全性の確保に努める。 ④　高度情報化を推進するため，情報資産のセキュリティ対策の充実を図る。

中期計画	平成１９年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ｳｪｲﾄ	
		中期	年度	平成１９年度までの実施状況	平成２０～２１年度の実施予定	中期	年度
【２０７】 労働安全衛生法を踏まえた安全衛生管理体制を整備し，毎年度点検を行うとともに，必要な事項については建物の改修，設備等の改善を含めた適切な対策を講ずる。また，要員の研修・教職員・学生の意識啓発活動を強化する。		Ⅲ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 「労働安全のしおり」を作成し，ホームページに掲載するとともに，メールにより全教職員に対して周知を図った。また，各作業場における労働安全に係る「労働者への周知義務」，「表示・掲示すべき事項」，「作業主任者の業務」及び「特別教育が必要な業務」を特定してホームページに掲載した。 定期自主検査に必要な機器について検査様式を定め，各部局に徹底するとともに検査を実施した。 有害業務に関する管理方針を決定し，職場巡視，説明会及び報告会を実施して意識啓発を図った。 衛生管理者の資格を松江地区（２０名）及び出雲地区（８名）で，また，衛生工学衛生管理者の資格を松江地区（１名）でそれぞれ取得した。 衛生管理者等による巡視結果について，毎月１回，部局長へ直接報告することとし，改善措置が不十分な場合は，安全衛生委員会委員長名で改善勧告を行うこととした。 法文学部，教育学部及び総合理工学部の建物耐震改修，設備等の老朽再生整備及び実験室等の作業環境改善の事業計画を策定し，順次，改善工事を実施して安全衛生に係る施設水準の向上を図った。	産業医，衛生管理者及び衛生工学衛生管理者による職場巡視結果を踏まえ，改善を要する事項については，建物の改修，設備等の適切な改善策を講ずる。 安全管理体制をさらに充実させるため，引き続き，衛生管理者等の養成を行う。 特定化学物質，有機溶剤を使用する教職員及び学生に対し，安全衛生教育を引き続き実施する。		
	【２０７】 ○　産業医，衛生管理者及		Ⅲ	（平成１９年度の実施状況） 衛生管理者等による職場巡視結果等を踏まえ，局所排気設備			

	び衛生工学衛生管理者による点検結果を踏まえて，必要な事項については，建物の改修，設備等の改善を含めた適切な対策を講ずる。 ○　引き続き，衛生管理者等の養成を行う。 ○　特定化学物質，有機溶剤使用者への安全衛生教育を実施する。			を年次計画により整備することとし，総合理工学部の整備を行った。 衛生管理者の資格を松江地区（８名）及び出雲地区（４名）で，また，衛生工学衛生管理者の資格を松江地区（１名）でそれぞれ取得した。 特定化学物質及び有機溶剤を使用する職員及び実験に携わる学生を対象に有害物質に係る安全衛生教育を各学部において実施した。 採用時の初任者研修に「安全衛生のしおり」を配付し，安全衛生教育を実施した。			
【２０８】 ＰＲＴＲ法（「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」）等の法律に従い化学物質（ＲＩを含む）の消費，貯蔵，実験廃液及び廃棄物処理の安全管理に努め，これらを一元的に管理するシステムを構築する。		Ⅲ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 年１回特定化学物質の使用量等の状況実態調査を行い，必要な見直しを実施した。特に，多量に使用されているクロロホルム，ジクロロメタン，ベンゼンについて，経理担当部署で納入時の使用者及び数量の実態把握を行う体制とした。 安全管理上，特定化学物質，有機溶媒の使用量を減らすため，意識啓発とともに代替物質への転換の促進に努め，一定の成果を得た。 ＥＭＳ実施委員会において，試薬の一元管理を図るため「試薬管理業務指示書」を作成し，化学物質に関する作業環境管理，化学物質の環境への排出の抑制，化学物質による事故防止及び化学物質についての安全衛生教育を実施した。 特定化学物質や有機溶媒等を一元的に管理する「薬品管理システム」の導入に向けて各薬品会社の所有する薬品データをシステム内に登録した。	薬品管理システムの試行結果を受け，本学の実情に即したシステムのバージョンアップを開発校に協力を求め，改良後に運用対象研究室を拡大し，平成２１年度までに薬品管理システムの運用上の課題等やシステムトラブル等の対応策を講じ，本格稼働のために必要な教職員，学生，大学院生に対する研修を行う。 薬品管理システムの運用に併せて，本学における薬品管理体制の基盤を検討し，有害物質の安全管理体制の整備を行う。 実験廃液処理に関しては，平成２０年度中に薬品管理システムによる廃液処理手順の見		
	【２０８】 平成１８年度に導入した「薬品管理システム」（TULIP）の試行を実施するとともに，その評価と検証を踏まえて，平成１９年度中の本格導入を目指す。		Ⅲ	（平成１９年度の実施状況） 化学物質の消費，貯蔵に関する安全管理に関しては，薬品管理システム（TULIP）に登録した薬品データと実験により使用する薬品について，会社名，薬品名等の略称使用及び管理数量単位の相違により，管理サーバー機に登録した薬品データと端末機から入力するデータの特定ができず，その照合・確認作業に多大な時間を要するなどの大きな問題が判明し，是正に１年を要した。 さらに，薬品を購入する際には，財務会計システムと薬品管			

				理システムの両方にデータを登録する必要があり，薬品の適正管理及びシステム登録の簡素化を図るには，財務会計システムとのリンクが必要不可欠であると判断し，平成２０年度に財務会計システムが更新されることに伴い，同システムの検討グループのメンバーに実務担当者を加え，薬品管理システムと財務会計システムとの円滑な連携を検討させることとした。 また，薬品管理システムの機能面に関し，同システムは富山大学仕様に開発されたもので，管理方針などが本学の実態とそぐわない部分が随所に見られ，操作手順が複雑となっており，ソフトウェアのバージョンアップを行う必要があると判断した。 実験廃液処理に関しては，システム運用上，特段の問題はないと思料され，今後，薬品管理システムによる一元的管理を行ううえで，処理手順の整備を行い，その手順に即した最終的な検証を行うこととした。	直しなどの整備を行ったうえで，システム管理の検証を行い，平成２１年度から一元的なシステム管理を開始する。		
【２０９】 平成１７年度末までに全学的な廃棄物処理規程を制定するとともに集積場所を整備する。	【２０９】 （平成１８年度に実施済みのため，１９年度は計画なし）	Ⅲ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 「実験系廃棄物・廃液管理マニュアル」を作成し，産業廃棄物コンテナ置き場の舗装，フェンスの整備及び有害廃棄物保管場所を整備した。 （平成１９年度の実施状況）	計画なし		
【２１０】 各種防災設備の設置状況，避難動線の確保について点検し，エネルギー供給等インフラ整備の防災性能上の検証を行う。		Ⅲ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 消防法や建築基準法に基づく整備状況調査（施設パトロール）を実施し，その調査結果に基づき，要整備箇所の整備方針及び年次計画案を作成した。 各種防災設備の設置状況，避難動線について年２回の定期点検を行い不備があった箇所の整備を行った。 エネルギー供給等のインフラ整備について防災性能上の点検（月１回巡視点検）を行った。 災害時の対応のため，松江キャンパスの自家給水設備（井戸水）の非常電源設備を設置した。 防災設備について点検結果の不備なものを早急に改善した。	各種防災設備の設置状況及び避難動線の確保について，防災設備定期点検及び施設パトロール時に点検を行う。 インフラ整備の防災性能上の点検は引き続き実施するとともに，不備が判明したインフラについては，災害時にエネルギーの供給が		

	【２１０】 ○　各種防災設備の設置状況及び非難動線の確保について，防災設備定期点検及び施設パトロール時に点検を行う。 ○　インフラ整備の防災性能上の点検を計画的に行う。		Ⅲ	（平成１９年度の実施状況） 各種防災設備定期点検を年２回実施した。屋外埋設，共同溝内配管設備についても施設パトロールを実施して設備の耐久性・安全性を確認した。 エネルギー供給等インフラ整備の防災性能上の（特に地震災害時を想定した）検証を松江キャンパス第１体育館及び第２体育館に対し行った結果，災害時に配管等の切断によりエネルギーが供給出来なくなることが判明した。この結果を踏まえ防災性能の向上を目指した計画を作成した。 また，インフラ整備とは別に耐震性能が劣っていた第１体育館の耐震改修を行い，文部科学省が定めた耐震性能を確保した。	出来るように計画的な整備を行う。		
【２１１】 防災，防犯管理，建物の入退室管理及びビル管理等を適切に実施し，キャンパスの安全性を確保するためのセキュリティマニュアルを制定して，教育・訓練を実施する。		Ⅳ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 防犯性能向上のため，松江キャンパスで建物への入退室管理システムを更新整備した。 「危機管理マニュアル」及び「災害対策マニュアル」を制定し，災害，事故に対する啓発活動の一環として，総合防火訓練及び化学物質等の薬品管理を内容とする研修会を実施した。 一般学生を対象に防犯・交通，救命講習，蘇生法等の講義，実習を内容とする研修会を実施した。	島根県・松江市と連携した防災訓練を引き続き実施する。 防災訓練の検証，施設の適正管理等，総合的な観点からキャンパス内の安全性の検証を行い，危機管理マニュアル及び災害対策マニュアルの見直しを図る。		
	【２１１】 平成１８年度に作成した災害対策マニュアルの周知・徹底を図るとともに，訓練を実施する。		Ⅳ	（平成１９年度の実施状況） 「危機管理マニュアル」及び「災害対策マニュアル」をホームページに掲載して周知・徹底を図った。 島根県が国民保護法に基づき初めて実施した原子力防災に係る情報伝達訓練，緊急避難訓練に本学も島根県（原子力防災課），松江市（原子力対策室）及び松江市教育委員会と連携して実施した。 松江キャンパスでは，松江消防本部及び松江北消防署の協力のもと学生の福利厚生施設業務委託者と連携し，大学会館からの出火を想定した消防・防火訓練を，また，出雲キャンパスでは，出雲消防署の協力を得て，附属病院からの出火を想定した消防・防火・避難誘導訓練を実施した。 救命用医療機器であるＡＥＤ（自動体外式除細動器）を松江キャンパスに８台，出雲キャンパスに４台をそれぞれ設置した。あわせて教職員・学生に対して救急法講習会を開催し，講			

				義（救急法，ＡＥＤの知識等）及び実技講習（心肺蘇生法，ＡＥＤの使用方法等）を行った。			
【２１２】 附属学校の幼児・児童・生徒の安全な学校生活を保障するため十分な安全対策を講ずる。		Ⅲ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 附属小学校で耐震性に問題がある建物を改築（平成１７年度）した。 危機管理等の対策について万全を期すため「学校危機管理マニュアルを」作成した。 校内の安全を図るために監視カメラの設置，警備員の常駐体制を整備している。	計画なし		
	【２１２】 （平成１７年度に実施済みのため，１９年度は計画なし）			（平成１９年度の実施状況）			
【２１３】 高度のセキュリティ水準を確保するため情報セキュリティ研修を実施する。		Ⅲ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 情報セキュリティ基本方針，情報セキュリティマニュアル及び情報セキュリティ対策基準を作成し，これらを本学の情報セキュリティポリシーとして位置づけ，ホームページに掲載するとともに，学生・教職員を対象とした情報セキュリティ講演会（テーマ：情報セキュリティの重要性と利用法）を開催し，意識の啓発を図った。 情報セキュリティに関するセミナーや研修会等（５種類のセミナー等を延べ１６回開催）を受講させ，管理者（役員），技術者（サーバ管理者），教職員・学生の情報セキュリティに対する理解・浸透に効果を上げた。 学生・教職員及び一般市民を対象とした「セキュリティキャンプ・キャラバン-島根-」を開催し，情報セキュリティ対策の重要性への理解を深めた。（受講者数：学生・教職員，一般市民２８名）	情報セキュリティ講習会，セミナー等の実施，情報副読本の配付，ホームページへの掲載等あらゆる機会を通じて，情報セキュリティポリシーの周知と情報セキュリティに対する本学構成員への理解・浸透を図る。		
	【２１３】 ○　あらゆる機会をとおして，情報セキュリティポリシーの学生・教職員への周知を図る。		Ⅲ	（平成１９年度の実施状況） 情報セキュリティに関する記載がある情報副読本「学術情報リテラシー」を作成し，新入生全員に配布するとともに，授業でも活用した。 情報セキュリティに対する職員への理解・浸透を図るため次			

	○　情報セキュリティ講習会やe-learningを実施し，情報セキュリティに対する本学構成員への理解・浸透を図る。			のとおり取り組んだ。 ・「情報セキュリティセミナー２００７」をセコム山陰株式会社と共催で開催（２日間，４コース，受講者数：延べ４７０名） ・「教職員・学生を対象とした情報セキュリティ講習会」を開催（２日間，受講者数：延べ５３名） ・「情報セキュリティ講座（e-learning研修）」を開催（受講者数：役員，課長，事務長以上の管理職員５０名） ・「文部科学省主催『情報セキュリティセミナー』（ＳＣＳ配信，ＤＶＤ視聴）」を受講（２回，受講者数：情報セキュリティ対策担当者２０名）			
【２１４】 情報セキュリティ対策マニュアルの評価・見直しを行い，適切な措置を講ずる。		Ⅲ		（平成１６～１８年度の実施状況概略） 情報セキュリティ委員会において，これまでの情報セキュリティの見直しを具体的に行い，情報セキュリティ基本方針と情報セキュリティマニュアルを作成し，ホームページに掲載して学内外に対し広く周知した。 情報セキュリティ委員会の下に設置した情報セキュリティポリシー策定専門委員会で作成した「情報セキュリティ対策基準（原案）」を基に最新の状況を反映させるように見直しを行い，全学を対象とした「情報セキュリティ対策基準」を作成し，ホームページに掲載して学内構成員に対する周知を図った。 「情報セキュリティ対策基準」に基づき複数部局で「情報セキュリティ実施手順書」を作成した。 これらにより，本学における情報セキュリティ対策の明確化と強化を図った。	情報セキュリティマニュアルの評価・見直しを行い，ＰＤＣＡサイクルにより適切な措置をとる。		
	【２１４】 情報セキュリティマニュアルの評価・見直しを行い，ＰＤＣＡサイクルにより適切な措置をとる。		Ⅲ	（平成１９年度の実施状況） 情報セキュリティに関する専門的，技術的な面からの相談に応じ，指導・助言を行い，１１部局の実施手順書の策定を終えた。 全部局に対し手順書策定上及びセキュリティ対策実施上の問題点，意見・要望等について，アンケート調査を実施した。アンケート調査結果の集計・分析に基づき，情報セキュリティポリシー及びその実施体制の見直しを実施し，各部局における実施手順書の策定の促進を図るとともに実施手順書に沿って効果的な情報セキュリティ対策が実施されるよう運用面の支			

				援を行い，さらに運用状況の点検結果に基づく実施手順書の見直しについても支援を行う「情報セキュリティ対策実施相談・支援窓口」を総合情報処理センター内に設置することとした。			
				ウェイト小計			
				ウェイト総計			

〔ウェイト付けの理由〕

Ⅰ-(4)その他の業務運営に関する重要事項に関する特記事項等

【共通事項に係る取組状況】

１．適切な施設マネジメント

（１）施設整備や施設管理の推進

（平成１６～１８事業年度）

・学内主要３団地の「島根大学５ヵ年整備計画（平成１８年度～２２年度）」を作成した。

・平成１６・１７年度に実施した利用状況調査の調査結果を学内に公表するとともに，有効活用を促進するための「施設の有効利用に関する規則」を制定した。

・平成１７年度に松江キャンパスでは複数学部を含むキャンパス単位では全国で５番目となる国際規格ＩＳＯ１４００１認証を取得したが，１年目の定期審査に合格し，併せて附属学校や附属センターのある大輪地区，本庄地区における範囲拡大審査においても認証を取得した。

（平成１９事業年度）

・施設に関する目標，基本方針，整備方針及び施設マネジメント方針を定めた「島根大学（松江）キャンパスマスタープラン」を作成した。

・施設設備の有効利用について，原則として特色ある教育研究に携わる者及びチームが共用スペースを利用できる「共用スペース運用要領」を定めた。

・出雲キャンパスにおいて範囲拡大審査を受審し，国公私立大学を通じて全国初の医学部及び医学部附属病院を含む全学でのＩＳＯ１４００１の認証を取得した。

（２）省エネルギー対策

（平成１６～１８事業年度）

・「島根大学環境方針」に省資源，省エネルギー，廃棄物の減量化等を図る基本方針を定め，環境マネジメントシステム（ＥＭＳ）実施委員会を中心に省エネルギー対策を実施している。

・出雲キャンパスでは，附属病院で大量の市水を使用しているが，使用量を抑制するため，生活水として利用した水を下水道に流すまでにトイレの流水等に再利用する方法（中水の利用）を導入し，市水の約５０％を中水に再利用している。

（平成１９事業年度）

・松江キャンパスでは，環境マネジメントシステムの取組みにより，電気使用量の削減に努め使用量を４．０％削減（平成１７年度比）した。

・電気使用量の削減，都市ガスの熱量変換等により，松江キャンパスの温室効果ガス（ＣＯ２）の排出量を１０．３％削減（平成１５年度比）した。

・省エネルギー計画に基づいて出雲キャンパスの冷熱源設備の改修をＥＳＣＯ(Energy Service Company)事業で実施，平成１８年度から２か年計画による設備の更新整備を完了した。

・附属病院を含めた全学で夏季休業期間に集中的（８月１３日～１５日）に休暇を取得する一斉休暇を設けた。

２．危機管理への対応

（１）危機管理体制の推進

（平成１６～１８事業年度）

・「危機管理体制整備に関する基本的な考え方」及び「島根大学危機管理指針」を定め，危機管理に対する本学の方針を定めた。

・上記の指針等に基づき，大学が直面する危機についてそのリスク内容を調査・分類するとともに，３段階の危機レベルを設定し，総合的な危機対応マニュアルとして「危機管理マニュアル」を作成した。

・危機管理マニュアルに基づき，個別の危機に対応するものとして，災害・事故に関する「災害対策マニュアル」を作成した。

・業務運営に関する違法，不正・不当行為の早期発見及び是正を図り，公正な業務運営と社会的信頼の維持に資するため，内部通報に関する規則を整備した。

・教職員の産官学連携活動を推進し，また，社会への説明責任を確保するため，利益相反に関するポリシー，規則等を制定・公表した。

（平成１９事業年度）

・島根県が国民保護法に基づき初めて実施した原子力防災に係る情報伝達訓練，緊急避難訓練に本学も関係機関と連携して実施した。

・研究不正防止対策について「研究活動の不正行為の防止に関する規則」を制定し，あわせて「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に沿って不正防止への取組みに関する内容（機関内の責任体制の明確化など計６項目）を公表し，ホームページに掲載した。

（２）安全で快適な教育研究環境の確保

（平成１６～１８事業年度）

・安全衛生管理を徹底し，学内での事故防止に努めるため，産業医，衛生管

理者及び衛生工学衛生管理者による巡視を行い，指摘された事項の対処を毎月１回安全衛生委員会に報告させ，改善・見直しを行っている。

・総合理工学部では，「安全の手引き」を基にＥＭＳ実施委員会が，実験室の安全管理・事故防止に対する教育を実施するとともに，安全管理・事故防止が適切に実施されているかの調査，事後チェックを引き続き行っている。

・出雲キャンパスの２事業場は，年１回「安全衛生に関する研修会」を開催し，安全衛生の確保を図っている。

（平成１９事業年度）

・松江キャンパス及び出雲キャンパスに救命用医療機器であるＡＥＤ（自動体外式除細動器）を設置するとともに，学生及び教職員に対し救急法講習会を開催して講義及び実技講習を行った。

３．情報資産のセキュリティ対策

（平成１６～１８事業年度）

・平成１７年度の法人評価委員会からの指摘を踏まえ，「情報セキュリティ対策基準」，「実施手順書」及び個人情報の安全管理に関する「個人情報安全管理マニュアル」を作成し学内説明会を実施した。

（平成１９事業年度）

・セキュリティ対策上の問題点，意見・要望等についてアンケート調査を実施し，結果の集計・分析に基づき，情報セキュリティポリシー及びその実施体制を見直した。

Ⅱ　教育研究等の質の向上の状況
（１）　教育に関する目標
①　教育の成果に関する目標

中期目標	①　学部段階では幅広い教養と基礎的な専門知識を身につけ，課題探求能力と問題解決能力を涵養するとともに，修士課程及び博士前期課程では応用力を養い，博士後期課程では専門分野の学問を修得させ，創造力及び応用力を養う。 ②　それぞれの専門を活かして，自主的に進路を選択し，決定できる学生を育成する。 ③　教育の成果・効果の検証を行い，改善に努める。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
【１】 授業の目的に応じて少人数教育，セミナー形式による授業，チュートリアル教育システムの導入やティーチング・アシスタント（ＴＡ）及び嘱託講師・教育支援者の活用等，多様できめ細かな教育を行う。英語教育については，習熟度別クラス編成を導入する。	【１－１】 ○　島根大学憲章に基づき，豊かな人間性と高度な専門性を身につけた，自ら主体的に学ぶ人材を養成する教育を行う。 （１）学生の多様性を踏まえ，現代的課題に対応するため，教養教育のカリキュラムを整備する。 ①　平成１８年度に行った初年次教育充実のための調査（全１年生対象）に基づき，効果的な初年次教育プログラムを考案し，平成２０年度に教育開発センターを中心に全学の初年次教育セミナーを展開するための準備を行う。 ②　補習リメディアル教育の効果を高めるため，テーマを絞った土曜日集中開講等の工夫を行う。 ③　人と社会，自然への理解を総合的に深めるため，大学論，職業論，環境，情報，国際理解等に関する新規科目を開講する。	多様できめ細かな教育を行うために授業の目的に応じて推進してきた少人数教育，セミナー形式による授業を継続実施するとともに，下記のとおり計画を実施した。 （１）①　初年次教育の充実を見据えて「現代大学論」を開講した。これを踏まえ，平成２０年度に初年次教育に関する新しい科目区分『展開科目（初年次教育）』を設けることとした。 ②　数学，物理，化学の補習を４月から土曜日集中開講した。英語については後期開講した。平成２０年度４月から，英語について「大学英語入門」の補習クラスを設けることとした。 ③　次の新規科目を開講した。 「現代大学論」（初年次教育），「人と職業」（キャリア教育），「先輩に学ぶ島根大学のこころと形」（キャリア教育，初年次教育），「特別講義（島大ミュージアム学）」（地域関連学），「考古学からみた古代山陰の世界」（地域関連学），「宍道湖・中海体験実習」（フィールド学習，環境教育），「環境問題通論Ａ，Ｂ」（４００名を超える受講に対応して反復開講化，環境教育，フィールド学習），「山陰の地域に根ざしたエネルギー環境教育」（環境教育），「情報と地域－オープンソースと地域振興」（情報，島根県・松江市・情報産業と連携），「特別講義（Ｒｕｂｙプログラミング）」（情報，松江市寄付講座），「国際文化情報Ⅰ，Ⅱ」（それぞれ英語，ドイツ語，フランス語，中国語，韓国・朝鮮語圏ごとに開講，国際理解） ④　現代的教育課題等に対応するため，平成２０年度実施のカリキュラム再編（新しい科目区分の設定と科目配置の見直し，新規科目の開講）を行った。 ・『展開科目（初年次教育）』科目群の新設 「スタートアップセミナー」（平成２０年度新設，教育開発センターが実施する初年次セミナーのモデル授業で，教員へ全回公開する）

	④　教養教育のカリキュラムを再編し，開設科目の精選と効率的な時間割編成に取り組み，平成２０年度から実施する準備を整える。	「現代大学論－大学を知り，大学で学ぶ」 （平成１９年度開設の展開科目（生涯学習）から初年次教育へ移動） 「先輩に学ぶ島根大学のこころと形」 （平成１９年度開設の総合科目（特別講義）から初年次教育へ移動） ・『展開科目（放送大学科目群）』の新設（放送大学開講の共通科目（一般科目（人文系，社会系，自然系））中の基礎科目の中から５科目を指定しカリキュラム化） 「コミュニケーション論序説」，「日本語表現法」，「問題発見と解決の技法」，「市民と社会を考えるために」，「科学的な見方・考え方」 ・『展開科目（国際理解）』科目群の充実 「国際文化情報Ⅲ及びⅣ（英語圏，ドイツ語圏，フランス語圏，中国語圏，韓国・朝鮮語圏）」（計１０科目を平成２０年度新設），「異文化理解入門」（平成２０年度新設），「海外研修・学習体験」（平成２０年度新設），「英語海外研修Ａ，Ｂ，Ｃ」（基礎教育科目「英語ⅢＡ・ⅢＢ（英会話海外研修）」から移動） ・『展開科目（キャリア教育）』科目群の新設 「人と職業」（平成１９年度開設の総合科目から移動） 「キャリアデザイン」（平成２０年度新設） ・総合科目の開設・常設化 「ジェンダー　－性を科学する－」（平成２０年度新設） 「島根と長崎をつなぐ医学・医療，文化交流の架け橋」（平成２０年度新設） 「たたらと現代製鋼」（平成２０年度新設） 「Ｒｕｂｙプログラミング」及び「島大ミュージアム学」（平成１９年度開設の総合科目（特別講義）の常設化） ・環境教育及びフィールド学習の充実 「フィールド学習『斐伊川プログラム』」及び「汽水域船上調査法実習」（平成２０年度新設） また，医学部１年生が，松江キャンパスに移動し授業を受けることとなっている金曜日に共通教養科目を集中して開講することとした。この結果，医学部の学生にとっては効率的な時間割編成となり，受講科目の選択の幅が広がった（平成１９年度実績：２０７科目中，月～木曜日の３０～３９科目開講に対し，金曜日に６８科目開講）。
	【１－２】 医学部では，医学英語におけるｅ-learning の導入を検討し，医学科２年次学生を対象とした早期医学体験実習を開始する。	医学部では，医学英語教育の充実のため，e-learning の導入について継続して検討を行った。また，医学科２年次学生を対象に早期医学体験実習として附属病院において，患者の支援・援助を行う外来エスコート実習を開始した。これにより，早期に医療現場への理解を深めることができた。さらに，地域医療教育学講座を設置して，島根県との連携により地域医療体験実習を導入し，地域医療病院等での実

	また，地域医療教育学講座の設置を踏まえ，地域医療教育の更なる充実を図る。 教育学部では，初年次教育プログラムとして「１０００時間体験学修」の中で「入門期セミナー」（平成１６年度開設）を充実・発展させる。初年次教育プログラムとして「教職ガイダンス」（１単位）の内容の充実を図り，専門職養成の出発点として整備する。教員養成特化型学部構築の完成年度を迎え，教育課程及び「１０００時間体験学修」に関する点検・評価を行い，教員養成カリキュラム改善による現代化を促進する。	地教育の期間を確保して地域医療の現状を認識させる取り組みを推進した。このことにより，医療現場との結びつきを密にして地域医療教育体制の充実に努めた。 教育学部において，必修の初年次教育プログラムである「１０００時間体験学修」の「入門期セミナー」の研修内容を，体験学修の意義の理解や学生同士の交流を通しての仲間作りに主眼を置いたプログラムに充実・発展させた。また，「教職ガイダンス」についても，職業としての教職の意義・役割・倫理性・服務規律などについての内容を充実させるなど，専門職養成の出発点として整備した。さらに，教育課程及び「１０００時間体験学修」の点検・評価に基づき，教員養成カリキュラム改善策を検討し，平成２０年度から体験学修の学修効果をさらに促進するためのセミナーを新たに必修化するなど，１０００時間体験学修におけるカリキュラムを改定し，それらを実施することとした。
	【１－３】 ティーチング・アシスタント（ＴＡ）に関する大学院生研修会を実施する。	教育開発センターにおいて，ＦＤ講演会＆ＴＡワークショップ「ＴＡを巻き込んだ組織的ＦＤの展開－大学院教育の重点化を見据えて－」を開催し，大学院教育の実質化におけるＴＡの役割と組織的配置の必要性等について研修した。 各研究科においては，指導教員による個別指導を行うとともに，総合理工学部電子制御システム学科では学科主催の研修会を実施した。
	【１－４】 嘱託講師の精選，退職教員等への特別嘱託講師・特任教授制度の活用を進めるとともに，現代的課題等に対応する新規開講科目の中で同窓生を含めて地域及び専門分野の教育支援者を積極的に活用する。 教育学部では，平成１８年度に導入した「特任教授制度」の定着を図り，多様な専門分野における指導者の活用を図る。また，外部有識者によって構成されるサポート・マイスター制度を活用し，現代的教育課題等に関する特別講義を開始する。	同窓生講師による「先輩に学ぶ島根大学のこころと形」，地域・産業界と連携した情報科目を新規開講するなど，教育支援者の活用を促進した。 教育学部では，昨年度８人であった特任教授を１２人に増員し，学部・大学院の教員養成教育の充実を図った。また，サポートマイスターを活用し，特別支援の重要性や社会教育の視点からみた教員のあるべき姿，教員として身に付けるべき能力の醸成など現代的教育課題に係る特別講義を実施（４回）した。 医学部医学科では，地域医療に関する教育指導体制の整備・拡充を図るため，平成１８年度までの臨床実習病院の協力者に加え，平成１９年度からは，地域医療病院での教育支援者に対し臨床教授，臨床准教授，臨床講師等の称号付与（９４名）を拡大した。これにより，実習指導者間で指導方法等について柔軟な連携を行うことが可能となり，指導体制の整備・拡充を図ることができた。 外国語教育センターでは，英語特別嘱託講師２名（日本人１名，ネイティブスピーカー１名），中国語１名（ネイティブスピーカー），韓国朝鮮語特別嘱託講師１名

	医学部では地域医療教育の充実を目指し，地域医療施設での教育支援者に対しても臨床教授，臨床助教授，臨床講師等の称号付与を拡大する。 外国語教育センターでは，平成１７年度に導入した特別嘱託講師制度の充実に引き続き取り組む。	（日本人）を増員し，特別嘱託講師制度の充実を図った。その結果，初修外国語においては，専任教員と特別嘱託講師のみが全ての授業を担当する教育責任体制が確立した。
	【１－５】 外国語教育センターは，習熟度別クラス編成をさらに推進し，上級クラスにおいてネイティブスピーカーを活用する等，習熟度別クラス編成を活かした英語教育を実施する。また，進学，就職，留学等の進路選択に役立つ外国語教育について，各学部の要望を反映した外国語教育プログラムを策定する。	４月のTOEIC-IPテストをオリエンテーション時期に実施し，そのスコアを基に，１年生前期の英語ＩＡにおいても習熟度別クラス編成を導入した。初級・中級・上級のレベル別に統一教科書を利用し，上級レベルのクラスではネイティブスピーカーによる授業を実施して習熟度に応じ早期から英語運用能力を伸ばす工夫をした。また，２年生前期に受講する英語ⅡＢおいて，各学部の要望を反映した形でメニューを抜本的に見直し，専門教育とも有機的関連を持たせるよう工夫し，「アカデミックリーディング」等のクラスを平成２０年度から導入することとした。さらに，選択科目の英語ⅢＡ，ⅢＢ，Ⅳについても見直しを行い，学生の進学，就職，留学等の進路選択に役立つ授業を平成２０年度から新規に開講することとした。
【２】 平成１７年度末までに，各学部・学科のエッセンシャルミニマムを策定し，それを含めた教育カリキュラムを構築する。	【２】 各学部・学科（課程）は，エッセンシャルミニマムに基づく教育カリキュラムを整備充実する。 法文学部では，平成１８年度中の検討結果に基づき各学科・コースのエッセンシャルミニマムを明確な形で提示し，各授業をそれに対応した形で位置づけて整備する。 教育学部では，平成１８年に開発した「教師力」育成プログラムの更なる高度化を図るため「ＦＤ戦略センター」を中心に検討を継続する。 医学部医学科では，より高い臨床実践能力を備えた地域医療を担う人材を育成するための地域医療病院実習について見直しを行う。	法文学部では，学部・学科・コースのエッセンシャルミニマムを策定・明示し，各授業との関係を明確にしながらカリキュラムを見直し整備した。 教育学部では，ＦＤ戦略センターにおいて，学部教育活動評価委員会の意見を踏まえ，カリキュラム改革の一環として，①学生用及び教員用プロファイル・シートの改善　②面接道場（学校教育実習前の面接による外部評価）の充実　③ＦＤ研修会の組織化を図った。 医学部医学科では，より高い臨床実践能力を備えた地域医療を担う人材を育成するために，地域の実習受入機関に僻地の医療機関を加えることで病院実習の拡充を図り，大学病院では経験できない様々な医療の側面を学習するとともに，医療全体を見渡すことのできる広い視点を養う教育を行った。 総合理工学部では，大学院設置基準の改正に伴い，特に「応用力を養う」関連基礎科目について，エッセンシャルミニマムの再策定を検討した。 生物資源科学部では，平成１８年度に策定したエッセンシャルミニマムに基づき整備したカリキュラムを実施した。カリキュラム改革に対応して学部規則・細則を改正し，エッセンシャルミニマム策定を明示した。

	総合理工学部では，大学院教育の改革と合わせて，エッセンシャルミニマムの再策定を検討する。 生物資源科学部では，エッセンシャルミニマム策定に基づき整備したカリキュラムを実施するなかで，エッセンシャルミニマムの一層の明確化を進める。	
【３】 学生が一定の範囲内で他学部開講科目を容易に履修できるシステムを設定するとともに，全学開放科目の充実を図る。	【３】 環境教育，フィールド学習教育等のカリキュラムを更に充実させるため，全学開放科目を拡大する。	教育開発センターに設置した各プロジェクトチームにおいて，それぞれの教育プログラムの体系化を進め，関連する専門科目の全学開放を促進した。前年度に比べて開講科目数は３２５科目から３６１科目に，延べ履修者数は２６０名から３６６名に拡大した。
【４】 放送大学の活用，近隣大学・研究所等との連携強化によって，単位互換制度を拡充し，カリキュラムの多様化を図る。	【４】 ○　放送大学との単位互換に関する協定書及び覚書を改定し，放送大学全科履修生の本学への受け入れ体制を整備する。 ○　放送大学及び島根県立大学との単位互換制度の拡充によるカリキュラムの多様化を検討する。	○　放送大学全科履修生の受け入れについては，すでに平成１７年度に受け入れを実現するための基本方針・規則改正案・手続き規定等を整え，協定書及び覚書の改定を平成１７年度末に放送大学に申し入れた。平成１８年度から協議を始め平成１９年度も継続しているが，放送大学の現状として双方向単位互換に該当する全科履修生がごくわずかであること（試行的に双方向の単位互換を実施している数大学の例），教務スケジュールの調整等の協議事項が多数あることから，合意に至っていない。現行の協定書にあるとおり，単位互換制度は双方向実施が原則であり，引き続き協議する。 ○　放送大学との双方向単位互換制度の実現を見据えた単位互換制度拡充の一環として，放送大学が開講する基礎科目の一部を平成２０年度よりカリキュラムに取り入れることとした（年度計画【１－１】の『計画の進捗状況』参照）。 統合・法人化した島根県立大学との単位互換拡充策（出雲市及び松江市にある短期大学部を対象）について，担当副学長間で協議を開始し単位互換拡充の基本方向について合意し，学生交流の促進を実質化する方策について協議することとした。 また，単位互換制度拡充の一環として，大学コンソーシアム山陰を構成する鳥取大学と連携し，それぞれの海外研修科目を双方の学生が受講できる体制を整え実施した。

【５】 理工系分野の教育プログラムについては，日本技術者教育認定機構（ＪＡＢＥＥ）の認定取得が可能となるような教育環境を整備する。	【５】 ○　教育開発センターは，ＪＡＢＥＥ関連授業資料収集・管理システムについて，より合理的なシステム改善を検討する。また，「ＪＡＢＥＥ関連科目担当教員交流会」等を全学的なＦＤ活動に位置付け，総合理工学部及び生物資源科学部のＪＡＢＥＥ対応委員会との連携を強化する。 ○　ＪＡＢＥＥの認定を取得した教育プログラムの質の向上を図るとともに，総合理工学部物質科学科物理及び化学分野で認定取得を申請する。	○　教育開発センターは，関係学部学科のＪＡＢＥＥ対応委員会及び外国語教育センターと連携して，ＪＡＢＥＥ教育プログラムに指定する教養教育領域の授業資料の収集・管理を進めるとともに，ＪＡＢＥＥ関連科目担当教員交流会を全学ＦＤ研修会として実施した。 ○　総合理工学部では，物質科学科物理分野及び化学分野の技術者教育プログラムがＪＡＢＥＥを受審し，電子制御システム工学科の技術者教育プログラムがＪＡＢＥＥの中間審査を受けた。
【６】 高度専門職業人の養成を目指したカリキュラムを構築するため，修士課程（博士前期課程）のエッセンシャルミニマムの策定を含めてカリキュラムの充実を図るとともに，研究課題遂行にあたっての指導体制を点検し，改善する。	【６】 ○　大学院改革に係る中央教育審議会答申と大学院設置基準の改正を踏まえ，全研究科において理念・目的の明示，エッセンシャル・ミニマムの策定とカリキュラム改革，成績評価基準の明示，研究指導計画の策定・明示，シラバスの明示，ＦＤ活動を実施する。 ○　教員養成の充実に係る中央教育審議会答申を踏まえ，「教職大学院」の設置を目指し，設置構想を策定する。これにともない，現行教育学研究科の全面改組計画を策定する。	各研究科において，大学院設置基準の改正施行を踏まえ，理念・目的の明示など年度計画に従って実施した。教育開発センターは，大学院ＦＤとして位置づけた全学ＦＤ研修会を企画・実施した（年度計画【１－３】の『計画の進捗状況』参照）。 総合理工学研究科は，関連基礎科目として英語科目を平成１９年度より開講した。同様に，生物資源科学研究科は平成２０年度より開講することとした（年度計画【３１】の『計画の進捗状況』参照）。 教育学研究科は，文部科学省等との協議を踏まえ，平成２０年度から既存の大学院研究科を全面改組し，学部教育との一貫性を高めるために教員組織を再編し，より高い専門性の習得を実現する教育システムを構築するとともに，「現職教員１年短期履修コース」を設置することとした。関連して，平成１９年４月に全学の教職課程の一元的な管理・運営を行うため，教育学部附属教師教育研究センターを設置し，教職課程運営協議会の下，教員免許更新制度への対応として試行及び本格実施に向けた具体策の検討を進めた。 生物資源科学研究科は平成２０年度より５専攻を３専攻に改組することとし，それぞれに設ける３コースの１つ，地域産業人育成コースを平成１９年度文部科学省科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成事業」に採択された「環境管理修復・地域資源活用人材養成ユニット」の母体として位置づけた。
【７】 大学院博士後期課程においては，平	【７】 ○　医学系研究科博士課程では，専門	○　医学系研究科博士課程では，３専攻（形態系，機能系，生態系）のもとに従来

成１７年度末までに専門分野の拡大・整備，参加教員の充実を行う。	医養成プログラムの充実発展に向け平成１９年度入試から学生募集を開始した新設の高度臨床医育成コース及び腫瘍専門医育成コースの充実を図る。また，成績評価基準及びシラバスを明示し，担当教員を対象としたＦＤを行う。 ○　総合理工学研究科博士後期課程では，単位の実質化のために見直した成績評価基準，研究指導計画書，シラバス等について，実施状況を踏まえて点検を行う。これらの改革と合わせて，エッセンシャルミニマムの策定を検討するとともに，担当教員の拡充をさらに進める。	の研究者養成コースに加えて，高度臨床医育成コースと腫瘍専門医育成コースを設けていたが，平成２０年度から医科学専攻の１専攻・前記３コースに改組することとした。特に，腫瘍専門医育成コースでは，専門科目を日本臨床腫瘍学会がん薬物療法専門医，日本がん治療認定医機構がん治療認定医等のための研修カリキュラムに対応させ，授業科目の内容を充実させた。また，全科目について成績評価基準を含むシラバスを明示し，担当教員を対象としたＦＤを行った。 ○　総合理工学研究科博士後期課程では，年度計画に沿った点検と検討を行い，特に全科目のシラバス作成の徹底を図った。また，新規に担当教員を増員するとともに，エッセンシャルミニマムの策定を検討した。 医学系研究科博士課程と総合理工学研究科博士後期課程は，医・理工連携教育プログラムを平成２０年度に開設することとした（年度計画【４０】の『計画の進捗状況』参照）。
【８】 就職・進学意識の向上を図るために，想定される卒業後の進路や具体的な履修推奨モデルを示し，履修指導を行う。	【８】 ○　キャリアセンターと教育開発センターを中心に各学部・学科等の連携を強化し，就職・進学等に関する将来の進路決定を支援するためのきめ細やかな履修指導を行う。 ○　教育学部では，サポートマイスター制度を活用した「面接道場」を継続する。 総合理工学部では学外者・卒業生による就職セミナーを，生物資源科学部では大学院進学セミナー及び就職セミナーを，それぞれ引き続き実施する。	○　両センター専任教員とキャリアセンター兼任教員が構成員になっているキャリアセンターキャリア教育部門は，各学部就職委員会と連携し，１・２年生を対象にキャリアガイダンスを継続実施した。 ○　教育学部では，昨年度に引き続き，実習前外部評価（面接道場）を実施した（平成１９年８月２，３日実施）。特に本年度にあっては，初回の実施であった昨年度の検証を踏まえ，学生教育上の意義を見直し，「セルフプレゼンテーション」による自己課題の明確化や配当学級の仲間との協同を促すこと，また，学部教育上の意義を見直し，学部教育活動評価委員による客観的な評価・提言を通して学部教員の教員養成教育の社会化を促進することなどの工夫改善を図った。 ○　総合理工学部及び生物資源科学部では，年度計画に掲げた各セミナーをそれぞれ継続実施した。
【９】 就業の動機付けを図り，働くことの意味を自覚させ，職業意識や職業倫理を高めるよう，平成１７年度末までに授業科目の充実を図る。	【９】 ○　キャリアセンターは，１年生向けの総合科目「人と職業」を開講するとともに，４年一貫の体系的なキャリア教育を進めるための体制整備	○　キャリアセンターは，「人と職業－職業の世界と自己実現－」を開講した。キャリア教育科目を充実するため，平成２０年度から２年生を対象に「キャリアデザイン－職業選択の方法と実際－」を開講することとした。 ○　教育開発センターは，「先輩に学ぶ島根大学のこころと形」を開講した。全学

	を検討する。 ○　教育開発センターは，同窓会連合会及び各学部同窓会と連携し，卒業生による「先輩に学ぶ島根大学のこころと形」（仮称）の後期開講を図る。 ○　法文学部では，キャリアセンターと協力して，職業意識醸成科目「キャリアプラニング」の充実を図る。 ○　教育学部では，４年次必修科目「教職ガイダンスⅡ」において教職への指向を強化し，教職意識の拡充・深化を図るプログラムを実施する。 ○　総合理工学部では，学生にインターンシップ科目及び「技術者倫理」の受講を推奨する。	部から同窓生２３名の講師登録があり，１２名の講師が授業を担当した。 ○　法文学部では，卒業生を講師とした職業意識醸成科目「キャリアプラニング」（２回生対象）を実施し，学生の希望を踏まえて講師陣の職業分野を調整するなど，その充実を図った。また，授業科目ではないが，学部独自に，法文学部同窓会を中心とした同窓生と学生との交流会及び卒業生を招いた就職懇談会を毎年開催するとともに，就職支援メールマガジン・システムを立ち上げて求人情報を学生に提供するなどの就職支援活動を展開した。 ○　教育学部では，１年次実施の「教職ガイダンスⅠ」において職業としての教職への導入を行っているが，「教職ガイダンスⅡ」では卒業年次における教職意識の確認，仕上げの意味をもたせたプログラムを実施した。具体的には，①学部における３年間の教職に関わるポートフォリオを総括する，②現代の教育問題に関するメディア教材を用いたグループディスカッションを行う，③小学校現場の教員の話を聴く，④教職に伴うストレスマネジメントやメンタルヘルスに関する話を聴く，⑤以上の内容を自己の教職意識に照らしワークシートを完成する，といった内容で，学生の教職意識を拡充・深化することができた。 ○　総合理工学部では，各学科でインターンシップ科目及び「技術者倫理」の受講を推奨した結果，技術者倫理関連科目の履修者は平成１８年度の１７４名から４１４名に増加した。
【１０】 「大学教育開発センター」（仮称；平成１６年度末までに新設予定）を中心に，教養教育を含め教育の成果・効果を検証し，平成１８年度と平成２１年度にその結果を公表する。	【１０】 教育開発センターは，平成１８年度に実施した教育の成果・効果の検証に基づき，法人評価部門（役員会の下に設置）及び認証評価部門（評価室の中に設置）と連携して認証評価及び法人暫定評価に向けた教育改善に取り組む。	教育開発センターは，平成１８年度に実施した「学生生活満足度調査」（学部及び大学院の在学生対象），「島根大学の教育と卒業生に関するアンケート調査」（民間企業，官公庁等の就職先対象），「島根大学における一年次教育の実態と教育改善に関する調査」（１年生対象），「島根大学の教育成果の検証に関する調査」（卒業・修了時の学部卒業生・大学院修了生対象），「学生による授業評価アンケート調査」（学部在学生対象）に基づき，全学ＦＤシンポジウム「学生調査に見る島根大学の教育の現状と課題」を企画・実施した。 また，平成１５年度～平成１７年度学部卒業生・大学院修了生対象及び卒業・修了時における平成１９年度学部卒業生・大学院修了生対象の「島根大学の教育成果の検証に関する調査」を実施した。 教育開発センターは，法人評価部門及び認証評価部門と連携して調査結果を検証し，今後さらに取り組むべき教育改革の基本方向を次のように明確にした。 ①　学士課程教育の再構築に向けた，より組織的・実質的な教育改善 ②　ディプロマ・ポリシーに基づくカリキュラム改革及び教育システムの整備 ③　初年次教育プログラムの強化

		④　教育開発センターと各学部・学科等のＦＤネットワークの構築 ⑤　その他（教養教育科目区分のさらなる整備・見直し，金曜日開講のクラス指定必修科目の移動）
【１１】 「大学教育開発センター」及び各学部は，上記の検証結果を基に，授業科目の内容と担当の再検討及び科目数の精選を行う。	【１１】 ○　教育開発センター及び各学部等は，上記の検証結果に基づいて授業科目の内容と担当体制を再検討し，開設科目の精選と適正な配置（年次配置と時間割上の配置）を進め，平成２０年度カリキュラムに反映させる。 ○　特に，平成１６年度に学部改革を実施した法文学部では，完成年度を迎えた現行カリキュラムについてその成果及び効果を検証する。 同様に，教育学部では，「教員養成特化型」学部の完成年度にあたる平成１９年度にＦＤ戦略センターを中心に現行教育課程の成果，教育効果について検証する。	○　教育開発センター及び各学部等の取組は，年度計画【１－１】及び【２】の『計画の進捗状況』参照。 ○　法文学部では，平成１８年度と１９年度に４回生を対象にアンケート調査を実施し，その結果を報告書にまとめるなど，次期中期目標・中期計画の策定を視野に入れた１６年度学部改組の成果と問題点の検証を実施した。 教育学部では，ＦＤ戦略センターにおいて次の検証を行った。 ①現行教育課程を構成している教職教養科目，専攻専門科目，体験活動領域のすべてについてカリキュラム検討会を開催し，各領域における検討をレポートとしてまとめた。共通の分析項目として，「育てたい学生像の確認と共有」，「領域・専攻プロファイルと目標参照シートとの照合による課題の明確化」，「目標参照シート及び階層３の修正案提出」を設定し，成果と課題を把握することができた。 ②学部の全体としての教育活動が，地域社会の期待に応えるべく効果をあげているかどうかについて学部教育活動評価委員による外部評価を実施し，報告書を作成した。 ③プロファイルシートシステムを使って，平成１９年度時点での学生の自己評価やＧＰＡ得点の統計値の利用可能性について検討を行った。検討の結果，経年変化を追って教育効果を検証するためのシステム改修の課題が明らかになった。

Ⅱ　教育研究等の質の向上の状況
（１）　教育に関する目標
②　教育内容等に関する目標

中期目標	①　大学の理念・目的に沿って，知的好奇心が旺盛で勉学意欲があり，目的意識が明確な学生を，多様な入学者選抜方法で受け入れるために，入試実施体制と入試組織を整備する。 ②　入学者選抜に関する評価を推進し，その改善に努める。 ③　教育目的･目標に即して教育課程を編成し，体系的な授業内容を提供する。 ④　社会・地域の多様なニーズに対応した教育システムを整え，グローバルな視点から社会にコミットできる学生を育成する。 ⑤　教育の質を保証する厳格な成績評価を実施する。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
【１２】 入学試験の企画・広報・実施・評価等入試業務を行う「入試センター」(仮称）を平成１６年度末までに新設する。	【１２】 ○　入試情報・データを調査・分析・評価し，入試の改善と新しい選抜方法の企画・開発に役立てる。 ○　広報活動を計画的に実施し，その効果を検証する。 ・高校生，保護者等を対象としたパンフレットの改訂 ・インターネットを通じた情報提供の充実 ・オープンキャンパス及び教育・入試懇談会の充実 ・山陰両県高校への高校訪問活動，松江・出雲地区近隣６校への学部・学科説明会及び島根県西部地区における大学説明会の継続実施，中国地区高校への広報活動強化の検討 ・山陰・中国・近畿地区等における大学合同説明会･業者主催進学説明会等への計画的参加 ・新入生，説明会参加者，インターネットアクセス者等へのアンケート実施	○　平成１９年度入試のデータを調査・分析し，報告書をまとめた。 これまで蓄積したデータを参考に，各学部では引き続き選抜方法等の見直しを行った。なお，選抜方法等を見直した結果，新規に導入した選抜に関しては，年度計画【１５】の『計画の進捗状況』参照。 ○　広報活動を次のとおり実施した。また，その結果を検証し，次年度以降の広報活動に役立たせることとした。 ・高校生，保護者等を対象としたパンフレットを改訂し，入試説明会，オープンキャンパス及び全国高総文祭島根大会等で配布した。 ・インターネット上で携帯サイトによる入試情報の提供を引き続き行った。 ・新たに地元新聞にオープンキャンパスの広告を掲載するとともに，全国高総文祭島根大会の「公式ハンドブック」及び「総合プログラム」に大学の広告を掲載し広報に努めた。また，受験生向けの情報雑誌にオープンキャンパスの情報を掲載し，オープンキャンパスの周知・徹底に努めた。オープンキャンパスの参加者は，１，１４９名（昨年度９４３名）で過去最高であった。 ・松江・出雲地区近隣高等学校６校で全学部・学科説明会を継続実施した（計６回)。 ・島根県西部地区における大学説明会を実施した。実施期日，実施方法等について事前に高校側と協議を重ね実施した。参加者は１００名（昨年度１４名）と大幅に増加した。 ・島根県下高等学校長会との「教育・入試懇談会」を計画し，入試及び高大接続教育における連携等について意見交換を行なった（平成１９年１０月３１日実施)。また，一般選抜の「募集要項」発表に併せて，島根・鳥取両県の進路指導

	○　大学・学部・学科等のアドミッション・ポリシーの系統的整備をさらに進める。 ○　入試実施体制の整備，効率化をさらに進める。	担当教員を対象とした入試説明会を実施した（平成１９年１１月１日実施）。 ・本学及び業者が企画する高校での入試説明会（計６回），中国・四国地区国立大学（岡山，香川）及び中国地区国立大学との合同説明会（大阪）を実施した。加えて，業者主催の進学説明会（１５回）を実施した。また，新たに東京で国立・私立大学６大学合同による受験生の保護者を対象とした入試説明会を実施した。 ・新入生，オープンキャンパス，入試説明会参加者，インターネットアクセス者等へのアンケート調査を引き続き行った。 ・入試センター専任教員による中国地区等の高校訪問活動，広報活動を開始した。 ○　平成２０年度学生募集要項において各学部の「理念・目的」及び「入学者受入方針」等について，より明確になるよう加筆・修正を行った。 ○　入試実施体制の強化の一環として，入試問題作成委員の入試問題作成期間の確保のために，平成２０年度入試から委員の発令を１ヶ月早めることとした。また，「面接試験の実施に当たって」の全学統一の要項を作成し，すべての面接試験に適用することとした。
【１３】 入学試験においては，一般選抜，３年次編入学者選抜のほか，推薦入学者選抜，社会人特別選抜，帰国子女特別選抜，外国人留学生特別選抜を行う。	【１３】 ○　一般選抜（前期，後期），３年次編入学者選抜，推薦入学者選抜（Ⅰ，Ⅱ，地域枠推薦），ＡＯ選抜，社会人特別選抜，帰国子女特別選抜，外国人留学生特別選抜のアドミッションポリシーを，選抜ごとに系統的に整備する。 ○　選抜ごとの入試実施項目（選抜方法，科目，配点，問題内容，面接内容，採点評価基準，合否判定基準）とアドミッションポリシーとの整合性を再点検する。	○　平成２０年度学生募集要項等においてアドミッションポリシーを選抜試験ごとに整備し，周知・公表に努めた。 ○　選抜ごとのアドミッションポリシーを整備する過程で，入試実施項目との整合性について点検した。
【１４】 大学入試に関しては，毎年入試の実施結果を評価し，必要に応じ入学者選抜方法，募集区分（一般選抜前期日程，後期日程，推薦入試等特別選抜）ごと	【１４】 ○　平成１９年度入試における志願者，合格者，入学者等に関するデータを検証し，選抜ごとの入試実施項目（選抜方法，科目，配点，問題内	○　これまでに蓄積したデータ及び平成１９年度入試における志願者，合格者，入学者等に関するデータを参考に，選抜ごとの入試実施項目（選抜方法，科目，配点，試験内容，面接内容，採点評価基準，合否判定基準等）について必要な見直し・改善を行い，平成２０年度入試に反映した。

の募集人数等の見直し・改善を行う。	容，面接内容，採点評価基準，合否判定基準等）を点検して，必要に応じて選抜方法や募集人員等を見直し改善する。 ○　平成２０年度入試から推薦及びＡＯ入試を合わせた募集人員枠を現行の全募集人員の３０％以内から５０％以内に変更する国立大学協会の決定，全国的な入試動向の変化等を踏まえ，一般選抜と特別選抜の今後の在り方について抜本的な見直しを引き続き検討する。	○　入試センターにおいて，一般選抜と特別選抜の全国的な入試動向を調査し，今後のあり方（方向性）について引き続き検討した。入試に関する国立大学協会の基本方針を踏まえつつ，本学にふさわしい特色ある入試を実施するため，平成２０年度入試センター事業の基本計画（案）を策定した。
【１５】 大学院入試に関しては，毎年入試の実施結果を評価し，必要に応じ入学者選抜方法等の見直し・改善を行う。	【１５】 ○　大学院教育実質化等の改革を進め魅力ある大学院を構築し現役学生・社会人・留学生等の受け入れを強化するため，これまでの入試の実施状況を検証し入学者選抜方法等の改善を進める。 ○　研究科・専攻の教育目的及びアドミッション・ポリシーを明示する。 ○　大学院説明会の実施等，広報活動を強化する。 ○　教育学研究科では，平成２０年度に予定している研究科の全面改組及び「教職大学院」の設置構想に対応して，ＡＯ入試の導入を検討する。また，入学前教育プログラムの開発を進め，高度専門職業人養成の実質化を図る。	○　医学系研究科博士課程において，過去の入試実施状況，受験者及び入学者の意見（ニーズ）等を検証し，平成２０年度から３専攻３コースを１専攻３コースに改組する計画に合わせコースカリキュラムを充実した。さらに，卒後初期研修医，社会人及び協定大学からの留学生等への広報活動を強化して入学定員を確保した。総合理工学研究科博士前期課程では，新規に私費外国人留学生特別選抜の秋季入学学生募集を行った。併せて私費外国人留学生特別選抜において，来学して受験できない学生にも対応可能な選抜方法を導入した。 ○　教育目的及びアドミッションポリシーについて研究科・専攻ごとに検討・見直しをすすめ，整った研究科等から学生募集要項に掲載し公表・周知に努めた。 ○　入学者の確保に向け，研究科等の独自の広報活動に併せ，業者等が企画する大学院説明会等に参加するなど，広報活動を引き続き実施した。 ○　平成２０年度の教育学研究科全面改組に伴い，入学者の受入れにあたって，現職教員及びストレートマスターともにそれぞれに対応するアドミッションポリシーに基づいてＡＯ入試導入の検討を行った。特に，現職教員短期１年履修コースにあっては，「入学の動機，伸張させようとする専門分野，取得したい免許ないし資格等」に関する内容を含む詳細な「学修(研修)計画書」を提出させ，これを評価の対象とするとともに，ストレートマスターにあっては，「大学院入学の動機」，「専攻に対応する特定の教育課題(問題)」，「入学後の研究及び学修計画」等について事前に公表するテーマにより出題を行い，これを評価した。 　また，現職教員短期１年履修コースにあっては，入学前に教育プログラムを構築するため，指導教員等との面談を通して，個々に応じた「オーダーメイド型プログラム」を作成させた。

【１６】 平成１７年度末までに学部・学科では，それぞれの教育理念・教育目的を踏まえつつ，個々の授業科目の位置づけを明確にした一貫性・整合性のあるカリキュラムの再編成を行い，「大学教育開発センター」の下でそれらを調整する。	【１６】 教育開発センター及び各学部等は，大学教育の理念・目的に沿って，個々の授業科目の位置づけを明確にした体系的なカリキュラム整備に引き続き取り組む。	教養教育の改善・見直し，エッセンシャルミニマムを踏まえた学士課程教育のカリキュラム再編成の取り組み状況は，年度計画【１－１】及び【２】の『計画の実施状況』を参照。 関連して，教育開発センターは，学習の観点（①大学で学ぶ力を身につける～学びを転換する，②知識を関連づける，③人と社会との関わりの中で主体的に学ぶ，④豊な世界観を育み，専門性を高める）を明確にし，観点ごとにどういう科目区分があるか，それを学年進行とともにどのように学ぶかを学士課程教育の関連マップ，キャリアマップとして明示し，カリキュラム構成をわかりやすく説明した平成２０年度新入生向けのオリエンテーション冊子を作成した。併せて，新入生等に配布する「環境関連科目ガイド」及び情報教育に関する「学術情報リテラシー」冊子を改訂した。また，本学の特色ある教育プログラムを計画的に履修できるよう，初年次教育，フィールド学習，環境教育に関する科目について，「環境関連科目ガイド」及び「授業計画書」の中にそれぞれ固有のアイコン記号を付けて明示した。
【１７】 「大学教育開発センター」は，普遍性・地域性・独創性等を考慮した重点的な教育テーマ・教育方法の開発を行う。	【１７】 教育開発センターは，環境教育・キャリア教育・島根の人と自然に学ぶフィールド学習等をテーマとする教育プログラムを試行的に実施する。その成果を検証するとともに，プログラムの改善・開発に引き続き取り組み，平成２０年度カリキュラムに反映させる。	教育開発センターにおいて，平成２０年度に正式にプログラム化することを念頭に，環境教育，キャリア教育，フィールド学習等をテーマとして２０科目を新規に立ち上げ，試行的に開講した。その内容を検証し，さらに２３科目を加えて，平成２０年度カリキュラムにおける教育プログラムとして整備した（年度計画【１－１】及び【１６】の『計画の実施状況』参照）。
【１８】 「大学教育開発センター」を中心に，平成１７年度末までに，教職科目・資格取得関連科目の全学的な調整及び複合科目・学際領域科目の整備を行い，効率的な教育体系を作る。	【１８】 ○　中央教育審議会答申に対応して全学の教職課程を再構築するため，島根大学教職課程運営協議会及び全学の教職課程に対して明確な責任体制を有する教育学部附属教師教育研究センターを設置する。 ○　教養教育のカリキュラム整備に合わせて，複合科目・学際領域科目をさらに整備する。	○　平成１９年４月に，教職課程運営協議会及び教育学部附属教師教育研究センターを設置し，全学の教職課程の一元的な管理・運営と教員免許更新制度への対応を試行的に実施するとともに本格実施に向けた具体策の検討を開始した。現在，同センターは，４人の専任教員と７人の兼任教員の体制で運営している。 ○　複合科目・学際領域科目について，平成１９年度から一部の科目を実施するとともに，平成２０年度開設の新規科目を加えてカリキュラム上の整備を図った（年度計画【１－１】の『計画の進捗状況』参照）。

【１９】 インターンシップ制度を活用し，教育面においても地域を始めとする産業界との連携を深め，技術の習得と同時に産業界の実情についての認識を向上させる。	【１９】 ○　キャリアセンターの新授業科目「人と職業」や法文学部の「キャリアプラニング」等の開講によって職業意識を涵養し，就業体験の持つ意義を理解させることにより，インターンシップへの参加を一層促す。 ○　インターンシップの事前・事後学習プログラムに「社会人のマナー・エチケット」や「効果的な話し方・聞き方・プレゼンテーション」などの態度，スキルを身に付けるメニューを用意し，内容の充実を図る。 ○　社会の多様なニーズに対応した教育システム整備の一環としてキャリア教育を位置づけ，インターンシップを通して産業界との連携を深める。 ○　大学就職担当者と企業の情報交換の場として実施している「企業との懇談会」を，パネルディスカッション，分科会方式で行うこととし，就職担当者と企業との対話を通じ，より一層の情報交換の場とする。また，平成１８年度の懇談会に参加した地元企業を数社毎のグループに分け，定期的に情報交換会を開催し，より細かな情報交換を行い，学生の地元就職率向上につなげる。 ○　インターンシップの受け入れ先企業の開拓を「企業との懇談会」に参加した企業及び月平均１５社来学する求人企業に対して行い，受け入れ企業を拡大する。 ○　教育学部では，平成１６年度に開始した「１０００時間体験学修」の	○　キャリアセンターは，新授業科目「人と職業」（前期）を開講するとともに（平成１９年度：２３０人履修），法文学部専門科目「キャリアプラニング」の授業運営に協力し，インターンシップへの参加を促した。インターンシップ参加者は，昨年度の７６名から９３名に増加した。 ○　インターンシップ参加予定者全員に事前学習を受講させ，インターンシップへの参加意識を高めた。また，キャリアセンターは教育開発センターと連携して事後指導に当たり，体験内容やその成果に関する自己評価を学生同士が交流するワークショップを開催した。 ○　キャリアセンターは，「人と職業」を１年次対象科目として開講し，平成２０年度から２年次対象に「キャリアデザイン」を開講すること，２・３年次に専門科目としてインターンシップ科目を位置づけることとし，『展開科目（キャリア教育）』科目群を明示した。インターンシップの受け入れ窓口として，島根県経営者協会との連携を継続した。 ○　地元を主体とした企業に対し，本学の支援体制を説明するとともに，学生の地元就職率向上を図るための意見交換の場として「大学と企業の懇談会」を９月に実施した（参加企業６６社）。分科会及び全体会議方式で開催し，より細かな意見交換を行った。 ○　「大学と企業の懇談会」参加企業及び来学した企業に対してインターンシップ受け入れを依頼し，出雲市のケーブルテレビ会社などの了解を得た。なお，受入企業の拡大を図るとともに，インターンシップ体験学生は増加している。（平成１７年度：６４名，平成１８年度：７６名，平成１９年度：９３名） ○　教育学部では，地域社会において教員養成教育に資すると認められる専門性，経験を有する者をサポートマイスターとして委嘱し，コミュニケーション能力

	充実を図り，地域社会，学校等との連携を強化して，学生が教育現場に主体的にコミットし，指導的人材として機能するプログラムを実施する。 ○　医学部看護学科では，附属病院の看護助手として放課後働く機会が持てることを入学説明会で伝えるとともに，２年生と編入生が参加しやすいように配慮する。また，看護部における先進的取り組みや勤務状況について学生との話し合いの場を設け，卒業後附属病院への就職希望者を増やすことにつなげていく計画である。	向上に関わる講演・実習，学級経営力等の向上に関わる地域の学校の研究会への参加実習，カウンセリングマインド力の向上に関わる講演など，講義・演習等以外の教育活動に係る支援に活用した。 　また，学生が教育現場に主体的にコミットするプロクラムとして，３年次後期において教育実習及び体験学修を主として行う「実習セメスター」を設け，地域の学校への学習支援を行うプログラム並びに松江市教育委員会との共同事業として，土曜日における児童・生徒の学習支援活動「松江サタデー・スクール」を実施した。 ○　医学部看護学科の学生を附属病院の看護助手に採用し，放課後や休日に病院業務に従事できる制度を確立した。１９年度には，２２名が医療チームの一員として，時間帯によって変化する病院の動きを体験し，スタッフと交わる中で，看護に対する認識を一層深め，職業意識の高揚が図られた。この体験によって，本院への就職意欲を高めることに繋がり，実地体験者３名が本院に就職した。
【２０】 　地域と深くかかわる内容の教育プログラムを開発するとともに，地域人材の活用によって講義内容を豊富にし，学生の社会に対する興味と関心を喚起する。	【２０】 　社会的視野を広げ，地域理解を深め，人間的力量を高めるため，地域の関係機関との連携や地域人材の活用によって，環境教育，フィールド学習，キャリア教育，島根の人と自然・歴史と文化に学ぶ教育，教員養成及び地域医療人育成等の教育内容を充実する。	年度計画に示した教養教育及び専門教育の領域で地域人材の活用を積極的に進め，地域及び社会との関わりを重視した教育を展開した（具体的な取組内容については，年度計画【１－１】，【１－４】及び【９】の『計画の進捗状況』を参照）。
【２１】 　学生が自ら企画し，実践し，成果を上げるという学生参加型の実践的な授業を開講する。	【２１】 ○　教育開発センターは，環境教育，フィールド学習等において，学生による企画・実践を取り入れた学生参加型科目を開発・整備する。 ○　教育学部の「ビビット広場」（「１０００時間体験学修」における大学版子どもの居場所事業）など，各学部で実施している体験型，学生参加型授業等において，学生が自ら企	○　教育開発センターにおいて，「環境」や「地域連携」をキーワードとして活動を展開している「本学の学部学生を主構成員とするサークル団体及びグループ」を対象に，「学生によるフィールド学習支援プログラム」を公募した。 「『しまねの歩き方』プロジェクト」及び「地域と密着したプレーパーク」の２件の取組を選定し，プログラム実施を支援した。学生グループはフィールド・シンポジウム「グローカルな大学づくりに向けたフィールド学習教育プログラムの挑戦」（平成２０年３月６日）で成果を発表し，「しまねの歩き方」は学生・市民向けのフリーペーパーとし印刷され新聞に紹介されるなどの反響があった。こうした活動を取り入れた「学生フィールド学習科目」の開設を検討した

	画，実践するプログラムを充実させる。	が，単位化については，当面，海外における研修や学習体験に限定することとした（年度計画【２２】の『計画の進捗状況』参照）。 ○　教育学部が取り組んだ本年度の事業内容は，「理科の実験教室」，「調理体験」，「スポーツ活動」，「英語で遊ぼう」，「小物づくり」などのジャンルにさまざまな活動テーマを設け，内容を充実させた。
【２２】 平成１７年度末までに，海外での学習体験を単位として認定するプログラムを設ける。	【２２】 ○　交流協定大学における学生交流や学生による企画・実践を取り入れた学生参加型科目における海外学習体験の単位化を検討する。 ○　教育学部では，交流協定大学における学生交流活動を「１０００時間体験学修」の体験時間にカウントし，異文化体験，人的交流活動等の認定を行う。	○　本学及び「大学コンソーシアム山陰」参加大学が交流協定大学において実施する研修科目を双方の学生が履修できる仕組みを構築し，実施した。また，学生の自主的な海外研修・学習体験等を単位化する「海外研修・学習体験」科目を平成２０年度に新設することとした。 ○　教育学部が学生交流事業として実施した，中国の浙江大学訪問（９月，１０名）と韓国釜山教育大学招待（１０月，１０名）における学生の国際交流活動を，１０００時間体験学修の一環として認定した。
【２３】 室内の授業のみでなく，野外，地域等の現場での学習体験を取り入れた教育プログラム（フィールド・スクール）を開講する。	【２３】 平成１８年度に採択された特別教育研究経費（教育改革）事業「島根の人と自然に学ぶフィールド学習教育プログラムの構築－島根大学から世界が見える教育の展開－」を引き続き全学的に実施し，さまざまなフィールド・現場における学習体験に根ざした教育プログラムを構築する。	教育開発センターの下にプロジェクトチームを設置し，プログラム化を進めた（年度計画【１－１】，【３】，【１７】，【２０】及び【２１】の『計画の進捗状況』を参照）。
【２４】 全ての授業科目について成績評価基準を開示する。	【２４】 「成績の評価に関する取扱要項」を改正し，嘱託講師を含む全教員がそれぞれ担当するすべての授業科目について成績評価基準を明示したシラバスを作成し公表するように規定する。	成績評価基準を明示したシラバスの公表を規定した改正要項を施行した。教育開発センターは，前期半ばに学部及び大学院の過去２年間のシラバス作成状況を調査し，１９年度シラバスについて成績評価基準を明示して早期に完全登録するように各部局等に周知した。
【２５】 ＧＰＡ（Grade Point Average）制	【２５】 ○　「成績の評価に関する取扱要項」	○　評価区分を５区分に変更することに改正した要項を，平成２０年度入学者か

度の導入を含めた，教育の成果を的確に評価する方法を検討する。	について，評価区分を「優，良，可，不可」の４区分から「秀，優，良，可，不可」の５区分に変更するように改正し，平成２０年度から実施できるように学務情報システムや成績証明発行システムの整備を行う。 ○　成績評価の明確化，単位の実質化，授業選択の拡大，学修指導体制の確立等の諸課題に取り組む。ＪＡＢＥＥ認定取得対応学部を中心に，ＧＰＡ制度を試行的に導入する。 ○　法務研究科では平成１９年度４月からＧＰＡ制度を導入し，平均成績評価基準（ＧＰＡ　１．５以上）に沿った学習・教育指導をし，高度専門職業人養成機関に必要な教育の質の保証を確保する。	ら適用するシステムの整備を終えた。 ○　新しい評価区分の下，ＧＰＡを授業料免除，奨学金の申請・受領，成績優秀者に対する授業料免除の学力基準として全学的に引き続き用いることを確認し，卒業判定及び退学勧告等を含む履修指導への活用については今後検討することとした。 　総合理工学部では，ＧＰＡを一部の学科・分野で研究室配属選考，大学院入試における成績評価，学生表彰に活用している。教育学部では，プロファイル・シートによる学生評価活動においてＧＰＡ活用を導入し，生物資源科学部では早期卒業の１つの基準に採用している。 ○　法務研究科は，平成１９年度にＧＰＡ制度を全面的に導入した。
【２６】 学生からの成績評価に関する情報開示請求に適切に応じるためのシステムを構築する。	【２６】 ○　「成績の評価に関する取扱要項」を改正し，教養教育において成績評価に関する情報提供及び不服申し立てシステムを構築し，運用する。 ○　学部・大学院の専門教育においても不服申し立てシステムの構築を進め，準備の整った部局から運用を開始する。	○　「成績の評価に関する取扱要項」を改正し，教養教育及び全学の教職課程における成績評価に関する情報提供システムを整備し，運用を開始した。また，平成２０年度に施行する成績評価区分の改正に合わせて，不服申し立てシステムを改善した。 ○　法文学部，教育学部，総合理工学部及び生物資源科学部では，学部・大学院の専門教育について要項に基づく申し合わせ等を作成してシステムを構築した。医学部においても，情報開示請求に基づき迅速に対応するとともに，システム構築について検討した。

Ⅱ　教育研究等の質の向上の状況
（１）　教育に関する目標
③　教育の実施体制等に関する目標

中期目標	①　大学の理念・目的に沿った教育を実現するために必要な教育体制及び教育支援体制を整える。 ②　外国語教育の企画・立案・実施体制を確立する。 ③　附属図書館は，教育・研究及び学習を支える知的情報を提供する。 ④　情報ネットワーク等を含む教育環境を整備する。 ⑤　教育活動の評価システムを確立する。 ⑥　社会の要請を踏まえ，学部及び大学院の新設・改編・充実を行う。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
【２７】 平成１７年度末までに，本学の教員選考基準を踏まえて，各学部・研究科の細基準を策定する。	【２７】 １９年度計画なし	
【２８】 平成１７年度末までに，新しく必要とされる教育分野に機敏に人員を配置するために，柔軟な教育体制のあり方を検討する。	【２８】 ○　退職教員，教育支援者等を特任教授等として採用し，必要な教育分野への機敏な配置を進める。 教育学部では，平成１８年度に導入した「特任教授制度」の定着を図り，多様な専門分野における指導者の活用を図る。 医学部医学科では，地域医療施設での教育支援者に対しても臨床教授，臨床助教授，臨床講師等の称号付与を拡大し，地域医療教育体制を整備する。 ○　柔軟な教育体制を構築するため，学部内学科横断型，学部横断型等の教育展開について検討する。	○　教育学部では，特任教員を平成１８年度の８人から１２人に増員し，学部・大学院における教員養成教育の充実を図った。また，外部有識者をサポートマイスターとして活用し，特別支援の重要性や社会教育の視点からみた教員のあるべき姿，教員として身に付けるべき能力の醸成など現代的教育課題に係る特別講義を積極的に実施した（４回）。 医学部医学科における称号付与に係る進捗状況については，年度計画【１－４】の『計画の進捗状況』参照。 ○　環境教育，フィールド学習等に関する科目，総合科目等を，所属する学部や学科を超えた教員の担当体制を工夫して開講した。

【２９】 大学院担当教員の認定及び再審査制度を充実させる。	【２９】 大学院教育に関する中央教育審議会答申，学校教育法・大学院設置基準の一部改正等を踏まえて，これまでに整備した大学院担当教員の認定及び再審査制度について再検証し，一層の充実をはかる。	全研究科において大学院担当教員の認定及び再審査制度を整備しているが，実技・芸術分野等幅広い学術領域を含む教育学研究科では，認定基準等を再検証した新規定「島根大学大学院教育学研究科担当教員の再審査に関する実施要項」を平成１９年７月１３日に制定し，再審査を２０年２月に実施した。
【３０】 「大学教育開発センター」を中心に，ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）を含め，大学教育方法の企画，研究開発を進める。	【３０】 ○　教育開発センターを中心に，学生による授業評価，環境教育，フィールド学習，ＴＡ制度，指導教員制度等に関する研修会やシンポジウム，教育改善のための学生座談会等を開催し，教育方法改善の企画開発を進める。 ○　教育開発センターは，学部等のＦＤ活動に連携する取組を強化する。 法文学部では，授業公開と学生との意見交換会を引き続き企画実施し，学部における授業改善に取り組む。 教育学部では，ＦＤ戦略センターの主要事業として「ＴＴ方式による共同授業方式」，「教科専門教育プロジェクトの構築」等，統一テーマのもとで授業公開及び検討会を実施する。 医学部では，地域医療人育成や専門医養成に関連するＦＤ研修会やワークショップを，引き続き積極的に開催する。 総合理工学部では，学部と研究科それぞれにおいて，ＦＤ活動を実施する。また，ＦＤ活動に学生や教職員のニーズが反映されてお	○　教育開発センターを中心に平成１９年度に実施したＦＤ企画等は，次のとおりである。 ①　全学ＦＤシンポジウム「学生調査に見る教育の現状と課題」 ②　教育改善のための学生座談会 ③　平成１９年度ＪＡＢＥＥ関連科目担当教員交流会 ④　第１回全学ＦＤワークショップ「対話の中から紡ぎだす教育改善（ＦＤ）の課題と方向性」 ⑤　２００７年度フィールド・シンポジウム「グローカルな大学づくりに向けたフィールド学習教育プログラムの挑戦」 ⑥　２００７年度ＦＤ講演会＆ＴＡワークショップ「ＴＡを巻き込んだ組織的ＦＤの展開－大学院教育の重点化を見据えて－」 ⑦　ＦＤセミナー（３回） ⑧　学生による授業評価アンケート調査（前後期）の実施とそれに基づく優良教育実践表彰候補者の推薦 ⑨　授業公開の実施（前後期） ⑩　平成１５－１７年度卒業生・修了生に対する「島根大学の教育成果の検証に関する調査」 ⑪　卒業時・修了時における「島根大学の教育成果の検証に関する調査」 ⑫　公開授業受講者に対する社会人特別コースの設置等に関するニーズ調査 ⑬　平成１９年度「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」に対する申請・採択・実施（「体験と協働を核として社会力を育むキャリア教育プログラム」，平成１９年度から３年計画） ○　教育開発センターは，医学部，総合理工学部，生物資源科学部，外国語教育センター等のＦＤ活動と連携した取組みを実施した。 法文学部では，授業公開と学生との意見交換会を平成１７年度から毎年開催して，授業改善に取り組んできた。 教育学部は，「ＴＴ方式による共同授業方式」，「教科専門教育プロジェクトの

	り，教育の質の向上や授業の改善に結びついていることを検証する。 生物資源科学部では，学生による授業評価の高い専門教育科目の担当教員による授業公開を積極的に実施するとともに，教員の積極的な参加を促す。	構築」等，統一テーマのもとで授業公開及び検討会を実施した。 医学部では，「医学・看護学教育ワークショップ」において，島根県や県内外の医療関係者とともに地域医療教育などに関するＦＤを定期的に行っている。これにより，地域に根ざした医療人の育成における教育方法の重要性について各関係者の認識を高めるとともに，学生に対する地域医療への動機付けを図ることができた。 総合理工学部では，教務委員会で学部・研究科におけるＦＤの取り組みを検討し，実施した。教員相互による授業参観，全学ＦＤ企画への参加の奨励，各学科における優れた教育実践を行った教員に対する顕彰，学科会議での授業改善の検討を行った。その際，学生・教職員のニーズ，教育効果の検証を行った。 生物資源科学部では，学生による授業評価の高い専門教育科目について，授業公開を実施するとともに，授業改善のための学部研修会を実施した。また，授業改善のために実施してきたＦＤ活動をとりまとめ，報告書「授業改善へ向けて生物資源科学部の取り組み」を作成した。
【３１】 「外国語教育センター」（平成１６年度新設）において，外国語教育の計画・実施を行う。	【３１】 平成１８年度に自己点検評価した運営組織・外国語教育プログラム改善の実質化を図りつつ，学生ニーズ・社会的ニーズに応える外国語教育を企画・実施する。また，継続的に補習教育を含む授業外の学習指導を積極的に行う。	○　英語については，特別嘱託講師２名（日本人１名，ネイティブスピーカー１名）増やし，英語教育実施体制の強化を図った。習熟度別クラス編成の利点を活かし，専任教員によってレベルごとの責任体制を整えてＴＯＥＩＣを積極的に活用する英語教育を実施した結果，入学時と期末試験時〈２月〉のＴＯＥＩＣスコアを比較して，全学平均点を７６．７点アップすることができ，到達目標として掲げた平均点５０点アップを実現するとともに，過去４年間最高の伸び幅を達成した。 ○　初修外国語については，特別嘱託講師２名（中国語１名[ネイティブスピーカー]，韓国朝鮮語１名[日本人]）増員し，アジア系言語の実施体制の強化を図るとともに，専任教員と特別嘱託講師が全ての授業を担当する教育責任体制を確立した。また，継続的にエッセンシャルミニマムに基づく独自の教科書・教材の改訂作業を行い，組織的初修外国語教育をさらに推進した。 ○　外国語教育センターの新しい取組として，平成１９年度より，共通総合領域の展開科目に「国際理解」というジャンルを設け，各外国語圏について「国際文化情報」の授業を前期・後期１クラスずつ，計１０クラス開講し，外国語のスキルアップのみならず，背景的な社会事情・文化事情を深める外国語教育を実施した。 ○　授業外の学習指導に関しては，「ラーニングアドバイザー制度」によって日常的な学生指導にあたるとともに，６月～７月及び１２月～１月にかけて，継続的に専任教員及び特別嘱託講師の連携の下，補習授業を実施した。なお，英語については，別途，上級レベルの学生を対象としたネイティブスピーカーによるサポ

		ートプログラムも実施した。 ○　総合理工学研究科のカリキュラム改訂に伴い，周辺領域の基礎知識の涵養を目指す関連基礎科目として，平成１９年度より英語科目を開講した。同様に，生物資源科学研究科においても平成２０年度に開講することとした。
【３２】 附属図書館は，学術資料・学術情報の整備・充実を図り，学内の教育研究プログラムと図書館サービスの一層緊密な連携を実現し，学内利用者サービスの向上を図る。	【３２】 ○　電子ジャーナル，各種データベース及びオープンアクセスの学術系リソースを統合的，一元的に利用できる横断検索システムを整備し，検索結果から論文入手までのプロセスを支援する“SHIMANE LINKS（リンク・リゾルバー）”の機能向上と利用拡大を図る。	○　平成１９年４月当初から統合（横断）検索エンジンについて商品比較や機能改善，業者間調整，リソース間の改修・動作確認等を行いつつ，約５０コネクターの学術情報リソースについて統合検索結果から各リソースの再検索やフルテキストが利用できるように前年度機能改善を行った"SHIMANE LINKS（リンク・リゾルバー）"と連結し，完成度の高いワンストップ型の学術情報ナビゲーション・システムを構築した。同システムは利用マニュアル，クイックガイドを準備して平成１９年１１月３０日に附属図書館ホームページから提供を開始した。
	○　平成１８年度に作成した学術情報リテラシー・テキストを使用して，学術情報リテラシー教育を充実・拡大させるとともに，当該テキストの内容に対応したオンライン・チュートリアルを作成・公開し，自学・自習できる環境を整備する。	○　平成１８年度に作成した学術情報リテラシー・テキストを使用して，図書館主催の定期講習会及び教員や学生からの要望により開催する各種講習会を実施した。さらに，情報関連の授業担当教員による授業での本テキスト活用を推進した。また，内容の見直しを図るためのアンケート調査を実施した。さらに図書館ＨＰ上にテキストのＰＤＦ版を公開し，利用者が電子ジャーナルや各種データベースを利用する際に，自学・自習できる環境を整備した。
	○　学生用図書の整備・充実を推進するため，学生１人当たり１冊の購入を目指すとともに，専門性を深めバランスのとれた蔵書構成を実現するため分野毎の重点的な整備を図る。	○　本館では特に授業関連図書に重点をおき，従来からのシラバス掲載図書，各研究室からの推薦，図書館職員の選書により，各分野間のバランスのとれた整備を進めた。また，学生が必要とする資料を把握するとともに利用促進を図るため，学生参加型の選書企画を実施した。 医学分館では分館運営委員を中心に選書を行い，シラバス関連図書のほか，講座・研究室からの推薦により専門書の整備，充実に努めた。 平成１９年度の学生用図書購入実績は，本館３，９００冊，医学分館８００冊，計４，７００冊（学生１人当たり０．７６冊）である。
【３３】 附属図書館は，電子図書館的機能及び学術資料に関する情報流通の拠点としての役割を充実・強化する。	【３３】 ○　「島根大学紀要全文データベース」の採録範囲の拡大と「島根大学学術情報リポジトリ」での公開を行	○　「島根大学紀要全文データベース」では，３タイトルを追加し論文３５３件追加登録を行った。 全収録数３７タイトル，登録件数４，２１３論文（学内外）

	う。 　また，「島根大学評価情報データベース」と連携した学術論文の収集公開システムを構築し，「島根大学学術情報リポジトリ」から公開する。	○　平成１９年４月に「島根大学学術情報リポジトリ」の学外公開を行い，学内向けに評価室との合同登録説明会を行い登録が進行しており，順次出版者許諾確認を行い，公開を開始した。 リポジトリ公開状況（２００８．３．３１現在） 雑誌記事：１件，学術論文：２２件，技術報告：３件，紀要論文：４，２１３件，学位論文：１件，会議資料：２４件，発表資料：１０件，単行本：１件
	○　平成１８年度に設置した附属図書館研究開発室の４プロジェクトにより，関係資料の調査及び書誌データ作成を実施し，データベース公開の準備作業を行う。同時に貴重資料の画像デジタル化を行いデータベースと連携した貴重資料公開システムを構築する。大森文庫については，平成１８年度までに実施した展示・講演会の成果に基づき，華岡青洲を中心とした図書を出版する。 （１）貴重資料：歴史・地理系プロジェクト （２）貴重資料：国書・文学・語学系プロジェクト （３）ラフカディオ・ハーン（小泉八雲）プロジェクト （４）大森文庫（古医学書），西東文庫プロジェクト	○　附属図書館研究開発室の各プロジェクトについて，平成１９年度の実施状況は以下の通りである。 （１）貴重資料：歴史・地理系プロジェクト ・未整理の古文書の目録作成，「熊谷家文書」の電子化を実施した。 平成１９年度　３２０冊－９，８１７コマ ・貴重資料の高精細画像を閲覧できる“デジタル・アーカイブ閲覧システム”を平成１９年１１月２日に学内公開した。 ・松江市教育委員会文化財課と共同で松江市美保関町の回船問屋「定秀家」文書群の調査・目録・電子化作業に着手した。 ・雲南市・田部家文書群の電子資料について“デジタル・アーカイブシステムを活用した調査・研究協力活動を開始した。 （２）貴重資料：国書・文学・語学系プロジェクト ・桑原文庫の歌学関係貴重書の電子化を進めた。 ・地域図書館，資料館の貴重資料の電子化及び研究資料としての活用許諾を研究開発室の教員と共同で推進した。 ・附属図書館本館特別閲覧室の整備を図り，貴重資料の整理スペースを確保し電子化作業機器類を設置した。 （３）ラフカディオ・ハーン（小泉八雲）プロジェクト ・八雲文庫の継続的整備のほか，ハーンの米国新聞記者時代の記事の画像化及びテキスト化の作業を実施中である。（Times Democrat，1882 - 1886）また，２００８年度ハーン・データベース公開の準備作業として，ハーン関連図書・雑誌・新聞記事の調査活動を開始した。 （４）大森文庫（古医学書），西東文庫プロジェクト ・医学分館で「華岡流医術の世界－華岡青洲とその門人たちの軌跡」を出版社との連携企画で平成２０年３月に発行した。 ・医学分館では古医学書コレクションである大森文庫所収史料の電子化を継続的に実施した。　平成１９年度　６７冊－３，４６４コマ ・研究開発室の医学系活動を推進するために，医学分館内に研究室を設けた。 ・西東文庫は医学分館改修に合わせて点検・再配置を行い利便性を高めた。

	○　本館では各学部資料室及び研究室に貸出されている未入力の研究室貸出資料と書庫内未遡及資料の遡及入力を継続して行う。	○　本館では書庫の遡及入力と研究室貸出し資料の遡及入力を引き続き行っており３８，０００冊（書庫・研究室）の登録を行った。また，図書館配架の雑誌（９，０００タイトル）についても所蔵状況確認を行い，データの登録を行った。
【３４】 情報環境を充実させ，全ての学生が個人専用のパソコンを有する体制の整備を図る。	【３４】 ○　学内ネットワークのセキュリティ確保のため，主として学生が利用する約１，５００の情報コンセント，無線ＬＡＮアクセスポイントを対象とするネットワーク検疫システムを構築する。 ○　医学部では，地域医療病院・健康福祉施設実習における医学・看護学統合型地域医療教育遠隔支援ｅ-ラーニングの開発を目指す。 総合理工学部では，引き続き，各学科・分野で推奨パソコンを設定し新入生に購入を勧める。 生物資源科学部では，平成１８年度に整備した無線ＬＡＮアクセスポイントの稼働状況を調査した上で，さらなる整備を検討する。	○　政策的配分経費により，ネットワーク検疫システムを構築した。 ○　医学部では，平成１８年度に採択された現代ＧＰ「地域医療教育遠隔支援e-ラーニングシステム」の取組みにより地域医療実習及び臨地実習に係るコンテンツの作成を行って，実習先での学習支援に幅広く役立てている。 総合理工学部では，引き続き，各学科・分野で推奨パソコンを設定し，新入生に購入を勧めた。 生物資源科学部では，稼働状況の調査・検討の結果，更なる整備を平成２０年度に実施する松江キャンパスのネットワーク更新後の状況を踏まえて，平成２１年度以降に判断することとした。
【３５】 平成１６年度から松江・出雲両キャンパス間で遠隔地講義が開始できる体制を整備する。	【３５】 １９年度計画なし	
【３６】 大学院生の増加に対応した実験・研究スペース・必要な設備・備品を整備する。	【３６】 平成１８年度に全ての大学院生を対象に実施した学生生活満足度調査で示された，教育内容・方法，教育環境，希望・要望等の項目に関する調査結果，各研究科に対して実施した大学院生の実験・研究スペース及び設備・	教育学部棟及び総合研究棟改修工事に併せて，各棟内の大学院生のための施設整備を実施した。また，教育設備の整備マスタープランに基づいて，政策的配分経費（教育基盤設備充実経費）による備品の整備を実施した。

	備品等に関する調査結果に基づき，教育設備の整備マスタープランを策定し，学内の政策的配分経費等による改善に着手する。	
【３７】 平成１８年度末までに，語学自習システム等，学生の外国語能力，外国語学習意欲に応じて学べる体制を整備する。	【３７】 ○　教育学部，外国語教育センター，生涯学習教育研究センターは共同して情報ネットワークシステムを高度化し，マルチメディア教室の整備による語学自習の教育環境をさらに充実する。 ○　外国語教育センターは，e-Learning に関する研修会等を各学部ごとに実施し，学部学生等が積極的に語学学習システムを活用するよう指導する。また，ワークステーションにおける学生指導を通じて，継続的に学生の自学自習を積極的に支援する。	○　教育学部棟の改修工事に伴い，外国語教育センターが位置する教育学部棟に新しくマルチメディア教室を整備し，ＬＡＮ及び導入しているソフトウェアを利用した e-Learning ができる教育環境を充実した（改修工事との関係で，平成２０年度から実際の運用開始）。 ○　e-Learning の研修会等の実施については，上記のとおりマルチメディア教室の運用開始に合わせて平成２０年度に実施することとし，その準備として e-Learning が利用しやすいように平易な利用マニュアルを作成した。また，外国語教育ワークステーションにおいて，専任教員及び特別嘱託講師が常駐する「ラーニングアドバイザー制度」を機能させ，学生の学習相談及び自学自習の支援を積極的に行った。この「ラーニングアドバイザー制度」の利用から，英語関係では，定期的な個別又はグループ指導へと発展し，ＴＯＥＩＣ及びＴＯＥＦＬの高得点取得や大学院進学につながる成果が表れてきた。
【３８】 「評価室」（仮称；平成１６年度末までに新設）において，平成１８年度末までに，教育活動に関する総合的な評価システムを作成する。	【３８】 平成１８年度の教員個人評価（教育活動）の試行結果を踏まえ，平成１９年度は，法人評価，認証評価を視野に入れ，大学評価・学位授与機構が定める評価基準を活用し，法人評価部門（役員会の下に設置）及び認証評価部門（評価室の中に設置）において，本学が実施する教育活動に関する評価が，組織として教育活動の改善及び質的向上につながっているか検証する。	・　平成１８年度の教員個人評価の試行により，自己評価を通じて各自の教育活動における業務の見直しを客観的に行うことができた。 　その結果，法人評価を踏まえた学部での自己評価にあたり，教育活動に係る改善計画への重要な貢献等について掘り起こしが可能となり，教育活動に関する組織的な質的向上度の検証につなげることができた。 ・　その他，年度計画【１９１】の平成１９年度の『実施状況』参照。
【３９】 学生による授業評価の充実を図り，個々の授業の改善及びファカルテ	【３９】 ○　教育開発センターを中心に，学生による授業評価を継続実施し，その	○　前期及び後期にＷｅｂ入力による授業評価アンケートを実施した。速報版作成，授業担当者及び学生へのフィードバック等を迅速に行った。また，各学科等

ィ・ディベロップメント（ＦＤ）に活用する。	分析結果を授業改善に活用する。この組織的取り組みを強化するため，授業評価アンケートプロジェクトチームを中心に，各学科・研究室等における授業評価結果の検討会の開催を促進する。 ○　教育開発センターは，「教員の教育表彰に関する取扱要項」及び「教養教育領域における教員の教育表彰に関する運用方針」に基づき，学生による授業評価の結果を活用して「島根大学優良教育実践表彰」の候補者を推薦する。 ○　法務研究科では，院生による中間・期末の授業評価結果を公開し，授業に関する院生の意見表明の場として意見交換会を開催する。これらの結果は報告書として全員に配付し，フィードバック方式の授業評価を制度化する。	での授業評価の検討結果を授業評価アンケートプロジェクトチームで集約し，授業改善につながる取り組みを整理した。 ○　「島根大学優良教育実践表彰」の実施に向け，教育開発センターにおいて，取扱要項及び運用指針に基づき，学生による授業評価結果を活用して教養教育領域の候補者を推薦し，表彰した。 ○　法務研究科は，フィードバック方式の授業評価を制度化し，実施している。
【４０】 大学院医学系研究科に，医療工学専攻博士課程（独立専攻）の設置を検討する。	【４０】 医学系研究科博士課程委員会において，医療工学を専攻する課程（又はコース）の設置について検討を行う。	医療工学専攻博士課程（独立専攻）の設置について，医学系研究科と総合理工学研究科が協力し，医学と理工学の融合を進めるための検討を行った。その結果，当面，両研究科の連携による「医・理工連携教育プログラム」を平成２０年度から開始することとし新規に７授業科目の開設を準備した。
【４１】 地域的特性を活かした教育・研究を県内の関連研究機関とも連携して推進するための「地域創造研究推進機構」と，その中核となる理系・文系融合の大学院の設置を検討する。	【４１】 ○　平成１９年度中に「宍道湖・中海環境データベース検討会」を核とする「地域創造研究推進機構」（仮称）の立ち上げに向け，地域の調査研究機関等との調整を行う。 ○　汽水域重点プロジェクト及び「地域創造研究推進機構」（仮称）に参加する学内外の研究者を中心に，専	○　「宍道湖・中海環境データベース検討会」（平成１７年１１月設置）での検討結果を踏まえ，学内と地域の調査研究機関等との大学地域コンソーシアムとしての「地域創造研究推進機構（仮称）」の設置に向け，検討の一環として，島根大学汽水域研究センター，生物資源科学部，島根県水産技術センター，鳥取県栽培漁業センター及び鳥取県衛生環境研究所の参加による「中海の水産振興に係る勉強会」を開始した。 ○　島根県と本学が連携する「環境管理・地域資源活用人材養成ユニット」（平成

	門技術者養成のための教育プログラムの作成について検討する。	１９年度科学技術振興調整費による地域再生人材創出拠点の形成事業として採択）の母体となる「地域産業人材育成コース」を，理系・文系融合による生物資源科学研究科の新たなコースとして，２０年度から設置することとした。また，本ユニットを推進するため，教育プログラム委員会を設置した。
【４２】 鳥取大学大学院連合農学研究科の実績を踏まえ，生物資源科学分野の研究者・高度専門職業人養成のための指導体制を一層充実するために，鳥取大学及び山口大学との連合大学院を維持する。	【４２】 連合大学院農学研究科を維持するため，引き続き連絡・調整を密にする。	鳥取大学大学院連合農学研究科における教育を実質化するため，「単位制」導入に向けて検討を重ね成案を得たので，平成２０年度入学生から実施することとした。

Ⅱ　教育研究等の質の向上の状況
（１）　教育に関する目標
④　学生への支援に関する目標

中期目標	①　学生の学習支援体制を強化する。 ②　課外活動及びボランティア活動の支援体制を整備する。 ③　学生の生活支援体制を強化する。 ④　学生の就職支援体制を強化する。 ⑤　留学生の生活支援体制を強化する。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
【４３】 各学部・学科・コースにおいて，複数の履修推奨モデルを提示し，系統だった学習計画を立てるように履修指導を行う。	【４３】 カリキュラム整備に合わせて，各学部・学科（課程）・コースにおいて，系統だった学習が可能な複数の履修推奨モデルを提示し，きめ細やかな履修指導を行うことができる体制を整備する。	履修指導の充実を図るため，エッセンシャルミニマムの策定に伴って見直し・整備したカリキュラムを踏まえ，各学部・学科（課程）・コースにおいて提示する履修推奨モデルを作成した。
【４４】 全教員のオフィスアワー設定を制度化し，教育面・生活面での支援体制を強化するとともに，導入ゼミの実施等により，指導教員制度を充実して履修指導の強化を図る。	【４４】 ○　オフィスアワー制度及び指導教員制度をさらに充実し，学修及び生活支援体制を強化するため，指導教員制度に関する研修会を実施する。 ○　法文学部では，平成１８年度の調査結果に基づき，オフィスアワーを統一的な基準で設置し，各教員が履修指導に活用できるようにする。 教育学部では，授業終了後に教育支援センター教員による「だんだん塾」事業を継続実施し，事業内容の充実を図るとともに成果の公開システムを検討する。	○　オフィスアワー制度の充実について，平成１９年４月に改正施行した「成績の評価に関する取扱要項」において，授業担当者は成績評価基準を明示したシラバスを作成する旨を新たに規定したことを踏まえて，オフィスアワーの設定を必須項目に含むシラバス作成の依頼を全教員に周知した。また，第１回全学ＦＤワークショップにおいて，学生指導の在り方，指導教員制度をテーマに設定した教員参加型研修を実施した。 指導教員等を中心として初年次教育を充実させるためのモデル授業として，教育開発センターは教養教育に初年次教育科目群を開設した（年度計画【１－１】の『計画の進捗状況』参照）。各学部・学科等は，既設枠組みも活用して初年次教育の強化を図ることとした。 ○　法文学部では，シラバスにオフィスアワーを明記し，その時間帯には必ず研究室にいるように意思統一を図った。また，導入ゼミとしては，法経学科が「入門演習」（１年次通年），言語文化学科が「言語文化入門講義」（１年次前期），社会文化学科歴史と考古コースが「歴史と考古総合セミナー」（１年次後期）を開設し

	医学部医学科では，すでに導入している指導教員制度を改善し，新入生が入学直後から指導教員と面談できる体制を構築する。 総合理工学部では，シラバスへのオフィスアワーの記載を徹底するとともに，各学科・分野において指導教員による成績通知や導入ゼミの実施等，指導教員制度の組織的効果的活用を進める。 生物資源科学部では，ＦＤ委員会とも連携して，オフィスアワーのシラバスへの記載及び実施を徹底する。 外国語教育センターでは，引き続き授業期間中，午前８時３０分から午後６時まで専任教員及び特別嘱託講師がワークステーションに常駐する体制をとり，センター担当職員と協力し，学生に対する授業外の指導・助言を実施する。	ているほか，全学年の学生を対象に指導教員体制を確立している。 教育学部では，授業終了後に教育支援センター教員による「だんだん塾」事業を継続実施し，支援体制の強化・充実を図った。成果公開システムの構築については検討中である。 医学部医学科では，学生の教育面，生活面でのケアを行うために，入学直後から指導教員制度を導入している。平成１８年度から導入した地域枠推薦の入学者に対しては，地域医療教育学講座(平成１９年度設置)の教員が中心となり，指導体制の充実を図った。 総合理工学部では，シラバスへのオフィスアワーの記載を徹底するとともに，各学科・分野において指導教員による成績通知や導入ゼミの実施等，指導教員制度の組織的効果的活用を進めた。 生物資源科学部では，教育方法等改善委員会が中心となり，オフィスアワーのシラバスへの記載及び実施の徹底を図り，学部専門教育のシラバス記載率は平成１８年度の９６％から９８％になった。 外国語教育センターでは，授業期間中の「ラーニングアドバイザー制度」(専任教員及び特別嘱託講師が交代で一日中ワークステーションに常駐し，学生は授業がない時間に指導を受けることができる制度）により，継続的に学習相談及び学生グループ指導を実施した。
【４５】 平成１８年度末までに，優秀な学生に対する表彰制度を導入する。	【４５】 学生の学習及び学内外での諸活動への取組みを評価するため，島根大学学内資格付与制度を創設，実施する。	○　平成１８年度に設けた「島根大学学内資格付与制度」に基づき資格付与を実施した。 ・島根大学情報セキュリティ管理士　１０名 ・島根大学環境マネジメントシステムリーダー　８名 また，新たに「島根大学地域医療推進リーダー」の資格及び付与基準を定めた。 ○　引き続き優秀な学生に対する表彰及び学業成績優秀者に対する授業料免除制度による表彰を実施した。 ・島根大学学生表彰制度による表彰　５４名 ・学業成績優秀者に対する授業料免除制度による表彰　６３名
【４６】 心身に障害のある学生の学習環境	【４６】 ○　「心身に障害のある学生への配	○　「心身に障害のある学生への配慮マニュアル」を作成し，「指導教員の手引き」

の整備と支援体制の充実を図るため，関連部署の連携システムをつくる。	慮マニュアル」を作成し，指導教員の手引きの中に追加することにより，該当学生への支援体制の充実を図る。 ○　学生支援課，指導教員，保健管理センターの連携による支援を引き続き行う。 ○　心身に障害のある学生，留学生，社会人等，特別な支援を必要とする学生に関して，施設等に対する学生の利用満足度，ニーズの調査等を検討する。	に追加するとともに，学生委員長会議において「身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について」の申し合わせを決定し，全学に文書で通知した。また，具体的な支援の充実に向けて，ノートテイカーを広く募集・登録し，授業のノートテイクの研修会を１１月に実施した。さらに学外で行われたノートテイカーの研修会に学生４名を参加させた。 ○　該当する学生が在籍する法文学部では，指導教員，学生委員，学生及び関連事務組織が連携することで，当該学生の要望を踏まえた改善を図った。 ○　障害のある学生から，ニーズを聞き取り，教養棟１号館の身障者用控室を整備し，また，課外活動施設に身障者用手摺を設置するなど身障者によりよい修学環境とした。
【４７】 課外活動及びボランティア活動を教育活動の一環として位置づけ，地域社会や海外との交流を促進する。	【４７】 ○　全課外活動サークル対象研修会を２回，水上系課外活動サークル対象研修会を１回，山岳系課外活動サークル対象研修会を１回開催する。 ○　学生の地域社会との交流，地域の取組みへの積極的参加を促進する。 ○　学生支援課は，ボランティア活動に関する学内外に向けた対応窓口を設置する。 ○　課外活動サークルが活動しやすい環境作りのための設備・器具・用具等を整備する。 ○　中・四国国立大学連合演奏会・連合美術展覧会当番校として関係課外活動サークルの支援を行う。	○　全課外活動サークル対象の研修会を２回開催し，ＡＥＤ及びＥＭＳに対する研修等を行った。水上系，山岳系サークルに対する研修会を別途開催した。 ○　サークル活動やボランティア活動などの課外活動を教育活動の一環として位置づけ取り組んできた結果，学生の自主的活動を評価し，ボランティア活動等の推進を通して学習意欲の向上を図る取組として，「学生の自主的活動の評価と教育効果の向上」プログラムが文部科学省の学生支援ＧＰに採択された（平成１９年度文部科学省大学改革補助金「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」）。 ○　学生支援課が窓口となり，ボランティア地域活動等の依頼に基づき，大学周辺の川津地区の夜間パトロールに学生，教職員が参加した。全国高校総合文化祭の準備等に学生ボランティアが参加した。 ○　サークルの継続申請時に設備要望を提出させ，実現可能なものから整備した。第一体育館とプールの改修を行い，第二体育館のウォータークーラを更新した。 ○　中・四国国立大学連合演奏会の後援依頼を島根県，松江市に対して行った。音楽系のサークルから要望のあった楽器（ドラム）を新規購入した。
【４８】 学生の意識・生活・将来展望の状	【４８】 ○　「学生生活満足度調査」の結果	○　平成１８年１２月に実施した「学生生活満足度調査」の結果を基に，学生委員

況を組織的に把握し，学生生活の支援にフィードバックさせる体制を構築する。	を基に，学生委員長会議において学生生活の支援策を検討する。 ○　サークル研修会等において学生生活状況の把握に努め学生の意見を反映させた学生生活支援を行う。 ○　学生支援に関する指導教員研修会を実施する。	長会議とそれを支える教育・学生支援部で学生生活の支援策を検討し，必要に応じ次のような整備・充実を図った。 ①法文学部及び教育学部棟の改修に併せて，学部及び大学院の学生の自習室・資料室等を整備 ②大学会館出雲の食堂を改修・整備 ③課外活動設備・備品等の充実 ④キャリア教育科目の新規開講，キャリアガイダンス・就職ガイダンスの充実 また，学外機関の協力も得て，人員配置等の体制を強化して個別の就職相談を実施（就職・進路相談の延べ人数は，平成１８年度の２７０人から６２７人に増加） ○　サークル研修会の開催時に学生の意見・要望を聞くとともに，学生の全学的自主組織である「学生生活推進会」（松江キャンパス），「学友会」（出雲キャンパス）及び「大学祭実行委員会」（両キャンパス）の要望を意見交換会等において副学長を含めて担当部課が把握し，必要な支援を行った。 ○　学生支援に関する指導教員研修会等を開催した。 ①教育開発センター開催の第１回全学ＦＤワークショップにおいて，学生指導の在り方，指導教員制度をテーマに設定した教員参加型研修を実施した。 ②保健管理センターは，教職員に対して発達障害の学生に関する研修会を実施した（６回）。 ③指導教員として教員が大きな役割を担うことになる学生支援ＧＰの取り組みの一環として，「第１回ＳＤフォーラム－事務職員と教員の協働による学生支援の充実をめざして」を企画・実施した。 ④学生支援ＧＰの取組みの一環として，保健管理センター教員が指導教員と面談し，学生相談上の諸問題について調査するとともに学生への対応について専門家として助言する活動を行った。
【４９】 平成１８年度末までに常勤カウンセラーの配置，メンタルケア実施マニュアルの作成，指導教員制度の活用等を通して，不登校等問題を抱えている学生への支援を強化する。	【４９】 ○　保健管理センターと学生支援課のミーティングを定期的に行い，情報の共有と連携を図る。 ○　常勤カウンセラーを中心に不登校問題を抱えている学生に対するグループワークを行う。 ○　平成１８年度に整備した学生の	○　保健管理センターと学生支援課のミーティングを月１回のサイクルで実施した。なお，学生のさまざまな相談内容に適切に対応するため，保健管理センターと学生支援課の学生相談窓口は連絡を密にし，相談及び対応の内容を共有する体制とした。 ○　常勤カウンセラーは，不登校問題を抱えている学生に対してグループワークを行った。

	「電子カルテシステム」の有効利用を図り，指導教員，保健管理センター医師，学生相談担当者が連携しメンタルケアを行う。 ○　常勤カウンセラーが不登校問題を抱える学生のケアを行うための「サロン」を前・後期それぞれ１５回程度開設し相談を行う。	○　「電子カルテシステム」によって指導教員，保健管理センター医師，学生相談担当者が情報を共有・連携し，メンタルケアが必要と思われる学生に対するケアを実施した。 ○　不登校問題を抱えている学生に限らず，学生生活上の悩みを持っている学生のケアを行うため「サロン」を開設し，グループワーク等を行った（前期１５回，後期１５回）。
【５０】 セクシュアルハラスメント等，学生に対するあらゆるハラスメントに対応するシステムを一層充実する。	【５０】 ○　セクシャル・ハラスメント相談員，保健管理センター相談員，学生支援課相談員の連携を強化し，学生に対するあらゆるハラスメントへの対応の充実を図る。 ○　学生の悩みやハラスメント等に関するテーマで教員に対する研修会を実施する。	○　学生支援課の学生相談担当を窓口とし，学生のさまざまな相談内容に対応した。ハラスメントの内容，状況により，副学長，学部長，指導教員，保健管理センターと連携して対応した。 ○　保健管理センターは，教職員を対象に，発達障害等に関する研修会を開催した（６回）。学生に対しては，サークル研修のテーマにハラスメント問題を取り上げた。
【５１】 学生からの苦情・相談に対応する体制を充実する。	【５１】 ○　相談窓口や緊急時の連絡先カードを，新入生及び在学生全員に配布する。 ○　相談体制を充実させるため，定期的に学生相談担当者連絡会を開催し，資質の向上を図る。 ○　メール相談，意見箱の設置による相談を引き続き実施し，支援体制を強化する。	○　「相談窓口・緊急時連絡先カード」を新入生及び在学生に配布した。 ○　学生相談インテーカーセミナー（日本学生支援機構主催）に学生生活支援グループ職員を参加させ，習得した基本的知識・情報を学生相談担当者連絡会において共有し，資質の向上を図った。 ○　学生がより気軽に相談できるよう，プライバシーに配慮した専用メールによるメール相談を継続実施した。相談内容については，保健管理センターと連絡会を開催し，情報を共有することで適切な対応ができるようにした。
【５２】 保護者との系統的な連携を強化し，保護者とともに学生を支援する体制を充実する。	【５２】 ○　保護者への情報発信をより積極的に行い，入学生の保護者に対して，カルト集団からの勧誘・対策等についての情報提供を行う。 ○　各学部において保護者と教員と	○　合格者に対する入学案内送付時にカルト集団問題のチラシを送付し，勧誘への対応について注意を喚起した。また，成績を保護者に通知する際にも，カルト集団に対する注意喚起文を送付し，在学生全員の保護者に対して情報を提供した。入団している学生の親に対し，保健管理センター教員を通してカルト集団等の情報を提供した。

	の面談，意見交換会等を開催する。	○　修学支援の一環として，法文学部及び総合理工学部は指導教員と保護者との面談・意見交換会を実施した。 ①法文学部 平成１７年度　保護者　２３６家族３４３名　教員　５９名 平成１８年度　保護者　１８５家族２６５名　教員　５１名 平成１９年度　保護者　１８０家族２５６名　教員　４８名 ②総合理工学部 平成１７年度　保護者　２０４家族４２６名　教員　８８名 平成１８年度　保護者　１９４家族４０８名　教員　８１名 平成１９年度　保護者　４０８家族６１４名　教員　８１名
【５３】 学生の生活環境を適切に整備するため，福利厚生施設の改善充実を図り，建物内外のアメニティ空間をさらに整備する。	【５３】 ○　学生と職員が一体となり学内環境整備（運動場・体育館等の課外活動施設の草刈り・ゴミ拾い・清掃）を実施し，適切な学生生活環境を保つ。 ○　島根大学生活協同組合との連携を図り，学生食堂の設備・機器の更新を行い，学生の利便性の向上を図る。 ○　学生センター南側広場が学生の憩いの場所となるよう，学生と共に環境整備を行う。 ○　課外活動共用施設利用サークルとともに，課外活動共用施設内及び周辺の環境整備を行う。	○　学生センター，ＥＭＳ実施委員会の学内環境整備にあわせ，学生の参加を促し，除草作業，清掃を行った。 ○　福利厚生施設の整備を行った。 ①学生食堂の空調の整備，電気設備の更新 ②学生寮食堂の滅菌機の更新 ③大学会館松江のプロジェクターの更新 ④大学会館出雲の食堂の改修・整備 ○　学生センター南側広場の環境整備のため，プランターに季節の花を植え，学生サークルとともに管理した。 ○　サークル部員とともに，課外活動施設（運動場，テニスコート等）の除草作業を行った。入学時のサークル勧誘及びサークル活動等の看板掲示に期限を定め，メインストリートの環境美化に努めた。
【５４】 子供を持つ学生のために学内保育環境を整える。	【５４】 子供を持つ学生のために保健管理センターで保育相談やカウンセリングを行うとともに，市の子育て支援制度等や保育に関する学生支援課職員の勉強会を行うなどして，相談者へ情報の提供を行う。	○　保健管理センター医師を中心に，子供を持つ学生からの相談に対し，保育相談，市の子育て支援制度等についての情報提供を行う体制を整えている。現在，松江キャンパスでは，子供を持つ学生からの相談がないため保育相談等は行っていない。

【５５】 優秀で意欲的な学生や経済的に困難な学生を支援していくため，大学独自の奨学金や授業料免除制度を創設するとともに，学生への経済支援に関連した情報の円滑な提供を図る。	【５５】 平成１７年度に島根大学授業料奨学融資制度を，平成１８年度に学業成績優秀者の授業料免除制度を創設し，経済的に困難な学生，優秀で意欲的な学生への支援体制を確立した。平成１９年度は，島根大学独自の奨学金制度の創設等を行うため，学内外から寄附を募り，島根大学支援基金の一部を奨学金に充てることを検討する。	○　授業料奨学融資制度及び学業成績優秀者の授業料免除制度を引き続き実施した。 ①授業料融資制度の利用状況 平成１８年度　前期２９名　後期２２名 平成１９年度　前期３６名　後期３０名 ②学業成績優秀者に対する授業料免除制度による免除者数 平成１８年度　６６名 平成１９年度　６３名 ○　学生の修学環境整備事業等の実施を目的に学内外からの寄付募集を開始した島根大学支援基金等によって，大学院学生に対する学会発表等に関する奨学金支給制度を創設し，２０年度から運用することとした（年度計画【５７】の『計画の進捗状況』参照）。
【５６】 学内環境整備，図書館業務，福利厚生施設の運営等学内業務に，学生アルバイトの活用を促進する。	【５６】 学内環境整備，図書館業務，福利厚生施設の運営等への学生アルバイト活用を促進する。	○　図書館，保健管理センターにおける学内業務に，引き続き学生アルバイトを受け入れた。公開講座，留学生支援及び式典等における補助業務へも学生アルバイトを活用した。
【５７】 学生が，学会発表や他大学等での研修を行う際の旅費等を補助する支援制度を整える。	【５７】 ○　４大学（島根大，山口大，愛媛大，高知大）間学生交流自主的・実践的研究プロジェクトへの支援を行う。 ○　学生が学会発表や他大学等で研修を行う際の支援制度を整えるため，学内外から寄附を募り，島根大学支援基金の一部を財政支援に充てることを検討する。	○　４大学間学生交流自主的・実践的研究プロジェクトに２件を採択し，プロジェクトの実施及び合同発表会への参加に対し財政的な支援を行った。 ○　大学院学生が学会・研究会等で研究成果の発表等を行う際の旅費等の一部を支援することにより，修学・研究意欲の向上を図ることを目的に，「島根大学大学院生に対する学会発表等に関する奨学金支給要項」制定し，旅費等の一部を補助する支援制度を設けた。この制度は２０年度から運用することとし，経費の一部として島根大学支援基金を充てることとした（年度計画【５５】の『計画の進捗状況』参照）。
【５８】 「就職支援センター」（仮称；平成１７年度末までに新設）において，就職指導，就職試験対策，就職分野の開拓等の支援活動に関し，全学的	【５８】 ○　電子カルテシステムにより，指導教員が進路選択から就職活動までのきめ細やかな指導を行い，就職率の向上を図る。	○　平成１８年度に構築した「電子カルテシステム」を用い，新入生については入学時に希望進路を入力させることで，就職に対する意識づけを行った。これにより，指導教員，キャリアセンター教員が進路選択から就職活動までの指導をきめ細やかに行えるようにした。

連携を強化し，就職率の更なる向上を図る。	○　出雲キャンパスの学生に対する就職支援策を新たに企画・実施する。	○　キャリアセンター専任教員は，出雲キャンパスにある医学系研究科修士課程の学生の中で民間企業への就職を希望する者に対する就職相談を，月１回定期的に訪問実施した。医学部看護学科４年生の養護教諭を希望する学生を対象に，「島根県教員採用試験説明会」を開催した。
【５９】 既卒者に対する就職支援を強化するため，就業状況や求人情報を取りまとめた情報システムを整備する。	【５９】 ○　過去３ヶ年の卒業者・修了者の就職先企業を対象に実施した「島根大学の教育と卒業生についてのアンケート」の分析結果を基に，在学生に対する就職支援を改善するとともに，既卒者に対する就職支援の具体的施策を検討し，実施する。 ○　キャリアセンター専任教員が，既卒者からの就職相談（キャリアアップ，転職相談等）に対応する。 ○　既卒者に対し，ジョブカフェしまね及びハローワークと連携し，求人情報を提供する。 ○　本学に求人票を送付している企業から中途採用情報を提供してもらい，就職システムで既卒者に情報を提供する。	○　平成１８年１月に実施した「島根大学の教育と卒業生に関するアンケート調査」を分析し，報告書として公表した。企業，官公庁等において業務に必要な能力・素養がどの程度身についているか，「責任感・誠実さ」，「協調性・チームで仕事をする能力」等の１７の指標について調査・分析し，自立心やコミュニケーション能力など社会性形成につながる力を含め，仕事をする社会人に求められる基礎的力量をさらに高めるため，初年次からのキャリア教育関連科目（「人と職業」，「先輩に学ぶ島根大学のこころと形」）を開講するとともに，２０年度に向けて拡充することとした。 ○　既卒者からの就職相談にキャリアセンター専任教員が対応する相談体制を整え，センターホームページにそのことを公開し相談に応じた。 ○　既卒者に対し，ジョブカフェしまね及びハローワークと連携し求人情報を提供する体制を取り，中途採用情報を含む求人状況をホームページに掲載している。 　また，キャリアセンターに既卒者に対するコーナーを設け，来学して就職システムで情報を閲覧できる環境を整えた。
【６０】 「国際交流センター」（仮称；平成１８年度末までに新設）に「留学生部門」を設置し，教育及び学生支援を担当する副学長と協力し，留学生の就学指導・生活支援を強化する。	【６０】 国際交流センター内に設けた「留学生交流部門」を中心に，留学生の諸相談に応じ，各部局及び各センターと連携して，必要な就学指導・生活支援活動を積極的に行う。	従前から実施している修学支援，経済的支援を引き続き実施するとともに，学生交流の基盤とすべき方針として，教職員・日本人学生の英語力強化や留学生用の教育プログラム開発などによる受入れ体制・修学支援体制の強化を，各学部・センターの役割を示した「国際交流戦略」として策定し，全学に周知した。
【６１】 留学生のための外国語による情報サービスの向上を図る。	【６１】 国際交流センターにおいて，多言語による情報発信の一環として，学内インフォメーションの多言語化を	国際交流センターの学生交流部門を中心に学内外のインフォメーションの多言語化に取り組み，民間会社（(株) マーフィーシステムズ）と共同して，音声ガイド装置による多言語ガイドを可能とし，インドネシアでの留学フェアに使用し，多数の

	進める。また，国際交流センターホームページのコンテンツを充実させ，多言語による情報提供を進める。	留学希望者へ情報提供を行った。また，従来は掲示による周知に頼っていた奨学金公募や各種イベント開催をＨＰにアップし，コンテンツの充実と周知の迅速化を行った。
【６２】 留学生に対する奨学金の確保と資金的援助を強化する。	【６２】 留学生後援会の寄附金を有効活用し，留学生に経済的支援を行うと共に，島根県留学生等交流推進協議会など関連団体に新規の奨学金の創設についての依頼を継続的に行う。	本学留学生後援会の事業である医療費，住宅費用の貸付事業並びに留学生救援者費用保険への加入を継続するとともに，島根県留学生等交流推進協議会の構成団体の一つである「しまね国際センター」の活動資金を援助することにより，同センターが実施する奨学金支給事業に本学から１２名が採用された。

Ⅱ　教育研究等の質の向上の状況
（２）　研究に関する目標
①　研究水準及び研究の成果等に関する目標

中期目標	①　地域における知の拠点として，社会の要求に応えられる多様な学問分野を育成するとともに，特色ある研究を強化し，国際的に評価される研究拠点を構築する。 ②　研究成果を学内研究者で共有するとともに，積極的に社会に還元する。 ③　国内外のトップレベルの水準として評価される研究を維持・創出することを目指す。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
【６３】 学部・大学院及び学内共同教育研究施設がカバーする多様な学問分野を活かし，本学の設置理念・目的，人的あるいは物的条件，地理的歴史的条件等を考慮した特色ある分野の研究体制，分野横断的な重点研究プロジェクト並びに産学官連携研究の推進強化を図る。	【６３】 ○　プロジェクト研究のテーマの設定にあたっては地域課題の解決に向けた，分野横断的な革新的テーマを優先し，地域の知の拠点としての本学の特色を明確にする。 ○　プロジェクト研究推進機構の中で最終年度を迎える４件の重点研究プロジェクトは，その成果を十分に検証した上で本学の特色ある研究としてさらに推進すべきテーマを絞り込み，平成２０年度からの第２期プロジェクトのために研究体制を整備する。 ○　新たな萌芽研究プロジェクトを２～３テーマ設定し，平成２０年度以降の重点研究プロジェクトの新規テーマ設定に向けた研究体制の整備を行う。 ○　島根県，雲南市，松江市，日南町及び国土交通省中国地方整備局との包括協定を基礎に，環境，過疎・高齢化，観光等の地域の特性を生かしたテーマで具体的な共同	１．地域課題の解決に向けた分野横断的な革新的テーマを優先し，地域と密着した萌芽研究プロジェクト「石見銀山をはじめとする山陰地域地質資源の総合資源化に関する研究」及び「山陰地方における歴史・文化資源の発掘と活用に関する研究プロジェクト」の２件を採択し，平成２０年度からの重点研究プロジェクトの設定に向けた研究体制を整備した。 ２．年度計画【７２】の『計画の進捗状況』を参照。 ３．上記【６３】１．の『計画の進捗状況』を参照。 ４．国土交通省中国地方整備局と包括協定を基礎に，「尾原ダム周辺地域活性化に向けた地域分析調査」及び「外来魚有効利用に関する研究」の２件の受託研究契約を締結し，地域の特性を生かした研究を推進した。

	研究プロジェクトを推進し，本学の多様な研究活動を引き続き育成する。 ○　産学連携センターは，重点研究プロジェクトや各学部での特色ある研究成果を生かした産学官連携プログラムを立案，策定し，地方自治体等との包括協定を基礎にした「地域の知の拠点再生プログラム」関連事業への応募に積極的な支援を行う。	5．産学連携センターが，科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成事業」（内閣府「地域の知の拠点再生プログラム」）の補助申請に積極的な支援を行い採択となった。また，「地域の知の拠点再生プログラム」に関連しても積極的に支援を行い，「平成２０年度都市エリア産学官連携促進事業【一般型】」へ応募するため，島根県，地域関係企業との協議・交流を重ね，企画書「環境やさしい新機能材料と地域の連携による新産業の創出（宍道湖・中海地域）」を取りまとめて補助申請した。（文部科学省ヒアリング対象）
【６４】 大学として重点的に取り組む領域について，次の分野の強化を図る。 ・　地域社会の課題に対応し，産学官が連携して学術的・文化的・経済的価値を創出する研究を推進する。 ・　統合後に新たな展開が期待される医学系と人文社会科学系，自然科学系，工学系の連携融合によって，過疎・高齢化等の諸問題の解決をめざした研究を推進する。 ・　本学の研究業績の蓄積・立地条件等を活かして，国際的に通用する独創的な研究分野を強化・育成する。	【６４】 ○　計画最終年度となる重点研究部門の以下の４プロジェクトは国際誌への投稿，研究集会の主催などを積極的に行い，成果のまとめと公表に重点を置く。 ・健康長寿社会を創出するための医工農連携プロジェクト ・汽水域の自然・環境再生研究拠点形成プロジェクト ・Ｓ－ナノテクプロジェクト ・中山間地域における住民福祉の向上のための地域マネジメントシステムの構築 ○　特別教育研究経費（研究推進）として採択された「胎児・新生児・小児疾患の早期診断及び治療法の確立」についてはプロジェクト研究推進機構の特定研究部門のプロジェクトとして位置付け，健康長寿社会を創出するための医工農連携プロジェクト等と協力して研究を推進する。また，特別教育研究経費（連携融合）による特定研究	○平成１９年１０月２９日に「プロジェクト研究推進機構平成１９年度中間報告会」を開催したほか，２０年３月１０日にプロジェクト研究推進機構「平成１９年度研究成果報告会」を開催した。なお，４つの重点研究プロジェクトにかかる平成１９年度における，国際誌への掲載数及び研究集会の主催回数は以下のとおり。 ・国際誌への掲載数　　１４２編 ・研究集会の主催回数　　２０回 ○・特別教育研究経費（研究推進）で採択された「胎児・新生児・小児疾患の早期診断及び治療法の確立」の研究成果は以下のとおり。 ①ヒトおよびマウス胎児の多次元発生スタンダードの完成 ②ＦＡＳＴ－ＧＣ／ＭＳおよび酵素法の確立 ・産学官連携の視点で成果を取りまとめ，米国テキサス州大学・研究機関との国際シンポジウム等で行った公表状況等は以下のとおり。 ①平成１９年１２月　ナノテク医工学の臨床応用拠点形成を目指して医学部・総合理工学部・２重点研究プロジェクト・テキサスナノプロジェクトにより国際公開シンポジウム「安全をキーワードとした島根発次世代ナノメディシン」を開催，テキサス州大学から２名の研究者の招待講演を行なった。 ②平成２０年３月　汽水域研究センター・汽水域重点プロジェクト・テキサス水環境プロジェクトにより「汽水域国際シンポジウム２００８（湿地の再生と管理―各国の事例と重要な科学的知見―）」を開催して，テキサス州大学・研究機関から３名の招待講演を行なった。 ③平成２０年３月　Ｓ－ナノテクプロジェクトにおいて，「３年間の成果と今

	部門の「テキサスプロジェクト」は計画最終年度に当り，島根県及び米国テキサス州の各研究機関と連携しながら産学官連携の視点で成果を取りまとめ，国際シンポジウム等で公表する。 ○　地域再生及び地域の知の拠点形成の視点から，島根県等と協議の上，平成２０年度以降の新たな連携融合プロジェクトを５月末までに計画する。	後の展望」として報告会を開催して，テキサス州大学出身のプロジェクト研究員による講演を行いテキサス州大学から来訪の研究者による報告会全般の総括を行った。 ○・文部科学省特別教育研究経費に連携融合事業として平成１９年度に補助申請した「住民参加による生活習慣病の予知予防研究ネットワークの構築」が採択された。これを受け，２０年度に「島根大学疾病予知予防研究拠点」を設置予定。 ・平成２０年度から，特定研究部門に「Ｒｕｂｙを中心とするＯＳＳ先端研究」を設置し，島根県等との連携融合プロジェクトを推進するための体制を整備することとした。 ・島根県と包括協定を基礎に島根県のコーディネータと協議の上，「平成１９年度都市エリア産学官連携促進事業【一般型】」を申請した。 ・「地域再生及び地域の知の拠点再生プログラム」関連として，「平成２０年度都市エリア産学官連携促進事業【一般型】」の申請に向け，重点化して取組を進めた。（年度計画【６３】の『計画の進捗状況』参照）
【６５】 教員ごとに研究状況の内容・成果をまとめたホームページをさらに充実させ，積極的に学内外に公表する。	【６５】 研究者情報を一層充実させるとともに，機関リポジトリと相互に連携した運用を開始する。	・研究に関するデータについては，評価室が構築する大学評価情報データベースから教員研究情報を活用し，一元管理を行い学内へ公表するとともに，機関リポジトリと相互に連携した運用を開始した。
【６６】 平成１７年度から，隔年ごとに各研究組織の主要な研究成果並びに分野横断的な重点研究プロジェクトの研究成果を総説の形で冊子にまとめ，ホームページに掲載し学内外に公表する。	【６６】 平成１８年度のプロジェクト研究推進機構の研究成果は，４月末までにホームページで公開し，６月末までに冊子として取りまとめる。	・平成１８年度までに実施した研究成果について，１９年４月末にホームページに公表するとともに，５月に冊子「平成１８年度研究成果報告とその評価」として取りまとめ，広く関係機関等に対し配布した。 ・島根大学お宝研究（特色ある島根大学の研究紹介９Ｖｏｌ．２を平成２０年３月に発行した。
【６７】 研究支援の連携調整機能及び知的財産の創出・管理機能を強化するために，平成１６年度末までに，知的財産・特許取得・利益相反に関わる学内諸規則を整備し，周知を図る。	【６７】 特許出願件数（累計）の増加に伴い，また，特許実施許諾契約等の個々の案件に対し，正確さと迅速さを確保するため専門的知識を有する職員１名を雇用し，知的財産管理部門を強化する。	・平成１９年４月に，これまで民間企業で知財関連業務を長年勤めた経験のある者を，研究協力課専門職員として新たに配置し，知的財産管理部門を強化した。

【６８】 平成１６年度末までに，既存の共同研究センターを改組し，リエゾン・知的財産等に関する専門能力を有する人材を整備して，「産学連携・支援センター」（仮称）を設置し，研究成果や発明等の知的財産の創出と社会への還元を効率的かつ積極的に推進する。	【６８】 平成１９年度中に１００件を超える予定の出願特許の管理に遺漏のなきを期すため，知財管理システムの充実を図り，活用の円滑化を図る。	・増加する出願特許の管理について，システムのバージョンアップを行うとともに，増加割合とそれに見合った管理コストの適正化を図るため，産学連携センター知的財産創括部門専任教員及び（独）工業所有権情報・研修館から派遣されている大学知的財産アドバイザーと検討の上，今後の知財管理に関する弁理士の選定方法，Ｊ－ＳＴＯＲＥ，特許流通ＤＢへの大学公開特許情報の掲載についてマニュアル等を作成し，活用の円滑化を図った。
【６９】 重点的研究プロジェクトや特色あるプロジェクトを育成し，国際的な研究拠点を形成するため，研究戦略会議において全学的戦略及び方針等を計画し，推進する。	【６９】 ○　平成１８年度に引き続き，「汽水域の環境修復と賢明な利用」をテーマとした国際シンポジウムを開催する。 ○　汽水域研究センターは，ＪａＬＴＥＲ（日本における長期生態学研究）のコアサイトとして，宍道湖・中海における生態系モニタリングを行い，結果をデータベース化して国際的にも通用する研究施設間の互換可能なデータの提供を行う。 ○　寧夏大学との研究交流２０周年記念の論文集を日中両国語で刊行するとともに，中国内陸部における拠点としての取組を推進する。 ○　研究戦略会議において国際的研究拠点形成に向けた平成２０年度からの具体的テーマと体制について検討する。	○　平成２０年３月に汽水域研究センター・汽水域重点プロジェクト・テキサス水環境プロジェクトとの連携により「汽水域国際シンポジウム２００８（湿地の再生と管理―各国の事例と重要な科学的知見―）」を開催した。（年度計画【６４】の『計画の進捗状況』参照。） ○　汽水域研究センターは，ＪａＬＴＥＲと深く関連した平成１９年度環境省環境技術開発等推進費による「森林・草地・湖沼生態系に共通した環境監視システムと高度データベースの構築」と題した研究開発課題の再委託先となり，２年度にわたり宍道湖・中海のモニタリングを行うと同時に，取得データの国際的なデータベース化についても寄与することとなった。本年８月のＪａＬＴＥＲのＩＬＴＥＲ（国際長期生態学研究）への正式加盟により，研究ネットワークが国内規模から全世界規模へと広がった。 ○　寧夏大学において「島根大学・寧夏大学学術交流２０周年記念シンポジウム」を平成１９年１０月１３日から１５日まで開催し，中国語の論文集を発行した。なお，２０年４月には，島根大学においてシンポジウムの開催と日本語の論文集の発行を予定している。 ○　研究戦略会議において，国際的研究拠点形成に向けた体制の検討を行い，平成２０年度から，重点研究部門に「ナノテク医工学臨床応用研究（仮称）」を設置することとした。

Ⅱ　教育研究等の質の向上の状況
（２）　研究に関する目標
②　研究の実施体制等の整備に関する目標

中期目標	①　研究体制を整え，研究目的・目標の達成に結びつける。 ②　研究目的と規模に応じて，適切な研究支援体制と研究環境を整備する。 ③　研究活動等の状況や問題点を把握し，研究の質の向上及び改善を図るための評価システムを整備する。 ④　組織の改組転換を含め，教育機能，研究機能を再検討し，教育研究の進展や社会的要請に柔軟に対応する。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
【７０】 平成１８年度末までに，学部･研究科等を越えた研究ユニットの編成方法や全学的な支援方法に関する検討を行い，順次可能なところから具体化する。	【７０】 ○　平成１９年３月に実施した「島根大学研究フォーラム２００７」の結果を踏まえて，本学の個性的な研究を発展させるため，さらなる研究者の意識の改革を図る。 ○　引き続きフォーラムの開催を計画するとともに，フォーラムで出された意見を参考にして，研究戦略会議において本学の研究体制の見直しを含め，次期中期計画における研究戦略について検討する。	・「島根大学研究フォーラム２００７」の結果を踏まえて，学外有識者による講演を実施することとし，我が国で最も長い歴史を持ち権威のある日本学士院の長倉院長を招聘し「わが国の学術（科学）研究について思うこと」と題する講演会を開催した。 ・平成２０年３月２６日に，出雲市長を招聘して，「島根大学研究フォーラム２００８（地域と大学研究）」を開催し，「地域が求める大学の研究」に対する意見交換及び「島根大学研究功労者表彰（１９年１０月表彰）」受賞者による講演会を実施した。 ・研究戦略会議において，次期中期計画における研究戦略について検討し，プロジェクト研究機構の体制を見直した。（特別研究部門の設置，人件費配分の変更等）
【７１】 重点研究プロジェクトに特化した時限付きの研究組織を設置する。	【７１】 １９年度計画なし	
【７２】 優れた成果や特色ある成果が期待できる学問領域（重点研究プロジェクト）を設定し，重点的な研究費配分を行う。この重点研究プロジェクトは３年ごとに見直す。	【７２】 ○　プロジェクト研究推進機構の中で最終年度を迎える４件の重点研究プロジェクトは，その成果を十分に検証した上で本学の特色ある研究としてさらに推進すべきテーマを絞り込み，平成２０年度からのプロジェクトのための研究体制	○　最終年度を迎える４件の重点研究「健康長寿社会を創出するための医工農連携プロジェクト」，「汽水域の自然・環境再生研究拠点形成プロジェクト」，「Ｓ－ナノテクプロジェクト」及び「中山間地域における住民福祉の向上のための地域マネジメントシステムの構築」について，平成２０年３月１０日にプロジェクト研究推進機構「平成１９年度研究成果報告会」及び「外部評価委員を含んだ評価会」を実施し検証を行った。 検証結果を踏まえ原則として，従来の重点プロジェクトテーマの発展型を考慮

	を整備する。 ○　新たな萌芽研究プロジェクトを２～３テーマ設定し，平成２３年度からの重点研究プロジェクトの新規テーマ設定に向けた研究体制を整備する。	した「テーマ指定」型のテーマ設定とした。なお，テーマ設定に当たってはアクションプラン，次期中期目標との整合性を考慮し，さらに推進すべき特色ある重点研究プロジェクトとして「Ｓ－匠ナノメディシンプロジェクト」と「地域資源循環型社会の構築－里山から里海まで－」の２件を，平成２０年度からの研究プロジェクトとした。 ○　萌芽研究は，数人規模の個別テーマや小規模な学際的テーマで，平成２３年度からの重点研究プロジェクへの発展が期待される研究プロジェクトとして，公募を行うこととした。なお，提案されたテーマについてはアクションプラン，次期中期目標との整合性を考慮し研究戦略会議及び役員会で審査し，必要に応じて提案者からのヒアリングをもとに調整を行った後に決定する。
【７３】 平成１８年度末までに，人材派遣会社等との提携により，研究支援に関わる人材を確保し，効果的に活用できる体制を確立する。	【７３】 ○　共同利用機器のオペレータ制度をさらに検討し，具体化に向けて調整する。 ○　「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成１８年６月）」を踏まえ，松江キャンパスの動物実験体制を検討する。	○　オペレータの配置について，平成１８年度中に策定した「研究基盤設備へのオペレータ配置に関する基本的な考え方（原案）」について，他大学の事例も参考にしつつ，機器の管理責任者からなる機器運用部会の編成及び専門的なオペレーターの必要性を含め，効果的な配置のための検討を進めた。 ○　動物実験分野について，「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正を受け，「島根大学動物実験規則」を平成２０年３月２５日に制定し，松江キャンパス及び出雲キャンパス共通の全学統一的な取扱いを定め，運用を開始した。 ○　平成１８年度に，（独）工業所有権情報・研修館及び（株）三菱農機と，本学の研究支援のための人材派遣の可能性について協議して，１９年４月からそれぞれ１名を提携等により確保・配置した。 （参考） 工業所有権情報・研修館：提携により本学の客員教授として配置。 三菱農機：本学の事務職員（研究協力課専門職員）として採用。
【７４】 一定の期間特定の教員が研究に専念できる，研究専念・役職免除制度を策定する。	【７４】 平成１８年度に検討を開始した教員のサバティカル研修（長期研修）制度の原案に対する意見聴取を行い，その結果を踏まえて制度の確立を目指す。	・平成１８年度に策定した「サバティカル研修制度（原案）」について，より実効性を高めるため，他大学の先進事例も参考にしつつ，修文を加え，２０年３月２５日に「国立大学法人島根大学教員のサバティカル研修に関する規則」を制定した。

【７５】 教職員・学生の海外派遣を推進するための大学独自の経済的支援体制の構築を図る。	【７５】 ○　平成１８年度から新設した政策的配分経費「社会・国際連携推進費」を活用し，各部局・センターにおける教職員・学生の海外派遣を推進する。 ○　留学生（研究者）の指導教員だった教職員の海外派遣事業をさらに展開するため，平成１８年度から新設した「帰国外国人留学生に対するフォローアップのための派遣プログラム」を充実させる。	独自の資金である「島根大学国際交流事業基金」を活用して，帰国留学生へのフォローアップ事業に４件採択し，最長２週間程度の教員派遣事業を実施したほか，政策的配分経費（社会・国際連携推進経費）による国際交流プロジェクト事業である①日中法文化の相互理解と教育交流を図る事業として山東大学法学院に４名の教員を，寧夏医学院との国際シンポジウムに２名を派遣した。
【７６】 平成１８年度末までに，「総合科学研究支援センター」を中心として，研究機器及び研究設備の整備計画を策定し，これらを集中管理し共同利用できる体制を整える。	【７６】 １９年度計画なし	
【７７】 「評価室」において，大学評価・学位授与機構等が定める評価基準に対応した，多面的に研究業績を評価するシステムを確立する。	【７７】 平成１８年度の教員個人評価（研究活動）の試行結果を踏まえ，平成１９年度は，法人評価，認証評価を視野に入れ，大学評価・学位授与機構が定める評価基準を活用し，法人評価部門及び認証評価部門において，本学が実施する研究活動等の評価が，組織として研究活動の活性化，質的向上につながっているか検証する。	・　平成１８年度の教員個人評価の試行により，自己評価を通じて各自の研究活動における業務の見直しを客観的に行うことができた。 その結果，法人評価を踏まえた学部での自己評価にあたり，研究活動に係る改善計画への重要な貢献等について掘り起こしが可能となり，研究活動に関する組織的な質的向上度の検証につなげることができた。 ・　その他，年度計画【１９１】の平成１９年度の『実施状況』参照。
【７８】 全学共有スペースをさらに整備し，競争的資金を獲得した教員や学部・研究科等を越えた研究ユニット	【７８】 全学的な改修が終了し空きスペースが確保できるまでの間は，原状を確保する。併せて，空きスペースの	・現在，全学的な改修工事を施工中である。このため，工事終了後を見据えた全学共有スペースの在り方につき，施設整備委員会において，島根大学における施設の有効活用に関する規則に基づいた「島根大学共用スペース運用要領（平成１９

等のための実験・研究スペースとしての活用を図る。	利用計画の検討を開始する。	年９月２０日学長決裁）を制定した。
【７９】 平成１７年度末までに，特に顕著な功績のあった研究者に対して，功績賞等を授与する表彰制度を確立する。あわせて，受賞者の公開特別講演会を実施する。	【７９】 平成１８年度に制定した研究表彰制度による表彰を実施し，併せて，受賞者の公開特別講演会を開催する。	・平成１９年１０月１５日に，平成１９年度島根大学研究功労者表彰を実施した（受賞者６名）。 ・平成２０年３月２６日に，「島根大学研究フォーラム２００８（地域と大学研究）」を開催して，研究功労者表彰受賞者による講演会を実施した。
【８０】 島根大学と島根医科大学との統合により新生される医学と工学・基礎生物学をはじめ，他分野との複合・融合領域の教育研究体制の整備拡充を積極的に進める。	【８０】 複合・融合領域の研究プロジェクトとして平成１７年度に設置したプロジェクト研究推進機構の以下の重点研究プロジェクトについて引き続き推進する。 （重点研究プロジェクト） ・健康長寿社会を創出するための医工農連携プロジェクト ・中山間地域における住民福祉の向上のための地域マネジメントシステムの構築 ・Ｓナノテクプロジェクト	・各プロジェクトが１つのチームとして，研究の目標・計画を共有することを目的に，「プロジェクトリーダー会議」を月１回のペースで開催することとした。 ・平成１９年１０月２９日にプロジェクト研究推進機構「平成１９年度中間報告会」を開催したほか，２０年３月１０日にプロジェクト研究推進機構「平成１９年度研究成果報告会」を開催した。報告会では，重点研究，萌芽研究プロジェクトそれぞれがプレゼンテーションを行い，中海自然再生協議会の設立への寄与（汽水域プロジェクト），酸化亜鉛を活用したナノバイオ研究（健康長寿プロジェクト・Ｓ-ナノプロジェクト），過疎化・高齢化が進む集落内の相互理解と共感形成のためのミニ文集プロジェクト（中山間プロジェクト），日本初のジオパーク（地質公園）実現に向けた取組（地質資源プロジェクト），山陰地方の歴史・文化資源の発掘，調査研究（文化資源プロジェクト）など，１９年度実績を中心にこれまでの研究成果や活動内容について報告した。 ・平成２０年度からの第２期プロジェクトに向け，研究体制を整備した。 【概要】 原則として，従来の重点プロジェクトテーマの発展型を考慮した「テーマ指定」型のテーマ設定とし，萌芽研究については「テーマ提案」型の公募を行うこととした。なお，テーマ設定に当たってはアクションプラン，次期中期目標との整合性を考慮して整備した。 ・学際的複合研究の推進によりＣＯＥ等の獲得を目指すこととし，次期プロジェクト研究推進機構の重点研究部門のテーマに「ナノテク医工学臨床応用拠点」を選定した。
【８１】 情報処理技術の進展に伴い，研究内容や成果を含めた多様な情報サー	【８１】 ○　既に総合情報処理センターに設置した「実務的システム開発ラボ	１　総合情報処理センターと附属図書館，ミュージアム及び生涯学習教育研究センターが連携して，情報基盤の整備と「学術情報資源」を一元的に管理し，学内外

ビスの提供，教育研究体制の充実を図るため，情報関連組織を平成１７年度末までに再編整備する。	ラトリー」に加えて，将来を見据えた情報関連組織のさらなる統合に向け検討を進める。 ○　総合情報処理センターとして，総合科目へ１科目追加し，合計２科目開講する。 ○　情報関連部門の教育や広報を，さらに推し進める。	に発信していく体制の構築について検討を行った。 2　総合科目として，新たに「情報と地域－オープンソースと地域振興」（前期）と「Ｒｕｂｙプログラミング」（後期）を開講した。前期においては，「情報化社会」における「情報」の概念を理工学的，人文・社会学的分野から把握し，情報技術が産業として成立し，地域社会や地域産業に与える影響をＲｕｂｙを代表とするオープンソースソフトウェア（ＯＳＳ）の面から講義した。後期においては，松江市の助成（補助金）を得て，全国の第一線で活躍する開発者，エンジニアを講師として招聘し，島根県，松江市にとって「地域資源」と考えられているＲｕｂｙ，Ｒｕｂｙ ｏｎ Ｒａｉｌｓなどのプログラミング言語及びＷｅｂアプリケーション開発フレームワークの習得と今後の発展，活用の可能性について講義した。 3　総合情報処理センター広報誌「ニューズレター」№.１を発行した。また，学術情報を効果的に活用する能力の育成を目指した情報リテラシーのためのテキスト「学術情報リテラシー」を改訂し，発行した。

Ⅱ　教育研究等の質の向上の状況
（３）　その他の目標
①　社会との連携，国際交流等に関する目標

中期目標	①　「地域とともに歩む大学」として，生涯学習社会に対応した社会貢献の推進，地域産業界・地方公共団体との連携を強化し，学内外の研究組織・機関との連携・協力を図る。 ②　独自の国際貢献に関する目標を明確にし，推進する。 ③　外国人留学生の積極的な受入を図るとともに，受入体制の整備を推進する。 ④　海外の大学・研究機関等との連携・交流を推進するとともに，国際共同研究を推進する。 ⑤　外国人研究者の受入体制を整備する。 ⑥　海外先進教育研究実践支援プログラム等，教職員の海外派遣体制を整備する。 ⑦　学生の海外派遣を推進する。 ⑧　附属図書館は地域社会との連携及び国際化への対応を推進する。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
【８２】 全学的な大学公開講座の実施体制を強化し，「生涯学習教育研究センター」がその中心的な役割を果たす。	【８２】 ○　公開講座と公開授業の開講数の拡充を図るとともに，センターとして年度単位のテーマを提案し，学部横断的な大学講座を開拓する。 ○　広報担当課と連携し，大学公開講座だけでなく，医学部をはじめとする各学部等の自主講座の広報活動についても積極的に実施する。 ○　近隣市町村の市民大学などと連携し，公開講座の一部を市民大学の中で連携講座として実施できるようにする。	○公開講座と公開授業の開講数は平成１７年度４８講座，１８年度１１５講座，１９年度１３０講座と確実に拡充し，同様に受講者数も１７年度４９１人，１８年度６６５人，１９年度６７８人と着実に増加した。さらに，学部横断的な公開講座を２講座開講するなど，生涯学習教育研究センターの積極的な働きかけの成果が表れている。 ○生涯学習教育研究センターが所管する公開講座に加え，各学部単位の自主講座及び医学部市民生涯学習支援室が実施する講座についても，ホームページ，新聞広報記事，広報パンフレットやチラシ，ポスター等に同時掲載し，一元的な広報活動を展開している。 ○松江市市民大学（市民学生４５０名）との連携講座を６講座提供し，市民大学の学生が多数参加した。また，講座会場も本学だけでなく，松江市民活動センターで開講するなど，幅広い連携体制が確立した。
【８３】 平成１７年度に，地域の生涯学習推進に資する大学のあり方を検討するため，大学と地域の関係機関・団	【８３】 平成１８年度に県内市町村教育委員会社会教育担当者を対象に実施した「指導者養成研修に関する意識調	本学と島根県教育委員会及び市町村教育委員会との間で，「指導者養成研修に関する意識調査」の分析結果に基づき，今後の指導者養成の在り方について協議した。 その結果，生涯学習指導者が持つべき教育目標の共有化と指導力レベルを県の東

体からなる「島根生涯学習推進協議会」（仮称）を設置する。	査」の分析結果をもとに，本学と県及び関係機関・団体等と生涯学習指導者の養成に関する連携・協力関係の在り方についての協議を推進する。この協議の結果を軸に，未参加の各市町村教育委員会に呼びかけ，本学と県・市町村，関係機関等との間で，幅広い連携協力体制を確立するための協議を始める。	西間で格差なく向上させることとし，安来市（島根県東部）と益田市（島根県西部）を会場に，市町村教育委員会管下の生涯学習指導者及び公民館職員を対象とした「生涯学習推進に関する研修会」を実施した（参加者６２名）。
【８４】 「大学教育開発センター」において，教養教育科目を中心に，一般市民及び高校生への授業公開を推進するための実施体制を整備する。	【８４】 ○　教育開発センターは，生涯学習教育研究センター主催の「島根大学公開授業」の実施に引き続き協力し，放送大学全科履修生の特別聴講学生としての受入を準備する。また，高大連携等について，校長会及び教育委員会との連携を深める活動を強化する。 ○　松江東高等学校と連携し，ＳＳＨ（スーパーサイエンスハイスクール）プログラム協議会を発足させる。 ○　高校への出張講義，高校からの大学見学・授業参観の受入等について，社会・国際連携課を窓口にして，年間を通して計画的組織的に実施する。	○　島根大学公開授業を前後期合わせて９９科目設定し，延べ２１３名が受講した（平成１８年度は，８３科目を延べ２０８名が受講）。 放送大学については，年度計画【４】の『計画の進捗状況』参照。 高大連携等については校長会と共催の「教育・入試懇談会」を定期開催し，高等学校はどのような生徒を教育し送り出すか，大学はどのような学生を受け入れ教育するかについて双方から問題提起し，協議した。 ○　平成１５年度からＳＳＨ連携事業を展開している松江東高等学校と本学は，長期的展望に立って事業を展開し実効性を高めるために「高大連携研究協議会」を設置し，平成２０年１月２８日に第１回協議会を開催した。 ○　出張講義等について，平成１８年度に大学及び高等学校の双方で確認した要項に従って，計画的に実施した。 ①出張講義 平成１７年度　３高等学校　１３名派遣 平成１８年度　６高等学校　２５名派遣 平成１９年度　６高等学校　２３名派遣 ②施設開放（大学見学，学部説明，授業見学等） 平成１７年度　１高等学校　１９１名 平成１８年度　３高等学校　２９３名 平成１９年度　６高等学校　４５３名
【８５】 一般市民の大学に対するニーズに応えるため，大学相談窓口の開設を	【８５】 地域住民のニーズに対応するため常設的な大学の学習拠点，情報拠点，	地域貢献のためのサテライト・キャンパスのあり方については １　キャンパス機能として，地域社会人を対象に①公開講座やリカレント教育を

検討し，教職員と学生の共同によって，教育相談，学習相談，法律相談等に対応する市民相談体制を整備するとともに，地域住民から大学に対する要望等を聞く体制を整える。	相談窓口など地域貢献のための地域拠点としてのサテライト・キャンパスの在り方を検討し，具体的な設置構想を確立する。	始めとする多様な学習機会が提供可能であること②企業等への情報発信基地となり得ること③法律を始めとする各種相談に応じられること④これらの事業展開を通じて地域社会の持続的発展に貢献できることを基本として構想した。 ２　その機能が十分果たせる地理的条件とコストを勘案し，松江駅周辺に設置が望ましいとの結論を見出したところであるが，都心部も含めた広域圏内での設置を選択肢に加え，さらに検討を重ねることとした。
【８６】 「産学連携・支援センター」において，リエゾン機能を強化し，研究成果の産業界への移転を推進し，地域産業界の活性化に資する。	【８６】 ○　「外部資金（受託研究等）導入マニュアル」に基づく外部資金導入啓発活動を関係学部において行う。 ○　シーズ集を継続的に作成し，ＨＰ，各種イベントを活用して紹介を行う。 ○　教員のシーズをベースとした企業へのコーディネート活動を継続的に進めていく。特に重点研究プロジェクトの成果の活用に重点を置く。 ○　昨年度下半期より開始した企業群との交流を継続的に進めるとともに，併せて県内企業のニーズ調査を継続的に進める。	・産学連携センターと研究協力課との共同により，総合理工学部（１９年６月２０日）及び生物資源科学部（１９年７月２５日）並びに医学部（１９年１１月１７日）において，外部資金導入のための啓発活動を実施した。 ・１８年度に引き続き，１０数名の教員からヒアリングを行い，新規に８名分の教員のシーズ集を作成した。 ・重点研究プロジェクト，特に「Ｓ－ナノテクプロジェクト」の成果をベースとしたコーディネート活動として，都市エリア産学官連携促進事業企画（【Ｎｏ６３】に記載）のための企業との交流を島根県と共同で進めるとともに，新規にＪＳＴ「新技術説明会」（【Ｎｏ８７】に記載）を実施し，成果活用の具体化を進めた。これらにより，都市エリア産学官連携促進事業への応募を行うとともに，共同研究成立のためのコーディネート活動を進めた。 ・島根県の素材産業を中心とした既存基幹産業，並びに新規に電子産業の分野の強化・創出のため，１８年度下半期より開始した企業群との交流を島根県と共同で進めるとともに，県内企業のニーズ調査を継続的に進めた。
【８７】 「産学連携・支援センター」が中心となり，総合的相談の窓口機能の拡充により科学技術相談を年間１５０件に，また，リエゾン活動の強化により共同研究を年間１００件まで増加させる。	【８７】 ○　昨年度に締結した国民生活金融公庫及び商工組合中央金庫との協定に基づく相談窓口機能を活用し，企業のニーズを的確に把握することにより，リエゾン活動を推進する。 ○　共同研究推進のために，次のような取組みを継続的に行う。 ・研究シーズ集の作成，研究シー	○　国民生活金融公庫取引企業より３件の相談案件があり，科学技術相談として対応するとともに，商工組合中央金庫については取引企業との定例懇談会において「島根大学における産学官連携」に関する講演を行って，本学の活動実績・具体的な進め方に対する理解の醸成に努め，リエゾン活動の促進を図った。 ○　共同研究推進のため，次のような取組を継続的に実施した。 ①研究シーズ集の継続的な作成とシーズの広報活動　年度計画【８６】参照 ②包括協定に基づく自治体等との協働による産学連携事業の推進 年度計画【６３】参照 ③学外で開催される産学官連携推進のための各種イベントに参加し，本学の実績

	ズの広報活動 ・包括協定に基づく自治体等との協働による産学連携事業の推進 ・学外で開催される産学官連携推進のための各種イベントへの参加 ・共同研究等の成果を実用化に結びつけるためのＭＯＴセミナーの実施 ・ＭＯＴについては総合理工学研究科における半期の講義の準備を行い実施する。	を示すとともに，新規に本学の提案によりＪＳＴ「新技術説明会」を鳥取大学・島根県産業技術センター・鳥取県産業技術センターと共同で平成１９年１２月７日に東京で開催し，異例の盛況となった。 ④共同研究等の成果を実用化に結び付けるためのＭＯＴセミナーを実施（第１回目：１９年９月１８日，第２回目１２月３日に開催） ⑤総合理工学研究科における大学院博士前期課程講義「研究開発マネージメント（ＭＯＴ）基礎概論」として後期に開講した。（生物資源科学研究科においても２０年度から開講を予定。） ○　共同研究契約件数：８５件 ○　本学の知的資源と金融グループのネットワークを組み合わせ，地域の発展につなげていくことを目的として，山陰合同銀行グループ３社（山陰合同銀行，山陰経済経営研究所及びごうぎんキャピタル）と包括連携協力に関する協定を平成２０年３月２５日に締結した。
【８８】 平成１９年度末までに，共同研究を前提としてポストドクトラルフェロー（ＰＤＦ）を地域企業等に派遣し，研究成果が確実に地域産業の振興に反映できる制度を検討する。	【８８】 平成１９年度末までに産学連携による大学院教育も視野に入れた共同研究を基礎とするポストドクトラルフェロー（ＰＤＦ）派遣制度を先行例も参考にしつつ確立を目指す。	・共同研究を前提としたポストドクトラルフェローの派遣について，鳥取県埋蔵文化財センターと「研究者派遣に関する覚書（平成２０年１月２４日）」を締結し，研究員１名を試行的に短期間（平成２０年１月２８日から３月２０日）随時派遣した。
【８９】 ホームページやマスメディアを活用して，地域住民・企業・地方公共団体に向けての広報活動・情報発信の強化を図る。	【８９】 平成１９年度の広報・広聴活動計画に基づき，地域住民・企業・地方公共団体等に対する広報・広聴活動の強化を図る。	平成１９年度の広報・広聴活動計画に基づき， ・学外向けの広報・広聴活動として，大学概要及び大学案内（Ｃｌｉｃｋ ｕｓ）を発行 ・平成１８年度に引き続き，毎月１回の定例記者会見を実施 ・地元経済団体との懇談会を実施し，本学の広報活動について意見を聴取 ・広報・広聴委員会に学外アドバイザーを選任し，広報・広聴活動計画に意見を反映 などを行い，地域住民・企業・地方公共団体等に対する広報・広聴活動の強化を図った。
【９０】 「大学コンソーシアム山陰」活動を充実強化し，教員・学生の交流を積	【９０】 「大学コンソーシアム山陰」で，従来行ってきた外国人留学生の交流	従前から実施している留学生スキー交流会を実施したほか，構成大学である鳥取大学との新規共同事業として，両大学が主催する海外語学研修に双方の学生が参加

極的に進める。	事業に加え，新規に日本人学生の海外研修事業を共同実施する。	できるよう合意し，アーカンソー大学及びウォータールー大学での英語研修を共同実施した。
【９１】 新設を計画している「疾病予知研究センター」（仮称）において，「健やかな長寿社会の形成に関する研究」，特に高齢者の疾病・生活習慣病・小児の障害の予知・予防に関する研究を推進し，地域社会・国際社会との連携を強化する。	【９１】 平成１９年度は雲南市三刀屋町で健康調査を実施し，将来への前向き長期追跡調査が可能なコホート集団を設定する。この研究活動，出雲市でのメタボリックシンドローム改善プログラム，東アジアでのフィールド調査を核として，島根大学重点研究プロジェクトからの継続的なサポートを得て，「疾病予知予防センター」を大学あるいは医学部内に設置する方向で準備を進める。	平成１８年度に行った雲南市掛合町の健康調査に引き続き，平成１９年度も雲南市三刀屋町で健康調査を行った。 従前から実施してきたコホート研究が，平成２０年度の文部科学省の政策課題対応経費「住民参加による生活習慣病の予知予防研究ネットワークの構築」として採択された。このことに伴い，大学に「疾病予知予防研究拠点」を設置することを決定した。
【９２】 新設を計画している医学部附属の「生涯学習研究支援センター」（仮称）において，「医食同源」の視点からの地域住民・公的機関・企業等への医療相談・薬相談・技術相談等の実施，講演会・シンポジウム等の開催を通して，地域社会との連携を強化する。	【９２】 平成１８年度に設置した医学部市民生涯学習支援室が中心となり，地域住民への公開講座の開催やホームページの更新などの方法を駆使して，学外への情報発信を充実させる。	医学部の各講座がそれぞれ実施していた市民向け公開講座を，医学部副学部長を室長として設置した「医学部市民生涯学習支援室」において集約し，効率的な公開講座の運営を実施した。また，健康，医療，食生活など，講座の内容をホームページや広報紙等で紹介し広く市民に参加を呼びかけた。平成１９年度は，県内各地において相談会を交えた公開講座を開催した。
【９３】 「国際交流センター」において，国際貢献・国際交流に関する役割等を，学部や研究センター等の教育研究領域ごとに明確にするとともに，平成１９年度末までに，本学の国際貢献に関して規範とすべき基準を策定する。	【９３】 国際交流センターにおいて，大学憲章や国際交流センターの理念・目的等をふまえた『留学生交流』，及び『国際学術交流』に関する規範とすべき基準をそれぞれ策定する。	島根大学憲章を推進するためのアクションプランに沿った国際交流の基準作成に着手し，内外の国際交流の動向調査とともに，各学部・研究科並びに関係センターの現状と課題及び将来計画を分析した。この調査・分析をもとに，アジアを中心とした諸外国との交流並びに内なる国際化に関する規範として「国際交流戦略」を策定した。

【９４】 「国際交流センター」において，外国人留学生の受入体制及び奨学金制度等の支援体制を整備する。	【９４】 国際交流センター「学生交流部門」を中心に各部局における留学生の「入口」から「出口」までの支援体制を検証し，改善のために必要な全学的措置をとる。	大学院生の留学生が多数を占める本学では，日本語能力を身に付けた学生が少ない状況にあり，社会生活を送るうえで生活用語としての日本語運用能力が求められ，修学期間を通した支援体制の一つとして，英語と日本語の二言語教育による講義体制の構築や，日本語研修コース並びに日研生用特別プログラムの創設による日本語の能力向上への支援を「国際交流戦略」で示した。また，１２月に実施した留学生実態調査で明らかになった留学生のニーズ（日本での就職等）を踏まえた支援策をこれまで実施してきた支援事業を含め学生交流部門でさらに検討することとした。
【９５】 平成１７年度末までに，日本語教育，日本文化理解のための支援体制を充実させる。	【９５】 外国語教育センターとの連携による継続的な日本語教育の補講や日本語能力資格試験への補助事業，研修見学等の日本語教育，日本文化理解のための事業を実施する。	習熟度別日本語補講，日本語検定試験対策講座などの日本語教育，石見神楽見学を含む国内見学旅行による日本文化理解を始めとした各種支援を継続して実施したほか，①日本文化関連の書籍・論文を教材として，読解力・聴解力を高め，専門分野の質疑応答や長文のレポートが書ける程度の上級レベルの学習，②地域に密着した伝統文化・祭事，歴史的文化財に触れながら学ぶ特別演習③留学の総まとめとして，各人がテーマを設定してゼミ形式で学ぶ特別研究で構成する日本語・日本文化研修留学生用の新たなプログラムを策定し，平成２０年度から実施することとした。
【９６】 「国際交流センター」において，帰国外国人留学生に対し，それぞれの研究条件に応じた教育・研究活動の支援，学術情報提供等のシステム（データベースの整備等）を構築し，活用する。	【９６】 「帰国外国人留学生に対するフォローアップのための派遣プログラム」事業を継続的に実施するほか，帰国外国人留学生ネットワーク作りを推進する。	帰国外国人留学生に対するフォローアップについては，年度計画【７５】の『計画の進捗状況』参照。 帰国外国人留学生のネットワーク作りに関しては，インドネシアで開催の留学フェアを活用して，国際交流センター職員並びに元指導教員による各種助言を３年間継続して行った結果，平成２０年秋に「インドネシア留学生同窓会（仮称）」が設立される予定である。
【９７】 ホームページ外国語版の充実，英文概要の内容の検討等，国際的な研究交流を促進するために，海外に向けた本学の広報活動の充実に取り組む。	【９７】 ○　従来の本学の英文概要である「プロスペクタス」に加え，国際交流センターにおいて新たな広報誌を編集し，海外に向けての広報活動を強化する。 ○　海外留学フェアなどの広報事業に積極的に参加し，国内外に広く広報活動を行う。	国内外の留学希望者に対して，本学の国際交流事業を紹介したパンフレットを日英２言語で新たに作成した。 また，インドネシアで開催された日本留学フェア，米州開発銀行が主催した IDB 奨学金留学生枠増大化への説明・座談会，東京と大阪で開催される国費学部留学生への進学説明会などに積極的に参加した。これらの説明会では，本学が渡日前入学許可制度を実施している旨広報するとともに，この制度導入により学習奨励費採用に優遇措置を受けていることをアピールし，優秀な留学生の獲得に努めた。

【９８】 県や市町村の国際交流機関との連携を強化し，留学生を地域の伝統工芸等の体験学習へ参加させる等，地域住民との交流の場を通して国際理解を深めるプログラムづくりを促進する。	【９８】 島根県下の関係諸機関と協力しながら，国際理解を深めるための地域住民との交流による体験学習プログラムを学内の政策的配分経費や留学生後援会の寄附金等を有効活用しながら，継続的に実施する。	浜田市教育委員会並びに旭町の支援のもとで伝統文化体験学習として石見神楽見学を実施した。また，雲南市国際交流協会との連携事業では，留学生の家族ぐるみの地域交流（ホームステイ体験など）を実施した。
【９９】 交流協定校との間の実績を評価し，協定内容をより実効的なものにするとともに，交流協定校を３０校に拡大する。	【９９】 交流協定を締結している３７機関について，実質的交流を図るため交流実績等を引き続き検討し協定機関を精選する。	１９年度に本学の国際交流の基準とすべく策定した「国際交流戦略」での提言の一つである「協定校の選択と集中」の観点から，本学の重点研究の一つであるナノテク分野の研究開発力の向上を念頭に，この分野の先進的研究を行っている米国テキサス大学ダラス校と新規に協定を締結した。また，近年の交流実績が皆無の大学１校について，国際交流センターで審議し，協定を更新しないこととした。
【１００】 教職員を対象に，国際交流プロジェクト実施に関する各種の調査手法，企画提案書作成，外国語によるプレゼンテーション及び契約書作成等の研修を実施する。	【１００】 「国際開発サポートセンター」の各種研修事業への参加を啓発すると共に，学外から講師を招き，国際交流センター主催の国際交流プロジェクトに係る研修会を実施する。	文部科学省の留学生担当職員及び国際協力銀行職員を講師として，留学生政策の動向や，大学，国際機関や企業などの国際貢献事業を例として本学の国際貢献事業推進に資する研修会を開催した。
【１０１】 「国際交流センター」は，教職員を対象に，国際交流プロジェクト実施に関する支援体制を整える。	【１０１】 国際交流センターの「学術交流部門」を中心に，教職員に対して国際交流プロジェクトに関する情報収集・情報提供を強化すると共に，平成１８年度より新設した「政策的配分経費（社会・国際連携推進費）」を有効利用し，国際交流プロジェクトを支援する。	独自の資金である島根教育学術文化交流基金を活用して，ＩＤＢ（米州開発銀行）本部並びにアーカンソー大学へ職員を派遣し，留学生派遣計画や研究者交流に関する調査を実施した。 また，ＩＤＢアジアオフィス主催のセミナーに教職員が参加して得た中南米地区における人材育成施策の現状と将来計画等の情報を関係部局に提供した。また，政策的配分経費の国際交流分野では「日中法文化の相互理解と教育交流」「東アジア地域教員養成大学間交流促進プロジェクト」「寧夏医学院との国際シンポジウム」を採択し交流支援を図った。
【１０２】 平成１８年度末までに，外国人研究者の招聘資金，任用形態，宿舎等，	【１０２】 ○　継続的に「政策的配分経費（社会・国際連携推進費）」を活用し，	従来から実施している研究者の招聘事業は，プロジェクト研究推進機構が推進する重点プロジェクト研究分野を中心に実施した。

国際共同研究を推進するための外国人研究者の受入体制を整備する。	外国人研究者の受入れを推進する。また，「島根大学国際交流事業基金」により，外国人研究者の招聘経費の援助を行う。 ○　研究者交流会館の必要な整備を行い，入居している研究者の生活環境の充実を図る。	出雲キャンパスでは，職員宿舎５戸を外国人研究者用宿舎へ用途変更し，受入れ外国人研究者の生活支援の充実を図った。
【１０３】 外国人客員研究員の招聘を推進するとともに，期限付きポストを設けて，多様な分野での教育研究及び交流を推進する。	【１０３】 重点研究プロジェクトを中心に，外国人客員研究員を含む多様な分野での教育研究交流を推進する。	重点プロジェクト研究として位置付けているＳ－ナノテクプロジェクトと中山間地域における住民福祉の向上のための地域マネジメントシステムの構築の２分野に各２名の研究者を受入れ，研究交流を行った。
【１０４】 海外先進教育研究実践支援プログラム等の制度をより積極的に活用するとともに，大学独自の資金による海外派遣体制を整備する。	【１０４】 ○　平成１８年度から新設した政策的配分経費「社会・国際連携推進費」を活用し，各部局・センターにおける教職員の海外派遣を推進する。 ○　留学生（研究者）の指導教員だった教職員の海外派遣事業をさらに展開するため，平成１８年度から新設した「帰国外国人留学生に対するフォローアップのための派遣プログラム」を充実させる。	文部科学省が公募する大学教育の国際化推進プログラム（海外先進研究実践支援）にＳ－ナノテク研究者１名が採択され，テキサス大学ダラス校（アメリカ）へ派遣したほか，日本学術振興会が公募する国際学会等への派遣事業に採択された４名をアメリカ，ギリシャ，マレーシアへ派遣した。 また，大学独自の経費による帰国留学生に対するフォローアップのための海外派遣の状況は，年度計画【７５】の『計画の進捗状況』を参照。
【１０５】 平成１８年度末までに，外国の教育機関からの派遣依頼，海外教育支援活動への参加，外国への技術指導者派遣等の依頼に対応できる体制を整備する。	【１０５】 外国の教育機関からの派遣依頼，海外教育支援活動への参加，外国への技術指導者派遣等の依頼に関し，対応窓口を国際交流センター（学術交流部門）に一元化し，各部局への情報提供及び海外派遣実施に向けての支援を行う。	学内に寄せられた外国教育機関からの派遣依頼等を国際交流センター「学術交流部門」に集約する体制を整え，関係部局への情報提供を行った。

【１０６】 国際協力事業団（ＪＩＣＡ）を含む国際援助機関の国際開発協力プロジェクトに積極的に貢献するため，データベース（組織，教員）を構築していく。	【１０６】 国際交流センター（学術交流部門）において，国際開発協力サポートセンターの「国際開発協力のための大学等データベース」に積極的にデータ登録を行うよう働きかけ，またデータベースに関する十分な情報提供を行う。	・学外機関の国際協力関係データベースへの登録を国際交流センター委員を通じて呼び掛けた。 ・国際共同研究，国際貢献事業の実績を有する者及び今後実践を予定している教職員の研究情報などを本学独自のデータベースとして作成した。平成２０年度以降データベースの更なる充実化と国際貢献事業などに積極的に活用することとした。
【１０７】 平成１８年度末までに，学生の海外研修引率教員を支える体制を整備する。	【１０７】 平成１８年度の実績を踏まえ，教員と事務職員が連携して海外研修の引率を行う新しい体制を整え，海外研修を実施する。	平成１９年８月及び平成２０年２月に実施した海外英語研修に，事務職員をＳＤ研修を兼ねた引率として各１名派遣し，教員と連携して学生の研修支援にあたらせた。
【１０８】 講義等に国際情報を積極的に活用するようにし，外国人留学生との交流の促進等，学生の国際的関心を高めるための方策を検討する。	【１０８】 国際交流センターが外国語教育センター等と連携を図り，学生の国際的関心を高めるため継続的に次の事項を実施する。 ① 海外留学に関する情報を積極的に提供する。 ② 受入れ外国人留学生との語学プログラム実施など日本人学生との交流を図る。 ③ サマープログラム研修生との交流プログラムを実施する。	外国語教育センター開設の授業科目として「国際理解」のジャンルを新設し，英語，ドイツ語，フランス語，中国語，韓国朝鮮語の各文化圏の現代社会事情を学ぶ科目を開設した。さらに，留学生と日本人学生が交流できる授業「異文化理解入門」を平成２０年度に新規開設することとした。 また，アーカンソー大学フルブライト教養学部長の来訪時にアメリカ留学セミナーを，慶尚大学校学生が本学で実施したサマープログラム及び海外インターンシップで来日したＥＵ諸国の学生との交流プログラム（日欧産業協力センター主催）では日本人学生との交流会を実施するなど国際的関心を高める機会を提供した。
【１０９】 留学を希望する学生を対象とした期間限定の語学学習等の支援体制を整える。	【１０９】 国際交流センターが外国語教育センターと連携し，入学後早期からの留学のための語学学習等学生支援として次の事項を継続的に実施する。 ① 語学学習サポートプログラムを実施する。 ② 派遣留学希望者のために，留学	留学希望者に対する語学サポートプログラムとして，海外語学研修の前後に外国語教育センター教員による３０時間程度の特別語学教育を継続して実施した。 また，派遣留学説明会では，留学経験者や派遣先大学からの留学生を活用したオリエンテーションを継続して開催した。 派遣を始めとする各種留学希望者へ対するオリエンテーション，説明会などについては，年度計画【１１０】，【１１１】の『計画の進捗状況』参照。

	体験者を活用したオリエンテーションを実施する。 ③　交流協定校からの受入れ留学生との母国語による懇談会を実施する。	
【１１０】 海外の大学との交流協定等を活用し，短期交換留学生増加を図るための支援体制を強化する。	【１１０】 ○　継続的に海外派遣学生数を増やすための方策として，国際交流センターが海外の大学との交流協定を活用し，引き続き協定校の留学担当者等からの学生への助言等を行えるよう，交流協定校から担当者を招聘する。 ○　学生への派遣留学説明会開催のほか，協定校からの受入れ留学生を活用した情報提供を積極的に行う。	交流協定校からの招聘等による事業は，年度計画【１０８】の『計画の進捗状況』後段参照。 留学派遣説明会を３回実施し，留学生が作成した「母国，母校紹介」を用いて，作成者自身が説明するなど，最新情報を提供しながら関心を高める工夫をしている。また，留学経験者からの体験談や海外留学・海外インターンシップなど海外へはばたく諸制度を紹介するパンフレットを新たに作成して，これを資料に海外情報説明会を開催した。
【１１１】 私費による外国の大学等への留学を支援する体制を検討する。	【１１１】 ○　海外の大学に留学する前段階としての夏期・春期の海外研修参加者を増やすとともに，協定校等の実施する語学研修等への個人参加への支援を行う。 ○　海外の大学への留学に対する情報提供を積極的に行うため，日本学生支援機構との連携を深め，同機構の留学支援センターの留学情報を提供する。 ○　日本学生支援機構の貸付奨学金や島根大学留学生後援会の貸付制度を周知するほか，各国政府奨学金情報を収集し広報する。	大学コンソーシアム山陰を構成する鳥取大学と連携し，相互の語学研修プログラムに参加できるよう参加機会の拡大を図りながら留学への関心を高める工夫をしている。また，国際交流センター「学生交流部門」において，日本学生支援機構などから留学情報を収集するとともに，留学希望者への説明会でその情報を中心とした留学・研修の諸制度や現地情報，留学時の奨学金，貸付金情報を提供するとともに安全管理指導を徹底した。

【１１２】 附属図書館は，他機関との相互協力，地域社会への学術情報提供等により，生涯学習の支援，地域・市民への公開サービスを充実・強化する。	【１１２】 ○　島根県立図書館及び松江市立図書館との横断ＯＰＡＣによる情報共有をもとに，図書相互貸借，文献複写，共同展示企画等それぞれの図書館の特色を生かした利用サービスの向上に係る協力事業を展開する。	○　島根県立図書館，松江市立図書館との相互協力協定に基づき，合同企画展示及び講演会「出雲国に伝播した華岡流医術とその時代」を平成２０年３月９日～同年３月１４日までの間，島根県立図書館を会場にして開催した。また，島根県立図書館との間では，物流システムによる図書の相互貸借を開始し，相互の利用者サービスの向上を図った。
	○　島根県立大学の統合・法人化後に協力協定を締結し，学術情報サービスを中心とした相互協力事業を行う。	○　松江地区に所在する３機関の図書館（島根県立大学松江キャンパス図書館，松江工業高等専門学校図書館，島根大学附属図書館本館）においては，それぞれの機関の利用者が相互に各機関の図書館を直接利用できるサービスを平成１９年１０月から開始した。島根県立大学，松江工業高等専門学校及び島根大学３機関の図書館で，島根県大学・高等専門学校図書館協議会の設立に向けた具体的な協議を行い，平成２０年４月２５日に協定を締結，同協議会を発足させることとした。
	○　医学分館では近隣の出雲市立図書館等と協議を進めながら，連携・協力活動を行う。	○　医学分館では出雲市立図書館（市内６館）及び島根県立大学出雲キャンパス図書館との間で，図書館協力に関する協定を平成１９年１１月３日に締結し，資料の相互利用体制を整備した。また，市民に開かれた大学という視点から出雲市立出雲中央図書館において，記念講演会を開催した。
	○　医学分館がサポートしている島根県医療関係機関等図書館（室）懇談会では，ホームページ更新による広報活動を行うとともに，加盟館の雑誌総合目録をｗｅｂで公開する。	○　島根県医療関係機関等図書館（室）懇談会ではホームページを随時更新しており，加盟館の雑誌所蔵総合目録を提供した。また，年１回の総会のほか，島根県病院図書室セミナーを開催し，県内病院図書室職員の資質向上を目指している。
【１１３】 国際化に対応した附属図書館をめざし，国際的な学術情報の流通や，教育・研究の支援体制を充実・強化する。	【１１３】 ○　平成１８年度に公開した島根大学学術情報リポジトリに登録された本学教員等の学術論文の国際的な視認性を高めるとともに，国際的な流通促進を図るため，メタデータのサービスプロバイダである	○　１９年４月より「島根大学学術情報リポジトリ」登録データを国立情報学研究所のＪｕＮｉｉ＋へ登録を開始した。また，メタデータのサービスプロバイダの候補としてGoogle，OAIster及びSCIRUSの比較・検討を行い，本学のリポジトリコンテンツの公開に最適なGoogleを選定し，必要な改修後，検索エンジンの定期巡回によるインデックス登録（クロール）を開始した。

	Google, OAIster, SCIRUS 等への登録を行う。	
	○　利用案内等の広報資料の多言語対応を進める。	○　図書館ホームページの英語ページを作成し，公開した。また，医学分館では日本語による利用案内のほかに，英語及び中国語による図書館利用案内をそれぞれ作成した。

Ⅱ　教育研究等の質の向上の状況
（３）　その他の目標
②　附属病院に関する目標

中期目標	①　専門医療体制を整備し推進する。 ②　地域社会に還元できる先端的医療を導入する。 ③　人間性豊かな思いやりのある医療人を育成する。 ④　患者中心の全人的医療を実践し，安全の確保を図る。 ⑤　管理運営体制を強化し，経営を改善する。

中期計画	平成１９年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト
			平成１９年度までの実施状況	平成２０～２１年度の実施予定	
【１１４】 「癌診療拠点病院」の認証申請を行い，癌の集学的治療体制を確立する。		Ⅳ	（平成１６～１８年度の実施状況概略） 癌の集学的治療体制を確立するため，既存の「外来化学療法室」の支援医師及び治療体制の整備を図るとともに，新たに腫瘍科を設置し，専任教員を採用配置することで，がん治療体制の構築に取り組んだ。その結果，法人化初年度に「地域がん診療拠点病院」の指定を受けた（１７年１月）。指定後は要請される機能を充実するため，島根県が進める「がん診療ネットワーク事業」に参画し，院内に「がん登録委員会」を設け院内がん登録を開始するとともに，がん医療水準の均てん化に向けた解析等受託研究の受入，山陰で初の前立腺癌永久挿入密封線源治療を開始した。 また，施設の機能拡充として，薬剤部への抗癌剤ミキシング室の設置，がん患者・家族の「悩み」を気軽に話し合える交流の場として「ほっとサロン」を外来診療部門に開設するなど薬剤の安全性確保，患者・家族へのケアの面からの取り組みも行った。さらに，がん専門薬剤師研修事業における研修施設の認定を受け，がん専門薬剤師の配置を実現した。	引き続き，専門医の研修・教育の実施，診療支援体制の充実，がんに関する診療，研究部門の機能拡充及び相談支援体制の強化・充実を図る。	
	【１１４】 ○　複数診療科間で相互支援を行い，集学的治療（手術，抗がん剤治療，		（平成１９年度の実施状況） １８年４月，厚生労働省のがん診療連携拠点病院の整備に関する指針の制定に伴い，本院で「都道府県がん診療連携拠点病院」の指定を受けるため，また，治療体制の整備を行う		

	放射線治療，緩和医療等）が出来る機能を有した「腫瘍センター（仮称）」を設置すると共に，専門性の高い医療人の養成を行う。 ○　がん患者データ登録の推進を図ると共に，科学的根拠に基づいた治療を推進する。 ○　「相談支援センター（仮称）」を開設し，がん患者への情報提供・相談支援体制の整備拡充を図る。 ○　がん医療を推進するため，「地域がん診療拠点病院」の機能拡充を図り，都道府県がん診療拠点病院の申請・承認を得る。		ために，次のとおり取組を行った。 ・　４月，複数診療科間で相互支援を行い集学的治療が出来る「腫瘍センター」を設置し，２月に「腫瘍診療部門」と「腫瘍臨床研究部門」の２部門に３名の専任の教員を配置した。 ・　４月，「がん相談部門」を備えた「医療相談支援室」を設置し，９月，がん専門相談員１名を新規に増員し医療相談機能の強化を図った。 ・　４月から大学院に「腫瘍専門医育成コース」を設置し，がん医療に専門性を有する医師を育成するため，附属病院で臨床教育を開始した。 ・　９月，文部科学省の「がんプロフェッショナル養成プラン」を基盤に，島根大学，鳥取大学，広島大学の３大学コンソーシアムによる，専門性の高いがん医療人を養成する事業に着手した。 ・　２月厚生労働省から「都道府県がん診療連携拠点病院」指定を受けた。 また，県内地域がん診療連携拠点病院との支援体制の構築と，関係者を対象とした医療教育・研修に着手した。 ・　県内唯一の特定機能病院とし，がん医療の教育・研究・診療体制が整備され，外来における通院がん化学療法治療も，年々増加し１９年度年間延べ１，６７９人で月平均１４０名程度の患者治療を行っている。		
【１１５】 肥満，動脈硬化，高脂血症，糖尿病，高血圧等のメタボリック・シンドローム対策を総合的に推進する。		Ⅳ	（平成１６～１８年度の実施状況概略） メタボリック・シンドローム対策を総合的に推進するため，県内の地方公共団体（４市町）及び厚生労働省と共同研究を行い，地域住民の健康調査データ解析と予防プログラム開発等を行うとともに，２５年前地域住民を対象に実施した検診結果を基にデータ解析を進めるとともに，本学の「重点研究部門」研究プロジェクトにおいて，医工農連携による生活習慣病の予防と治療研究に着手した。 また，院内診療体制の整備充実を図るため循環器内科を設置し専門医を配置するとともに，食事・生活指導及び運動指導等を行うため栄養治療科を設置（１９年度臨床栄養部に再編）した。併せて，生活習慣病の治療を目的に，５日間の「教育入院システム」を構築し年間延べ約２５０人の入院患者受	引き続き，医療機関及び地域行政等と連携しメタボリックシンドローム対策の推進を図る。 また，地域住民の参加による生活習慣病の予知予防研究を組織的に推進する。	

			入と，内科外来診療科に，生活習慣病の早期診断と治療のため「メタボリックシンドローム専門外来」を開設し年間約３６０人の診療するとともに，全身栄養管理を目的に「栄養サポートチーム」を設置した。 このことにより，（財）日本栄養療法推進協議会から，「栄養サポートチーム稼働施設」の認定を受け，さらに，活動の中で，栄養療法の効果判断が可能な計算式を考案しことにより，日本静脈経腸栄養学会賞を受賞した。		
	【１１５】 ○　地域の行政や医療機関と連携し，メタボリック・シンドローム対策を継続し推進する。 ○　「栄養サポートチーム」の評価・検証を基に，栄養管理・指導を含めた組織体制の整備充実を図る。		（平成１９年度の実施状況） ・　今年度も継続で，出雲市と共同研究を行い，地域住民のメタボリックシンドローム対策として，データ解析と予防プログラムの開発を推進した。 ・　８月，医学部教員を含む関係者により，「ＮＰＯ法人 生活習慣病予防研究センター」が設立認証され，本院教員と連携し，メタボリック・シンドローム対策及び予防研究に着手した。 ・　２０年度概算要求事業で「疾病予知予防センター（仮称）」の設置が承認となったことにより，地域住民の参加による生活習慣病の予知予防研究を推進することとした。 ・　４月に「栄養サポートチーム」の評価・検証を基に「栄養治療科」及び「栄養管理室」を廃止し，新たに「臨床栄養部」を設置し，栄養評価・治療と管理・指導を一元的な組織体制の基に行うこととし，管理栄養士１名を増員した。 ・　６月に「看護専門外来」を設置し，「栄養サポートチーム」と連携し，糖尿病疾患を含む生活習慣病支援のため，糖尿病看護認定看護師を配置し指導を開始した。		
【１１６】 専門性を考慮し医療従事者を流動的に配置する。		Ⅳ	（平成１６～１８年度の実施状況概略） 専門医療体制を整備し，医療従事者の流動的配置を進めるため，新生児集中治療部を設置し専任医師を，緩和ケアセンターに専任医師及びホスピスケア認定看護師を，薬剤部に「がん専門薬剤師」を，看護部に専任の教育担当看護師長をそれぞれ配置するとともに，医療サービス課に診療情報管理士の増員を行った。 また，効率的かつ質の高い医療チームの組織と専門職の養成を図るため，内科系及び外科系診療科を臓器別専門分野別	先進医療を担う大学病院として，日々進歩する，医療技術に沿った医療体制，要員配置を進めるため，引き続き，認定医師及びコメディカル職員のキャリアアップの支援を推進するとともに，診療科	

			に再編（１７診療科を２６診療科）し，関連する診療科間で定期的に合同カンファレンスを行い，横断的な診療体制を構築するとともに，認定看護師，専門療法士，療養指導士の資格取得に向けて養成を図った。以降継続し養成を図っている。 さらに，医療従事者が専門職に専念出来る職場環境の整備を図るため・院内保育所「うさぎ保育所」を開設するとともに，院内の職場環境の整備・充実に努め，全国の大学病院では初めて特定非営利活動法人 女性医師のキャリア形成・維持・向上を目指す会から「働きやすい病院」として認定された。	の専門分野別再編についての検証を行い，効率的かつ質の高い医療の提供実現を目指す。 また，平成２０年度から着工する附属病院再開発計画に併せ，コンセプトに沿った集学的・横断的診療に向けた医師の流動的配置の実現を目指す。	
	【１１６】 ○　効率的かつ質の高い医療チームを組織するため，診療体制の評価を基に，再編と医療従事者の充実を図る。 ○　女性医療従事者が専門医療に専念出来るよう「女性スタッフ支援室（仮称）」の設置に向けて検討する。		（平成１９年度の実施状況） 診療体制の評価を基に，再編と組織整備及び医療従事者の充実に向けて，次のとおり整備を図った。 ・　４月に産科婦人科を「産科」と「婦人科」に，呼吸器・腎臓内科を「呼吸器内科」と「腎臓内科」にそれぞれ再編し，専門性に特化した効率的な診療体制を整備した。 ・　４月に，漢方教育及び診療ができるスタッフの養成を目指し，「漢方教育診療」を開始した。 ・　４月と５月に医療支援スタッフの増強を図るため，ＭＳＷ（メディカル・ソーシャル・ワーカー）１名，診療情報管理士１名，理学療法士２名，作業療法士１名，病棟クラーク６名及び外来クラーク１名の増員を図った。 ・　６月に特殊診療施設として「子どものこころ診療部」を設置し，７月に専任医師を配置し小児精神領域の診療体制の整備充実を図った。 ・　７月に「女性相談外来」を開設し，女性にやさしい診療環境を提供し，女性医師による相談を開始した。 女性医療従事者が専門医療に専念出来るよう，次のとおり体制等整備を図った。 ・　４月から，女性医師・看護師等医療従事者の夜勤に対応するため，１８年度設置した院内保育所「うさぎ保育所」の保育時間を深夜まで延長した。 ・　９月に学外有識者３名（社団法人役員，島根県立大学職員）を加えた「医学部附属病院看護職員確保対策連絡会」を設置し，１０月に第１回の会議を開催し，看護職員の具体的な復職・教育支援に着手した。		

			・　「地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支援プログラム」を基盤に－しなやかな女性医療職を目指して－を実践するため，１０月に「女性スタッフ支援室」を設置し，事務職員及び看護師（計３名）を配置し支援事業に着手した。		
【１１７】 最近増加している糖尿病等の複合合併症を有する腎機能障害の治療に必要な専門的設備・技術を具備した「血液浄化治療部」（仮称）を設置する。		Ⅲ	（平成１６～１８年度の実施状況概略） 専門的設備・技術を具備した「血液浄化治療部」（仮称）を設置するため，泌尿器科医師及び腎臓内科医師（兼任）の配置と，臨床工学技士の支援体制を整備するとともに，透析患者に対して，透析関連施設の医師が当院で本院医師と共同指導を行い，診療の継続性，充実した地域医療連携を構築した。 また，長期透析の合併症の改善と，浄化治療の推進を図るため，フィルター装置，浄化関連装置及び最新設備を備えた血液浄化装置に更新し，より質の高い医療の提供を行った。	引き続き，血液浄化治療設備を高度医療に対応できる最新式のものに整備するとともに，治療スタッフの充実を図り，より質の高い医療の提供の実現を目指す。	
	【１１７】 「血液浄化治療部」を高度な合併症を有する腎不全患者の治療などが実施でき，地域医療の担い手となり得る機能を維持するため，特殊な血液浄化法にも対応出来るよう整備拡充を図る。		（平成１９年度の実施状況） ・　潰瘍性大腸炎に対するＬＣＡＰ（白血球除去療法）を実施した。 ・　最新機能を備えた血液浄化装置により，腎不全患者に対して腎移植治療を推進した。		
【１１８】 治験協力者に対する診療，検査等を集中的に担当する治験専門外来を設置する。		Ⅲ	（平成１６～１８年度の実施状況概略） 治験専門外来設置を目指して，治験管理センターに患者相談室，モニタリング・閲覧室を整備し，患者のプライバシーを尊重するとともに，治験依頼者との折衝の円滑化を図った。 さらに，治験専門外来の設置に関して，外部有識者による講演会を開催し，治験管理センター専門部会において，組織・体制の構築等に関する検討を行った。 また，治験管理センターホームページを開設し，本院診療科における治験実施可能な疾患領域の情報提供及び治験依頼者等が申請書等関係書類等をホームページから抽出可能にし，治験申請手続きの迅速化を図るとともに治験契約に係る受託経費納入について，一部出来高払制を導入した。この結	引き続き，「治験専門外来（仮称）」の早期設置と治験担当医師及びコメディカルスタッフによる組織的な診療体制の充実を図る。 また，治験受入れ体制等の検証を行い，より効率的な治験業務の実施に向けて改善に取り組む。	

			果，治験依頼件数の増加が図れた。		
	【１１８】 ○　ＣＲＣ（治験コーディネーター）外来も含め，治験管理センターの機能拡充に向けた取組を進める。 ○　治験受託件数の増加を図るための具体的な取組を進める。		（平成１９年度の実施状況） ・　ＣＲＣ（治験コーディネーター）の資格を持った看護師１名を４月に，技術補佐員１名を７月にそれぞれ治験管理センターに増員し，治験専門外来（仮称）設置に向けた体制整備を図り，具体的な場所及び運営方法等の検討に着手した。 ・　５月，今年度も各診療科に対して治験実施可能な疾患領域に関する調査を行い，ホームページの治験依頼者への診療科情報を更新した。 ・　８月，治験受託件数の増加を図るため，各種手続きの簡素化，迅速化及び治験実施率向上に向けて，治験参加製薬会社等へアンケート調査を実施し，改善に向けて検討を開始した。 ・　３月，治験実施患者に対するアンケート集計結果及び治験制度について，外部有識者による講演会を開催し，治験受託件数の増加対策の参考とした。 ・　３月，治験専門外来の組織・体制を整備し，外来診療科の居室を見直しし，平成２０年度に治験専門外来（仮称）を設置し運営を行うこととした。		
【１１９】 難治疾患の原因解明・診断・治療技術の開発等，継続的な高度先進医療を実現する。		Ⅳ	（平成１６～１８年度の実施状況概略） 難治疾患の原因解明・診断・治療技術の開発等，継続的な高度先進医療を実現するため，整形外科において，産学共同で自家骨から骨ネジを作成する技術を開発し，骨折手術に応用するため世界初の画期的な手術法を開発し臨床応用に着手した。また，小児科において，質量分析を応用した代謝分野の早期診断システムを確立し，早期診断により障害を予防するため，全国に先駆けて島根県において新生児代謝異常スクリーニングのパイロットスタディーを行った。この取組は，新聞で複数に亘り取り上げられ，いくつかの学会でも発表され，新生児の障害予防解明に大きな期待が寄せられている。 さらに，眼科において，島根県内では初めての「加齢黄斑変性症に対する光線力学療法」を用いた治療（１８年度２８人）を開始し，以降地域医療機関からの患者紹介が急増するとともに，皮膚科では「悪性黒色腫におけるセンチネルリン	引き続き，産学官の連携及び共同研究の推進並びに大型検査・治療機器を計画的に整備充実し，治療技術の開発と高度で先進的な医療の実現を目指す。	

			パ節の遺伝子診断」を，外科では「自動吻合器を用いた直腸粘膜脱又は内痔核手術治療」について，それぞれ先進医療の諸準備に着手した。 高度医療機器については，「リニアック」及び「高磁場ＭＲＩ（３．０テスラ）」の大型医療機器を導入し，治療・検査機能の充実を図った。		
	【１１９】 ○　地域医療機関の指導的役割を有する病院として，継続的に高度先進医療の実践を図る。 ○　各診療科単位に当該年度に重点的に推進すべき先端医療技術の研究課題を設定する。		（平成１９年度の実施状況） ・　４月，「病院医学教育研究経費」の中で，各診療科等から申請された研究テーマを評価・検証し，医療技術等の推進が期待される事業に対して予算措置をした。 ・　小児科において，１９年度から３年間の継続で，島根県内において新生児代謝異常スクリーニングのパイロットスタディーを開始した。 ・　１１月，歯科口腔外科において，歯牙欠損症にインプラント義歯治療技術を導入し，高度先進医療として承認された。 ・　３月，歯科口腔外科において，顔面領域に生じた広範囲の実質欠損に係る顎顔面補綴の技術導入に対して，高度先進医療として承認となった。 ・　３月小児科において，培養細胞による先天性代謝異常診断について，高度先進医療の承認申請を行った。		
【１２０】 自己細胞による再生医療と肝臓・腎臓等の移植医療を確立する。		Ⅲ	（平成１６～１８年度の実施状況概略） 自己細胞による再生医療と肝臓・腎臓等の移植医療を確立するため，分化誘導再生療法の専門家を医学部生物学の教授として採用し，基礎的な研究を開始するとともに，移植医療の施設整備として，病棟に無菌病床を３床増床し運用を開始した。さらに，将来的にその成果を腫瘍科（腫瘍センター）で臨床応用すること，及び「再生医療・移植センター」（仮称）の設置についても，病院再整備計画と併せ検討を行った。 また，再生医療の実践については，整形外科で自家骨から骨ネジを作成する技術を開発するとともに，自家関節軟骨細胞培養移植法の臨床応用（実用化）を，泌尿器科では，血液型不適合生体腎移植を開始し，死体腎移植及び膵腎同時移植の検討を開始した。さらに，診療科間においては再生医療・移植医療の推進を図るため，実施診療科の下に関係診療科が	引き続き，各診療科において進めている移植・再生医療の充実と安全な実施を図ることとし，２０年度において，腫瘍センター内の再生医療・移植センター機能の更なる充実を図る。	

			定期的にカンファレンスを開き，実施体制確立の検証を踏まえた検討をした。		
	【１２０】 ○　今年度，腫瘍センター（仮称）を設置し，その中に「再生医療・移植センター」機能も取り込み効率的な集学的チーム医療体制の構築を進める。 ○　尿路の再生，分化誘導再生療法，培養軟骨細胞移植等の自己細胞を用いた再生医療に積極的に取り組む。 ○　腎臓・骨髄などの移植医療を積極的に行うための環境作りについて具体的な取り組みの検討を進める。		（平成１９年度の実施状況） ・　４月に「腫瘍センター」を設置し，「再生医療・移植センター」機能も取り込み，効率的な集学的チーム医療体制の構築を進めるため，検討を開始した。 ・　７月，尿路の再生，造血器腫瘍に対する分化誘導再生療法，培養軟骨細胞移植等，当該診療科において，自己細胞を用いた再生医療の推進を図った。 ・　１０月，腎臓・骨髄などの移植医療を積極的に行うための，環境作りについて腫瘍センター等で検討に着手した。		
【１２１】 医療人の生涯教育，研修等に必要な「病院医学教育センター」（仮称）を設置する。		Ⅳ	（平成１６～１８年度の実施状況概略） 「病院医学教育センター」（仮称）設置を目指すとともに，医療人の生涯教育，研修等にも取り組むこととし，「夢と使命感をもった地域医療人の育成プログラム」で米国の３つの大学に，９９人の教員・研修医等を派遣し，教育と育成環境の現状視察等を行った。また，地域医療人育成事業の推進を図るため，遠隔医療教育システムを県内の関連病院３箇所に設置し，本院と関連病院との間で９２回に亘りシステムを介して研修医等との遠隔医療教育を行った。これらの地域医療人育成の取組を踏まえ，医学部に「地域医療教育学講座」を設置し，併せて，これと連携を有する「地域医療教育センター」（仮称）及び「病院医学教育研究センター」（仮称）の設置について検討を行った。 また，研修事業については，学内者に対して定期的に医療安全，感染対策，医療情報等に関する講演会やセミナーを実	設置する「病院医学教育センター」（仮称）で医療人の生涯教育，医療安全管理・教育，研修等の着実な推進を図るとともに，２０年４月に設置する「地域医療教育研修センター（仮称）」と連携し，地域医療人育成を推進する。 また，内視鏡手術の実践的教育を推進するため「内視鏡手術トレーニングセンター」の	

			施するとともに，学外の医療人を対象とした講演会や研究会などの生涯教育を地域で開催した。 研修費等の支援では，病院医学教育研究費制度を制定し職員に対して研究費，旅費・受講料等の支援を実施し，病院の教育・研究の活性化と資格取得など人材育成に成果を上げた。	充実を図る。	
	【１２１】 ○　地域医療人育成を推進する「地域医療教育センター（仮称）」の設置に向けて準備を進める。 ○　「地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支援プログラム」－日本版ＷＷＡＭＩプログラム－を実践することにより地域医療人育成事業を推進する。 ○　医療安全の推進を図るため，医療人の研修を企画し実施する。		（平成１９年度の実施状況） ・　７月，医学部に設置した地域医療教育学講座の教授就任に伴い，連携を視野に入れた「地域医療教育センター（仮称）」の設置に向けて諸準備を進め，２０年４月に設置することとした。 ・　「地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支援プログラム」－日本版ＷＷＡＭＩプログラム－実践のため，５月～６月に教員，研修医等１９名をオーストラリアメルボルン大学へ，１０月に米国のハワイ大学とコロラド大学に教員，研修医等２７名を派遣し，教育と育成環境の現状視察を行い，地域医療を担う医師育成へ向けた意識づくりが促された。 ・　７月と２月に「島根大学医学部地域医療教育ＦＤ」を開催し，外部有識者の講演会を交え研修を行った。 ・　７月，医療安全の推進を図るため，外部有識者及び学内の専門医師等による医療関係者に対する研修会を実施した。 ・　３月に「内視鏡手術トレーニングセンター」を設置し医師に対し内視鏡手術の有用性・安全性と体系的トレーニング開始のための諸準備に着手し，２０年度に運用を開始することとした。 ・　医療従事者の生涯教育や医療安全教育・研修の統括と医療関係者に対する病院医学教育の推進を図るため，「病院医学教育センター（仮称）」の設置に向けて諸準備を進め，２０年４月に設置することとした。		
【１２２】 「卒後臨床研修センター」を拡充整備し，学外の関連教育病院との連携を強化する。		Ⅳ	（平成１６～１８年度の実施状況概略） 「卒後臨床研修センター」の拡充整備の一環として，既存の「卒後臨床研修センター」に専任の講師を配置し，学外の研修協力病院等との連携の強化を行った。 この専任講師が定期的にこれら研修関連病院を訪問し，研	平成２０年度新たに設置する「地域医療教育研修センター」と連携し，県境を越えた大学病院間の連携推進・	

			修内容の打ち合わせ，研修医と面談を行うなど連絡調整を行うとともに，医学部と連携し地域病院を巡回して県内の多くの施設で学生の地域実習が行える体制を構築した。 また，初期臨床研修プログラム・環境の発展向上，臨床指導医の意識・指導スキルの向上を図るため島根県主催の「研修医等定着特別対策事業」に参画し，「臨床研修指導医講習会」，「臨床研修プログラム発展講習会」等を共催した。加えて院内において，より円滑かつ効果的な初期臨床研修を目指し，「卒後臨床指導代表者会議」を毎月開催して研修状況の把握，研修内容の向上に努めた。臨床教育体制においては，本院および県内の臨床研修協力病院・施設３機関に高精細遠隔診療教育システムを導入し，双方向性の通信・中継を行うことで「卒後臨床研修センター早朝セミナー」や遠隔診療および共同カンファレンスを開催し，各機関との連携強化を行った。 この取組は，地元新聞で複数に亘り取り上げられ，いくつかの学会でも発表され，医師不足解消へ向けた取組みとして大きな反響を呼んだ。 医療安全管理の観点から研修医が行う医療行為について安全かつ効率的な研修を行うための「安全管理マニュアル」を改訂し，周知徹底した。	関係強化のもと，臨床研修プログラムならびに優れた専門医の育成システムの構築を図る。その端緒として，県内の医療機関及び東京医科歯科大学との間で「広域連携診療研修プログラム」を開始し，研修医の相互交流を行う。加えて本院各診療科との連携・協力体制の強化を図るとともに，島根県から本院に委託された「研修医等定着特別対策事業」へ積極的に関与し，卒後臨床研修事業の推進・発展を目指す。	
	【１２２】 ○　学外の臨床研修協力施設との連携を強化する。 ○　「卒後臨床研修センター」の業務評価を行い整備拡充を図る。 ○　高精細遠隔診療システムを用いた遠隔診療教育の継続的な充実を図る。		（平成１９年度の実施状況） ・　１７年度以降導入した高精細遠隔診療教育システムを使用し，本院と県内の３医療機関との間で遠隔診療補助事業及び共同カンファレンス事業等（１９年度１１１回）を継続し充実を図った。 ・　７月，新たに高精細遠隔診療システムを隠岐郡西ノ島町の診療所に設置し，本院皮膚科医師と現地医師により遠隔診療（１９年度２１回）を開始した。 ・　研修医が安全かつ効率的な研修を行うことができ，無駄のない労働環境構築のため，１８年度設置した「病棟等業務標準化ＷＧ」の下に，病棟内業務の統一化・標準化を図った。 ・　円滑な臨床研修実施を目指し，研修医と各診療科等の代表指導医による「意見交換会」を開催し，卒後臨床研修における問題点・改善点を確認し，より良い研修環境の実現		

			を図った。 ・　１２月導入した「手術モニタリングシステム」で得られる映像を，リアルタイムで卒前・卒後教育に役立てると共に，ｅ－ｌｅａｒｎｉｎｇのコンテンツ用資料として活用するため検討を開始した。 ・　卒後臨床研修が地域の特殊性を踏まえて効率的に行えること，また，視野の広い若手医師を育成することを目的に，県内僻地医療機関及び東京医科歯科大学と研修医の相互交流を図ることとし「広域連携臨床研修プログラム」を厚生労働省へ申請した。 ・　卒後臨床研修の一環として，幅広い医療の知識・技術の習得のため，引き続き外部有識者を講師に招き，講演会を開催し研修の効率化を図った。 ・　「卒後臨床研修センター」の業務評価を行うため，臨床研修医を対象に実施したアンケート調査等を基に点検・評価を行い，業務等の改善に着手した。		
【１２３】 病院情報の公開を推進する。		Ⅳ	（平成１６～１８年度の実施状況概略） 病院情報の公開を推進するため，「診療案内」を毎年作成し県内医療機関（１，２０８施設）に配布し，併せホームページにその内容を掲載している。また，広報誌「病院ニュース」を毎年４回定期的に発行し教職員及び来院患者に公開している。このことにより，医療機関等からは，本院の医師の専門分野等が分かり患者紹介等に活用でき好評を得ている。 さらに，「まめなかくらぶ」と題した健康番組を制作し，県内５地域のケーブルビジョンを通し，放映するとともに，地域住民対象の健康教育講演会を開催し，地域住民の方から好評を得ている。 また，診療等の研究情報を積極的に公開するため，病院の活性化を目的に本院独自に制度化し運用を行っている「病院医学教育研究」について，その研究成果を評価し，ホームページに掲載している。 院内では，医療相談室に医療ソーシャルワーカーを増員し，きめ細やかな診療情報提供と医療福祉相談等の充実を図るとともに，患者図書室を設置し，診療情報等を含めた医療情報を公開している。 このような情報公開に伴い，個人情報等をより一層適切に	引き続きケーブルビジョンを利用した健康講座，地域住民を対象とした健康教育講演会及び本院ホームページや「診療案内」等で，最新の医療業績等を含めた診療情報を積極的に発信する。	

			保護・管理に努めるため「診療録閲覧室」を設置し，診療録の閲覧をより適正に行っている。また，患者さん等の個人情報を適切に保護する体制を整備し情報公開の安全性を確保し，信頼頂ける病院として認識頂くため，ＪＩＳＱ１５００１に準拠したプライバシーマークの認証を取得した。		
	【１２３】 ○　良質な医療の提供を推進し確保するため，病院機能評価認定の更新を行う。 ○　本院のホームページで医療業績等を含めた医療情報を公開する等，診療情報を積極的に発信する。 ○　患者さん相談室の相談内容の解析を進め，良質な医療の提供と医事紛争の防止に努める。		（平成１９年度の実施状況） ・　１８年度に引き続き，本院のホームページに病院医学教育研究の内容と評価等を掲載し，広く一般に公開する等，情報発信に努めた。 ・　４月に「患者相談室」に医療ソーシャルワーカー（MSW）を１名増員し，相談内容等の解析を開始した。 ・　１２月導入した「手術モニタリングシステム」により手術中の映像を患者家族待合室に配信し，見学希望の家族に公開し，また，術後に，患者及び家族に対し記録した映像を手術内容の説明に活用することを決定した。 ・　１８年度に個人情報保護体制を構築し認定取得したプライバシーマークについて，患者の情報保護体制を継続するため，８月に内部監査を実施した。 ・　３月に良質な医療の提供を推進し確保するため，バージョン５での病院機能評価更新の認定取得を行った。		
【１２４】 安全管理を担当する医療人を配置し，安全管理部門の機能強化を図る。		Ⅳ	（平成１６～１８年度の実施状況概略） 安全管理を担当する医療人を配置し，安全管理部門の機能強化を図るため，医療安全管理室を設置し専任の安全管理リスクマネージャーを配置した。このことにより，全職員を対象とした医療安全のための研修会及び中途採用職員を対象とした研修会を毎年５回～６回開催するとともに，医療事故防止対策マニュアルの更新，院内Ｗｅｂへの掲載，インシデントレポートの電子化及びポケットサイズの安全マニュアルを改訂し職員に配布して安全管理の周知徹底を図っている。 また，インシデントレポートを電子化し，分析等のスピード化により対処方法の伝達及び指導に役立て，安全対策の向上を図るとともに，毎月１か月ごとにインシデントレポート解析して，予防策を講じ病院運営会議に結果を周知している。 さらに，院内感染対策に関して「感染対策室」の下に，国立大学附属病院感染対策協議会による調査（サイトビジッ	引き続き，医療安全管理室の下に安全マニュアル等の効率的な利用と，インシデントレポートに基づく医療トラブルの解析・予防対策等の推進を図る。また，２０年度に設置する「病院医学教育センター（仮称）」と連携を図り，医療安全教育・研修を効率的に行うとともに，平成２０年度から着工する附属病院再開発計画に併せ，Ｍ	

			ト）を受け，外部意見を踏まえて，院内体制を検証し，改善対策を講じるとともに，院内の医療機器に係る安全対策は，ＭＥ機器管理室で行うこととし，臨床工学技士の増員を図り，４種類の医療機器を中央管理するなど，ＭＥ機器の拡充整備を行うとともに，機器管理ソフトウェアを本院独自に開発し，使用予約，点検・修理実績等をシステム管理出来る体制を構築した。また，外来中央診療棟に自動体外式除細動器装置（ＡＥＤ）を配備し，毎年６回程度安全管理研修会及び取扱説明会を実施している。	Ｅ機器管理室の整備・拡充を行う。	
	【１２４】 ○　安全管理体制を強化するために，インシデントレポートを項目ごとに解析して，エビデンスに基づいた医療安全活動を進める。ポケットサイズの安全マニュアル等の効率的な利用を促進し，きめ細かい医療事故防止対策を実行する。 ○　医療事故防止のための研修会等を定期的に開催して，職員の出席率を確保し，安全と効率についての啓発活動を積極的に進める。 ○　院内感染防止対策を推進するために，抗生剤適正使用のためのモニタリング，医療廃棄物処理体制の見直し，職場環境の美化を行う。 ○　医療機器等の安全管理システムを構築するため，ＭＥ機器管理室の整備拡充を行い，管理機器の充		（平成１９年度の実施状況） ・　医療安全のための職員の研修会等を病院全体で計１９回実施した。 ・　医療事故防止対策マニュアル」を最新版に更新し，各部署に配布した。 ・　医療法に基づく「医薬品安全管理責任者」及び「医療機器安全管理責任者」を６月に選出し，安全管理体制の充実を図った。また，「医薬品手順書」を作成し医療機器の安全管理のために「保守点検計画書」を作成し関係部署に配付した。 ・　医療安全研修未受講者に対し，ＤＶＤを用いた効率的・効果的な研修の体制構築の検討を開始した。 ・　平成１８年度に電子化したインシデントレポートを活用し，事故の要因を更に深く解析し，エビデンスに基づいた医療安全活動を推進した。 ・　医療に対する患者の満足度を高め，医療上の紛争をゼロにすることを目指し，職員を対象とした医療安全研修会に，患者とのコミュニケーション，接遇に関する内容を取り入れることについての検討を開始した。 ・　働きやすい安全な環境作りを目的に，各病棟物品の配置等を標準化，及び医療廃棄物の処理方法の全面的な見直しを図るため検討を開始した。 ・　ＭＥ機器管理室の機器の管理体制の強化と充実を図るため，４月に臨床工学技士１名を増員し，更に２０年４月に２名を増員することとした。 ・　８月に更新を図った病院情報管理システムに併せ，電子カルテ記載状況及び各種オーダーを再チェックし，医療安		

	実，研修会等による安全と効率についての啓発活動を行う。		全体制の検証を行った。 ・　検査・治療に要する同意書・説明書をシステム化し，院内Ｗｅｂに掲載することにより，統一的な書式を基に迅速に的確な患者説明ができる体制を構築した。		
【１２５】 地域医療連携センターの役割を強化し，患者サービスと地域医療人との提携に最大限に活用する。		Ⅳ	（平成１６～１８年度の実施状況概略） 地域医療連携センターの役割を強化し，患者サービスと地域医療人との連携に最大限に活用するため，既存の「地域医療連携センター」の下に，本院と関連病院の協力体制を確立するため，島根大学医学部附属病院関連病院長会議や，島根県及び県内の主要な病院を含めた地域医療に関する協議会を設置するとともに，近隣８病院による「島根大学医学部附属病院医療連携会議」を設置し，地域医療機関からの本院への意見・要望を把握し，地域医療支援等の連携を強化した。 さらに，患者さんが望む医療・介護の実現に貢献するため地域医療連携講演会を，県内の離島と中山間地域でそれぞれ開催し，地域住民に好評を得ており，今後継続して毎年実施することとした。 また，インターネットを介した関連医療機関との連絡網を整備し，画像診断や共同研究及び治験を開始するとともに，地域医療連携センターでは，地域医療機関からの初診紹介患者予約サービスの開始，初診予約，検査予約，転院や退院などの手続きを円滑に行えるシステムの構築，脳卒中及び大腿骨骨折の地域連携クリニカルパスを作成し，出雲圏域の病院間での運用を開始するなど地域連携の強化を図った。 これらの取組の外，エイズ拠点病院として，広く知識の普及を図ることを目的に，県内医療機関等の職員を対象に研修会を開催したり，医師，薬剤師及びコメディカルスタッフからなる「エイズ患者医療チーム」により，横断的な診療に着手するとともに，他の拠点病院との連携強化を図った。	引き続き，県内関連医療機関との間で設置された各種会議及び連携システム等を積極的に活用し，地域医療機関等との相互理解・協力体制の強化と充実を図る。 また，地域医療連携センターの下に，ＭＳＷ（メディカルソーシャルワーカー）機能を強化し，患者サービスの充実に努める。	
	【１２５】 ○　初診紹介患者予約システムを検証し，効率的な患者受け入れ体制の整備・拡充を図る。 ○　地域医療機関等との連		（平成１９年度の実施状況） ・　紹介患者の増加を図るためインターネットを利用した２４時間紹介予約受付システムを構築し，１０月から運用を開始した。 ・　地域医療機関と転院・退院後の医療情報の共有を図るべく紹介患者追跡システムを構築中である。		

	携窓口の整備充実を図り，相互理解・協力体制を強化する。 ○　島根大学医学部附属病院関連病院長会議を継続的に開催し，地域医療の現状を踏まえながら，地域医療人育成に向けて密接な協力関係の推進を図る。		・　１０月島根大学医学部附属病院関連病院長会議を開催し県内の関連病院との連携強化を図った。 ・　出雲保健所と共同で策定し，平成１８年度から運用している脳卒中及び大腿骨頚部骨折の地域連携パスの電子化を図り，脳卒中については平成１９年１０月から電子カルテ上で運用を開始した。作成されたパスは地域医療情報ネットワークシステムを通して関連医療機関と交換し，連携の強化を図った。 ・　２０年３月，第３回地域医療連携講演会を川本町で開催した。		
【１２６】 外部有識者を加えた戦略企画室を中心とした効率のよい運営体制を確立する。		Ⅳ	（平成１６～１８年度の実施状況概略） 外部有識者を加えた戦略企画室を中心とした効率のよい運営体制を確立するため，経営改革推進室（後に経営支援室）と経営改革推進部会を設置するとともに，病院の総合的戦略の審議検討を目的とした「病院経営企画戦略会議」を設置し，毎月１回開催し改善に取り組んだ。また，経営改善の観点から外部有識者を招き講演会を開催した。 さらに，附属病院の管理運営などの附属病院全体に係る諸問題等の検討を行うため「病院長・副病院長会議」を設置し，毎月２回定期的に開催している。また，病院再開発に関し専門的に検討を行うこととし「病院整備推進室」を設置し，併せ「病棟再開発構想ＷＧ」を立ち上げ附属病院再整備計画（案）の作成作業を開始するとともに学外業者に委託し，第三者分析・評価を行い，その結果を参考に最終基本構想等の取りまとめを行った。	引き続き，病院経営企画戦略会議を中心とした効率的な運営体制のもと，外部有識者を加えた附属病院経営懇談会の意見を参考に，より一層の効率のよい運営体制の確立を図る。	
	【１２６】 ○　外部有識者を加えた戦略企画室を中心とした効率のよい運営体制管理システムを構築する。 ○　病院再開発に関し，基本構想を基に具体的な増築・改修等計画について検討を進め，再開発計画を積		（平成１９年度の実施状況） ・　より一層の経営改善を図るため，外部有識者２名（民間病院代表者，国立大学法人職員）を加えた「附属病院運営経営懇談会」を９月に設置し，１月に第１回会議を開催し提案意見に対して改善に着手した。 ・　病院再開発に関し，基本構想を基に具体的な増築・改修等計画について検討を進め，平成２０年度概算要求を行い予算内示を受けて，附属病院の基本設計に着手した。		

	極的に推進し早期実現を図る。				
【１２７】 患者サービスの向上につながる各種業務の外部委託の導入を図る。		Ⅳ	（平成１６～１８年度の実施状況概略） 患者サービスの向上につながる各種業務の外部委託の導入を図るため，患者の医療費支払いにクレジットカード決済の導入や，外来受付部門，救急部時間外診療受付部門及び診療料金の収納業務を，医療専門業者に委託するとともに，医療費節減と薬剤師の機能分化に伴う患者サービス向上を目的に，投薬は院外処方を原則とし実施することとした。その結果，院外処方率が４６％から，９３％まで増加した。 また，患者アメニティーの充実を図るため，院内廊下・待合室に絵画の展示及び病院内に「患者図書室」を設け，出雲市図書情報センターとの貸借システムを導入し利用患者の便宜を図るとともに，外部資金による図書購入や職員等からの寄付により蔵書の充実を図った。このことにより，入院・外来患者さんから好評を得ている。 さらに，電子カルテ化の本稼働により，電子カルテの情報を活用した診断書・証明書発行システムを導入し，迅速な諸証明書発行が可能となり，患者サービスの向上につながった。	引き続き，医療情報システム等の活用により，地域医療機関等との連携を強化し患者サービスの充実を図るとともに，外部委託業務の検証等を行い，効率的な患者サービスを推進する。また，入院ボランティア活動の推進を図り，定期的な病院内コンサート等を実施する。	
	【１２７】 ○　電子カルテを用いた各種診療・治療計画及び証明書等の作成・発行について，病院情報管理システムを基に整備・充実を図る。 ○　患者サービスと効率的な診療・治療を実施するため，クラークの配置，各種生体検査の効率的運用を図る。 ○　患者図書室の整備・充実を図る。		（平成１９年度の実施状況） ・　患者サービスと効率的な診療及び各種生体検査を実施するため，４月以降リハビリテーション部に理学療法士２名，作業療法士１名を増員し，また，病棟に６名，外来診療科に１名のクラークを，診療科等に管理栄養士１名，視能訓練士１名，歯科衛生士１名，臨床検査技師１名をそれぞれ増員した。 ・　５月に病院情報管理システムを更新し，ハード，ソフトの増強を行い，各種証明書の電子化及び治療計画書の電子化等により患者サービスの向上を図った。 ・　７月からボランティアによる院内コンサートを定期的（毎月１回）に開催し，患者サービスの向上を図った。 ・　７月，「絵画の持つ癒しの効果による明るい病院」を目指し附属病院に絵画を展示し，患者サービスと環境改善に取り組んだ。 ・　８月に放射線撮影検査及び超音波などのスクリーニング検査をシステム化し実施し，各種生体検査の迅速化・効率		

			化を図るとともに，患者サービスの向上を実現した。 ・　医療の標準化と質の向上を目指して「クリニカルパス構築ＷＧ」を設置し運用に向け検討し，２月に診療科疾病別の電子クリニカルパスを完成させ一部試行を開始した。 ・　患者図書室と本学の附属図書館との連携を強化し，患者図書室の蔵書検索サービスを実施するとともに，職員等からの寄付により蔵書の充実を図った。		
【１２８】 医療材料等の購入と使用の両面において効率的な管理体制を確立する。		Ⅳ	（平成１６～１８年度の実施状況概略） 医療材料等の購入と使用の両面において効率的な管理体制を確立するため，医療材料部専門部会の下に，医療材料採用基準に関する取り決めを定め，既存採用品及び新規採用品の再検討・見直しを実施するとともに，医療材料等の購入に当たっては，市場価格調査，価格交渉を強化し，随時変更契約を行うなど効率的な契約方法を取り入れることとした。 また，医療材料の購入に当たり，市場価格調査・分析，価格交渉を外部専門業者のネゴシエーターに依頼し，契約担当部署の強化を図るなどした。その結果，１７年度３，２００万円，１８年度４，０００万円の医療材料経費の削減を行った。医薬品採用は，後発医薬品メーカー評価データベースを構築し，後発医薬品の採否に適用するとともに，購入に当たっては，市場価格調査，価格交渉を強化し，効率的な契約方法を取り入れるなどを行った結果，１７年度６，０００万円，１８年度２，９９０万円の医薬品購入費削減を達成した。 さらに，医薬品・医療材料等の院内物流について，効率的な管理体制を敷くため，病院情報管理システムを含めたシステムの構築及び院内ＳＰＤの導入について検討を行うとともに，レセプトデータを基に経営分析を行うため病院経営サポートシステムを導入し，医薬品費の削減に係る分析に着手した。 また，老朽化した高額医療機器について，必要性，緊急性，費用対効果等を考慮して計画的な更新を図ることとし，「リニアック」，ＭＲＩ（３．０テスラ）及び腹腔鏡下手術システム外の更新を行った。	引き続き，医療材料管理室を基とした，院内物流中央管理システム（ＳＰＤ）の活用と検証を行い，医療材料の効率的な管理体制を推進するとともに，各種経費の削減を行うため，医薬品・医療材料等の市場調査や価格交渉の強化を継続的に行う。 また，老朽化した大型医療機器の計画的な更新を実施する。 さらに，平成２０年度から着工する附属病院再開発計画に併せ，医療材料管理室の移設等を含めた院内ＳＰＤのより効率的な体制を整備する。	
	【１２８】 ○　医薬品・医療材料等の医		（平成１９年度の実施状況） ・　５月に病院情報管理システムを更新し，物流管理システ		

	療提供体制の効率化を図るため，収益性，経済合理性について追跡調査を進める。 ○　医薬品・医療材料等の請求，購入，入庫管理，出庫管理及び在庫管理を効率的に行うために，院内物流中央管理システム（ＳＰＤ)を導入する。 ○　各種経費の削減を行うため，医薬品・医療材料等の購入計画，購入方法を再検討し，購入契約前後の市場調査や価格交渉を強化し，費用対効果を十分に考慮するとともに，購入内容の再点検，代替品や類似品の導入，一元的管理，新製品の評価等を積極的に実施する。 ○　老朽化した医療機器の計画的な更新を実施する。		ム及び薬品在庫管理システムを含む院内物流中央管理システム（ＳＰＤ)の構築を行い，医療材料，医薬品等の請求，購入，入庫管理，出庫管理及び在庫管理の効率化を図った。 ・　１８年度に契約を行った外部専門業者から得た交渉手法等を用いて未着手の医療材料（保険償還価格のある高額な医療材料）を中心に価格交渉を実施し，１８年度に比較し約１，７００万円の医療材料費の削減を行った。 ・　材料部専門部会及び薬剤部専門部会等において，購入品の再点検を行い，より安価な代替品や類似品の導入を図り，１８年度に比較し約１９０万円の検査用試薬購入費の削減を行った。 ・　医療材料購入費削減を進めるため，９月から県内８総合病院等と連携を図り，総購入数量を基にメーカー等と価格交渉を開始した。 ・　老朽化した高額医療機器の計画的な更新を図るため，患者モニタリングシステム，画像処理装置，高圧蒸気滅菌装置を更新した。また，リニアックの更新を計画している。		
			ウェイト小計		

Ⅱ　教育研究等の質の向上の状況
（３）　その他の目標
③　附属学校に関する目標

中期目標	①　幼児・児童・生徒に確かな基礎学力と「自ら学び，自ら考える力」を育む附属学校を創る。 ②　教育学部とともに歩み，教員養成学部を支える新たな教育観・教職観に満ちた附属学校を創る。 ③　地域に開かれ，地域を育み地域に育まれる附属学校を創る。 ④　２１世紀の教育を実践するに相応しい附属学校の組織及び施設設備を創る。

中期計画	平成１９年度計画	進捗状況	計画の進捗状況等		ｳｪｲﾄ
			平成１９年度までの実施状況	平成２０～２１年度の実施予定	
【１２９】 少人数教育(教科，教科外活動における少人数学級編成，複数教員による指導，大学院生によるチームティーチング（ＴＴ）教育等)に関する実践的研究活動を推進する。		Ⅲ	（平成１６～１８年度の実施状況概略） ①幼稚園・小学校では，国語，算数，社会，理科の４教科に重点を置き，全教科にわたる２０人規模の学習会を毎年１０時間行った。また，毎年，年間を通して院生が教員の補助者であるＴＴとして授業を行った。さらに，複式学級における学年別指導を行った。 ②中学校では，毎年，１学級２０人規模の選択教科を全学年通して実施した。また，英語科において，ＡＬＴを週４時間配置し，全学級の生徒に対し英語教員とＡＬＴとのＴＴによる指導を行った。さらに，年間を通して，院生が教員の補助者であるＴＴとして授業を行った。 ③幼稚園・小学校・中学校では，平成１８年５月に島根県が実施した学力調査に参加し，子ども達の調査結果を分析した。その結果，小学生・中学生ともに島根県の平均値や国の平均値よりもかなり高い学力であった。さらに基礎学力を向上させるための研修会を三附属合同で行い，これらの結果をもとに基礎学力を向上させる教育課程について検討した。 このような実践的な取組みにより，発達段階に応じたきめ細かな教育の実現に大きな成果を上げた。	平成２０年度からの改組計画の実施状況を分析・整理し，問題点・課題等があれば，必要に応じ改善を図る。	
	【１２９】 平成２０年度から「幼，		（平成１９年度の実施状況） ①幼稚園・小学校では，前年度同様に国語，算数，社会，理科		

	小，中一貫教育」の本格導入を図るため，本年度を試行期と位置づけ，学校経営，教科指導，生徒指導等の分野で改革を実施する。		の４教科に重点を置き，全教科にわたる２０人規模の学習会を行ったが，年間延べ３４時間と時間数を大幅に増大した。また，複式学級における学年別指導を行った。さらに，　算数と国語について，それぞれの一部の単元について，１学級３０人弱の少人数指導を行った。 ②中学校では，前年同様，１学級２０人規模の選択教科を全学年を通して実施した。 ③幼稚園・小学校・中学校では，平成２０年から実施する一貫教育の観点に立つ附属学校園改革案として，幼稚園２０人，小学校３０人，中学校３５人編成の少人数教育案をまとめ，平成２０年度から実施することとした。 このような少人数学級編成案の実施は，国立大学法人の附属学校ではまだ少数であり，子ども達の発達に応じたきめ細かな指導が可能となり，学力の一層の向上が期待できる。		
【１３０】 新教育課程，新カリキュラムに対応した，総合的学習等の実践的教育研究活動を推進する。		Ⅲ	（平成１６～１８年度の実施状況概略） ①平成１６年度に総合的な学習時間を設け，小学校では「ちどりいきいきタイム」と称して，自然体験，文化理解体験，社会生活体験，文化創造体験と英語活動などを組み合わせて展開した。また，中学校では「ＢＲＩＤＧＥ」と称し，「生き方を学ぶ」という主題のもとに，１年生は福祉体験，２年生は職業体験，３年生は社会体験というように，学年によって活動を大きく区分した。 これらは他校にはない独自な取組みであり，その後毎年実施している。 ②平成１７年度に，幼稚園・小学校と連携して，子ども達がともに取り組む総合的な学習プログラムを考案し，実践した。また，地域の教育資源を活用して，美保関の公民館，風土記の丘センター，神社・仏閣に出かける校外学習を行った。さらに，総合的な学習の時間や生活科の学習において，保護者・地域住民を指導者として招き，学習の充実を図った。 一方，体育，美術など教育学部教員を指導者として招いたり，大学の研究室や体育館に出向いたりして，専門的な指導を受ける機会を設け，知識・技術の定着とともに，児童・生徒の興味・関心や意欲の向上を図った。この取組みは，平成１８年度も実施した。また，松江市の環境教育実践校の指定を受	今後，３校園の合同研修を更に充実させ，実践的教育研究活動などの推進を図るとともに，地域の学校教員の研修の機会を提供する計画である。そのため，これまでの実績を分析・整理し，問題点・課題等があれば速やかな改善を行う。	

			け，小・中学校ともに理科，社会科，技術・家庭科において，省エネルギーや環境にやさしい生活の実践を実現する教育実践研究に取り組んだ。 ③平成１８年度に，平成１７年度から３ヵ年計画で，教育学部が（財）社会経済性生産性本部・エネルギー環境教育情報センターより「エネルギー教育に関する研究・実践を推進する地域拠点大学」の指定を受けたことに伴い，小学校と中学校の理科，社会，家庭科においてエネルギー環境教育に取り組み，その成果の一部を１２月に開催した第１回の附属学校園一貫教育を語る会において公表した。また，３月に出雲科学館で開催した「先生と親子のためのエネルギー教育フェアｉｎ島根」において，学部・附属教員が協働して「理科におけるエネルギー環境教育」，「社会科におけるエネルギー環境教育」，「家庭科におけるエネルギー環境教育」のワークショップを行った。 さらに，小学校で，本学生物資源科学部附属農場と連携して，農場で生産しているさつまいもを食材とした地産地消の給食の実現と，生物資源科学部教員の出前授業による食育の推進を図った。		
	【１３０】【１３１】 本年度も「幼，小，中一貫教育」に関する研究会を継続開催し，地域の公私立学校教員の研修機会を提供する。		（平成１９年度の実施状況） ①「幼，小，中一貫教育」に関する研究会を開催した。これには島根県を中心に中国５県や関西地区を含めて２５０人以上の参加者があり，「幼・小・中一貫教育」の一つのモデルを提供することができた。 ②１８年度に引き続き，小学校・中学校ともに理科，社会科，家庭科においてエネルギー環境教育に取り組んだ。これらはＩＳＯ１４００１認証の取得にもつながり，附属学校園のエネルギー消費の節減にも貢献した。また，生物資源科学部附属農場と連携して，引き続き給食を核にした食育の充実・発展に取り組むとともに，教育学部と連携して，幼稚園では弁当，小学校では給食，中学校では家庭科学習を核にした食育の取組みを保護者との連携・協力のもとに開始した。これらの取組みらより，給食の残飯の削減と，子ども達にとってのワクワク給食を実施することができた。		

【１３１】 「幼－小－中」一貫教育に関する実践的教育研究活動を推進する。		Ⅲ	（平成１６～１８年度の実施状況概略） ①平成１６年度に，幼・小・中一貫教育を推進する具体案について検討を開始した。特に附属学校部，附属学校運営協議会においてＷＧを設置して検討を行い（開催回数９回，延べ１８．５時間），附属学校改革案を作成した。 ②平成１７年度には，１９年度を目途とする，４-３-４制による幼・小・中一貫教育の改組・改革案を立案した。 ③平成１８年度には，４-３-４制による幼・小・中一貫教育の改組・改革案をさらに検討するとともに，一部改革試行案を実施し，その成果を「幼，小，中一貫教育」に関する研究会において，公表した。	平成２０年度からの改組計画の実施状況を分析・整理し，問題点・課題等があれば，必要に応じ改善を図る。	
	【１３０】【１３１】 本年度も「幼，小，中一貫教育」に関する研究会を継続開催し，地域の公私立学校教員の研修機会を提供する。		（平成１９年度の実施状況） これまでの検討案を基に，文部科学省との協議を踏まえ，平成２０年度から次のとおり改善・改革を進めることとした。 ・幼稚園の三歳児学級廃止 ・小学校複式学級廃止 ・少人数教育への転換（幼稚園２０人，小学校３０人，中学校３５人学級） ・特別支援学級の再編（複式学級化，特別支援教育の拡充） ・三校園統一の専任校長および副校長の配置 ・三校園の合同研修体制の充実		
【１３２】 「特別支援教育推進室」の機能を充実させ，多様な教育相談に対応できる環境を整備する。		Ⅲ	（平成１６～１８年度の実施状況概略） ①平成１６年度に，平成１４年度に開設した「こころの相談室」体制を幼稚園と小学校及び中学校の２グループに分け，発達段階に応じてきめ細かい対応ができるようにした。また，幼稚園・小学校・中学校それぞれについて，学部相談スタッフを１人から２人に増員し，その充実を図った。 ②平成１７年度に，小学校の特別支援教育担当教員による教育相談を開始し，火～金曜日，時間帯を午前と午後の両方に設けるなどの工夫を行った。また，大学院生によるメンタルフレンド制度を設け，子ども達のこころの悩みや相談に，保護者や教員とは異なる立場から相談に対応した。	基本的に，特別支援教育体制は構築され，また，多様な教育相談の体制も整った。今後は，これらの実施の状況を分析・整理し，必要があれば所要の改善を行う。	
	【１３２】 「特別支援教育推進室」		（平成１９年度の実施状況） 「こころの相談室」に，学部教員（講師）の専任カウンセラ		

	事業を引き続き実施し，特別支援教育プログラムの改善を行う。		ーを週２日常駐させた。また，学部相談スタッフを配置して，すべての相談に対応できるように，相談体制の拡充と充実を図った。さらに，保護者向けに，こころの相談室のリーフレットを作成し，配布した。 これらの取組みにより，こども・保護者の悩みや相談にきめ細かく対応できたため，不登校が小学校ではなくなり，中学校では１～２名に減少した。		
【１３３】 平成１８年度末までに，入学者選抜の在り方について検討し，結論を得る。		Ⅲ	（平成１６～１８年度の実施状況概略） ①平成１６年度から，幼・小・中一貫の附属学校園にふさわしい入学者選別方法のあり方の検討を開始し，１８年度末に成案を得た。また，幼・小連絡会と小・中連絡会を設け，お互いの情報交換とこれまでの入試の課題について検討した。 ②平成１７年度からは，３附属合同で入学面接検討委員会を設け，幼・小・中一貫を見据えた入学面接のあり方を検討した。	平成２０年度からの改組計画に基づく，児童・生徒の受入状況を分析・整理し，問題点・課題等があれば，必要に応じ改善を図る。	
	【１３３】 平成２０年度の「幼，小，中一貫教育」の本格導入を図るため，引き続き入試方法について検討を行う。		（平成１９年度の実施状況） 平成２０年度実施に向けて，入試方法を検討し，具体的な方法を決定するとともに，それに沿った入学者選抜を実施した。		
【１３４】 学生の「教育実習」担当教育機関として，年間を通して教育実習生の受入を行うとともに，「学部教育支援センター群」と協働して教育実習プログラム開発に関する実践的研究を推進する。		Ⅲ	（平成１６～１８年度の実施状況概略） ①平成１６年度に，３附属学校園において，教育学部が必要とする全ての教育実習を引き受けることとし，１年生から学年進行で実施した。また，教育支援センター，ＦＤ戦略センターなどの学部附属教育研究施設と協働して，４年一貫の教育実習体制の整備計画を立案するとともに，教育実習Ⅰ～Ⅵのプログラム開発に着手した。 ②平成１７年度に，学部学生の４年一貫で，教育的実践力の向上を目指した教育実習Ⅰ～Ⅵのプログラムを構築した。 このうち学校教育実習Ⅰでは，附属幼稚園・小学校・中学校において５日間の授業観察を行い，授業を「観察する」「記録する」「協議する」という３つの体験を通して，教師の仕事を体験させた。 学校教育実習Ⅱでは，主専攻の校種・教科に対応した授業観察や附属学校での研究会参加を通して，授業を見る視点の	附属学校としての学部学生の教育実習に係るプログラムは構築され，円滑に運用されている。今後は，この実施の状況を分析・整理し，必要があれば改善を図る。	

			獲得や模擬授業演習を行わせた。 学校教育実習Ⅲ及びⅣでは，主専攻に対応した附属小学校・中学校での５週間の実習として，これまでの学習を踏まえて，自分で授業を実際に行った。 学校教育実習Ⅴでは，：学校教育実習Ⅲ，Ⅳと異なる校種で実習を行い，様々な年齢層の子どもを対象にすることにより，子どもの成長・発達の理解を深めさせた。 学校教育実習Ⅵでは，自ら課題を持って取り組む実習として，自分の専門性を深める主専攻型の実習や専門を広げる副専攻型実習から選んで，１週間の実習を行わせた。 ③平成１８年度は，「幼・小」，「小・中」の接続期における「人間関係力」育成に向けた教育プログラムの開発・試行を実施した。		
	【１３４】 年間を通じた「教育実習」プログラム開発の最終年度としてこれまでの成果及び課題を検証する。「幼小」「小中」の接続期教育プログラムを開発し，試行する。		（平成１９年度の実施状況） 年間を通した教育実習プログラム開発の最終年度として，これまでの成果及び課題を検証した。 これらの教育実習システムの実施により，学部・附属学校園の連携・協力のもとでの実習が附属学校園のみで一貫して実施可能となり，教育実践力の向上に貢献しているものと評価した。		
【１３５】 「特別支援教育体験」（１年次必修）の実施等，学生の教育体験，子ども体験活動に資する多様なプログラムを開発し，教育学部学生の資質形成に有効なフィールドを提供する。		Ⅲ	（平成１６～１８年度の実施状況概略） ①特別支援教育体験プログラム及び教育実習中の生活指導プログラムを開発，実施した。 ②１０００時間体験学習ボランティアと連動させて，授業のサポート，郊外活動・特別活動のサポート，テニス，卓球，サッカー，造形クラブ部など部活指導などプログラムを開発，実施した。	附属学校としての学部学生の教育実習に係るプログラムは構築され，円滑に運用されている。今後は，この実施の状況を分析・整理し，必要があれば改善を図る。	
	【１３５】 特別支援教育体験及び附属学校・園の児童・生徒を対象とした学生の体験学修について，これまでの成果と課題について検証		（平成１９年度の実施状況） 年間を通じた体験プログラム開発の最終年度としてこれまでの成果及び課題を検証した。 これらの体験学習システムの運用により，学部・附属学校園の連携・協力のもと，一貫した指導体制て実施でき，教育実践力の向上に貢献しているものと評価した。		

	する。				
【１３６】 大学院生の教育実践研究に積極的に対応し，学校経営，教科指導，教科外指導等あらゆる教育領域にわたる研究活動を支援する。		Ⅲ	（平成１６～１８年度の実施状況概略） 平成１６年度以降，大学院生の研究指導に対応するため，教育実践研究を支援するサポート体制について検討した。 また，保健室において子ども達のメンタルフレンドとして接することを通して，修了に必要な単位の取得と修士論文の作成に必要なデータを収集させた。また，こころの相談事業に，学部相談スタッフのサポートとして当たることによって，知識や技術を高めさせることができた。 ○修士論文作成のための授業実践研究や調査研究 １６年度　１７年度　１８年度 幼稚園　0　1　0 小学校　1　0　2 中学校　0　0　0	基本的に，大学院生の教育実践研究を通しての研究活動支援プログラムは構築され，着実に成果が上がったものと理解している。今後は，これらの取組状況を分析・整理して，問題点・課題等があれば，必要により改善策を講じる。	
	【１３６】 大学院生を対象とする「教育臨床研究」を継続実施し，その成果と課題を検証し，教職大学院設置計画に反映させる。		（平成１９年度の実施状況） 前年度同様，保健室において，子ども達のメンタルフレンドの役割を担当することを通して，修了に必要な単位の取得と修士論文の作成に必要なデータを収集し，論文の作成を行うとともに，こころの相談事業に，学部相談スタッフのサポートとして当たることによって，心理カウンセラーの知識や技術を高めさせることができた。 これらの取組みにより，理論と実践を結合させる研究成果を上げることができた。 ○修士論文作成のための授業実践研究や調査研究 １９年度 幼稚園　1 小学校　1 中学校　0		
【１３７】 積極的に「調査研究指定校（文部科学省）」		Ⅳ	（平成１６～１８年度の実施状況概略） ①本中期目標期間における附属学校・園の実践的研究課題を「幼・小・中一貫教育の在り方に関する総合的研究」と定め，	これまでの実績を分析・整理し，問題点・課題等があれば速やか	

等に取り組み，学校教育改革に資する実践的研究を推進するとともに，地域の公立学校等に対し研究成果の公表，指導・助言を行う。			平成１６年～１７年度において，研究の方向性，附属学校改革の方針，附属学校園教職員の研修機会の設定等について検討した。 ②平成１７年度から，３附属学校園教職員による合同研修会を定期的に開催し，教員間の交流促進を図るとともに，各学校段階の目標，課題等について情報交換を進め，一貫教育学校設置に向けた共同研究を開始した。 ③平成１８年度に，それまでの検討内容を踏まえ，「幼・小・中一貫教育を語る会」（公開研究会）を開催し，同一キャンパスの利点を生かした「幼・小・中一貫教育附属学校」の在り方について，中間報告を行った。本研究会には，島根，鳥取両県の現職教員７０名，大学関係者３０名，学生１００名を含む約２５０名が参加した。 ④主として島根県公立学校教員を構成員とする教育研究団体等の事務局を運営し，学校教育に関する実践的研究の組織化に貢献するとともに，指導・助言を行った。特に島根県における教科指導及び幼・小・中一貫教育の指導的立場に立って，実践及び理論研究の推進に大きく寄与した。関係する教育研究団体は次のとおり。 【附属幼稚園】 ・全国国公立幼稚園教育研究協議会 ・島根県幼稚園教育研究会 【附属小学校】 ・島根県国語教育研究会 ・雲石「国語」の会 ・島根県社会科教育研究会 ・松江・八束算数研究会 ・島根県小学校算数ワーク委員会 【附属中学校】 ・島根県国語教育研究会 ・島根国語懇話会 ・島根県社会科教育研究会 ・島根社会科懇話会 ・島根県数学教育研究会 ・全日本学校合奏コンクール島根県支部 ・島根県造形教育研究会 ・全国教育美術展島根地区世話人	な改善を行う。	

			・島根県技術・家庭科研究会 ・島根県小学校算数ワーク委員会 ○県が主催する研修等への講師派遣人数 幼稚園　小学校　中学校 平成１６年度　1　5　１３ 平成１７年度　1　5　１３ 平成１８年度　1　5　１５		
	【１３７】【１３８】 平成２０年度から「幼，小，中一貫教育」の本格導入を図るため，本年度を試行期と位置づけ，学校経営，教科指導，生徒指導等の分野で改革を実施する。		（平成１９年度の実施状況） ①１０月開催の「第２回　幼・小・中一貫教育を語る会」に向けて，合同職員会・研修会を３回実施した。 また，「調査研究指定校（文部科学省）」申請について，附属学校部経営会議において申請に向け原案を検討した。 ②平成１９年度から，松江市が設置した「小・中一貫教育検討委員会」に，附属学校教員２名，学部教員２名が参加し，附属学校における研究成果，検討内容等を踏まえて，指導・助言を行った。 ③前年度に引き続き，主として島根県公立学校教員を構成員とする教育研究団体等の事務局を運営し，学校教育に関する実践的研究の組織化に貢献するとともに，指導・助言を行っている。関係する教育研究団体は前掲のとおり。また，１９年度における県が主催する研修等への講師派遣人数は，次のとおり。 幼稚園　小学校　中学校 平成１９年度　0　5　8		
【１３８】 教育学部，県教育委員会，県立教育センター等と連携し，現職教育プログラムの開発に協力するとともに，研修の場を提供する。		Ⅲ	（平成１６～１８年度の実施状況概略） ①平成１６年度～１７年度に，公立学校教員に対する現職教育プログラムの在り方について検討した ②平成１８年度に「特別支援教育」に関する研修のあり方について検討した。 ③主として島根県公立学校教員を構成員とする教育研究団体等の事務局を運営し，各団体の研修計画の立案，実施，評価に貢献している。関係する教育研究団体は次のとおり。 【附属幼稚園】 ・全国国公立幼稚園教育研究協議会	これまでの実績を分析・整理し，問題点・課題等があれば速やかな改善を行う予定である。また，平成２０年度からの大学院改組に伴う現職教員の教育学研究科短期１年履修コースへの入学も含めた，現職教職プログラ	

			・島根県幼稚園教育研究会 【附属小学校】 ・島根県国語教育研究会 ・雲石「国語」の会 ・島根県社会科教育研究会 ・松江・八束算数研究会 ・島根県小学校算数ワーク委員会 【附属中学校】 ・島根県国語教育研究会 ・島根国語懇話会 ・島根県社会科教育研究会 ・島根社会科懇話会 ・島根県数学教育研究会 ・全日本学校合奏コンクール島根県支部 ・島根県造形教育研究会 ・全国教育美術展島根地区世話人 ・島根県技術・家庭科研究会 ・島根県小学校算数ワーク委員会	ムの策定を計画している。	
	【１３７】【１３８】 平成２０年度から「幼，小，中一貫教育」の本格導入を図るため，本年度を試行期と位置づけ，学校経営，教科指導，生徒指導等の分野で改革を実施する。		（平成１９年度の実施状況） １０月開催の「第２回　幼・小・中一貫教育を語る会」に向けて，合同職員会・研修会を３回実施した。		
【１３９】 教育学部に学部教員及び附属学校教員によって組織する「附属学校部」を設置し，「附属学校部長」を置いて，「学部－附属」及び附属学校・園間の連携を一層強化する。		Ⅲ	（平成１６～１８年度の実施状況概略） ①平成１６年度に，「附属学校部」及び「附属学校部運営協議会」を設置し，学部と附属及び附属学校間の連携を進める組織整備を行い，かつ「附属学校部」の統括者として「附属学校部長」（学部教員併任）を置いて，各学校・園長と協力して附属学校経営に取り組む体制を整備した。 ②平成１７年度に，「附属学校主事」を設置し，学部教員２名，附属学校教員２名を兼任配置し，１９年度からは，附属学校教員を３名に増員した。	学部と附属学校部との連携，また，附属学校間の連携組織は基本的に定着し，着実な成果を上げている。今後，平成２０年度実施予定の附属学校改革後の状況を分析・整理し，問題点・課題等があれば必要な改善を行う。	

<table>
<tr><td></td><td>【１３９】
１９年度計画なし</td><td></td><td>（平成１９年度の実施状況）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">【１４０】
有能で多様な人材を確保するために，教員人事交流に関する協定を締結している島根県及び鳥取県の各教育委員会と教員の人事交流の円滑化を図る。</td><td></td><td rowspan="2">Ⅲ</td><td>（平成１６～１８年度の実施状況概略）
①平成１７年度に，島根県教育委員会と「教員の人事交流に関する協定書」及び「教員の人事交流に関する覚書」を締結し，法人化後の教員派遣・受け入れの円滑な実施のための制度を確立した。
②長期の附属学校への派遣教員について，「覚書」に基づいて県への帰還と公立学校等への円滑な配置について，定期的に県の人事担当課等と協議した。
③人事交流実績は次のとおり。
<table>
<tr><td></td><td colspan="2">平１７年度</td><td colspan="2">平１８年度</td><td colspan="2">平１９年度</td></tr>
<tr><td></td><td>転出</td><td>転入</td><td>転出</td><td>転入</td><td>転出</td><td>転入</td></tr>
<tr><td>小学校</td><td>4</td><td>3</td><td>4</td><td>3</td><td>4</td><td>4</td></tr>
<tr><td>中学校</td><td>1</td><td>2</td><td>6</td><td>6</td><td>2</td><td>2</td></tr>
<tr><td>幼稚園</td><td>1</td><td>0</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td></tr>
<tr><td>計</td><td>6</td><td>5</td><td>１２</td><td>１１</td><td>7</td><td>6</td></tr>
</table></td><td rowspan="2">引き続き，今後とも人事交流を円滑に行い，教員組織，教育研究の活性化を図る。</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>【１４０】
島根県教育委員会と円滑な人事交流を実施し，所要の改善を行う。</td><td>（平成１９年度の実施状況）
①島根県教育委員会との人事交流の実施にあたり，長期（１５年以上）にわたる附属への派遣者について，県への帰還と公立学校への配置の円滑な実現について，人事担当課と具体的な協議を行った。
②鳥取県教育委員会と「教員派遣交流」について検討を開始し，平成２１年度末までに，派遣実現に向けた協議を行うこととした。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">【１４１】
学部教員組織との人事交流を促進するため，派遣人事制度を創設する。</td><td></td><td rowspan="2">Ⅳ</td><td>（平成１６～１８年度の実施状況概略）
平成１７年度に，「附属学校主事」を設置し，学部教員２名，附属学校教員２名を兼任配置した。</td><td rowspan="2">引き続き今後も，人事交流を進めたい。</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>【１４１】
附属学校に学部・附属連</td><td>（平成１９年度の実施状況）
新たに附属幼稚園の副園長を附属学校主事に任命した。これ</td></tr>
</table>

	携担当として２名の附属学校教員を充て学部と附属学校のより円滑な交流に努める。		により附属学校教員を３人体制とし，学部と附属学校との連携強化を図った。 また，附属学校教員を学部准教授に１名採用（３年任期）した。		
【１４２】 平成１７年度末までに，ユニバーサルデザイン，環境保全等の社会的要請と安全対策に十分に配慮した附属学校の施設設備の長期構想を策定する。		Ⅳ	（平成１６～１８年度の実施状況概略） ①平成１７年度に実施した附属小学校改修工事に伴い，「バリア・フリー」を実施した。 ②平成１８年度に，附属学校・園でＩＳＯ１４００１の認証を取得した。 ③平成１６年度から，「幼・小・中一貫教育」の観点に立つ施設利用計画を検討し，平成１８年度に中・長期計画を策定した。 ④平成１３年６月から（監視カメラは平成１３年８月から）児童・生徒の安全確保のために，警備員の常駐体制を整備した。 ⑤平成１７年度に「学校危機管理マニュアル」を整備した。 これらの取組みにより，附属学校園の「安心・安全」の確保に努めた。	今後は，未改修の小学校の南校舎・体育館・ランチルーム，中学校特別支援学級棟，幼稚園舎の改修に努める。	
	【１４２】 平成２０年度実施予定の「幼，小，中一貫教育」の整備に合わせ，同一キャンパスの利点を生かした施設利用計画を策定，実施する。		（平成１９年度の実施状況） 平成２０年度から，幼小中一貫教育の観点に立った学校改革を実施することとし，同一キャンパスの利点を生かした施設利用計画を検討した。		
			ウェイト小計		

Ⅱ　教育研究等の質の向上の状況に関する特記事項

１．教育に関する特記事項

○　教育の成果に関する事項

【教育の成果・効果の検証等】

① 教育開発センターにおいて，環境教育，キャリア教育，フィールド学習等をテーマとする新規科目を開発し試行的に実施し，それらの成果の検証を踏まえ，平成２０年度カリキュラムにおける教育プログラムとして整備した。

② 厳格な成績評価の実施について，評価「秀，優，良，可，不可」の５区分に改め評価基準をシラバスに明示するとともに，成績評価に関する情報提供・不服申し立ての制度を整備した。法務研究科では，進級・修了のＧＰＡ基準を設けた。

③ 教育学研究科を改組し，学部教育との一貫性を高める教員組織の再編を行い，より高い専門性の習得を実現する教育システムを構築するとともに，「現職教員１年短期履修コース」を設置することとした。

④ 医学系研究科博士課程に従来の研究者育成コースに加えて，高度臨床医育成及び腫瘍専門医育成コースを新設し，専門医の養成を図る等時代の要請に応えるべく教育体制の整備を行った。併せて，中央教育審議会の答申(新時代の大学院教育:平成１７年９月)を踏まえ，医科学研究の融合・総合化のニーズに対応した教育を行うため，平成２０年度より従来の３専攻を医科学専攻の１専攻に改組した。

⑤ 医科学専攻修士課程に，医療従事者が抱える行政，法律，生活環境に係る諸問題をサポートする専門のコーディネータを養成する地域医療支援コーディネータ養成コースの設置を目指し，検討を開始した。

⑥ 生物資源科学研究科は，現行の５専攻を３専攻に改組し，学生のニーズに答える柔軟な教育プログラムを平成２０年度より実践することとした。

⑦ 生物資源科学研究科において，平成１９年度文部科学省科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点形成プログラム」が採択され，平成１９年度は現行教育プログラムで対応し，平成２０年度からは改組後の新カリキュラムにより，地域で活躍できる人材を養成する。

○　教育内容等に関する事項

【地域と連携した教育の取組】

① 島根県内の医療機関への定着を図ることを目的とし，平成１８年度から医学部に導入した地域枠推薦５名を，平成１９年度入試からは１０名に拡大した。本学の地域枠の特徴は，①県内へき地の出身者に限定②地域医療・福祉施設における１週間以上の医療福祉体験③出身市町村長による面接を条件としたことである。これは全国唯一の試みである。併せて，医学部医学科の学士入学(３年次編入学)試験に，３名の地域枠を設けた。
また，緊急医師確保対策枠導入により医学科の定員を５名増員することについて島根県と連携し，２１年度入学者からの募集に積極的な取組みを開始した。

【海外学習体験の単位化】

① グローバルな視点から社会にコミットできる学生を育成するため，平成２０年度から学生の自主的な海外研修・学習体験等を単位化する「海外研修・学習体験科目」を新設することとした。

【教員養成の管理・運営体制の強化】

① 専任教員を配置した教育学部附属教師教育研究センターを設置し，全学の教職課程の一元的な管理・運営体制を確立した。

○　教育の実施体制等に関する事項

【ＦＤ活動の多様な取組み】

① 教育開発センターが中心となり，全学ＦＤシンポジウム「学生調査に見る教育の現状と課題」，教育改善のための学生座談会等のシンポジウム，講演会等を実施した。

② 教育方法及び教育技術の向上を図るため，優れた教育実践を行った教員を表彰する「優良教育実践表彰」を実施し，１３名の表彰を行った。

③ 各学部においても，授業公開，学生との意見交換会及び研修会等によるＦＤを実施した。

【図書館における利用者サービス向上のための取組み】

① 学術情報リテラシー・テキストの発行
大学の教育研究活動に必要な実践的な情報活用能力を身につけるための副読本として学内関連組織が連携して，「学術情報リテラシー・テキスト」を編集・発行した。従来の「情報リテラシー」概念を，ＰＣ，ネットワーク利用からデータベース，電子ジャーナル等の学術情報の利用まで幅広い視点から捉えて統合したもので，他大学の情報リテラシー・テキスト作成時の参考にもなっている。

② 学術情報統合利用システムの構築

高度情報化社会における多様な学術情報リソースを効率的に検索，利用できる「学術情報統合利用システム」を，５０種類のリソースやアクセスツールを組み合わせて全国に先駆けて構築した。同システムは，契約／フリー，和／洋，一次／二次情報など多様な情報源を平易な操作で，検索から原文入手まで利用者自らが実行することが可能な完成度の高いシステムである。

③　デジタルアーカイブシステムの構築
電子貴重資料及び研究成果コンテンツを学内外に提供するため「デジタルアーカイブシステム」を構築した。本システムでは電子展示資料の蓄積・保存・閲覧機能に加えて，進行中の研究プロジェクトについても，ネットワーク認証により関係者の限定や利用範囲の制御，同時利用機能など，当該分野における調査・研究の効率化が可能となる。

【大学教育改革支援プログラムの取組み】

①　特色ある大学教育支援プログラム
教育学部がこれまで実践してきた「１０００時間体験学修の必修化」「学生プロファイルシートの開発」「面接道場による教育実習前の外部評価」などの取組みを基盤として教育を再構造化し，多角的評価によって学生の「教職への育ち」を検証し，学生の自ら伸びようとする力を促し，確かな「教師力」を有する人材を育成するプログラムが採択された。

②　社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム
島根県が抱える少子化と高齢化による後継者不足や地方にも存在する若年者の雇用問題といった社会的ニーズに対応するための若年者層を対象とした「体験学習」「討論型授業」「企業体験」などの体験と協働を核とする実践的なキャリア教育プログラムの提供が採択された。

③　新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム
学生の正課以外の諸活動への参加に対してインセンティブ・ポイントの付与，ポイント交換の仕組みを構築し，大学が積極的に課外活動等を評価するとともに，参加を誘導することにより学習意欲の向上を図ることを目的とするプログラムが採択され，既設の「学生電子カルテシステム」に課外活動情報も一元的に管理できるよう整備した。

④　地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム（３/３年度）
日本版WWAMIプログラムにおいては，３回の医療教育現場視察（メルボルン大学，ハワイ大学，コロラド大学）を行い，医学・教育ワークショップや２回の地域医療教育ＦＤ（２０２名）の実施，海外の優れた地域医療教育を実施している大学との学生・指導医交流を行うことで地域医療に対する理解を高めることができた。３年間で教職員等９７名，医員・医員（研修医）２５名，学生２３名の計１４５名を派遣し，家庭医学，総合医学について，現場体験に基づき，新たなコースの設置や地域と連携した教育への取組み等に向けた改革を行っている。

⑤　現代的教育ニーズ取組支援プログラム（２/３年度）
平成１８年度の現代ＧＰに採択された地域医療教育遠隔支援としてのｅ－ラーニングシステムの開発に着手し，評価の仕組みづくり，コンテンツ作りの応用にと幅広く展開するとともにＦＤ（１００名参加）を実施した。また，平成１９年１２月には本学が主管校となって看護・医療系大学ｅ－ラーニング全国交流会を開催した（１５７名参加）。

⑥　島根大学，鳥取大学，広島大学の３大学コンソーシアムによる「がんプロフェッショナル養成プラン」を基盤に，高度な知識・技術を持つがん専門医及びコメディカルの養成に着手した。（文部科学省　平成１９年度新規プログラム）

⑦　質の高い女性医療職を養成するモデル事業の「新しいキャリア継続モデル事業」により，女性医師・看護師の臨床現場定着及び復帰支援体制を整備した。

【ＪＡＢＥＥ教育プログラムの充実】

①　総合理工学部では，物質科学科物理分野及び化学分野の技術者教育プログラムがＪＡＢＥＥを受審し，電子制御システム工学科の技術者プログラムがＪＡＢＥＥの中間審査を受けた。

②　ＪＡＢＥＥ関連科目担当教員の連携を強化するため，全学的なＦＤ活動として「ＪＡＢＥＥ関連科目担当教員交流会」を実施した。

○　学生への支援に関する事項

【学生指導体制の充実】

①　採択された学生支援プログラムの取組の一環として，学生による「学生サポート・スタッフ」を立ち上げ，先輩による学生生活支援を開始し，また，新入生に対する相談・アドバイスのサポート等に取り組んだ。

②　事務職員と教員の協働による学生支援の充実を目指した取組として，教職員・学生を対象とした「第１回ＳＤフォーラム」を開催した。

【修学支援体制の充実】

①　学習意欲の向上を図ることを目的とした「成績優秀者に対する授業料免除」

を引き続き実施し，平成１８年度の学業成績優秀者６３名について，後期分授業料を免除した。

② 平成１７年度から実施した「島根大学授業料奨学融資制度」（地元金融機関と連携した国立大学として初めての利子補給型融資制度）の定着化がみられた。
- １９年度前期利用者　３６名（１８年度前期　２９名，１７年度前期　２３名）
- １９年度後期利用者　３０名（１８年度後期　２２名，１７年度後期　１２名）

③ 平成２０年度から島根大学支援基金等による大学院生の学会発表旅費等を補助する制度の運用を開始し，経済的支援を充実することとした。

【教育効果の高揚及び就職支援】

① 学生に付与する学内資格認定制度（「島根大学学内資格付与制度」）に基づき，資格付与を実施した。
- 島根大学情報セキュリティー管理士　１０名
- 島根大学環境マネジメントシステムリーダー　８名

２．研究に関する特記事項

○　研究水準及び研究の成果等に関する事項

【重点研究プロジェクト】

平成１７年度に政策的配分経費で創設した重点研究プロジェクト（３年計画の３年次）では，以下の成果が現れている。

《Ｓ-ナノテクプロジェクトの成果》
- 安価な青色発光ダイオード（ＬＥＤ）材料として期待されている酸化亜鉛薄膜の量産対応装置「酸化亜鉛系薄膜成長用ＭＯＣＶＤ装置」を共同開発した（酸化亜鉛単結晶薄膜の本格的な量産装置の開発は世界初となる。「Microsoft Innovation Award 2007」ナノテク・材料部門賞受賞）。
- 世界最大のナノテク展示会「nano tech ２００８ 国際ナノテクノロジー総合展・技術展」に，引き続き「Ｓ-ナノテクプロジェクト」の成果を出展した。

《重点研究プロジェクトの新たな展開》
- 新たな特定研究部門プロジェクトとして位置づけ強化・支援していく研究テーマを設定した。
- 「ヒト後期発生段階における脳・臓器の調和的な組織形成の数理科学的解明」（平成１９～２１年度）【健康長寿プロジェクト】
- 「たたら製鉄におけるナノテクノロジーの結晶学的解明」（平成２０～２２年度）【Ｓ-ナノプロジェクト】

※いずれも文科省特別教育研究経費（研究推進）に採択

【新技術説明会の開催】

① 本学の提案によりＪＳＴ「新技術説明会」を鳥取大学・島根県産業技術センター・鳥取県産業技術センターと共同で開催した（平成１９年１２月：東京で開催）。

【研究功労賞による表彰の実施】

① 研究者の優れた研究実践を顕彰することで，研究者の実績に対する功労と大学として評価すること，研究者の研究方法及び研究意欲の向上を図ること等を目的として，初めて実施し，６名の表彰を行った。なお，開催した「島根大学研究フォーラム２００８（地域と大学研究）」の中で，受賞者による講演会を実施した。

○　研究の実施体制等の整備に関する事項

① 平成１８年度に策定した「サバティカル研修制度（原案）」について，より実効性を高めた制度の確立を目指し，「国立大学法人島根大学教員のサバティカル研修に関する規則」を制定した。

② 全学共有スペースのあり方につき，施設の有効活用に関する規則に基づいた「島根大学共用スペース運用要領」を制定した。

３．その他の特記事項

○　社会との連携，国際交流等に関する事項

【社会との連携】

① 大学の知的資源と金融グループのネットワークを組み合わせ，地域の発展につなげていくことを目的とした「包括連携協力に関する協定」を山陰合同銀行グループ（山陰合同銀行，山陰経済経営研究所及びごうぎんキャピタル）と締結した。

② 日本初のジオパーク設立及び登録を目指し，産官学一体となって山陰・島根地域の地質遺産を利用したジオパーク（自然公園）設立について考える「山陰・島根ジオパーク」シンポジウムを開催した。

③ 大学図書館の貴重資料の企画展示，講演会と研究成果の商用ベースによる学術図書出版を大学－地域連携企画で実施した。出版図書は「世界シリーズ三部作」（絵図の世界，２００６．８，教育者ラフカディオ・ハーンの世界，

２００６．１１，華岡流医術の世界，２００８．３）で，本事業は大学図書館の独創的，先進的な活動事例として平成１９年度の国立大学図書館協会賞を受賞した。

④ 従前から地域住民に対し健康調査を実施してきたコホート研究の成果が，平成２０年度の文部科学省の政策課題対応経費「住民参加による生活習慣病の予知予防研究ネットワークの構築」として採択されたことを受け「疾病予知予防研究拠点」を設置することを決定し，長期的に疾病予防を推進することとした。

【国際共同研究の推進】

① テキサス州立大学ダラス校との間で，両大学の研究機関にとって関心があり有益な諸分野での交流と共同研究のプログラムを確立するため，教育・研究活動に関する交流協定を締結した。また，重点研究プロジェクトの１つである「S-ナノテクプロジェクト」の若手研究者を研究交流のため派遣した（大学教育の国際化推進プログラム採択事業）。

４．附属病院に関する特記事項

１．特記事項

【平成１６～１８事業年度】

① 平成１７年１月，国立大学病院で初めて「地域がん拠点病院」に指定された。がん患者・家族の「悩み」を気軽に話し合える交流の場として「ほっとサロン」を開設した。本院の「ほっとサロン」開設により，がんサロンネットワーク島根方式が形成され全国に広がりつつある。

② 患者さんのプライバシーを守るために診察室の中待合室を廃止，バリアフリードアへの改修，車椅子トイレ及び患者相談室の設置等，患者満足度の向上を図った。平成１９年３月，全国の大学病院では２番目となる患者個人情報保護に係るプライバシーマーク（ＪＩＳＱ １５００１）の認証を取得した。

③ 復職希望の女性医師等医療従事者への支援や優秀な人材を確保することにより，患者さんに選ばれる病院を目指し，「女性にやさしい病院ＷＧ」を組織し，各種支援体制を整えた。これにより，平成１９年３月に全国の病院で６番目，大学病院では初めてとなる「働きやすい病院」の認証を取得した。

【平成１９事業年度】

① 看護職員の確保並びに県内の看護職員の復帰支援を円滑に推進することを目的に，学外有識者３名（社団法人役員，島根県立大学職員）を加えた「看護職員確保対策島根大学医学部附属病院連絡会」を設置し，復職に係る教育支援体制の強化に着手した。

② 「医学部附属病院女性スタッフ支援室」を設置し，事務職員１名，看護師２名を配置し，院内保育所，医療情報部，地域医療連携センター，卒後臨床研修センター及び島根県等との連携体制を構築するとともに，全病院職員を対象にアンケート調査を実施するなど現状分析等を行い，女性医師，看護職員の定着と復職支援の構築に向けて取組を推進している。

③ 本院では，平成１５年３月（財）日本医療機能評価機構が行う「病院機能評価」の認証を受け，以降良質な医療の提供を確保してきた。これを受け，平成２０年３月には，「病院機能評価（バージョン５）」更新の訪問審査を受け更新認定を受けた。

④ 本院においてＩＳＯ １４００１の拡大認証審査を受け，平成２０年３月に認証を取得した（附属病院を設置する総合大学としては，国公私立大学を通じて全国初の認証取得となる）。

２．共通事項に係る取組状況

○ 質の高い医療人育成や臨床研究の推進等，教育・研究機能の向上のための取組

【平成１６～１８事業年度】

① 「地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支援プログラム」に申請し採択された「夢と使命感をもった地域医療人の育成―日本版WWAMIプログラム―」実践のため，平成１８年２月～３月に，延べ４８名の指導医，研修医等を米国医学教育視察に派遣した。

② 平成１２年に全国国立大学病院で初めて設置した開放型病床により，地域医療機関の主治医と本院の主治医とが協力して診療上必要な指導を行っている。これにより，開放型病症の利用件数が，平成１６年度以降においても徐々に増加している。

③ 卒後臨床研修センター（平成１４年４月設置）に，平成１８年４月から専任の講師１名及び事務補佐員１名を配置した。これにより，定期的に関連病院等を訪問し，研修中の研修医との面談等を行い教育体制の充実強化を図った。

④ 「地域医療等社会ニーズに対応した医療人教育支援プログラム」事業で導入した「高精細遠隔診療教育システム」を使用して，平成１８年４月から益田赤十字病院と遠隔診療補助事業を，大田市立病院と共同カンファレンス事業をそれぞれ開始し，新たに，平成１９年２月からは邑智病院に同システムを設置し，遠隔診療教育の推進を図った。

また，平成１８年５月から本院の研修医を対象に各診療科等による「卒後臨床研修センター早朝セミナー」を開始した。「高精細遠隔診療教育システム」を使用して，臨床協力病院に定期的に中継し，地域医療の教育推進を図った。この取組は，マスコミに取り上げられ，医師不足解消へ向けた取組として大きな反響を呼んだ。

⑤ 平成１７年度から整形外科を中心に（「健康長寿社会を創出するための医工農連携プロジェクト」骨格系グループ）が取り組んでいる自家骨から骨製ネジを作製する技術を開発した。ネジ作製機械は，民間会社と共同開発で，骨製ネジを手術室で手術中に作製・加工できる世界で初めての開発である。骨製ネジは，施術後正常な骨に置き換わるので除去する必要がなく，今後難治性骨折等の治療に広く応用され，ますます期待される有効な治療方法である。

⑥ 眼科において，平成１９年２月島根県内では初めて「加齢黄斑変性症に対する光線力学療法」を実施した。

【平成１９事業年度】

① 島根大学，鳥取大学，広島大学の３大学コンソーシアムによる「がんプロフェッショナル養成プラン」を基盤に，高度な知識・技術を持つがん専門医及びコメディカルの養成に着手した。

② 平成１７年度から取組を行っている「夢と使命感をもった地域医療人の育成―日本版WWAMIプログラム―」実践のため，オーストラリアのメルボルン大学，米国のハワイ大学及びコロラド大学へ延べ４６名の指導医，研修医等を派遣した。

○ 質の高い医療の提供のための取組

【平成１６～１８事業年度】

① がん治療専門の「腫瘍科」を新設して個々の診療科に分散していた治療を一本化し，集学的治療体制を整備し「がん診療拠点病院」の認証を受けた（平成１７年１月）。

② 平成１６年度「禁煙外来」や「皮膚美容外来」などの新しい診療を開始した。

③ 病院内を全面禁煙とし，喫煙室として使用していた室を患者さんへの情報提供の場所とすることとし，患者図書室「ふらっと」を設置した。この図書室には専任の司書を配置し，他機関への複写依頼，レファレンス，インターネット利用まで行える画期的なものとした。

④ 平成１７年７月，地域医療機関から直接 FAX による初診予約が出来る画期的な「初診紹介患者予約サービス」を導入した。初診の待ち時間が大幅に短縮され，紹介予約が増加している。

⑤ 平成１６年４月，医療費の支払いにクレジットカード決済を導入し，平成１７年４月には，クレジットカード決済機能を自動支払機に取り込み，医療費支払いの際の手間と待ち時間の短縮を図った。

⑥ 患者図書室に外部資金を充当して一般向け医学関係雑誌を約５８０冊購入し内容を充実した。また，出雲市図書情報センターとの貸借システムを導入し，患者図書室の一層の充実を図った。

⑦ 専門分野別医療体制の確立と，医療従事者を流動的に配置し効率的な診療・治療及び教育・研究並びにチームリーダーの動機付けを図るため，平成１８年度内科系５診療科を８診療科に，外科系２診療科を６診療科に再編し，全２１診療科から２８診療科とした。また，従来教授が自動的に併任していた科長を各々の専門医を持つ講師以上に分担させる病院長任命制にした。

⑧ 平成１８年９月から附属病院全部署を対象に完全「電子カルテ化」を実施した。この電子カルテ化により，診療情報が共有化され医療サービスの向上を図ることができた。併せて，電子カルテの情報を活用した診断書・証明書発行システムも導入し，各種証明書の迅速な発行により患者サービスが格段に向上した。

⑨ 平成１８年７月から，インシデントレポートを電子化して，解析等をスピード化する一方，インシデントの要因解析をより多角的に行い，再発防止のための対処方法の周知及び指導に積極的に役立てる体制とした。また，「医療安全管理・危機管理対応ポケットマニュアル」をより実践的な内容に改正して，全病院関係職員に配布するなど医療安全対策の向上ときめ細かい医療事故防止対策を実施した。

⑩ 平成１８年６月に，薬剤部助教授が島根県初のがん専門薬剤師の認定を受け，日本病院薬剤師会「がん専門薬剤研修施設」として認定された。

⑪ 栄養サポートチーム（ＮＳＴ）の臨床検査技師を中心に，経口的に栄養を摂取できない患者の栄養状況を把握する指標を導く計算式を新たに考案し，平成１９年２月に日本静脈経腸栄養学会賞を受賞した。

【平成１９事業年度】

① 出雲市からの寄附により附属病院に「腫瘍臨床研究部門」を設置し専任教授を配置した。これにより，従来の「腫瘍診療部門」と併せて２部門体制とし関連診療科間で相互支援を行い，集学的治療体制の構築を図った。

② 患者及び家族等からの医療に関連する相談及び地域医療機関等からのがん診療に係る相談等に適切に対応するため，医療相談機能を強化することとし，「がん相談部門」を備えた「医療相談支援室」を設置した。併せ，相談室に医療ソーシャルワーカー（ＭＳＷ）１名を増員し相談内容等の解析を開始するとともに，がん専門相談員１名を配置し，相談支援体制の充実を図った。

③ 「栄養治療科」及び「栄養管理室」を廃止し，新たに「臨床栄養部」を設置し，

給食管理，栄養管理・治療と地域社会との連携を重視した健康サポートに貢献するため管理栄養士１名を増員し，医師，看護師，検査技師，薬剤師等の連携を強化することにより臨床栄養業務の充実を図った。

④ 患者さんの視点から診療体制のより一層の充実を図るため，漢方医療の教育と診療を充実させるため「漢方教育診療」を開始し，小児精神分野の診療体制を増強するため「子どものこころ診療部」を，糖尿病疾患等支援のため「看護専門外来」を，女性医師による「女性相談外来」をそれぞれ開設し，専任のスタッフを配置し診療を開始した。

⑤ 平成１８年度の診療科再編に加え，専門性に特化し効率的な診療体制を構築するため，産科婦人科を「産科」と「婦人科」に，呼吸器・腎臓内科を「呼吸器内科」と「腎臓内科」にそれぞれ再編した。

⑥ 平成１８年度に出雲市と出雲圏域の医療機関が策定した地域連携パスを基に，本院の電子カルテ上で脳卒中及び大腿骨骨折のクリニカルパスを作成し，県内関連医療機関へ送付し病院間連携の強化を図った。

⑦ 地域医療機関と連携し紹介患者の増加を図るため，インターネットを介して「島根地域医療情報ネットワークシステム」利用による２４時間患者紹介予約受付システムを構築し，運用を開始した。

⑧ 歯科口腔外科において，歯牙欠損補綴や腫瘍切除術分野の治療にインプラント義歯を導入し，先進医療の承認を得，治療を開始した。

⑨ 「都道府県がん診療連携拠点病院」の指定を厚生労働省から受け，県内地域がん診療連携拠点病院との支援体制の構築と，関係者を対象とした医療教育・研修に着手した。

⑩ ＭＲＩ，ＣＴのフィルムレス化を図り，各診療科等で画像データ情報の共有化と迅速な画像診断の実現を図った。

○ 継続的・安定的な病院運営のための取組

【平成１６～１８事業年度】

① 平成１６年度，島根県と県内主要病院との地域医療に関する協議会，また，３７施設の病院長の参加による関連病院長会議をそれぞれ設立し，地域医療の問題解決に有用な連絡会議として活動を始めた。

② 平成１４年度から発行している「診療案内」に，平成１６年度以降，各診療科の治療成績・手術データ及び疾病諸統計等データを補強し，毎年作成し県内医療機関等（約１，２０８施設）に配付するとともにホームページにその内容を掲載し，本院の診療情報を公開している。

③ 診療科単位にアウトカム評価なく配分していた研究医療費を，病院医学教育研究費として病院の活性化に役立つ研究に配分することとし，感染対策研究やインシデント研究など２０テーマを採択し成果を得た。また，人材育成経費もこの中に含め，コメディカルスタッフの専門的な資格取得のための支援を行った。

④ 地域における健康に対する啓発活動の一環として平成１４年度から，本院と地元ケーブルビジョンと共同で，いきいき健康講座「まめなかくらぶ」と題した健康番組を製作し，毎月第１，第３木曜日に本院医師とアナウンサーとの対談方式での放送を行っている。平成１６年度以降も，毎月各診療科で先進医療から季節的な疾病予防等について放映し本院の診療情報を公開している。放映範囲は出雲市の外，県内４市１町のケーブルビジョンで放映している。

⑤ 地域医療機関との連携強化を図るため，平成１９年３月本院が中心となり近隣の８医療機関が参加して，「島根大学医学部附属病院医療連携会議」を設置した。

⑥ 医薬品・医療材料費削減を図るため，後発医薬品の採用，医療材料の購入品目の見直し，市場価格調査・分析，価格交渉等を行い対前年度比較で，平成１７年度は，後発医薬品の採用で約６，０００万円，市場価格調査・分析，価格交渉で約３，２００万円を削減した。平成１８年度は，高額，大量購入医薬品についての後発医薬品採用及び検査試薬の見直しにより約２，９９０万円を削減するとともに，医療材料の市場価格調査・分析等の業務を外部専門業者に依頼し，そのデータを基に本院担当者を交え問屋，メーカーに対し積極的に値引き交渉を行い，約４，０００万円の経費削減を図った。以降，市場調査，価格交渉等により継続して効率的な経費の執行に努めている。

【平成１９事業年度】

① より一層の経営改善を図るため，外部有識者２名（民間病院代表者，国立大学法人職員）を加えた「附属病院運営経営懇談会」を設置し，１月に第１回の懇談会を開催し，病院経営について意見交換を行い改善に向けて検討を開始した。

② 平成１８年度に契約を行った外部専門業者から得た交渉手法等を用いて，未着手の医療材料（保険償還価格のある高額な医療材料）を中心に価格交渉を実施し，平成１８年度に比較し約１，７００万円の医療材料費の削減を図った。

③ 材料部専門部会及び薬剤部専門部会等において，購入品の再点検を行い，より安価な代替品や類似品の導入を図り，平成１８年度に比較し約１９０万円の検査試薬経費の削減を図った。

５．附属学校に関する特記事項

１．教育実習関係

【平成１６～１８事業年度】

教育支援センター，ＦＤ戦略センターなど教育学部の附属教育研究施設と協働して，４年一貫の教育実習体制を構築するため教育実習プログラムＩ

～Ⅳを開発し，それに基づき具体的な実習・体験を行わせた。

【平成１９事業年度】

平成１８年度までの実績を踏まえ，その成果・課題を検証した。その結果，学部・附属学校園間の緊密な連携・協力の下での実習が附属学校園のみで一貫して実施でき，教育実践力の向上に大きく寄与したものと評価した。今後も必要な改善策を講じ，教育実習の向上を図ることとした。

２．研究（連携）関係

【平成１６～１８事業年度】

平成１７～１９年度にかけて，島根大学教育学部が「エネルギー教育に関する研究・実践を推進する地域拠点大学」の指定を受けたことに伴い，学部教員と連携して小学校と中学校において，理科，社会，家庭科の教科において各教科の特色をいかしたエネルギー環境教育に関する実践研究に取り組み，その成果を「第１回一貫教育を語る会」で公表するとともに，論文としてまとめ，取組みのモデルを提供できた。

教育学部や附属農場の教員とともに小学校の給食を核にした食育の実践研究に取り組み，よりよい給食の実践を図ることができた。

学生や院生が「心の相談室」のサポートやメンタルフレンドとして，「教育臨床研究」の取組みができ，その活動をまとめ卒業研究や修士論文を作成できた。

【平成１９事業年度】

平成１８年度までの取組みを踏まえ，１９年度の事業に着手し，理科，社会科，家庭科や生活科におけるエネルギー環境教育を充実させた。これらの学習成果を実際の生活に活かし，附属学校園のエネルギー消費の節約を実現させた。

給食を核にした食育については，地産地消を一層進めるとともに，残菜の減少や子どもたちにとって，ワクワク給食となった。

「教育臨床研究」をさらに充実させ，平成１９年度２件の修士論文の作成に寄与した。

Ⅲ 予算（人件費見積もりを含む。），収支計画及び資金計画

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

Ⅳ 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績
1 短期借入金の限度額 ２８億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。	1 短期借入金の限度額 ２８億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。	該当なし

Ⅴ 重要財産を譲渡し，又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績
重要な財産を譲渡する計画 1 職員宿舎（鳥飼宿舎）の土地の一部（島根県松江市西川津町字鳥飼６８８番４，６６．０９㎡）を譲渡する。 2 職員宿舎（西川津宿舎）の土地の一部（島根県松江市西川津町字津嘉田６９４番１，６４．９０㎡）を譲渡する。 担保に供する計画 附属病院の基幹・環境整備に必要となる経費の長期借入れに伴い，本学病院の敷地及び建物について，担保に供する。また，病院医療機械設備の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い，本学病院の敷地及び建物について，担保に供する。	重要な財産を譲渡する計画 なし 担保に供する計画 附属病院の基幹・環境整備に必要となる経費の長期借入れに伴い，本学病院の敷地及び建物について，担保に供する。また，病院医療機械設備の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い，本学病院の敷地及び建物について，担保に供する。	該当なし 担保に供する計画 附属病院の基幹・環境整備及び病院特別医療機械整備に必要となる経費として，独立行政法人国立大学財務・経営センターから３９７百万円を借り入れ，本学附属病院の敷地を担保とした。

Ⅵ 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績
決算において剰余金が発生した場合は，教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は，教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	平成１８年度決算における剰余金として８１０百万円が発生し，平成１９年１２月２８日付けで繰り越しに係る承認を得た。 剰余金の使用計画について各部局と大学本部における配分枠の割合を見直して全学的な施設等整備に充てる経費を増額した。

Ⅶ その他　１ 施設･設備に関する計画

中期計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
・医病団地基幹・環境整備 ・循環器Ｘ線画像診断治療システム ・小規模改修 ・災害復旧工事	総額 ９４１	施設整備費補助金 （３７９） 長期借入金 （５６２）

(注 1) 金額については見込みであり，中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注 2) 小規模改修について１７年度以降は１６年度同額として試算している。なお，各事業年度の施設整備費補助金，船舶建造費補助金，国立大学財務・経営センター施設費交付金，長期借入金については，事業の進展等により所要額の変動が予想されるため，具体的な額については，各事業年度の予算編成過程等において決定される。

年度計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
・(川津他) 耐震対策事業 ・(医病) 基幹・環境整備 ・患者モニタリングシステム ・小規模改修	総額 ２，０９７	施設整備費補助金 （１，６４４） 長期借入金 （３９７） 国立大学財務・経営センター施設費交付金 （５６）

注) 金額は見込みであり，上記のほか，業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や，老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

実績

施設・設備の内容	決定額（百万円）	財源
・(川津他) 耐震対策事業 ・(医病) 基幹・環境整備 ・患者モニタリングシステム ・小規模改修	総額 ２，０９７	施設整備費補助金 （１，６４４） 長期借入金 （３９７） 国立大学財務・経営センター施設費交付金 （５６）

○ 計画の実施状況等

・施設整備費補助金，長期借入金

（単位：百万円）

事　　項　　名	借入金	補助金
患者モニタリングシステム	237	
(医病)基幹・環境整備(配管設備)その他工事	151	17
(医病)基幹・環境整備(発電機系統連系設備)その他工事	9	1
(川津)教育学部校舎空調設備工事		40
(塩冶)附属図書館医学分館改修工事		53
(塩冶)附属図書館医学分館ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ工事		14
(塩冶)附属図書館医学分館改修電気設備工事		11
(塩冶)附属図書館医学分館改修機械設備工事		22
(川津)教育学部校舎改修工事		460
(川津)教育学部校舎改修電気設備工事		143
(川津)教育学部校舎改修機械設備工事		256
(川津)総合研究棟他改修工事		345
(川津)総合研究棟改修電気設備工事		62
(川津)総合研究棟改修機械設備工事		118
(川津)総合研究棟埋蔵文化財調査工事		5
(川津)教育学部５期棟ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ改修工事		10
(川津)第一体育館耐震改修その他工事		12
(川津)第一体育館改修電気設備工事		2
(川津)第一体育館改修機械設備工事		7
附帯設備等一式		66
計	397	1,644

事　　項　　名	交付金
(塩冶)附属図書館医学分館視聴覚室等改修機械設備工事	5
(川津)総合理工学部１号館玄関改修その他工事	2
(塩冶)基礎研究棟他低温室改修工事	5
(医)臨床講義棟２階ラウンジ改修工事	6
(医)講義棟１階ホール照明改修工事	1
(川津)生物資源科学部２号館非常階段塗装改修工事	2
(塩冶)陸上競技場フェンス改修工事	3
(本庄)本庄農場堆肥置場新営工事	8
(川津)井水配管改修工事	14
(川津)プール棟塗装改修工事	8
(医病)基幹整備(ナースコール設備)改修工事	1
(川津)学生食堂厨房電源改修工事	1
計	56

Ⅶ その他　２ 人事に関する計画

中期計画	年度計画	実績
・　教員及び事務系職員の人事管理を学長の下に一本化し，中期目標・中期計画に沿って柔軟かつ弾力的に運用する。 ・　教員については，全学での運用枠を設け，中期目標・中期計画の実現のための人事配置方針に基づき，重点的，戦略的な配置・活用を行う。 ・　事務系職員については，事務・事業の見直しを進めるとともに，就職支援や産学共同事業等高い専門性を要する部門において，そのための専門研修の強化及び適任者の雇用を図る。 ・　女性教員及び外国人教員の比率の増大を図る。	・　新評価制度の試行結果の分析を行い，評価結果を利用した処遇への反映方法を引き続き検討する。	「Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況（１）業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」ｐ４４・４５，Ｎｏ．１７０参照

○ 別表1（学部の学科，研究科の専攻等の定員未充足の状況について）

学部の学科，研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
	(a)	(b)	(b)／(a)×100
≪学士課程≫	（人）	（人）	（%）
法文学部			
法経学科	３６０	３７３	１０４
社会文化学科	２８０	２９７	１０６
言語文化学科	２６０	３０６	１１８
法学科 ［注１］	—	４７	—
社会システム学科 ［注１］	—	２８	—
編入学	２０		
教育学部			
学校教育課程	６８０	７１１	１０５
学校教育教員養成課程 ［注１］	—	１２	—
生涯学習課程 ［注１］	—	７	—
生活環境福祉課程 ［注１］	—	１０	—
医学部			
医学科	５５０	５７２	１０４
（うち編入学）	（４０）		
看護学科	２６０	２６１	１００
（うち編入学）	（２０）		
総合理工学部			
物質科学科	５２０	５８９	１１３
地球資源環境学科	２００	２１１	１０６
数理・情報システム学科	４００	４６１	１１５
電子制御システム工学科	３２０	３７７	１１８
材料プロセス工学科	１６０	１７４	１０９
編入学	４０		

学部の学科，研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
生物資源科学部			
生物科学科	１２０	１３１	１０９
生態環境科学科	１８０	２１２	１１８
生命工学科	１６０	１９０	１１９
農業生産学科	１２０	１４７	１２３
地域開発科学科	２２０	２６１	１１９
編入学	４０		
学士課程　計	４，８９０	５，３７７	１１０
≪修士課程≫			
人文社会科学研究科			
法経専攻	１２	１４	１１７
言語・社会文化専攻	１２	１７	１４２
教育学研究科			
学校教育専攻	１０	３４	３４０
教科教育専攻	６０	４３	７２
医学系研究科			
医科学専攻	３０	２２	７３
看護学専攻	２４	２７	１１３
総合理工学研究科			
物質科学専攻	７２	１００	１３９
地球資源環境学専攻	２８	３５	１２５
数理・情報システム学専攻	５６	５０	８９
電子制御システム工学専攻	４４	５８	１３２
材料プロセス工学専攻	２４	２３	９６

学部の学科，研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
生物資源科学研究科			
生物科学専攻	２４	１７	７１
生態環境科学専攻	３６	３８	１０６
生命工学専攻	２４	２２	９２
農業生産学専攻	２４	２４	１００
地域開発科学専攻	４４	３０	６８
修士課程　計	５２４	５５４	１０６
≪博士課程≫			
医学系研究科			
形態系専攻	３２	４８	１５０
機能系専攻	６０	４８	８０
生態系専攻	２８	１８	６４
総合理工学研究科			
マテリアル創成工学専攻	１８	２８	１５６
電子機能システム工学専攻	１８	１２	６７
博士課程　計	１５６	１５４	９９
≪専門職学位課程≫			
法務研究科			
法曹養成専攻	９０	８３	９２
専門職学位課程　計	９０	８３	９２
附属小学校	５５２	４９８	９０
附属中学校	５０４	４８２	９６
附属幼稚園	１６０	１１１	６９

［注１］　法文学部及び教育学部は平成１６年度に改組しており，平成１９年度の収容数は，過年度生である。

○ 別表2(学部，研究科等の定員超過の状況について)

(平成16年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定の対象となる在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,I の合計)】	定員超過率 (K) (J)／(A)×100
			外国人留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学者数 (G)	留年者数 (H)	左記の留年者数のうち，修業年限を超える在籍期間が2年以内の者の数 (I)		
				国費留学生数 (D)	外国政府派遣留学生数(E)	大学間交流協定等に基づく留学生等数 (F)					
(学部)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
法文学部	1,175	1,310	10				15	88	73	1,222	104.0
教育学部	770	876	0				5	34	23	848	110.1
医学部	810	825	0				5	24	22	798	98.5
総合理工学部	1,640	1,814	9		1		21	146	127	1,665	101.5
生物資源科学部	840	951	7				12	53	43	896	106.7
(研究科)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
人文社会科学研究科	28	34	7	2			1	2	2	29	103.6
教育学研究科	70	73	8				0	1	1	72	102.9
医学系研究科	159	104	12	6	1		1	5	3	93	58.5
総合理工学研究科	260	278	33	18		6	4	6	6	244	93.8
生物資源科学研究科	152	124	14	12			0	3	3	109	71.7
法務研究科	30	33	0				1	0		32	106.7

○ 別表2（学部，研究科等の定員超過の状況について）

（平成17年度）

学部・研究科等名	収容定員（A）	収容数（B）	左記の収容数のうち							超過率算定の対象となる在学者数（J）【（B）−（D,E,F,G,I の合計）】	定員超過率（K）（J）／（A）×100
			外国人留学生数（C）	左記の外国人留学生のうち			休学者数（G）	留年者数（H）	左記の留年者数のうち，修業年限を超える在籍期間が2年以内の者の数（I）		
				国費留学生数（D）	外国政府派遣留学生数（E）	大学間交流協定等に基づく留学生等数（F）					
（学部）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（%）
法文学部	1,090	1,235	11				13	102	88	1,134	104.0
教育学部	740	835	0				13	36	29	793	107.2
医学部	810	830	0				4	27	24	802	99.0
総合理工学部	1,640	1,810	5		1		22	151	132	1,655	100.9
生物資源科学部	840	944	10				12	42	27	905	107.7
（研究科）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（%）
人文社会科学研究科	24	32	6	1			4	8	8	19	79.2
教育学研究科	70	67	8		1		1	1	1	64	91.4
医学系研究科	174	107	8	3			8	7	5	91	52.3
総合理工学研究科	260	273	34	18		7	0	4	4	244	93.8
生物資源科学研究科	152	119	12	9			3	4	4	103	67.8
法務研究科	60	62	0				2	0		60	100.0

○ 別表2（学部，研究科等の定員超過の状況について）

（平成18年度）

学部・研究科等名	収容定員（A）	収容数（B）	左記の収容数のうち							超過率算定の対象となる在学者数（J）【（B）−（D,E,F,G,I の合計）】	定員超過率（K）（J）／（A）×100
			外国人留学生数（C）	左記の外国人留学生のうち			休学者数（G）	留年者数（H）	左記の留年者数のうち，修業年限を超える在籍期間が2年以内の者の数（I）		
				国費留学生数（D）	外国政府派遣留学生数（E）	大学間交流協定等に基づく留学生等数（F）					
（学部）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（%）
法文学部	1,005	1,132	7				15	90	72	1,045	104.0
教育学部	710	781	0				7	30	25	749	105.5
医学部	810	828	0				10	21	20	798	98.5
総合理工学部	1,640	1,803	5		2		13	144	118	1,670	101.8
生物資源科学部	840	963	13				20	54	49	894	106.4
（研究科）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（%）
人文社会科学研究科	24	30	4	1			1	5	5	23	95.8
教育学研究科	70	59	4				1	1	1	57	81.4
医学系研究科	174	130	17	5			4	3	2	119	68.4
総合理工学研究科	260	291	31	15		7	3	8	8	258	99.2
生物資源科学研究科	152	118	16	9			3	3	3	103	67.8
法務研究科	90	90	1				4	0		86	95.6

○ 別表2（学部，研究科等の定員超過の状況について）

（平成19年度）

学部・研究科等名	収容定員（A）	収容数（B）	左記の収容数のうち							超過率算定の対象となる在学者数（J）【（B）−（D,E,F,G,I の合計）】	定員超過率（K）（J）／（A）×100
			外国人留学生数（C）	左記の外国人留学生のうち			休学者数（G）	留年者数（H）	左記の留年者数のうち，修業年限を超える在籍期間が2年以内の者の数（I）		
				国費留学生数（D）	外国政府派遣留学生数（E）	大学間交流協定等に基づく留学生等数（F）					
（学部）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（%）
法文学部	920	1,051	4				13	96	78	960	104.3
教育学部	680	740	0				10	29	27	703	103.4
医学部	810	833	0				4	20	16	813	100.4
総合理工学部	1,640	1,812	8		4		29	148	125	1,654	100.9
生物資源科学部	840	941	13				10	44	39	892	106.2
（研究科）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（%）
人文社会科学研究科	24	31	6	1			0	4	4	26	108.3
教育学研究科	70	77	6				1	4	4	72	102.9
医学系研究科	174	163	20	6			6	13	11	140	80.5
総合理工学研究科	260	306	32	19		4	5	11	10	268	103.1
生物資源科学研究科	152	131	21	10			3	2	1	117	77.0
法務研究科	90	83	1				5	1	1	77	85.6